

改正 平成 8 年 9 月 24 日条例第 28 号 平成 24 年 10 月 11 日条例第 48 号
平成 29 年 10 月 16 日条例第 42 号

「長野県防災会議条例」をここに公布する。

長野県防災会議条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「法」という。）第 15 条第 8 項の規定に基づき、長野県防災会議（以下「防災会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(定数)

第 2 条 法第 15 条第 5 項第 5 号から第 8 号までに規定する者をもつて充てる委員の定数は、65 人以内とする。一部改正 [平成 8 年条例 28 号・24 年条例 48 号・29 年条例 42 号]

(任期)

第 3 条 法第 15 条第 5 項第 6 号及び第 8 号に規定する者をもつて充てる委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

一部改正 [平成 24 年条例 48 号]

(部会)

第 4 条 防災会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから、部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(幹事)

第 5 条 防災会議に、幹事を置く。

- 2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、知事が任命する。
- 3 幹事は、防災会議の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

(補則)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 特別職の職員等の給与に関する条例(昭和 27 年長野県条例第 10 号)の一部を次のように改正する。
次のよう(省略)
- 3 特別職の職員等の旅費又は費用弁償に関する条例(昭和 27 年長野県条例第 75 号)の一部を次のように改正する。
次のよう(省略)

附 則(平成 8 年 9 月 24 日条例第 28 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 24 年 10 月 11 日条例第 48 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 29 年 10 月 16 日条例第 42 号)

この条例は、公布の日から施行する。

資料04-2 長野県防災会議運営規程

(目的)

第1条 この規定は、長野県防災会議条例（昭和37年長野県条例41号）第6条の規定に基づき長野県防災会議（以下「防災会議」という。）の議事その他の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 防災会議は、会長が招集し議長となる。

2 委員は、防災会議の必要があると認めるときは、会長に会議の招集を求めることができる。

3 防災会議の招集は、開会の日前10日までに委員に通知しなければならない。ただし急を要する場合は、この限りでない。

(防災会議の委任による処理)

第3条 防災会議の権限に属する事項で、その議決により特に指定したものは、会長において処理することができる。

2 前項の規定により処理したときは、会長は、次の防災会議にこれを報告しなければならない。

(部会)

第4条 部会は、部会長が招集する。

2 部会長は、部会を招集するときは、あらかじめ会長にこれを通知しなければならない。

3 部会長は、部会の経過及び結果を防災会議に報告しなければならない。

(専門委員)

第5条 専門委員は、防災会議に出席して意見を述べることができる。

(幹事の招集)

第6条 会長は、必要の都度幹事を招集して事務を処理させることができる。

附 則

この規定は、昭和37年12月24日から施行する。

資料04-3 長野県防災会議地震対策部会運営要綱

(設置)

第1条 長野県防災会議条例（昭和37年長野県条例第41号）第4条第1項の規定により、長野県防災会議（以下「防災会議」という。）に地震対策部会（以下「部会」という。）を設置する。

(部会の業務)

第2条 部会は、地震対策における基本的な事項に関する審議を行う。

(委員)

第3条 委員は、防災会議委員若干名及び専門委員をもって充てる。

(部会長)

第4条 部会長は、危機管理部長の職にある者が当たる。

(会議)

第5条 部会は必要に応じ部会長が招集する。

2 委員及び専門委員は、必要があると認めるときは、部会長に部会の招集を求めることができる

3 部会を招集するときは、日時・場所及び議題を定め、あらかじめ関係者に通知するものとする。

(議事)

第6条 部会の議事は、部会長が主宰する。

2 部会長は、必要があると認めるときは、防災会議の委員又は幹事その他の関係者の出席を求めることができる。

(部会の記録)

第7条 部会長は、部会の記録を作成しておかなければならない。

(防災会議への報告)

第8条 部会長は、部会の経過又は結果を防災会議に報告しなければならない。

(庶務)

第9条 部会の庶務は、長野県危機管理部危機管理防災課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は部会長が定める。

附 則

この要綱は、平成25年3月27日から施行する。

資料04-4 長野県防災会議火山対策部会運営要綱

(設置)

第1条 長野県防災会議条例（昭和37年長野県条例第41号）第4条第1項の規定により、長野県防災会議（以下「防災会議」という。）に火山対策部会（以下「部会」という。）を設置する。

(部会の業務)

第2条 部会は、火山対策における基本的な事項に関する審議を行う。

(委員)

第3条 委員は、防災会議委員若干名及び専門委員をもって充てる。

(部会長)

第4条 部会長は、危機管理部長の職にある者が当たる。

(会議)

第5条 部会は必要に応じ部会長が招集する。

2 委員及び専門委員は、必要があると認めるときは、部会長に部会の招集を求めることができる

3 部会を招集するときは、日時・場所及び議題を定め、あらかじめ関係者に通知するものとする。

(議事)

第6条 部会の議事は、部会長が主宰する。

2 部会長は、必要があると認めるときは、防災会議の委員又は幹事その他の関係者の出席を求めることができる。

(部会の記録)

第7条 部会長は、部会の記録を作成しておかなければならない。

(防災会議への報告)

第8条 部会長は、部会の経過又は結果を防災会議に報告しなければならない。

(庶務)

第9条 部会の庶務は、長野県危機管理部危機管理防災課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は部会長が定める。

附 則

この要綱は、平成25年3月27日から施行する。

資料04-5 長野県防災会議災害危険地域対策部会運営要綱

(設置)

第1条 長野県防災会議条例（昭和37年長野県条例第41号）第4号第1項の規定に基づき、長野県防災会議（以下「防災会議」という。）に災害危険地域対策部会（以下「部会」という。）を設置する。

(部会の業務)

第2条 部会は、次に掲げる業務を行う。

自然災害防止対策における基本的な事項に関する審議（地震・火山対策部会に関する事項を除く。）

(委員)

第3条 委員は、防災会議委員若干名及び専門委員若干名をもってあてる。

(部会長)

第4条 部会長は、土木部長の職にある者があたる。

(会議)

第5条 部会は必要に応じ部会長が招集する。

2 委員及び専門委員は、必要があると認める時は、部会長に部会の招集を求めることができる。

3 部会を招集するときは、日時・場所及び議題を定め、あらかじめ関係者に通知するものとする。

(議事)

第6条 部会の議事は、部会長が主宰する。

2 部会長は、必要があると認める時は、防災会議の委員もしくは幹事、その他の関係者の出席を求めることができる。

(部会の記録)

第7条 部会長は、部会の記録を作成しておかなければならない。

(防災会議への報告)

第8条 部会長は、部会の経過又は結果を防災会議に報告しなければならない。

(庶務)

第9条 部会の庶務は、土木部監理課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は部会長が定める。

附 則

この要綱は、昭和61年3月25日から施行する。

資料04-6 長野県防災会議原子力災害対策部会運営要綱

(設 置)

第1条 長野県防災会議条例（昭和37年長野県条例第41号）第4条第1項の規定に基づき、長野県防災会議（以下「防災会議」という。）に原子力災害対策部会（以下「部会」という。）を設置する。

(部会の業務)

第2条 部会は、原子力災害に係る計画の策定に関する審議を行う。

(委 員)

第3条 委員は、防災会議委員若干名及び専門委員をもって充てる。

(部会長)

第4条 部会長は、危機管理部長の職にある者が当たる。

(会 議)

第5条 部会は必要に応じ部会長が招集する。

2 委員及び専門委員は、必要があると認めるときは、部会長に部会の招集を求めることができる。

3 部会を招集するときは、日時・場所及び議題を定め、あらかじめ関係者に通知するものとする。

(議 事)

第6条 部会の議事は、部会長が主宰する。

2 部会長は、必要があると認めるときは、防災会議の委員もしくは幹事、その他の関係者の出席を求めることができる。

(部会の記録)

第7条 部会長は、部会の記録を作成しておかなければならない。

(防災会議への報告)

第8条 部会長は、部会の経過又は結果を防災会議に報告しなければならない。

(庶 務)

第9条 部会の庶務は、長野県危機管理防災課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は部会長が定める。

附 則

この要綱は、平成23年10月3日から施行する。

資料04-7

長野県防災会議の権限に属する事項のうち会長が処理できる事項について

長野県防災会議運営規程第3条の規定により、次の事項は会長において処理することができる。

- 1 長野県の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に係る災害応急対策に関し関係機関相互間の連絡調整を図ること（法第14条第4項）。
- 2 知事の行う市町村防災会議の不設置の報告について、知事の諮問にこたえること（法第16条第5項）。
- 3 関係行政機関等の長に対し、資料又は情報の提供及び意見の開陳その他必要な協力を求めること（法第21条）。
- 4 市町村防災会議が知事に報告する市町村地域防災計画の作成又は修正について、知事の諮問にこたえること（法第42条第5項）。
- 5 市町村防災会議の協議会が知事に報告する市町村相互間防災計画の作成又は修正について、知事の諮問にこたえること（法第44条第3項）。
- 6 県地域防災計画の関係行政機関等における組織改正に関する事項又は、内容の軽易な事項の修正に関すること（昭和61年3月25日一部改正）。

資料 04-9 長野県防災会議原子力災害対策部会委員名簿

(H23. 10. 3発足)

部会長	長野県危機管理部長		
委員	長野地方気象台長		
〃	陸上自衛隊第13普通科連隊長		
〃	長野県教育長		
〃	長野県警察本部長		
〃	長野県市長会総務文教部会長		
〃	長野県町村会総務文教部会長		
〃	長野県消防長会長		
〃	中部電力(株)執行役員長野支店長		
〃	社団法人長野県医師会常務理事		
専門委員	東京医療保健大学教授	明	石 真 言
〃	国立研究開発法人 量子科学技術研究 開発機構 量子医学・医療部門 高度 被ばく医療センター 副センター長	神	田 玲 子

資料04-10 長野県災害対策本部条例

〔昭和 37 年 10 月 15 日〕
条 例 第 42 号

改正 平成 8 年 7 月 8 日長野県条例第 22 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 23 条第 8 項の規定により、長野県災害対策本部(以下「本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(災害対策本部長等の職務)

第 2 条 災害対策本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策本部長に事故があるときは、災害対策副本部長がその職務を代理する。

3 災害対策副本部長は、災害対策本部長の命を受けて本部の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。

4 災害対策本部員その他の職員は、上司の命を受けて、本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要があると認めるときは、本部に部を置くことができる。

(現地災害対策本部長等)

第 4 条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、災害対策本部長の命を受けて、現地災害対策本部の事務を掌理する。

追加〔平成 8 年条例 22 号〕

(補則)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

一部改正〔平成 8 年条例 22 号〕

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 8 年 7 月 8 日条例第 22 号)

この条例は、公布の日から施行する。

長野県災害対策本部規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、長野県災害対策本部条例（昭和37年長野県条例第42号）第5条の規定により長野県災害対策本部（以下「本部」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 本部

(組織及び分掌事務)

第2条 本部に別表第1に掲げる室、部、班、応援・受援本部及び担当を置く。

2 前項の室に室長、部に部長、班に班長、応援・受援本部に本部リーダー、担当に担当リーダーを置く。

3 室、部、班、応援・受援本部及び担当は、別表第1の事務を分掌する。

4 前三項に定めるもののほか、災害対策本部長（以下「本部長」という。）は応急対応のため特に必要と認めるときは、室、部、班、応援・受援本部及び担当を置くことができる。その際、室に設ける、班、応援・受援本部及び担当については、別表第2を基本とする。

(副本部長)

第3条 災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、副知事をもってあてる。

2 副本部長は、災害対策本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

なお副本部長にも事故あるときは、知事の職務代理者を定める規則（昭和39年4月1日規則第64号）第2項から第5項までに定める順序により（危機管理部長を除く。）、知事の補助機関である職員が本部長の職務を代理する。

また副本部長が本部長の職務を代理する順序は、上記規則第1項による。

(危機管理監)

第4条 危機管理監は、本部長の命を受けて室長及び部長を指揮し本部の事務を掌理する。

(室長、部長、次長及び室付)

第5条 室長及び部長は、本部長の命を受けて室及び部の事務を掌理する。

2 室に副室長及び本部室統括官、部に次長を置くことができる。

3 副室長及び次長は、室（部）長を補佐し、室（部）長に事故あるときは、その職務を代理する。

4 本部室統括官又は次長は、室長又は部長の命を受けて特定の事務を処理する。

(班に置かれる職員の職)

第6条 班長は、上司の命を受けて班の事務を掌理する。

2 本部室には、連絡調整員を置く。

3 連絡調整員は、上司の命を受けて本部と部相互間の連絡及び各種情報収集の事務に従事する。

4 班員は、上司の命を受けて班の事務に従事する。

(職に充てられる職員)

第7条 前2条に規定する職に充てられる災害対策本部員（以下「本部員」という。）及び本部員でないその他の職員（以下「本部職員」という。）は、別表第3のとおりとする。

(本部設置の通知)

資料4-11

第8条 本部長は、本部を設置したときは、その旨を、次の各号に掲げる者のうち必要と認められた者に通知するものとする。

- (1) 指定地方行政機関の長、指定公共機関の長及び指定地方公共機関の長
 - (2) 陸上自衛隊第13普通科連隊長
 - (3) 指定行政機関の長
 - (4) 近県の知事
- (廃止の基準等)

第9条 本部長は、県内の地域において、災害が拡大するおそれがなくなったと認めたとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認めたときは、本部を廃止するものとする。

2 前条の規定は、本部を廃止した場合について準用する。

(本部員会議)

第10条 本部長は、災害応急対策に関する基本的事項を協議するため、副本部長、危機管理監、室長及び部長を招集し、本部員会議を開催する。

また本部員会議には、市町村、指定地方行政機関、陸上自衛隊第13普通科連隊、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等の出席を求めることができるものとする。

(関係機関に対する要請)

第11条 本部長は、災害の状況に応じ、次の表に掲げる関係機関に対し、同表右欄に掲げる事項の処置を議ずるよう協力を要請するものとする。

関係機関	要請する事項
関東農政局長野支局	食料の確保及びあっせん
長野地方气象台	気象警報・注意報等
信越総合通信局	通信・放送の確保、非常通信、無線局免許の臨機の措置及び移動通信機器・移動電源車の貸出
長野国道事務所	水防及び公共土木施設の応急復旧
千曲川河川事務所	同
天竜川上流河川事務所	同
飯田国道事務所	同
陸上自衛隊第13普通科連隊	災害の予防及び応急対策における自衛隊の派遣
J R 東日本(長野支社)	救助物資、応急復旧資材等の鉄道輸送
J R 東海	同
東日本電信電話(株)長野支店	緊急電話及び電信電話施設の応急復旧
日本赤十字社長野県支部	日赤救護班の派遣、義援金の募集、配分及び奉仕活動
日本放送協会長野放送局	災害情報等の一般住民に対する放送
信越放送株式会社	同
株式会社長野放送	同
株式会社テレビ信州	同
長野朝日放送株式会社	同
中部電力パワーグリッド株式会社 長野支店	電気施設の応急復旧
その他の機関	そのつど必要な事項

(本部の位置等)

第12条 本部は、県庁西庁舎災害対策本部室とする。

2 本部には、おおむね次により所要の設備をするものとする。

設備実施者	設備品目	設備数量	備考
本部室長	防災行政無線電話	15台	
	NTT電話	57台	
	ファックス	1台	
	気象台専用電話	1台	
	大型マルチビジョン	1式	60インチ8面
	警報表示装置	1台	
	情報処理端末	55台	県防災情報システム等運用
	デジタルカメラ	1台	(受信用)
	その他事務器具	必要数	複写機、各種プリンター、電子白板、テレビ(モニタ含む)
	寝具	必要数	
警察部長	警備支援端末	1台	
	警察電話	2台	

第3章 現地災害対策本部

(設置)

第13条 本部長は、国の現地対策本部が設置された場合若しくは、現地の情報を把握し、応急対策の実施等に必要があると認めるときは、災害地若しくはその付近、又は災害地を所管する市町村の庁舎等に、現地災害対策本部(以下「現地本部」という。)を置く。

なお、出来る限り国の現地対策本部と同じ場所に設置するものとする。

(任務)

第14条 現地本部は、次の事務を処理する。

- (1) 災害情報を収集し、整理し、及びこれを本部長に報告すること。
- (2) 収集した災害情報に基づき、実施すべき災害対策について検討し、本部長に報告すること。
- (3) 国、市町村、その他関係機関の実施する災害対策に関する連絡調整をすること。
- (4) 県の機関が実施する災害対策について、災害地において必要な調整をすること。
- (5) その他緊急を要する災害対策を実施すること。

2 現地災害対策本部長(以下「現地本部長」という。)は、人員、物資、輸送車両等の調達及び確保の必要があるときは、本部長に対して必要な要請を、地方部長に対して必要な指示をすることができる。

(職員の職)

第15条 現地本部に、現地本部長、現地災害対策本部員(以下「現地本部員」という。)及び現地災害対策本部職員(以下「現地本部職員」という。)を置く。

資料4-11

- 2 現地本部長は、副本部長又は本部員のうちから本部長が指名する。
- 3 現地本部員は、各部の企画幹のうちから、現地本部職員は本部職員のうちから本部長が指名する。
- 4 現地本部員は、現地本部長の命を受けて特定の事務を処理する。
- 5 現地本部職員は、上司の命を受けて現地本部の事務に徒事する。

第4章 災害対策本部地方部

(設置)

第16条 災害対策の円滑、適切な実施を図るため、災害対策本部地方部（以下「地方部」という。）を置く。地方部の名称、位置及び管轄区域は、別表第4のとおりとする。

(任務)

第17条 地方部は、次の事務を処理する。

- (1) 管轄区域内の災害情報を収集し、及びこれを災害対策本部室に報告すること。
- (2) 管轄区域内の市町村の実施する災害対策に関する連絡調整をすること。
- (3) 管轄区域を所管する県の現地機関の実施する災害対策に関する連絡調整を図ること。

(職員の職)

第18条 地方部に、地方部長、副地方部長、班長及び班員を置く。

- 2 地方部長は、本部長の命を受けて地方部の事務を掌理する。
- 3 副地方部長は、地方部長を補佐する。
- 4 班長は、上司の命を受けて班の事務を掌理する。
- 5 班員は、上司の命を受けて班の事務に従事する。
- 6 第1項に規定する職に充てられる地方部に属する本部職員（以下「地方部職員」という。）は、別表第5のとおりとする。

(組織及び運営)

第19条 地域振興局長は、地方部の組織については、前2条に定めるもののほか、別表第6を基準とし、運営については、この規程の本部の運営を基準とし、かつ、その地方の実情に応じ、あらかじめ定めておかなければならない。

- 2 前項により定めた組織及び運営は、知事に報告するものとし、これを変更した場合も同様とする。
- 3 地方部の班は、別表第6の事務を分掌する。

(本部設置の通知)

第20条 地域振興局長（地方部設置時には、地方部長）は、本部が設置されたときは、その旨を管内市町村長に通知しなければならない。

第5章 雑則

(標識)

第21条 本部の職員は、災害応急対策活動に従事するときは、様式第1の規格による腕章を帯用しなければならない。

- 2 本部の自動車で、災害応急対策活動に使用するものは様式第2の規格による標識をつけなければならない。
- 3 本部、現地本部及び地方部には、様式第3の標札を掲示しなければならない。

資料4-11

(別表第1 別表第2)

室・部 (室長、部長等)	班、担当 (班 長、リーダー)	分 掌 事 務
本部室 室長 危機管理部長 副室長 危機管理部次長 本部室統括官 危機管理防災課長 消防課長 (兼消防応援活動 調整副本部長) 火山防災幹	総括調整担当 (危機管理防災課 課長補佐)	① 災害対策本部の運営・調整に関する事。 ② 災害対策本部の設置及び廃止の検討に関する事。 ③ 災害応急対策の方針に係る企画及び立案に関する事。 ④ 災害応急対策に係る全体調整及び進行管理に関する事。 ⑤ 市町村等からの応急対応要請の総合調整に関する事。 ⑥ 防災関係機関との合同会議の開催に関する事。 ⑦ 自衛隊、指定行政機関、指定地方行政機関、他都道府県及び応援協定締結事業者等への応援要請(他部の所管に属する事項を除く。)の要否の決定に関する事。 ⑧ 災害対策基本法第60条の規定による避難勧告及び避難指示に関する事。 ⑨ 災害警戒及び注意喚起の発信に関する事。 ⑩ 事務分掌外事案に係る対応の調整に関する事。 ⑪ 被災市町村への情報連絡員(本部リエゾン)の派遣の要否の決定に関する事。 ⑫ 災害救助法の適用及び救助事務の取りまとめ等に関する事。 ⑬ 避難所に関するニーズその他の情報の収集、整理及び記録に関する事。 ⑭ 避難者の受入れに関する市町村幹旋の連絡調整に関する事。 ⑮ 各種特例措置実施に係る住民への情報提供に関する事。 ⑯ 各種支援策に係る住民への周知に関する事。 ⑰ 災害弔慰金、災害障害見舞金及び災害援護資金に関する事。 ⑱ 被災者生活再建支援法に関する事。 ⑲ 防災情報システムの運用に関する事。 ⑳ 災害対策本部各部及び各班が収集した情報の分類及び評価に関する事。 ㉑ 重要な情報の確認及び災害対策本部長への伝達に関する事。 ㉒ 被害情報の総合的な取りまとめに関する事。 ㉓ 気象・地震情報等の収集及び市町村等関係機関への伝達に関する事。 ㉔ 被害状況等の関係省庁及び防災関係機関への提供に関する事。 ㉕ 地図情報の総括に関する事。 ㉖ 次期フェーズの対応方針の検討に関する事。
	情報収集班 (危機管理防災課係 員)	① 災害応急対策に必要な情報の収集に関する企画及び進行管理に関する事。 ② 災害対策本部各部及び各班が収集した情報の整理に関する事。 ③ 避難状況の取りまとめに関する事。 ④ 防災情報システムの入力状況の確認に関する事。 ⑤ 市町村、消防機関、警察等からの被害状況等に関する情報の収集、整理及び記録に関する事。 ⑥ 初動期における避難者数、避難所開設状況等の避難に関する情報の収集、整理及び記録並びに災害対策本部関係各部への伝達に関する事。 ⑦ 情報連絡員の派遣状況の整理及び共有に関する事。 ⑧ 災害即報の消防庁への報告に関する事。
	情報発信班 (消防課企画幹)	① 報道機関への被害状況等に関する公表資料の作成及びその提供に関する事。 ② 知事による県民への呼びかけ及び対応方針説明に関する事。 ③ 県の災害対応に関する情報提供及び呼びかけに関する事。 ④ 報道機関への緊急報道要請に関する事。 ⑤ 報道機関からの照会に対する対応に関する事。 ⑥ 県ホームページを活用した各種情報提供に関する事。 ⑦ ソーシャルメディアを活用した各種情報提供に関する事。

	<ul style="list-style-type: none"> ⑧ プレスリリースに関する事。 ⑨ 安否情報の提供に関する事。 ⑩ 食糧、生活必需品等及び義援物資等に係るニーズの報道提供に関する事。 ⑪ 写真等による情報の収集及び記録対応に関する事。 ⑫ 災害の記録及び資料の収集に関する事。 ⑬ ソーシャルメディアを活用した県民ニーズの把握に関する事。
活動調整担当 (危機管理防災課 危機対策幹)	<ul style="list-style-type: none"> ① 自衛隊、警察、緊急消防援助隊等との総合調整に関する事。 ② 各機関のヘリコプターの運航調整に関する事。 ③ ヘリコプター運航調整会議に関する事。
消防班 (消防課企画幹)	<ul style="list-style-type: none"> ① 救助部隊（陸上・航空）の活動調整に関する事。 ② 消防防災ヘリコプターの運航に関する事。 ③ ヘリコプター等による偵察情報等の収集、整理及び記録に関する事。 ④ 救助・捜索状況に関する情報の収集、整理及び記録に関する事。 ⑤ 緊急消防援助隊、被災地外消防本部、消防防災航空隊への応援要請の可否の決定に関する事。 ⑥ 緊急消防援助隊、被災地外消防本部、消防防災航空隊の活動調整（他部の所管に属する事項を除く。）に関する事。
警察班 (防災専門員)	<ul style="list-style-type: none"> ① 県警との被害状況、救助活動等に関する情報の相互提供及び確認に関する事。 ② 緊急通行車両の確認手続及び車両証の交付に関する事。
庶務・通信担当 (消防課課長補佐)	<ul style="list-style-type: none"> ① 災害対策本部員会議の開催に関する事。 ② 災害対策本部員会議議事録作成に関する事。 ③ 関係機関連絡員室の設置に関する事。 ④ 災害対策本部、地方部等の人員調整に関する事。 ⑤ 地方部等の運営支援に関する事。 ⑥ 本部職員等の保健衛生、食料、寝具等の確保に関する事。 ⑦ 本部業務に必要な場所及び会議室用備品の確保に関する事。 ⑧ 自衛隊派遣部隊の受入体制の確保に関する事。 ⑨ 災害対策本部の経理に関する事。 ⑩ 自衛隊活動経費に係る調整に関する事。 ⑪ 他都道府県等行政機関からの災害見舞金の受入れ及び管理に関する事。 ⑫ 公用令書による公用負担に関する事。 ⑬ 義援金の配分委員会の設置及び配分額の決定に関する事。 ⑭ 義援物資の受付受入窓口の開設に関する事。 ⑮ 義援物資受付受入れの周知に関する事。 ⑯ 義援物資受領証の発行に関する事。 ⑰ 義援物資の公表に関する事。 ⑱ 被災地の視察、慰問、激励等に関する事。 ⑲ 国現地対策本部との連絡調整に関する事。 ⑳ 国への要望に関する事。 ㉑ 礼状の作成及び送付に関する事。 ㉒ 被災者等からの相談、苦情、要望等の受付窓口に関する事。 ㉓ 防災行政無線に関する事。 ㉔ 市町村への情報提供（一斉FAX）に関する事。 ㉕ 災害用通信・情報収集設備の機能確保に関する事。 ㉖ 災害対策本部室の映像機器等運用に関する事。 ㉗ 通信事業者等外部団体との通信に係る連携に関する事。

資料 4-11

応援・受援本部 〔本部リーダー 火山防災幹〕	広域防災拠点班 (危機管理防災課 担当係長)	① 広域防災拠点の開設準備、開設に関すること。 ② 広域防災拠点の利用状況把握に関すること。 ③ 広域物資輸送拠点、地域内物資輸送拠点の運営状況把握に関すること。
	人的応援・受援班 (危機管理防災課 担当係長)	① 人的応援・受援に関する状況把握及びとりまとめに関すること。 ② 人的応援・受援に関する総合調整及び調整会議の実施に関すること。 ③ 県内市町村間、県内部の応援職員の調整及び状況把握に関すること。
	物資調整班 (危機管理防災課係員)	① 物的応援・受援に関する状況把握及びとりまとめに関すること。 ② 食料品、生活必需品等の輸送に関すること。 ③ 食料品、生活必需品等の一次集積、保管、分類及び在庫管理に関すること。
	※物資輸送関係機関を 含む	④ 仮設トイレ及び段ボールベットの設置に係る関係団体等との連携調整に関すること。
		⑤ 食料品、生活必需品等供給に係る被災地外市町村への供給調整及び斡旋に関すること。
⑥ 国、他都道府県への食料品、生活必需品等供給に係る応援要請に関すること。		
⑦ 寒冷期対策としての生活必需品等の確保に関すること。		
⑧ 市町村からの食料、生活必需品等の供給応援要請受付及び把握に関すること。		
⑨ 自衛隊、日本赤十字社に対する食料品、生活必需品等の供給の要請に関すること。		
⑩ 緊急輸送車両に関すること。		
災害ボランティア班 (NGO・NPO代表 等)	① 被災者のボランティアニーズの把握や支援情報の集約に関すること。 ② ボランティア関係団体、中間支援組織との連携促進と支援活動の調整に関すること。	
中央連絡部 〔部長 東京事務所長〕	中央連絡班 (東京事務所次長)	① 政府中央官署、国会等との連絡調整に関すること。
企画振興部 〔部長 企画振興部長 次長 次長 交通政策局長〕	○連絡調整員	① 部内の情報収集及び対策本部室との調整に関すること。 ② 対策本部室からの指示事項の伝達、調整に関すること。
	総合政策班 (総合政策課長)	① 部内の災害情報収集及び被害状況の報告に関すること。 ② 部内の連絡調整に関すること。
	DX推進班 (DX推進課長)	① 行政情報ネットワークに関すること。 ② 部内等の応援に関すること。
	広報・共創推進班 (広報・共創推進課長)	① 被災者支援に係るNPOとの連携に関すること。 ② 部内等の応援に関すること。
	地域振興班 (地域振興課長)	① 部内等の応援に関すること。
	市町村班 (市町村課長)	① 被災市町村の行政及び財政の連絡調整に関すること。 ② 被災市町村に対する財政支援措置対応に関すること。
	国際交流班 (国際交流課長)	① 部内等の応援に関すること。
	交通政策班 (交通政策課長)	① 交通機関に係る災害情報の収集に関すること。
	松本空港班 (松本空港課長)	① 松本空港利用者の安全対策に関すること。 ② 松本空港の応急対策に関すること。

資料 4-11

総務部 部長 総務部長 次長 次長	○連絡調整員	① 部内の情報収集及び対策本部室との調整に関すること。 ② 対策本部室からの指示事項の伝達、調整に関すること。
	秘書班 (秘書課長)	① 幹部職員との連絡調整に関すること。
	人事班 (人事課長)	① 派遣職員の選定等の調整に関すること。 ② 部内の連絡調整に関すること。
	コンプライアンス・行政経営班 (コンプライアンス・行政経営課長)	① 部内等の応援に関すること。
	職員班 (職員課長)	① 本部職員の活動支援に関すること。 ② 職員住宅の応急対策等に関すること。 ③ 部内等の応援に関すること。 ④ 職員の惨事ストレス対策に関すること。 ⑤ 本部長の命ずる応急対策に関すること。
	財政班 (財政課長)	① 災害経費の予算措置に関すること。
	財産活用班 (財産活用課長)	① 県庁舎の応急対策等に関すること。 ② 有線電話に関すること。 ③ 会議室の使用停止（災害対応への優先使用）に関すること。 ④ 本部活動に必要な資機材及び車両等の確保に関すること。
	税務班 (税務課長)	① 県税に係る期限延長、執行猶予、減免等の特例措置の実施に関すること。 ② 被災者の県税の減免・徴収猶予に関すること。 ③ 部内等の応援に関すること。
	情報公開・法務班 (情報公開・法務課長)	① 部内等の応援に関すること。
	総務事務班 (総務事務課長)	① 部内等の応援に関すること。
県民文化部 部長 県民文化部長 次長 次長 こども若者局長	○連絡調整員	① 部内の情報収集及び対策本部室との調整に関すること。 ② 対策本部室からの指示事項の伝達、調整に関すること。
	県民政策班 (県民政策課長)	① 部内の災害情報収集及び対策本部との調整に関すること。 ② 部内の連絡調整に関すること。 ③ 外国籍県民等への災害情報の広報に関すること。 ④ 外国籍県民等支援団体との連絡調整に関すること。
	文化振興班 (文化振興課長)	① 文化財等の被害状況の把握に関すること。 ② 文化財の応急対策に関すること。 ③ 文化会館等の応急対策等に関すること。
	くらし安全・消費生活班 (くらし安全・消費生活課長)	① 食料・生活物資の調達に関すること。 ② 物価の安定、物資の安定供給のための措置に関すること。
	人権・男女共同参画班 (人権・男女共同参画課長)	① 所管施設の応急対策に関すること。 ② 部内等の応援に関すること。 ③ 男女の違いや多様性に配慮した避難所の運営等に関すること

	県民の学び支援班 (県民の学び支援課)	① 私立学校の応急対策等に関する事。 ② 専修学校、各種学校の応急対策等に関する事。 ③ 臨時休校、一斉下校等の状況把握及び報道機関への情報提供に関する事。 ④ 長野県立大学の災害情報収集・応急対策等に関する事。 ⑤ 部内等の応援に関する事。
	次世代サポート班 (次世代サポート課長)	① 部内等の応援に関する事。
	こども・家庭班 (こども・家庭課長)	① 児童福祉司、児童心理司の派遣に関する事。 ② 要配慮者（乳幼児、妊産婦）に係る市町村等への助言に関する事。 ③ 所管する現地機関及び保育所、児童福祉施設、婦人保護施設の応急対策等に関する事。
健康福祉部 部長 健康福祉部長 次長 次長	○連絡調整員	① 部内の情報収集及び対策本部室との調整に関する事。 ② 対策本部室からの指示事項の伝達、調整に関する事。
	健康福祉政策班 (健康福祉政策課長)	① 部内の全体調整及び進行管理に関する事。 ② 部に係る災害情報の収集及び被害状況の報告に関する事。 ③ 所管する現地機関及び県立病院機構の応急対策等に関する事。 ④ 災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の派遣に関する事。
	医療政策班 (医療政策課長)	① 災害医療本部の設置及び運営に関する事。 ② 医療救護の広域応援の調整に関する事。 ③ 医療機関の被災状況調査に関する事。 ④ 受入れ可能医療機関の把握に関する事。 ⑤ 医療救護所の設置に関する事。 ⑥ 医療救護班・DMATの派遣に関する事。 ⑦ 人工透析患者等の医療の供給に関する事。 ⑧ 医療機関からの要請に対する傷病者の緊急搬送に関する事。 ⑨ ドクターヘリの運航に関する事。 ⑩ 遺体の検案及びこれに係る必要な措置に関する事。 ⑪ 県立病院機構の応急対策等に関する事。
	医師・看護人材確保班 (医師・看護人材確保対策課長)	① 保健師等の派遣に関する事。 ② 所管する現地機関の応急対策等に関する事。 ③ 部内等の応援に関する事。
	地域福祉班 (地域福祉課長)	① 要配慮者の対応（災害時住民支え合いマップ）に関する事。 ② ボランティアの受入等に関する事。 ③ （福）長野県社会福祉協議会との調整に関する事。 ④ 所管する現地機関及び社会福祉総合センター並びに所管する社会福祉施設（救護施設、授産施設）の応急対策に関する事。
	健康増進班 (健康増進課長)	① 管理栄養士の派遣に関する事。 ② 歯科医師及び歯科衛生士の派遣に関する事。 ③ 被災給食施設の栄養管理に関する事。 ④ 所管する現地機関の応急対策に関する事。
	保健・疾病対策班 (保健・疾病対策課長)	① 心のケア対策に関する事。 ② 要配慮者（難病患者、精神障がい者）に係る市町村等への助言に関する事。 ③ 所管する現地機関の応急対策に関する事。
	感染症対策班 (感染症対策課長)	① 感染症の発生防止及びまん延防止に関する事。

資料 4-11

	介護支援班 (介護支援課長)	① 介護職員等の派遣に関する事。 ② 所管する高齢者福祉施設の応急対応等に関する事。
	障がい者支援班 (障がい者支援課長)	① 手話通訳者の派遣に関する事。 ② 要配慮者(障がい者)に係る市町村等への助言に関する事。 ③ 所管する現地機関及び障がい者福祉施設の応急対策等に関する事。
	食品・生活衛生班 (食品・生活衛生課長)	① 食品衛生に関する事。 ② 被災食品営業施設に関する事。 ③ 広域火葬の応援・協力の要請に関する事。 ④ 遺体の搬送協力の調整に関する事。 ⑤ 棺、ドライアイス等の手配要請に係る支援に関する事。 ⑥ 特定動物の管理に関する事。 ⑦ 逃走動物の捕獲・収容に関する事。 ⑧ 被災動物の救援に関する事。 ⑨ 所管する現地機関の応急対策等に関する事。
	薬事管理班 (薬事管理課長)	① 備蓄医薬品・衛生材料の供給に関する事。 ② 医療ガスの供給に関する事。 ③ 毒物劇物の情報提供に関する事。 ④ 薬剤師班の派遣に関する事。
	災害医療班 〔災害医療本部〕 (健康福祉部長)	① 本部組織の健康福祉部の分掌事務のうち、「第6(7)節、救助救急・医療活動」及び「第16(17)節、保健衛生・感染症予防活動」の実施に関する事。
環境部 部長 環境部長 次長 次長	○連絡調整員	① 部内の情報収集及び対策本部室との調整に関する事。 ② 対策本部室からの指示事項の伝達、調整に関する事。
	環境政策班 (環境政策課長)	① 部内の災害情報収集及び被害状況の報告に関する事。 ② 部内の連絡調整に関する事。
	水大気環境班	① 公共用水域等の水質汚濁に関する事。 ② 大気汚染に関する事。
	水道・生活排水班 (水道・生活排水課長)	① 応急給水の要請に関する事。 ② 水道応急復旧の要請に関する事。 ③ 下水道、農業集落排水施設、浄化槽の応急対策等に関する事。
	自然保護班 (自然保護課長)	① 自然環境保全・利用施設の応急対策等に関する事。 ② 部内等の応援に関する事。
	資源循環推進班 (資源循環推進課長)	① 廃棄物処理施設の被害状況調査に関する事。 ② 災害廃棄物の処理に係る調整に関する事。 ③ ごみ処理・し尿処理の広域調整に関する事。
	産業労働部 部長 産業労働部長 次長 次長	○連絡調整員
産業政策班 (産業政策課長)	① 部内の連絡調整に関する事。 ② 部内の災害情報収集及び被害状況の報告に関する事。 ③ 生活必需品等物資の供給に係る協定締結団体への要請に関する事。 ④ 二次被害防止のための指示及び要請に関する事。 ⑤ 関係団体等への支援及び協力の要請に関する事。	

資料 4-11

	経営・創業支援班 (経営・創業支援課長)	① 部内等の応援に関する事。
	産業立地・IT振興班 (産業立地・IT振興課長)	① 部内等の応援に関する事。
	産業技術班 (産業技術課長)	① 高圧ガス、火薬類の災害防止に関する事。 ② 事業者(保安関係)の応急対策等に関する事。 ③ LPガスに係る物資の調達に関する事。 ④ 部内等の応援に関する事。
	産業人材育成班 (産業人材育成課長)	① 工科短期大学校及び技術専門校の応急対策等に関する事。 ② 部内等の応援に関する事。
	労働雇用班 (労働雇用課長)	① 勤労者福祉センターの応急対策等に関する事。 ② 被災者等からの労働相談に関する事。 ③ 雇用特別相談所の開設及び運営支援に係る関係団体等との連携調整に関する事。 ④ 部内等の応援に関する事。
	営業部 〔部長 営業局長〕	営業班 (営業局次長)
観光スポーツ部 〔部長 観光スポーツ部長 次長 次長〕	○連絡調整員	① 部内の情報収集及び対策本部室との調整に関する事。 ② 対策本部室からの指示事項の伝達、調整に関する事。
	山岳高原観光班 (山岳高原観光課長)	① 部内の災害情報収集及び被害状況の報告に関する事。 ② 部内の連絡調整に関する事。 ③ 避難所運営に係るホテル、旅館等との連携協力に関する事。 ④ 観光客(外国人旅行者含む)の避難所受入に関する事。 ⑤ 観光業者に対する応急対策等に関する事。
	観光誘客班 (観光誘客課長)	① 部内等の応援に関する事。
	スポーツ振興班 (スポーツ振興課長)	① 体育施設の応急対策等に関する事。 ② 部内等の応援に関する事。
	国スポ・全障スポ準備班 (国スポ・全障スポ準備課長)	① 部内等の応援に関する事。
農政部 〔部長 農政部長 次長 次長〕	○連絡調整員	① 部内の情報収集及び対策本部室との調整に関する事。 ② 対策本部室からの指示事項の伝達、調整に関する事。
	農業政策班 (農業政策課長)	① 部内の災害情報収集及び被害状況の報告に関する事。 ② 部内の連絡調整に関する事。 ③ 公用令書による公用負担に関する事。 ④ 国の機関に対する食料供給に係る応援要請に関する事。 ⑤ 農業共同利用施設等の応急対策等に関する事。 ⑥ 食料品等供給に係る協定締結団体への要請に関する事。 ⑦ 被災した農畜産業者に対する支援対応に関する事。 ⑧ 二次災害防止のための農業協同組合、農業者等への指導又は指示に関する事。 ⑨ 応急対策の実施又は農業協同組合、農業者等による応急対策の実施に係る指導に関する事。 ⑩ 復旧用農業資機材、農薬、種苗等の供給確保に係る関係機関への協力要請に関する事。 ⑪ 農作物及び農業用施設の被害状況の把握及び関係機関への情報提供に関する事。

資料 4 - 11

	農業技術班 (農業技術課長)	① 主要食料の調達に関する事 ② 農作物の応急対策等に関する事
	園芸畜産班 (園芸畜産課長)	① 園芸特産関係の応急対策等に関する事 ② 畜産関係の応急対策等に関する事
	農地整備班 (農地整備課長)	① 農地、農業用施設の応急対策等に関する事
	農村振興班 (農村振興課長)	① 部内等の応援に関する事
林務部 部長 林務部長 次長 次長	○連絡調整員	① 部内の情報収集及び対策本部室との調整に関する事 ② 対策本部室からの指示事項の伝達、調整に関する事
	森林政策班 (森林政策課長)	① 部内の災害情報収集及び被害状況の報告に関する事 ② 部内の連絡調整に関する事 ③ 公用令書による公用負担に関する事
	信州の木活用班 (信州の木活用課長)	① 林道及び林業関連施設の応急対策等に関する事 ② 木材の調達に関する事
	森林づくり推進班 (森林づくり推進課長)	① 林地及び治山施設の応急対策等に関する事 ② 各施設の点検及びパトロールの実施及び調整に関する事
	○連絡調整員	① 部内の情報収集及び対策本部室との調整に関する事 ② 対策本部室からの指示事項の伝達、調整に関する事
建設部 部長 建設部長 次長 (建設部)次長 リニア整備推進局長	建設政策班 (建設政策課長)	① 部内の災害情報収集及び被害状況の報告に関する事 ② 部内の連絡調整に関する事 ③ 協定に基づく協会等機関への応援要請に関する事 ④ 土木資材の確保に関する事 ⑤ 公用令書による公用負担に関する事 ⑥ 障害物処理計画の策定及び策定に係る国等関係機関との協議に関する事 ⑦ 各施設の被害状況に関する情報の収集、整理及び記録並びに関係機関への提供に関する事
	道路管理班 (道路管理課長)	① 道路の応急対策等に関する事 ② 道路の保全に関する事 ③ 道路情報の収集及び提供に関する事 ④ 通行の規制及び迂回路に関する事 ⑤ 道路障害物の除去(啓開)に関する事 ⑥ 水防活動の応援に関する事
	道路建設班 (道路建設課長)	① 道路の応急対策等に関する事 ② 水防活動の応援に関する事
	水防班 (河川課長)	① 部の災害情報等のとりまとめに関する事 ② 水防活動に関する事 ③ 河川管理施設の応急対策等に関する事 ④ 各施設の点検及びパトロールの実施及び調整に関する事 ⑤ 危険箇所に係る立入禁止区域の設定等の安全管理に関する事
	砂防班 (砂防課長)	① 砂防、地すべり、崖崩れ、雪崩に係る災害情報に関する事 ② 土砂災害発生箇所の応急対策等に関する事 ③ 砂防施設危険箇所に係る立入禁止区域の設定等の安全管理に関する事 ④ 水防活動の応援に関する事

	都市・まちづくり班 (都市・まちづくり課長)	① 都市施設の応急対策等に関する事。 ② 都市公園・駐車場に関する事。 ③ 各施設の点検及びパトロールの実施及び調整に関する事。 ④ 被災宅地の危険度判定に関する事。 ⑤ 被災宅地危険度判定の実施に係る連携調整に関する事。 ⑥ 水防活動の応援に関する事。	
	建築住宅班 (建築住宅課長)	① 県営住宅入居者の避難誘導に関する事。 ② 県営住宅の被害状況調査に関する事。 ③ 被災県営住宅の応急対策に関する事。 ④ 災害公営住宅の建設に関する事。 ⑤ 被災者の県営住宅優先入居に関する事。 ⑥ 公営住宅の被災者への提供に係る調整に関する事。 ⑦ 住宅相談の実施及びそれに係る関係団体との連絡調整に関する事。 ⑧ 民間賃貸住宅紹介及び斡旋に係る関係団体等との連携調整に関する事。 ⑨ 被災住宅に係る住宅復興融資に関する事。 ⑩ 被災建築物の情報収集に関する事。 ⑪ 被災建築物の応急危険度判定に関する事。 ⑫ 被災者用住宅の確保に関する事。 ⑬ 応急仮設住宅の建設に関する事。 ⑭ 応急復旧用の住宅建設資材の斡旋に係る関係団体等との連携調整に関する事。 ⑮ 水防活動の応援に関する事。	
	施設班 (施設課長)	① 建設中の県有施設に係る被害状況調査に関する事。 ② 各施設の点検及びパトロールの支援に関する事。 ③ 被災県有施設の応急対策に係る技術支援に関する事。 ④ 水防活動の応援に関する事。	
	リー整備推進班 (リー整備推進局次長)	① 部内等の応援に関する事 ② 水防活動の応援に関する事。	
	会計部 部長 会計管理者	〇連絡調整員	① 部内の情報収集及び対策本部室との調整に関する事。 ② 対策本部室からの指示事項の伝達、調整に関する事。
		会計班 (会計課長)	① 部内の災害情報収集及び被害状況の報告に関する事。 ② 部内の連絡調整に関する事。 ③ 応急対策経費の出納に関する事。 ④ 災害時の出納の処理方法に関する事。 ⑤ 災害救助基金の出納に関する事。 ⑥ 県内の災害に係る義援金の募集に関する事。
		契約・検査班 (契約・検査課長)	① 本部の応急対策に係る物品の購入に関する事。 ② 部内等の応援に関する事。
	企業部 部長 公営企業管理者 次長 次長	〇連絡調整員	① 部内の情報収集及び対策本部室との調整に関する事。 ② 対策本部室からの指示事項の伝達、調整に関する事。
		経営推進班 (経営推進課長)	① 部内の災害情報収集及び被害状況の報告に関する事。 ② 部内の連絡調整に関する事。 ③ 部の応急対策経費・物品の出納に関する事。
		電気班 (電気事業課長)	① 企業局発電施設の応急対策等に関する事。
		水道班 (水道事業課長)	① 県営水道施設の応急対策等に関する事。 ② 飲料水供給の応援に関する事。

資料4-11

教育部 部長 教育長 次長 教育次長	○連絡調整員	① 部内の情報収集及び対策本部室との調整に関する事。 ② 対策本部室からの指示事項の伝達、調整に関する事。
	教育政策班 (教育政策課長)	① 部内の災害情報収集及び被害状況の報告に関する事。 ② 部内の連絡調整に関する事。 ③ 臨時休校、一斉下校等の状況把握及び報道機関への情報提供に関する事。 ④ 教育施設における避難所開設の協力に関する事。 ⑤ 教育活動の再開に係る検討に関する事。 ⑥ 教職員の派遣に関する事。 ⑦ 児童及び生徒の被害状況の把握に関する事。 ⑧ 校舎待機児童及び生徒の状況把握に関する事。
	義務教育班 (義務教育課長)	① 公立幼稚園、小・中学校の災害情報収集・連絡活動に関する事。 ② 児童生徒等に対する安全な避難誘導等に関する事。 ③ 公立幼稚園、小・中学校の応急対策に関する事。 ④ 児童生徒等の保護者への引渡しに関する事。 ⑤ 授業継続のための措置に関する事。 ⑥ 避難児童生徒等の応急教育に関する事。 ⑦ 被災した児童生徒への就学援助に関する事。
	高校教育班 (高校教育課長)	① 公立高等学校の災害情報収集・連絡活動に関する事。 ② 生徒等に対する安全な避難誘導等に関する事。 ③ 公立高等学校の応急対策に関する事。 ④ 生徒の保護者への引渡しに関する事。 ⑤ 授業継続のための措置に関する事。 ⑥ 避難生徒の応急教育に関する事。 ⑦ 被災した生徒への授業料免除、就学援助に関する事。 ⑧ 避難所の開設・管理運営への協力に関する事。
	特別支援教育班 (特別支援教育課長)	① 特別支援学校の災害情報収集・連絡活動に関する事。 ② 児童生徒等に対する安全な避難誘導等に関する事。 ③ 特別支援学校の応急対策に関する事。 ④ 児童生徒の保護者への引渡しに関する事。 ⑤ 住民等の避難収容活動に関する事。 ⑥ 授業継続のための措置に関する事。 ⑦ 避難児童生徒等の応急教育に関する事。 ⑧ 被災した児童生徒への就学援助に関する事。 ⑨ 被災した児童生徒の学用品の供給に関する事。 ⑩ 避難所の開設・管理運営への協力に関する事。
	学びの改革支援班 (学びの改革支援課長)	① 総合教育センターの応急対策等に関する事。 ② 被災した児童生徒の学用品の供給に関する事。
	心の支援班 (心の支援課長)	① 被災した児童生徒等の心のケアに関する事。
	生涯学習班 (生涯学習課長)	① 社会教育施設等の応急対策等に関する事。 ② 部内等の応援に関する事。
	保健厚生班 (保健厚生課長)	① 学校保健及び学校安全対策に関する事。 ② 学校給食の確保に関する事。 ③ 体育施設の応急対策等に関する事。 ④ 職員住宅等の被害情報収集、応急対策に関する事。

資料4-11

警察部 部長 警察本部長 次長 警務部長 生活安全部長 地域部長 刑事部長 交通部長 警備部長	○連絡調整員	① 部内の情報収集及び対策本部室との調整に関する事。
	実施班 (警備第二課長)	① 部内の災害情報収集及び被害状況の報告に関する事。 ② 災害警備の実施に関する事。
	犯罪予防班 (生活安全企画課長)	① 犯罪の予防に関する事。 ② 危険物の保安及び便乗悪質行為の防止、取締りに関する事。
	交通規制班 (生活環境課長)	① 道路調査及び交通情報の収集、伝達に関する事。 ② 交通規制に関する事。 ③ 緊急通行車両等の確認事務に関する事。

議会議務局 監査委員事務局 人事委員会事務局 労働委員会事務局	① 各部の応援に関する事。 (本部長または副本部長の要請により、上記各部の応援を行う。)
--	---

【備考】

- ・本部室の各担当は、危機管理部、企画振興部、総務部、県民文化部、産業労働部、農政部職員によって構成する。
- ・上記企画振興部、総務部、県民文化部、産業労働部、農政部各班の分掌事務は、本部室以外のものである。
- ・原子力災害対策に係る分掌事務は別に定める。

資料4-11

(別表第3)

室・部 (室長、部長等)	班、担当 (班長、リーダー)	分 掌 事 務
本部室 室長 危機管理部長 副室長 危機管理部次長 本部室統括官 危機管理防災課長 消防課長(兼消防 応援調整副本部 長) 火山防災幹	総括調整担当 (危機管理防災課課長補 佐)	① 災害対策本部の運営・調整に関する事 ② 災害対策本部の設置及び廃止の検討に関する事 ③ 災害応急対策の方針に係る企画及び立案に関する事 ④ 災害応急対策に係る全体調整及び進行管理に関する事 ⑤ 市町村等からの応急対応要請の総合調整に関する事 ⑥ 防災関係機関との合同会議の開催に関する事 ⑦ 自衛隊、指定行政機関、指定地方行政機関、他都道府県及び応援協定締結事業者等への応援要請(他部の所管に属する事項を除く。)の要否の決定に関する事 ⑧ 災害警戒及び注意喚起の発信に関する事 ⑨ 事務分掌外事案に係る対応の調整に関する事 ⑩ 被災市町村への情報連絡員(本部リエゾン)の派遣の要否の決定に関する事 ⑪ 被害額のとりまとめに関する事 ⑫ 停電状況の把握に関する事 ⑬ 防災情報システムの運用に関する事 ⑭ 災害対策本部各部及び各班が収集した情報の分類及び評価に関する事 ⑮ 重要な情報の確認及び災害対策本部長への伝達に関する事 ⑯ 被害状況等の関係省庁及び防災関係機関への提供に関する事 ⑰ 地図情報の総括に関する事 ⑱ 次期フェーズの対応方針の検討に関する事
	情報収集・制度班 (危機管理防災課係員)	① 災害応急対策に必要な情報の収集に関する企画及び進行管理に関する事 ② 災害対策本部各部及び各班が収集した情報の整理に関する事 ③ 災害救助法の適用及び救助事務の取りまとめ等に関する事 ④ 被災者相談窓口の設置に関する事 ⑤ 各種特例措置実施に係る住民への情報提供に関する事 ⑥ 各種支援策に係る住民への周知に関する事 ⑦ 災害弔慰金、災害障害見舞金及び災害援護資金に関する事 ⑧ 被災者生活再建支援法に関する事 ⑨ 情報連絡員の派遣状況の整理及び共有に関する事 ⑩ 災害即報の消防庁への報告に関する事
	情報発信班 (消防課企画幹)	① 報道機関への被害状況等に関する公表資料の作成及びその提供に関する事 ② 知事による県民への呼びかけ及び対応方針説明に関する事 ③ 県の災害対応に関する情報提供及び呼びかけに関する事 ④ 報道機関への緊急報道要請に関する事 ⑤ 報道機関からの照会に対する対応に関する事 ⑥ 県ホームページを活用した各種情報提供に関する事 ⑦ ソーシャルメディアを活用した各種情報提供に関する事 ⑧ プレスリリースに関する事 ⑨ 安否情報の提供に関する事 ⑩ 食糧、生活必需品等及び義援物資等に係るニーズの報道提供に関する事 ⑪ 写真等による情報の収集及び記録対応に関する事 ⑫ 災害の記録及び資料の収集に関する事 ⑬ ソーシャルメディアを活用した県民ニーズの把握に関する事
	活動調整班 (危機管理防災課危機対 策幹)	① 自衛隊、警察、緊急消防援助隊等との総合調整に関する事 ② 各機関のヘリコプターの運航調整に関する事 ③ ヘリコプター運航調整会議に関する事 ④ ヘリコプター等による偵察情報等の収集、整理及び記録

資料 4-11

		<p>に關すること。</p> <p>⑤ 救助・搜索狀況に關する情報の収集、整理及び記録に關すること。</p> <p>⑥ 緊急消防援助隊、被災地外消防本部、消防防災航空隊の活動調整（他部の所管に屬する事項を除く。）に關すること。</p> <p>⑦ 県警との被害狀況、救助活動等に關する情報の相互提供及び確認に關すること。</p> <p>⑧ 緊急通行車両の確認手続及び車両証の交付に關すること。</p>		
<p>応援・受援本部（人的応援担当） 本部リーダー 消防課長</p>	<p>庶務・通信担当 （消防課課長補佐）</p>	<p>① 災害対策本部員會議の開催に關すること。</p> <p>② 災害対策本部員會議議事録作成に關すること。</p> <p>③ 関係機關連絡員室の設置に關すること。</p> <p>④ 災害対策本部、地方部等の人員調整に關すること。</p> <p>⑤ 地方部等の運営支援に關すること。</p> <p>⑥ 本部職員等の保健衛生、食料、寝具等の確保に關すること。</p> <p>⑦ 本部業務に必要な場所及び會議室用備品の確保に關すること。</p> <p>⑧ 自衛隊派遣部隊の受入体制の確保に關すること。</p> <p>⑨ 災害対策本部の經理に關すること。</p> <p>⑩ 自衛隊活動經費に係る調整に關すること。</p> <p>⑪ 他都道府県等行政機關からの災害見舞金の受入れ及び管理に關すること。</p> <p>⑫ 公用令書による公用負担に關すること。</p> <p>⑬ 義援金の配分委員會の設置及び配分額の決定に關すること。</p> <p>⑭ 義援物資の受付受入窓口の開設に關すること。</p> <p>⑮ 義援物資受付受入れの周知に關すること。</p> <p>⑯ 義援物資受領証の発行に關すること。</p> <p>⑰ 義援物資の公表に關すること。</p> <p>⑱ 被災地の視察、慰問、激励等に關すること。</p> <p>⑲ 国現地対策本部との連絡調整に關すること。</p> <p>⑳ 国への要望に關すること。</p> <p>㉑ 礼状の作成及び送付に關すること。</p> <p>㉒ 被災者等からの相談、苦情、要望等の受付窓口に關すること。</p> <p>㉓ 防災行政無線に關すること。</p> <p>㉔ 市町村への情報提供（一斉FAX）に關すること。</p> <p>㉕ 災害用通信・情報収集設備の機能確保に關すること。</p> <p>㉖ 災害対策本部室の映像機器等運用に關すること。</p> <p>㉗ 通信事業者等外部団体との通信に係る連携に關すること。</p>		
		<p>人的応援・受援班 （危機管理防災課担当係長）</p>	<p>① 人的応援・受援に關する状況把握及びとりまとめに關すること。</p> <p>② 人的応援・受援に關する総合調整及び調整會議の実施に關すること。</p> <p>③ 県内市町村間、県内部の応援職員の調整及び状況把握に關すること。</p>	
		<p>災害ボランティア班（N G O ・ N P O 代表等）</p>	<p>① 被災者のボランティアニーズの把握や支援情報の集約に關すること。</p> <p>② ボランティア関係団体、中間支援組織との連携促進と支援活動の調整に關すること。</p>	
		<p>応援・受援本部（物資・健康支援担当） 本部リーダー 火山防災幹</p>	<p>広域防災拠点班 （危機管理防災課担当係長）</p>	<p>① 広域防災拠点の状況把握・とりまとめに關すること。</p> <p>② 広域防災拠点の開設・利用機關調整に關すること。</p>
			<p>避難所環境・物資調整班 （危機管理防災課係員） ※物資輸送関係機關を含む</p>	<p>① 物的応援・受援に關する状況把握及びとりまとめに關すること。</p> <p>② 食料品、生活必需品等の輸送に關すること。</p> <p>③ 食料品、生活必需品等の一次集積、保管、分類及び在庫管理に關すること。</p> <p>④ 仮設トイレ及び段ボールベットの設置に係る関係団体等との連携調整に關すること。</p> <p>⑤ 食料品、生活必需品等供給に係る被災地外市町村への供給調整及び斡旋に關すること。</p> <p>⑥ 国、他都道府県への食料品、生活必需品等供給に係る応援要請に關すること。</p>

資料 4 - 11

	⑦ 寒冷期対策としての生活必需品等の確保に関する事 ⑧ 市町村からの食料、生活必需品等の供給応援要請受付及び把握に関する事 ⑨ 自衛隊、日本赤十字社に対する食料品、生活必需品等の供給の要請に関する事 ⑩ 緊急輸送車両に関する事 ⑪ 避難所の環境改善に関する事 ⑫ 避難者の受入れに関する市町村幹旋の連絡調整に関する事 ⑬ 受入食料、物資の供給に係る決定及び指示に関する事
--	---

(別表第 4)

地方部の名称	位置	管轄区域
長野県災害対策本部佐久地方部	佐久地域振興局	南佐久郡、北佐久郡、小諸市、佐久市
〃 上田地方部	上田地域振興局	小県郡、上田市、東御市
〃 諏訪地方部	諏訪地域振興局	諏訪郡、岡谷市、諏訪市、茅野市
〃 上伊那地方部	上伊那地域振興局	上伊那郡、伊那市、駒ヶ根市
〃 南信州地方部	南信州地域振興局	下伊那郡、飯田市
〃 木曾地方部	木曾地域振興局	木曾郡
〃 松本地方部	松本地域振興局	東筑摩郡、松本市、塩尻市、安曇野市
〃 北アルプス地方部	北アルプス地域振興局	北安曇郡、大町市
〃 長野地方部	長野地域振興局	埴科郡、上高井郡、上水内郡、長野市、須坂市、千曲市
〃 北信地方部	北信地域振興局	下高井郡、下水内郡、中野市、飯山市

(別表第 5 別表第 6)

室・部 (室長、部長等)	班 (班 長)	分 掌 事 務
地方部 地方部長 (地域振興局長) 副地方部長 地域振興局副局長 保健福祉事務所長 建設事務所長 その他地方部長が 指名する者	総務班	① 本部組織の本部室、企画振興部、総務部、県民文化部及び会計部の分掌事務の例による。
	広域防災拠点運営・調整班	① 広域防災拠点の管理者や、防災関係機関と連携した広域防災拠点の運営及び現地調整に関する事。(開設状況に応じて設置)
	環境班	① 本部組織の環境部の分掌事務の例による。
	保健福祉班	① 本部組織の健康福祉部の分掌事務の例による。
	農政班	① 本部組織の農政部の分掌事務の例による。
	林務班	① 本部組織の林務部の分掌事務の例による。
	商工班	① 本部組織の産業労働部の分掌事務の例による。
	観光班	① 本部組織の観光部の分掌事務の例による。
	建設班	① 本部組織の建設部の分掌事務の例による。
	教育班	① 本部組織の教育部の分掌事務の例による。
警察班	① 本部組織の警察部の分掌事務の例による。	

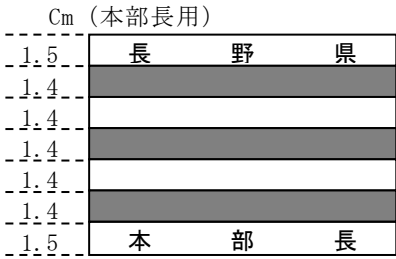
現地本部 (現 地 本 部 長)	班 (班 長)	分 掌 事 務
そのつど本部長が定める。 [本部長が指名する職員]	同 左 (同 左)	① そのつど本部長が定める。

注) 各班が分掌事務を推進する場合、他の班と関連する事項のあるときは、それぞれ協議して実施するものとする。

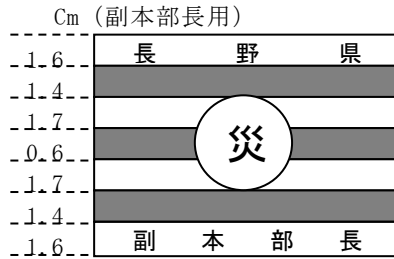
資料4-11

様式第1

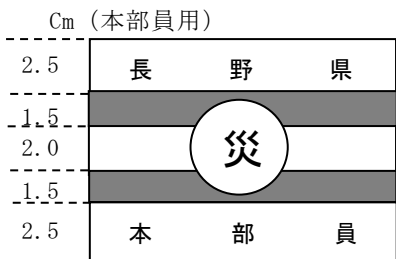
長野県災害対策本部職員腕章



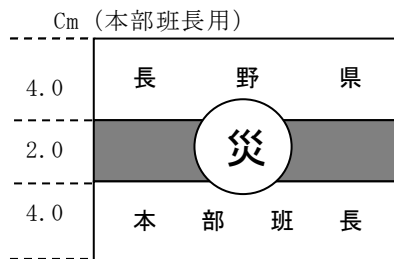
知事



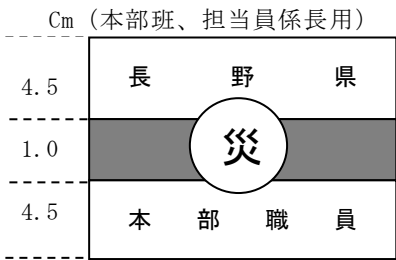
副知事



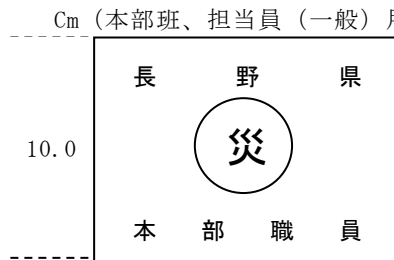
危機管理監
部長
次長



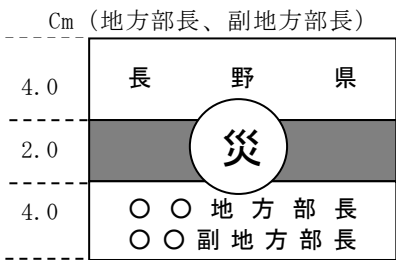
本課課長



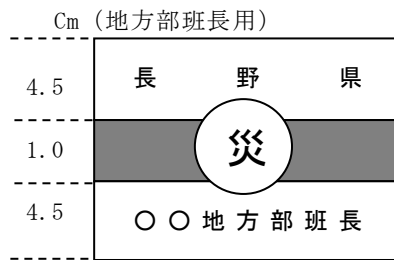
係長



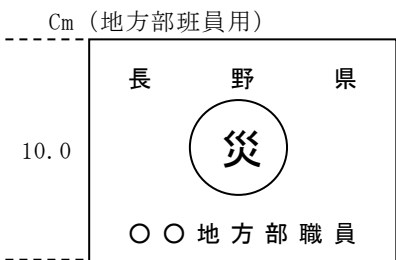
一般職員



局長
所長



課長
係長

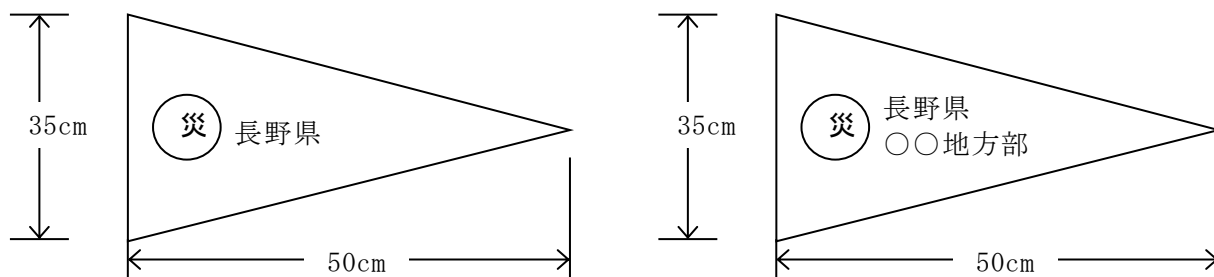


- (備考) 1 腕章の大きさは、長さ38cm幅10cmとする。
2 文字及び円の記号の色彩は、黒色(班員(一般・地方部)用のみ◎は赤色とする。)横線の色彩は、赤色、地の色彩は白色とする。

資料4-11

様式第2

長野県災害対策本部車両標識



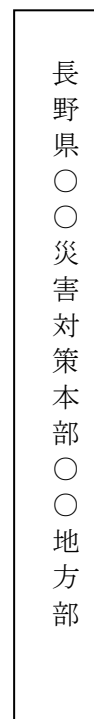
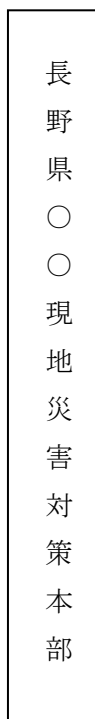
(備考) ⑩の色彩は赤色、その他の文字の色彩は黒色、地の色彩は黄色とする。

長野県災害対策本部標札

(1) 本部

(2) 現地本部

(3) 地方部



- (注) 1 標札の大きさは適宜とする。
2 地方部の名称欄を除く「○○」欄は、異常気象名または災害名とする。

資料 04-12 長野県地震災害警戒本部条例

(昭和 54 年 10 月 4 日長野県条例第 27 号)

(趣旨)

第 1 条 この条例は、大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号）第 17 条第 9 項の規定により、長野県地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(本部長等の職務)

第 2 条 長野県地震災害警戒本部長は（以下「本部長」という。）は、警戒本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 長野県地震災害警戒本部員その他の職員は、本部長の命を受け、警戒本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 本部長は、必要があると認めるときは、警戒本部に部を置くことができる。

(補則)

第 4 条 この条例で定めるもののほか、警戒本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

資料 04-13 長野県地震災害警戒本部規程

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規程は、長野県地震災害警戒本部条例（昭和 54 年長野県条例第 27 号）第 4 条の規定に基づき、長野県地震災害警戒本部（以下「本部」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 警戒本部

(位置及び所掌事務)

第 2 条 本部は、県庁内に置き次の事務をつかさどる。

- (1) 長野県地震防災強化計画の地震防災応急計画に係る措置に関する事項
- (2) 長野県震災対策計画の応急対策に係る事項

(組織)

第 3 条 本部の組織は、次に掲げる者をもって充てる。

本部長 知事

副本部長 副知事

本部員 (1) 関東管区警察局長、関東財務局長野財務事務所長、関東信越厚生局長、関東農政局長野農政事務所長、中部森林管理局長、関東経済産業局総務企画部長、中部経済産業局長、関東東北産業保安監督部長、北陸信越運輸局長、東京航空局東京国際空港長、東京管区气象台長野地方气象台長、信越総合通信局長、長野労働局長、関東地方整備局長

(2) 陸上自衛隊第 13 普通科連隊長

(3) 長野県教育長

(4) 長野県警察本部長

(5) 会計管理者、危機管理室長、企画振興部長、総務部長、県民生活部長、健康福祉部長、環境部長、産業労働部長、観光部長、農政部長、林務部長、建設部長、企画局長、公営企業管理者、地域振興局長（強化地域を所管する地域振興局長）

(6) 助役（長野県地震対策強化地域連絡協議会の会長及び副会長の所属する市町村）消防長（諏訪広域消防本部、伊那消防組合消防本部、伊南行政組合消防本部、飯田広域消防本部）

消防団長（諏訪消防協会長、上伊那消防協会長、飯伊消防協会長）

(7) 郵便局(株)、郵政事業(株)、東日本旅客鉄道(株)長野支社長、東海旅客鉄道(株)飯田支店長、東日本電信電話(株)長野支店長、日本銀行松本支店長、日本赤十字社長野県支部事務局長、日本放送協会長野放送局長、日本通運(株)長野支店長、中部電力(株)長野支店長、長野県土地改良事業団体連合会副会長、長野電鉄(株)社長、松本電気鉄道(株)社長、(社)長野県トラック協会長、信越放送(株)副社長、(株)長野放送常務、(株)テレビ信州総務局長、長野朝日放送(株)専務、長野県情報ネットワーク協会専務理事、日本道路公団松本管理事務所長、日本道路公団飯田管理事務所長、(社)長野県医師会常務理事、(社)長野県歯科医師会長、(社)長野県薬剤師会長、(一社)長野県エルピーガス協会長、東京瓦斯(株)長野支社長、しなの鉄道(株)社長、(社)長野県建設業協会長

その他の職員 本部員である県職員を除く県職員

(部の設置)

第 4 条 本部に次の室及び部を置く。

本部室、中央連絡部、企画振興部、総務部、県民生活部、健康福祉部、環境部、

産業労働部、観光部、農政部、林務部、建設部、企画部、会計部、企業部、教育部、警察部、地方部

(部の事務等に関する長野県災害対策本部規程の準用)

第5条 長野県災害対策本部規程第3条から第11条及び第15条から第18条の規定は警戒本部が設置された場合に準用する。

この場合において「災害」とあるのは「地震災害」に、「災害対策本部」とあるのは「地震災害警戒本部」と読み替えるものとする。

資料04-14
庁内活動人員一覽



部局課名	第二次	第三次 非常	第四次 緊急	全体	部局課名	第二次	第三次 非常	第四次 緊急	全体		
危機管理部	8	34	34	41	産業政策課	1	3	12	29		
企画振興部	総合政策課	1	1	6	25	経営・創業支援課	0	1	5	12	
	統計室	0	1	3	22	産業立地・IT支援課	0	1	5	10	
	DX推進課	0	1	2	16	産業技術課	0	1	6	17	
	デジタルインフラ整備室	0	1	2	14	産業人材育成課	0	1	5	13	
	広報・共創推進課	0	1	4	22	労働雇用課	0	1	6	15	
	交通政策課	1	3	5	13	営業局	0	1	3	12	
	松本空港課	1	1	2	8	小計	1	9	42	108	
	地域振興課	0	1	2	13	山岳高原観光課	1	2	4	8	
	市町村課	0	1	2	23	観光誘客課	0	1	1	12	
	信州暮らし推進課	0	0	1	4	国際観光推進室	0	1	1	3	
	国際交流課	0	1	3	4	小計	1	4	6	23	
	G7外務大臣会合準備室	0	0	0	4	農業政策課	1	4	11	43	
	小計	3	12	32	168	農産物マーケティング室					
総務部	秘書課	0	1	3	10	農業技術課	0	3	7	24	
	人事課	1	2	5	22	園芸畜産課	0	3	7	33	
	コンプライアンス・行政経営課	0	0	0	13	家畜防疫対策室					
	職員キャリア課	0	0	0	6	農地整備課	0	3	7	30	
	職員課	0	1	2	24	農村振興課	0	2	4	19	
	財政課	0	1	2	21	小計	1	15	36	149	
	財産活用課	0	1	1	26	森林政策課	1	2	7	25	
	税務課	0	1	1	32	信州の木活用課	0	2	6	26	
	情報公開・法務課	0	0	2	15	県産材利用推進室					
	総務事務課	0	0	0	22	森林づくり推進課	0	2	8	27	
小計	1	7	16	191	高齢対策・シニア振興室						
県民文化部	文化政策課	1	4	9	17	小計	1	6	21	78	
	多文化共生・パスポート室	0	1	2	5	建設政策課	0	0	7	34	
	くらし安全・消費生活課	0	1	3	16	技術管理室	1	2	8	19	
	人権・男女共同参画課	0	1	4	12	道路管理課			1	5	
	県民の学び支援課	0	1	3	20	道路建設課			1	6	
	次世代サポート課	0	1	4	14	河川課	1	1	7	26	
	こども・家庭課	0	1	5	23	砂防課			1	5	
	小計	1	10	30	107	都市・まちづくり課			1	4	
	健康福祉部	健康福祉政策課	2	7	11	23	建築住宅課	0	1	3	20
		医療政策課	0	2	6	16	公営住宅室	0	1	3	11
医師・看護人材確保対策課		0	1	5	14	施設課	0	1	3	25	
地域福祉課		0	3	6	24	リニア整備推進局	0	1	2	5	
健康増進課		0	3	6	13	小計	2	11	53	233	
国民健康保険室						会計課	1	1	5	19	
保健・疾病対策課		0	1	3	23	契約・検査課	0	1	2	16	
感染症対策課		0	1	2	43	小計	1	2	7	35	
介護支援課		0	2	4	25	経営推進課	1	3	4	13	
障がい者支援課		0	2	9	33	電気事業課	1	2	5	8	
食品・生活衛生課	0	1	4	13	水道事業課	1	3	5	9		
薬事管理課	0	2	6	13	小計	3	8	14	30		
小計	2	25	62	240	議事課	0	0	1	10		
環境部	環境政策課	1	3	9	21	調査課	0	0	1	14	
	ゼロカーボン推進室	0	2	4	12	小計	0	1	3	38	
	水大気環境課	0	3	7	16	教育政策課	2	9	10	21	
	生活排水課	4	4	5	16	義務教育課	0	6	9	25	
	自然保護課	0	2	4	12	高校教育課	0	3	6	41	
	資源循環推進課	0	4	10	29	特別支援教育課	0	3	5	19	
	小計	5	18	39	106	学びの改革支援課	0	1	5	34	
建設部	建設政策課	0	0	7	34	心の支援課	0	1	2	14	
	技術管理室	1	2	8	19	文化財・生涯学習課	0	2	7	21	
	道路管理課			1	5	保健厚生課	0	3	6	15	
	道路建設課			1	6	スポーツ課	0	2	4	41	
	河川課	1	1	7	26	小計	2	30	54	231	
	砂防課			1	5						
	都市・まちづくり課			1	4						
建築住宅課	0	1	3	20	合計	32	192	449	1,778		
公営住宅室	0	1	3	11							
施設課	0	1	3	25							
リニア整備推進局	0	1	2	5							
小計	2	11	53	233							
会計局	会計課	1	1	5	19						
	契約・検査課	0	1	2	16						
	小計	1	2	7	35						
企業局	経営推進課	1	3	4	13						
	電気事業課	1	2	5	8						
	水道事業課	1	3	5	9						
小計	3	8	14	30							
議事事務局	総務課	0	1	1	14						
	議事課	0	0	1	10						
	調査課	0	0	1	14						
小計	0	1	3	38							
教育委員会	教育政策課	2	9	10	21						
	義務教育課	0	6	9	25						
	高校教育課	0	3	6	41						
	特別支援教育課	0	3	5	19						
	学びの改革支援課	0	1	5	34						
	心の支援課	0	1	2	14						
	文化財・生涯学習課	0	2	7	21						
	保健厚生課	0	3	6	15						
	スポーツ課	0	2	4	41						
	小計	2	30	54	231						
合計	32	192	449	1,778							

資料 05-1 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第5条の2及び第8条第2項第12号の規定に基づき、地震等による大規模災害が発生した場合において、各ブロック知事会（以下「ブロック」という。）で締結する災害時の相互応援協定等では被災者の救援等の対策が十分に実施できない場合に、応援を必要とする都道府県（以下「被災県」という。）の要請に基づき、全国知事会の調整の下に行われる広域応援を、迅速かつ円滑に遂行するため、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の規定は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）が適用される事態に準用する。

(広域応援)

第2条 全国知事会の調整の下、都道府県は被災県に対し、ブロックにおける支援体制の枠組みを基礎とした複数ブロックにわたる全国的な広域応援を実施する。

2 都道府県は、相互扶助の精神に基づき、被災県の支援に最大限努めなくてはならない。

3 第1項による広域応援の内容は、被災地等における住民の避難、被災者等の救援・救護及び災害応急・復旧対策に係る人的・物的支援、施設若しくは業務の提供又はそれらの斡旋とする。

4 都道府県は、第1項における広域応援の実効性を高めるため、日頃より、都道府県間及びブロック間における連携を強め、自律的な支援が可能となる体制を構築することに努める。

(カバー（支援）県の設置)

第3条 都道府県は、各ブロック内で被災した都道府県ごとに支援を担当する都道府県（以下「カバー（支援）県」という。）を協議のうえ、定めるものとする。

2 カバー（支援）県は、被災県を直接的・物的に支援するほか、国や全国知事会等との連絡調整に関し、被災県を補完することを主な役割とする。

3 カバー（支援）県について必要な事項は、各ブロックの相互応援協定等で定め、その内容を全国知事会に報告するものとする。

(幹事県等の設置等)

第4条 被災県に対する応援を円滑に実施するため、各ブロックに幹事県等（ブロックにおける支援本部等を含む。以下同じ。）を置く。

2 幹事県等は、原則として第7条第1項に掲げる各ブロックの会長都道府県又は常任世話人県をもって充てる。ただし、ブロック内の協議により、会長都道府県又は常任世話人県以外の都道府県を幹事県等とした場合は、この限りでない。

3 幹事県等は、被災県に対する応援を速やかに行うため、自らのブロック内の総合調整

を行い、大規模かつ広域な災害等の場合には、自らが属するブロック内の被災県からの要請に応じて全国知事会に対し、広域応援の要請を行うものとする。

- 4 幹事県等が被災等によりその事務を遂行できなくなったブロックは、当該ブロック内で速やかに協議のうえ、幹事県等に代って職務を行う都道府県（以下「幹事代理県」という。）を決定し、幹事代理県となった都道府県はその旨を全国知事会に報告するものとする。
- 5 各ブロックの幹事県等は、幹事県等を定めたときはその都道府県名を毎年4月末日までに全国知事会に報告するものとする。幹事県等を変更したときも同様とする。
- 6 各都道府県は、広域応援に関する連絡担当部局をあらかじめ定め、毎年4月末日までに全国知事会に報告するものとする。連絡担当部局を変更したときも同様とする。
- 7 全国知事会は、第5項又は前項による報告を受けた場合には、その状況を取りまとめるのうえ、速やかに各都道府県に連絡するものとする。

（災害対策都道府県連絡本部の設置）

第5条 いずれかの都道府県において、震度6弱以上の地震が観測された場合又はそれに相当する程度の災害が発生したと考えられる場合、全国知事会は、被災情報等の収集・連絡事務を迅速かつ的確に進めるため、災害発生後速やかに、全国知事会事務総長を本部長とする災害対策都道府県連絡本部（以下「連絡本部」という。）を設置する。

- 2 連絡本部は、被災県及び被災県のカバー（支援）県並びに被災県の所属するブロックの幹事県等に対して被災情報等の報告を求める。
- 3 連絡本部の組織等必要な事項は、別に定めるところによるものとする。

（緊急広域災害対策本部の設置）

第6条 第2条第1項の広域応援に係る事務を迅速かつ的確に実施するため、全国知事会は、全国知事会会長を本部長とする緊急広域災害対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。

- 2 対策本部は、前条第1項の連絡本部が設置されている場合は、その事務を引き継ぎ情報収集・連絡事務を行うとともに、広域応援に係る調整、広域応援実施に係る記録・データの整理事務を行う。
- 3 対策本部は、前項の事務を行うにあたり、別に定めるところにより、東京事務所長会の代表世話人への連絡を通して、各都道府県東京事務所から職員の応援を得るものとする。
- 4 対策本部の組織等必要な事項は、別に定めるところによるものとする。

（広域応援の要請）

第7条 被災県は、次の表の自ら所属するブロック以外のブロックを構成する都道府県に対し、全国知事会を通じて広域応援を要請する。

ブロック知事会名	構成都道府県名
----------	---------

北海道東北地方知事会	北海道 青森県 秋田県 岩手県 山形県 宮城県 福島県 新潟県
関東地方知事会	東京都 群馬県 栃木県 茨城県 埼玉県 千葉県 神奈川県 山梨県 静岡県 長野県
中部圏知事会	富山県 石川県 岐阜県 愛知県 三重県 長野県 静岡県 福井県 滋賀県
近畿ブロック知事会	福井県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 奈良県 和歌山県 兵庫県 鳥取県 徳島県
中国地方知事会	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県
四国知事会	徳島県 香川県 愛媛県 高知県
九州地方知事会	福岡県 佐賀県 長崎県 大分県 熊本県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県 山口県

- 2 複数のブロックに所属する都道府県の所属ブロックについては、別に定めるところによるものとする。
- 3 被災県は、広域応援を要請しようとするときは、速やかに全国知事会又は自らが所属するブロックの幹事県等に対し、被害状況等を連絡するとともに、必要とする広域応援の内容に関する次の事項を記載した文書を提出するものとする。ただし、いとまのない場合は、電話又はファクシミリ等により広域応援要請の連絡を行い、後日文書を速やかに提出するものとする。
 - (1) 資機材及び物資等の品目並びにそれらの数量
 - (2) 施設、提供業務の種類又は幹旋の内容
 - (3) 職種及び人数
 - (4) 応援区域又は場所及びそれに至る経路
 - (5) 応援期間（見込みを含む。）
 - (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項
- 4 前項の連絡を受けた幹事県等は、速やかに、被災県の被害状況及び広域応援の要請内容等を全国知事会に連絡するものとする。
- 5 全国知事会は、第3項又は前項の連絡を受け、第2条第1項で規定する広域応援を実施するときは、速やかに全都道府県へその旨を連絡するとともに、各ブロック幹事県等と連携し、応援県を被災県ごとに個別に割り当てる対口支援方式を基本として被災県に対する広域応援実施要領を作成し、全都道府県に広域応援の内容を連絡するものとする。
- 6 広域応援実施要領で被災県を応援することとされた都道府県は、最大限その責務を果たすよう努めなくてはならない。
- 7 第3項又は第4項による連絡をもって、被災県から各都道府県に対して広域応援の要請があったものとみなす。
- 8 通信の途絶等により第3項又は第4項の連絡がなされず、かつ、広域応援の必要があ

ると全国知事会会長が認める場合は、第2条第1項に規定する広域応援を実施する。この場合、被災県から各都道府県に対して広域応援の要請があったものとみなす。

(経費の負担)

第8条 広域応援を行った都道府県が当該広域応援に要した経費は、原則として広域応援を受けた被災県の負担とする。

ただし、被災県と広域応援を行った都道府県との間で協議した結果、合意が得られた場合については、この限りではない。

- 2 被災県は、費用を支弁するいとまがない場合等やむを得ない事情があるときは、広域応援を行う都道府県に当該費用の一時繰替え（国民保護に関しては「立替え」と読み替える。以下同じ。）支弁を求めることができるものとする。
- 3 被災県は、前項の繰替え支弁がなされたときは、原則として年度内に繰替え支弁をした都道府県に対し繰戻しをしなければならない。

(ブロック間応援)

第9条 幹事県等の調整の下、被災県からの要請に基づき、被災県が属するブロックに対してその隣接ブロックは、応援を行う（以下「ブロック間応援」という。）。

- 2 前項の応援の要請は、被災県の所属するブロックの幹事県等又は被災県から応援を要請するブロックの幹事県等へなされることを基本とする。
- 3 前項の応援については、第2条第3項及び第8条の規定を準用する。
- 4 被災県の所属するブロックの幹事県等又は被災県は、第1項の応援の要請をしたことを速やかに全国知事会へ連絡するものとし、連絡を受けた全国知事会は、被災県が応援を要請したブロックに対し、協力を要請するものとする。
- 5 第1項及び前項の要請を受けたブロックは、最大限その責務を果たすよう努めなくてはならない。

(他の協定との関係)

第10条 この協定は、都道府県がブロック及び個別に締結する災害時の相互応援協定等を妨げるものではない。

(訓練の実施)

第11条 全国知事会及び都道府県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な訓練を適時実施するものとする。

(その他)

第12条 この協定の実施に関し、必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、全国知事会会長が別に定めるものとする。

附則 この協定は、平成18年7月12日から適用する。

2 平成8年7月18日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成19年7月12日から適用する。

2 平成18年7月12日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成24年5月18日から適用する。

2 平成19年7月12日に締結された協定は、これを廃止する。

この協定の締結を証するため、協定書に全国知事会会長、全国知事会東日本大震災復興協力本部本部長及び各ブロックの会長又は常任世話人が記名し、全国知事会においてこれを保有するとともに、各都道府県に対しその写しを交付するものとする。

平成 24 年 5 月 18 日

全 国 知 事 会 会 長
京 都 府 知 事

全国知事会
東日本大震災復興協力本部本部長
埼 玉 県 知 事

北海道東北地方知事会会長
北 海 道 知 事

関東地方知事会会長
静 岡 県 知 事

中部圏知事会会長
愛 知 県 知 事

近畿ブロック知事会会長
奈 良 県 知 事

中国地方知事会会長
岡 山 県 知 事

四国知事会常任世話人
徳 島 県 知 事

九州地方知事会会長
大 分 県 知 事

全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定実施細目（災害関係）

（趣旨）

第1条 この実施細目は、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」（以下「協定」という。）のうち地震等による大規模災害への対応の実施に関し、必要な事項を定める。

（所属ブロック知事会の決定）

第2条 協定第7条第2項により、所属するブロック知事会が複数ある都道府県の所属ブロックを定める場合には、別表1を基本として、当該都道府県及び当該都道府県が所属するブロック知事会幹事県等（ブロック知事会における支援本部等を含む。以下同じ。）の間で協議のうえ、決定する。

（別表1）

都道府県名	広域応援の実施時の所属ブロック知事会
静岡県	中部圏知事会
長野県	
三重県	
福井県	近畿ブロック知事会
滋賀県	
鳥取県	中国地方知事会
山口県	
徳島県	四国知事会

（情報収集要員の派遣）

第3条 協定第5条第2項の情報収集に当たり、通信の途絶等により被災県との連絡が取れず、かつ広域応援の要請が想定される場合等には、必要に応じ、全国知事会は、被災県の災害対策本部に情報収集要員を派遣する。

2 被災県は、情報収集要員との連絡調整に十分配慮する。

（都道府県東京事務所職員による応援）

第4条 協定第6条第3項に定める緊急広域災害対策本部（以下「対策本部」という。）に対する各都道府県東京事務所からの職員の応援については、別表2を基本として行うものとする。

(別表 2)

被災ブロック	緊急広域災害対策本部への職員応援ブロック
北海道東北 (8) 関東 (8)	中国 (5) 四国 (4) 九州 (8)
中部圏 (7) 近畿 (7)	北海道東北 (8) 関東 (8)
中国 (5) 四国 (4) 九州 (8)	中部圏 (7) 近畿 (7)

※ () は都道府県数

- 2 協定第 6 条第 3 項に定める応援の連絡を受けた東京事務所長会の代表世話人(以下「代表世話人」という。)は、前項に定める対策本部への職員応援ブロックの世話人所長(以下「世話人所長」という。)に対策本部への職員応援を要請し、この要請を受けた世話人所長は、ブロック内の各都道府県東京事務所長に対して、対策本部への職員応援を要請する。
- 3 第 1 項、第 2 項における代表世話人、世話人所長とは東京事務所長会の機構におけるものをいう。

(業務の代行)

- 第 5 条 首都直下地震等により、全国知事会による広域応援に係る調整が困難な場合、かつ被災県からの広域応援の要請が想定される場合には、関東地方知事会の幹事県等が、広域応援に関する業務を代行する。
- 2 前項の場合において、関東地方知事会の幹事県等による広域応援に関する業務の代行が困難なときは、近畿ブロック知事会の幹事県等が、広域応援に関する業務を代行する。

(連絡調整要員の派遣)

- 第 6 条 全国知事会及び広域応援を実施する都道府県(以下「応援県」という。)は、必要があると認めるときは、被災県の災害対策本部に連絡調整要員を派遣する。
- 2 被災県は、連絡調整要員との連絡調整に十分配慮する。

(情報収集要員等の携行品)

- 第 7 条 被災県に派遣される情報収集要員等は、災害の状況に応じて、必要となる被服、当座の食料・飲料水、携帯電話等を携行する。

(広域応援の内容)

- 第 8 条 協定第 2 条第 3 項に定める広域応援の内容は、次のとおりとする。
- (1) 人的支援及び斡旋

- ア 救助及び応急復旧等に必要な要員
- イ 避難所の運営支援に必要な要員
- ウ 支援物資の管理等に必要な要員
- エ 行政機能の補完に必要な要員
- オ 応急危険度判定士、ケースワーカー、ボランティアの斡旋

(2) 物的支援及び斡旋

- ア 食料、飲料水及びその他生活必需物資
- イ 救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資
- ウ 救援及び救助活動に必要な車両・船艇等

(3) 施設又は業務の提供及び斡旋

- ア ヘリコプターによる情報収集等
- イ 傷病者の受け入れのための医療機関
- ウ 被災者を一時収容するための施設
- エ 火葬場、ゴミ・し尿処理業務
- オ 仮設住宅用地
- カ 輸送路の確保及び物資拠点施設など物資調達、輸送調整に関する支援

(4) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあったもの

(要員の派遣に要する経費の内容等)

第9条 協定第8条に規定する経費のうち、要員の派遣に係るものについては、次のとおり定める。

- (1) 要員の派遣に要する経費については、応援県が定める規定により算出した当該応援要員の旅費、諸手当の額の範囲内とする。
- (2) 要員が応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援県の負担とする。
- (3) 要員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては、被災県が、被災県への往復の途中において生じたものについては、応援県が賠償の責めに任ずる。
- (4) 前3号の規定に定めるもののほか、要員の派遣に要する経費については、被災県と応援県との間で協議して定める。

(経費の請求)

第10条 協定第8条第2項の規定により、応援県が応援に要した経費を繰替え支弁した場合には、次の各号に定めるところにより算出した額を被災県に請求する。

- (1) 応援要員の派遣については、前条で規定する額
- (2) 備蓄物資については、提供した物資の時価評価額及び輸送費
- (3) 調達物資については、当該物資の購入費及び輸送費
- (4) 資機材等については、借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費
- (5) 施設の提供については、借上料

2 前項に規定する請求は、応援県の知事名による請求書（関係書類添付）により、被災県の知事に請求する。

（カバー（支援）ブロック）

第 11 条 協定第 9 条に規定するブロック間の応援に係るカバー（支援）ブロックは、別表 3 を基本とする。

（別表 3）

被災ブロック	カバー（支援）ブロック
北海道東北	関東
関東	北海道東北
中部圏	近畿
近畿	中部圏
中国・四国	九州
九州	中国・四国

附則 この実施細目は、平成 19 年 7 月 12 日から適用する。

2 平成 18 年 7 月 12 日から適用した実施細目は、これを廃止する。

附則 この実施細目は、平成 24 年 5 月 18 日から適用する。

2 平成 19 年 7 月 12 日から適用した実施細目は、これを廃止する。

資料05-2 災害応援に関する協定書（中部圏知事会）

（趣旨）

第1条 この協定は、富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県及び名古屋市（以下「県市」という。）で第1号に掲げる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合並びに第2号及び第3号に掲げる事態（以下「災害時等」という。）において、被災県市又は国民の保護のための措置若しくは緊急対処保護措置を実施する必要がある県市（以下「被災県市等」という。）では被災者等（避難住民並びに大規模災害、武力攻撃災害及び緊急処理事態における災害による被災者をいう。以下同じ。）の避難、救援等の対策が十分に実施できない場合に、被災県市等の要請に基づき行われる広域応援を、迅速かつ円滑に遂行するため、必要な事項について定めるものとする。

- (1) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害
- (2) 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号。以下「武力攻撃事態対処法」という。）第1条に定める武力攻撃事態等
- (3) 武力攻撃事態対処法第25条第1項に定める緊急処理事態

（応援県市）

第2条 大規模な災害時等においては、救援活動等を速やかに実施できる体制を執るため、応援県市は、必要に応じ被災県市等に対する救援対策本部を設置することができる。

- 2 応援県市は、相互に連絡をとり、主たる応援県市を決定する。
- 3 主たる応援県市は、速やかに救援対策本部を設置するものとする。

（応援の内容）

第3条 応援県市が行う応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 物資等の提供及びあっせん並びに人員の派遣
 - ア 食料、飲料水、生活必需品、医薬品その他供給に必要な資機材の提供及びあっせん
 - イ 被災者等の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供及びあっせん
 - ウ 避難、救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供及びあっせん
 - エ 避難、救援・救護、救助活動及び応急復旧に必要な医療系職、技術系職、技能系職等職員の派遣
 - (2) 避難場所等の相互使用、緊急輸送路の共同啓開等被災県市等の境界付近における必要な措置
 - (3) 被災者等の一時収容のための施設の提供
 - (4) 医療機関による傷病者の受入
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項
- 2 各県市は、前項の応援が円滑に実施できるよう必要な物資、資機材等の確保に努めるものとする。

（応援要請の手続）

第4条 応援を受けようとする県市は、別に定める内容を明らかにして、他の県市に要請するものとする。

- 2 各県市は、前項の要請を円滑に行うため、通信手段の整備に努めるものとする。

(災害時等における自主的活動)

第5条 災害時等であって別に定めるときに通信途絶等により被災縣市等から前条の要請がない場合、他の縣市は速やかにその被災状況について、自主的に情報収集を行うものとする。

(経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた縣市の負担とする。

2 応援職員が応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援縣市の負担とする。

3 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては、応援を受けた被災縣市等が、被災縣市等への往復の途中において生じたものについては、応援縣市が賠償の責めに任ずる。

4 前3項に定めるもののほか、応援職員の派遣に要する経費については、被災縣市等及び応援縣市が協議して定める。

(情報交換)

第7条 各縣市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画、国民保護計画その他必要な情報を相互に交換するものとする。

(訓練の参加)

第8条 各縣市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、他の縣市主催の防災訓練等に相互に参加するよう努めるものとする。

(連絡協議会の設置)

第9条 この協定に関する事項、その他必要な事項を研究・協議するため中部9県1市広域災害時等応援連絡協議会を設置するものとする。

(その他)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

2 この協定に定めのない事項は、その都度、関係縣市が協議して定める。

附 則

1 この協定は、平成19年7月26日から施行する。

2 平成7年11月14日締結の協定は、平成19年7月25日限りで廃止する。

平成19年7月26日

富山県知事 石川県知事 福井県知事 長野県知事 岐阜県知事 静岡県知事 愛知県知事
三重県知事 滋賀県知事 名古屋市長

資料05-3 震災時等の相互応援に関する協定（関東地方知事会）

（趣 旨）

第1条 この協定は、関東地方知事会を組織する知事の協議により、東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、静岡県及び長野県（以下「都県」という。）において、地震等による災害又は武力攻撃事態等若しくは緊急対処事態（以下「災害」という。）において、被災した都県（避難住民（都県以外からの避難住民を含む。）を受入れている都県を含む。以下「被災都県」という。）独自では十分な災害応急対策が実施できない場合において、災害対策基本法第5条の2、同法第8条第2項第12号及び同法第74条第1項の規定又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第3条第4項及び同法第172条第4項の規定並びに同法第32条第2項第6号及び同法第182条第1項の規定による地方公共団体相互の広域的な連携協力に関する基本方針の内容並びに友愛精神に基づき、都県が相互に救援協力し、被災都県の応急対策及び復旧対策を円滑に実施するため、必要な応援その他の事項について定める。

（連絡窓口）

第2条 都県は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部署を定め、都県において激甚な災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。

2 都県は、災害時の情報交換手段を確保するため、複数の通信連絡網整備に努めるものとする。

（応援の種類）

第3条 応援の種類は、次のとおりとする。

(1) 物資等の提供及びあっせん

ア 食料、飲料水及びその他の生活必需物資

イ 避難、救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資

ウ 避難、救援及び救助活動に必要な車両・舟艇等

(2) 応急対策に必要な職員の派遣等

ア 避難、救援、救助及び応急復旧等に必要な職員

イ ヘリコプターによる情報収集等

ウ 応急危険度判定士、ケースワーカー、ボランティアのあっせん

(3) 施設又は業務の提供若しくはあっせん

ア 傷病者の受入れのための医療機関

イ 被災者を一時収容するための施設

ウ 火葬場、ゴミ・し尿処理業務

エ 仮設住宅用地

オ 輸送路の確保及び物資拠点施設

(4) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

2 都県は、前項の応援が円滑に実施できるよう、物資、資機材等の確保、備蓄に努めるもの

とする。

(カバー都県・協力都県の設置)

第4条 都県は、協議により、被災都県に対し直接応援をする都県（以下「カバー都県」という。）をあらかじめ定めることができる。

- 2 カバー都県は、被災都県を直接的・物的に支援するほか、被災都県を応援する都県の選定及び連絡調整並びに国や全国知事会等との連絡調整に関し、被災都県を補完することを主な役割とする。
- 3 カバー都県以外で被災しなかった都県（以下「協力都県」という。）は、被災都県又はカバー都県からの要請に基づき、被災都県の応援に協力するものとする。

(幹事都県の役割)

第5条 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定（以下「全国協定」という。）

第4条第1項に規定する関東地方知事会の幹事都県（以下「幹事都県」という。）は、次の各号に掲げる役割を担うものとする。

- (1) 複数都県が被災した場合における、全国協定第4条第3項の規定によるブロック内の総合調整及び全国知事会に対する広域応援の要請
- (2) 全国協定第9条に基づくブロック間応援に係る隣接ブロックの幹事都県等との連絡調整

(幹事代理都県の設置)

第6条 幹事都県が被災等によりその事務を遂行できなくなった場合、幹事都県に代わって職務を代行する都県（以下「幹事代理都県」という。）を置く。

- 2 幹事代理都県は、別に定める順序に従い幹事都県が指名する。

(連絡員の派遣)

第7条 災害が発生し、被災都県から連絡員の派遣の求めがあったとき、又はカバー都県が必要があると認めたときは、カバー都県は、被災都県に対して連絡員を派遣し、被災地の情報収集を行うものとする。

- 2 カバー都県は、連絡員を派遣する場合には、派遣職員自らが消費又は使用する物資を携行するなど自律的活動に努めるものとする。

(応援要請の方法)

第8条 応援を受けようとする都県は、次の事項について、カバー都県に対し口頭又は文書で要請を行い、応援する都県が決定した後に、応援することとなった都県に対し、文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 第3条第1項各号に掲げる応援の要請内容
- (3) 応援の場所及び応援場所への経路
- (4) 車両、航空機、船舶の派遣場所

- (5) 応援の期間
- (6) 要請担当責任者氏名及び連絡先
- (7) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援の自主出動)

第9条 カバー都県及び協力都県は、前条の規定にかかわらず、緊急に応援出動をすることが必要と認められるときは、第7条の規定による連絡員が収集した情報等により自主的に応援活動に出動できるものとする。

- 2 カバー都県及び協力都県は、前項による自主出動を実施した際には、被災都県及び他の都県に対して、出動の連絡を行うものとする。
- 3 カバー都県及び協力都県は、自主的な応援活動のために職員を派遣する場合には、第7条第2項に準じて、自律的活動に努めるものとする。

(応援受入れ体制)

第10条 都県は、災害時における他の都県からの連絡員、応援要員及び応援物資等を受け入れるための体制、施設及び場所等をあらかじめ定めておくものとする。

(応援経費の負担)

第11条 応援に要した費用は、法令その他別に定めがある場合を除き、応援を受けた都県が負担するものとする。

- 2 応援を受けた都県が、前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ、応援を受けた都県から要請があった場合には、応援した都県は、当該費用を一時繰替（国民保護に関しては「立替え」と読み替える。）支弁するものとする。
- 3 第7条の規定による連絡員の派遣及び被災地における情報収集活動に要した経費は、カバー都県が負担するものとする。
- 4 前3項の規定によりがたいときは、その都度、応援を受けた都県と応援した都県の間で協議して定めるものとする。

(ブロック間応援におけるカバー都県)

第12条 複数都県が被災し、全国協定第9条に規定するブロック間応援を要請する場合、被災都県を応援する道県については、幹事都県（幹事代理都県を含む。以下、同じ。）が、隣接ブロックの幹事県等と協議の上決定するものとする。

- 2 隣接ブロックに対してブロック間応援を行おうとする場合も、前項と同様に、幹事都県の調整により、被災県（全国協定第1条に規定する被災県をいう。）を応援する都県を決定するものとする。

(他の協定との関係)

第13条 この協定は、全国協定及び都県が個別に締結する災害時の相互応援協定等を妨げるものではない。

(訓練の実施)

第14条 都県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な訓練を適時実施するものとする。

(資料の交換)

第15条 都県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画、国民の保護に関する計画その他参考資料を相互に交換するものとする。

(連絡会議の設置)

第16条 都県は、災害発生時の迅速かつ効果的な応援体制の確立を図るため、連絡会議を設置するものとする。

(その他)

第17条 この協定の実施に関し、必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、都県が協議して別に定めるものとする。

附則 この協定は、平成8年6月13日から適用する。

2 昭和52年6月16日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成14年3月31日から適用する。

2 平成8年6月13日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成16年2月24日から適用する。

2 平成14年3月31日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成20年2月6日から適用する。

2 平成16年2月24日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成25年7月31日から適用する。

2 平成20年2月6日に締結された協定は、これを廃止する。

この協定の締結を証するため、本協定書10通を作成し、各都県記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成25年7月31日

東京都知事	猪瀬直樹
茨城県知事	橋本昌
栃木県知事	福田富一
群馬県知事	大澤正明
埼玉県知事	上田清司
千葉県知事	森田健作
神奈川県知事	黒岩祐治
山梨県知事	横内正明
静岡県知事	川勝平太
長野県知事	阿部守一

資料 05-4 中央日本四県(新潟・山梨・長野・静岡)の災害時の相互応援等に関する協定

(目的)

第1条 この協定は、新潟県、山梨県、長野県及び静岡県（以下「中央日本四県」という。）のいずれかの県において災害が発生した場合における中央日本四県間の相互応援の実施により、迅速かつ円滑な災害応急対策の実施を図るとともに、中央日本四県が平時から防災における協力及び連携の充実に図り、もって中央日本四県の災害対応力を向上させることを目的とする。

(連絡担当部局)

第2条 中央日本四県は、あらかじめ災害時の応援及び平時の防災協力に関する連絡担当部局を定めるものとする。

(災害時の応援の種類)

第3条 災害時の応援の種類は、中央日本四県のうち災害が発生した県（以下「被災県」という。）において災害応急対策に必要な物資・資機材の提供、職員の派遣及び被災住民の受入れ等、被災県から要請のあった事項とする。

2 応援の内容等は、連絡担当部局が別途協議して定めるものとする。

(応援要請の手続き)

第4条 被災県が応援の要請をするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにして、応援を実施する県（以下「応援県」という。）に対し、まず口頭、電話又はファクシミリにより要請を行い、後日速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 物資・資機材等の提供を要請する場合にあつては、その品名及び数量等
- (3) 職員の派遣を要請する場合にあつては、職種別人員
- (4) 被災住民の受入れを要請する場合にあつては、市町村別人数等
- (5) 応援場所及び応援場所への経路、駐車場所又はヘリ着陸場所
- (6) 応援を必要とする期間
- (7) 前各号に定めるもののほか必要な事項

(連絡員の派遣)

第5条 中央日本四県のいずれかの県において災害が発生し、応援を行おうとする県が必要があると認めるときは、当該県は、被災県に対して連絡員を派遣し、被災地の情報収集を行うものとする。

(応援の自主出動)

第6条 応援県は、第3条及び第4条の規定にかかわらず、派遣した連絡員からの情報等を基に、必要な応援を自主的に行うことができるものとする。この場合、応援に関する情報を被災県に提供する等、円滑な応援実施に配慮するものとする。

(応援受け入れ体制)

第7条 中央日本四県は、災害時における他県からの連絡員、応援要員及び応援物資等を受け入れるための体制、施設及び場所等をあらかじめ定めておくものとする。

(応援経費の負担)

第8条 応援に要した経費は、原則として被災県の負担とする。ただし、被災県と応援県との間で協議した結果、合意が得られた場合については、この限りではない。

2 被災県が前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ被災県から要請があった場合は、応援県は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。

3 第5条に規定する連絡員の派遣及び被災地の情報収集活動に要した経費は、応援県の負担とする。

(平時の連携)

第9条 中央日本四県は、防災体制及び相互連携の充実強化を図るため、平時から連携して訓練の実施や地域防災計画その他参考資料の情報共有など、必要な取組を推進するものとする。

(連絡会議の設置)

第10条 中央日本四県は、前条の取組を推進するため、連絡会議を設置する。

2 連絡会議の具体的な運営については別に定める。

(他の協定との関係)

第11条 この協定は、中央日本四県が既に締結している他の相互応援に関する協定等による応援及び新たな相互応援に関する協定等を妨げるものではない。

(その他)

第12条 この協定に定めのない事項で、特に必要が生じた場合は、その都度中央日本四県が協議して定めるものとする。

2 この協定の実施に関し必要な事項は、連絡担当部局が別途協議して定めるものとする。

附 則 この協定は、平成27年8月27日から適用する。

この協定の締結を証するため、本協定書4通を作成し、各県署名の上、各1通を保有する。

平成27年8月27日

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県知事 泉田 裕彦

山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号

山梨県知事 後藤 斎

長野県長野市大字南長野字幅下692の2

長野県知事 阿部 守一

静岡県静岡市葵区追手町9番地6

静岡県知事 川勝 平太

資料05-5 長野県市町村災害時相互応援協定書

長野県内全市町村は、県内に災害が発生した場合において、地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害対策基本法及び互助友愛精神に基づき、被災市町村に対し、その総力を挙げて応援活動を行うものとし、次のとおり協定する。

(趣旨)

第1条 この協定は、県内の市町村（以下「市町村」という。）において災害対策基本法第2条第1号に規定する災害が発生し、被災市町村独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できないと認められるとき、市町村相互の応援による応急措置等を円滑に遂行するために、必要な事項について定めるものとする。

なお、常備消防に関する相互の応援については、「長野県消防相互応援協定」に定めるところによるものとする。

(代表市町村の設置等)

第2条 市町村が行う救援活動等に関する調整及び県との連絡調整等を行うため、別記1に掲げるブロックごとに代表市町村を置くものとする。

2 代表市町村が被災した場合に備え別記1に掲げるブロックごとに代表市町村の業務を代行する第2順位及び第3順位の市町村を定めるものとする。

(応援の内容)

第3条 市町村が行う応援の内容は、次のとおりとする。

(1) 物資等の提供及びあっせん

- ア 食料、飲料水、生活必需品、医薬品その他供給に必要な資機材
- イ 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資
- ウ 救援及び救助活動に必要な車両等
- エ ごみ、し尿処理のための車両及び施設
- オ 避難収容施設（避難所、応急仮設住宅等）
- カ 火葬場

(2) 人員の派遣

- ア 救護及び応急措置に必要な職員
- イ 消防団員

(3) その他

- ア 避難場所等の提供、緊急輸送路の確保等被災市町村との境界付近における必要な措置
- イ ボランティアのあっせん
- ウ 児童・生徒の受け入れ

- エ 前2号に掲げるもののほか、災害救助法第23条第1項に定める救助
- (4) 前3号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の手続)

第4条 応援を受けようとする市町村は、次に掲げる事項を明確にして、無線又は電話等により他の市町村に要請し、後に文書を速やかに送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援を要請する内容
 - ア 物資・資機材の搬入
物資等の品目・数量、搬入場所、輸送手段、交通情報等
 - イ 人員の派遣
職種、人数、派遣場所、活動内容、派遣期間、輸送手段、交通情報等
 - ウ その他、必要な事項

(緊急時における自主的活動)

第5条 代表市町村は、災害発生時において、通信の途絶等により被災状況等の情報が入手できない場合、速やかにその被災状況等について自主的に情報の収集・提供を行うものとする。

- 2 市町村は、前項の情報収集に基づき、被害が甚大で、かつ、事態が緊急を要すると認められる場合、代表市町村と連絡調整のうえ自主的に応援活動を実施するものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、代表市町村は、別記1に掲げる代表市町村の属するブロック内の構成市町村において震度6強以上の地震が観測された場合においては、代表市町村が行う業務に必要な被災状況等についての情報収集及び提供等の業務を行うため、先遣隊を当該市町村に派遣するものとする。
- 4 代表市町村が被災した場合において前項の規定により先遣隊を派遣することができないときは、別記1に掲げる代表市町村の属するブロックの構成市町村（代表市町村を除く。）が別に定めるところにより、当該派遣を行うものとする。
- 5 前項に規定する場合において、別記1に掲げるブロックの構成市町村の大半が被災し当該ブロック内から前2項の規定による先遣隊の派遣を行うことができないときは、別記2に掲げる応援するブロックから当該派遣を行うものとする。
- 6 別記2に掲げる応援するブロックから当該派遣することができない場合に備え、代表市町村の会議において協議し、派遣する代表市町村をあらかじめ定めておくこととする。
- 7 前4項に規定する場合以外の場合は、通信の途絶等により被災状況等の情報が入手できない場合等で、代表市町村が必要と認めた場合に派遣するものとする。

(経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた市町村の負担とする。

- 2 応援職員等が応援に伴い負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償等に要する経費は、応援市町村の負担とする。
- 3 前2項に定めるもののほか、応援職員等の派遣に要する経費については、被災市町村及び応援市町村が協議して決める。
- 4 応援職員等が応援に伴い第三者に損害を与えた場合、応援を受けた市町村が、賠償の責めに任ずる。
ただし、応援職員等の重大な過失により発生した損害賠償に要する費用については、応援市町村の負担とする。
- 5 前項に定める応援を受けた市町村の負担額は、応援市町村が加入する保険により支払われる金額を控除した額とする。

(情報交換)

第7条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、別記1に掲げるブロックごと又は、ブロックをまたいで、備蓄物資の状況、緊急連絡先等の必要な情報等を定期的に相互に交換するものとする。

(訓練の参加)

第8条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、別記1に掲げるブロックごと又は、ブロックをまたいで、物資調達、人的支援等の訓練を実施するとともに、他の市町村主催の防災訓練に相互に参加するよう努めるものとする。

(防災体制の強化等)

- 第9条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画等の整備等、防災体制の強化を図るものとする。
- 2 市町村は、この協定を実効あるものとしていくため、必要に応じて県への協力を求める等、県との連携を強化することとする。

(補 則)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

- 2 この協定に定めのない事項は、その都度、代表市町村の会議において協議して定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この協定は、平成8年4月1日から施行する。

(協定の成立)

2 この協定の成立は、県内全市町村長の同意書をもって証する。

附 則

この協定は、平成23年12月16日から施行する。

(別記1)

ブロック名	代表市町村	構成市町村
佐久	佐久市	小諸市・佐久市・小海町・佐久穂町・川上村・南牧村・南相木村・ 北相木村・軽井沢町・御代田町・立科町
上小	上田市	上田市・東御市・長和町・青木村
諏訪	岡谷市	岡谷市・諏訪市・茅野市・下諏訪町・富士見町・原村
上伊那	伊那市	伊那市・駒ヶ根市・辰野町・箕輪町・飯島町・南箕輪村・中川村・ 宮田村
飯伊	飯田市	飯田市・松川町・高森町・阿南町・阿智村・平谷村・根羽村・ 下條村・売木村・天龍村・泰阜村・喬木村・豊丘村・大鹿村
木曾	木曾町	木曾町・上松町・南木曾町・木祖村・王滝村・大桑村
松本	松本市	松本市・塩尻市・安曇野市・麻績村・生坂村・山形村・朝日村・ 筑北村
大北	大町市	大町市・池田町・松川村・白馬村・小谷村
長野	長野市	長野市・須坂市・千曲市・坂城町・小布施町・高山村・信濃町・ 飯綱町・小川村
北信	中野市	中野市・飯山市・山ノ内町・木島平村・野沢温泉村・栄村

(別記2)

被災ブロック	応援するブロック
佐 久	上 小
上 小	佐 久
諏 訪	上伊那 木 曾
上伊那	諏 訪 飯 伊
飯 伊	上伊那 木 曾
木 曾	飯 伊 諏 訪
松 本	長 野
大 北	北 信
長 野	松 本
北 信	大 北

(備考) 応援するブロックが複数の場合は、下線の代表市町村が派遣。

資料05-6 長野県市町村災害時相互応援協定実施細則

(趣旨)

第1条 この実施細則は、「長野県市町村災害時相互応援協定」(以下「協定」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(代表市町村)

第2条 代表市町村は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 被災市町村の情報収集と状況把握
- (2) 災害応急措置等に必要な物資、人員、その他要請内容の把握
- (3) 応援要請内容の所属ブロック構成市町村及び他の代表市町村への仕分け
- (4) 輸送ルート、応援物資集積場所等の応援に必要な情報の連絡
- (5) 応援活動等に関する県との連絡調整
- (6) 前各号に掲げるもののほか、災害応急活動を円滑に行うために必要な業務

2 代表市町村が被災等により前項の業務を遂行できない場合は、協定第2条第2項の規定により、代表市町村の業務を代行する第2順位又は第3順位の市町村が代表市町村の業務を代行する。

ただし、大半の構成市町村が同時被災し、代行することが困難と認められる場合は、協定別記2の応援するブロックの代表市町村がこれを代行するものとする。

(応援要請の手続)

第3条 応援を受けようとする市町村は、次に掲げる順序により、応援を要請するものとする。

- (1) 要請は原則として所属ブロックの代表市町村に行うものとする。
- (2) 所属ブロックの代表市町村が同時被災しているおそれがある場合は、当該ブロックの第2順位の市町村に要請するものとする。

所属ブロックの代表市町村及び第2順位の市町村が同時被災しているおそれがある場合は、第3順位の市町村に要請するものとし、第4順位以下を定めた場合も同様とする。

- (3) 所属ブロックの大半が同時被災しているおそれがある場合は、協定別記2の応援するブロックの代表市町村に要請するものとする。

2 被災市町村所属ブロックの代表市町村は、被災市町村の要請内容に当該ブロックの構成市町村のみでは対応できないと認められる場合は、他の代表市町村に要請するものとする。

(応援実施の手続)

第4条 被災市町村以外の市町村は、代表市町村から被災市町村への応援を要請された場合被災市町村から直接要請があったものとして、速やかに応援を実施するものとする。

2 被災市町村の属するブロックの代表市町村は、当該ブロック内の構成市町村及び他のブロックの代表市町村と連絡調整し要請事項及び搬入、派遣等に要する時間などの応援計画を被災市町村に伝達するとともに、後日、速やかに応援通知書を送付するものとする。

(応援物資の受領の通知)

第5条 被災市町村は、応援通知書に基づく応援物資を受領したときは、応援物資受領書を交付するものとする。

(応援終了報告)

第6条 被災市町村から要請を受けた代表市町村又はこれを代行する市町村は、応援が終了したときは、被災市町村に対して、応援終了報告書を送付するものとする。

(緊急時における自主的活動)

第7条 協定第5条により自主的に応援活動を実施する場合には、被災市町村との連絡確保に努め、連絡可能となった際は、応援の要否を含め、被災市町村の指示のもとに行動するものとする。

(経費の負担)

第8条 応援職員等の派遣に要する経費については、応援市町村が定める規定により算定した当該応援職員等の旅費及び諸手当の額の範囲内とする。

(情報交換)

第9条 協定第7条の規定に基づく情報は次のとおりとし、変更の都度、協定市町村に報告するものとする。

- (1) 連絡担当部局及び通信手段一覧表
- (2) 備蓄物資、資機材一覧表
- (3) その他応援に必要な情報

(補則)

第10条 この実施細則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

2 この実施細則に定めのない事項は、その都度、代表市町村の会議で定めることとする。ただし、当該定めのない事項のうちブロック内のみで決定する事項は、各ブロックの構成市町村の会議において協議して定める。

3 前項ただし書の場合において、ブロック内のみで決定する事項を定めた場合は、他のブロック

の代表市町村に、その都度報告することとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この実施細則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

(実施細則の改定)

- 2 この実施細則の改正は、代表市町村の会議において決定するものとする。

(実施細則の成立)

- 3 この実施細則の成立は、県内全市町村長の同意書をもって証する。

附 則

この実施細則は、平成 24 年 1 月 25 日から施行する。

資料05-7 長野県消防相互応援協定書

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第39条の規定に基づき、長野県内で災害が発生し、又は発生するおそれのある場合、市町村等（消防事務を他の市に委託している町村にあってはその受託している市、消防事務に関する一部事務組合を組織している市町村にあってはその一部事務組合、広域連合を組織している市町村にあってはその広域連合をいう。以下同じ。）がそれぞれの消防力を活用して相互の応援を行うことにより、被害を最小限に防止することを目的とする。

(対象とする災害)

第2条 この協定の対象とする災害は、法第1条に規定する水火災又は地震等の災害で、市町村等の応援を必要とするものとする。

(地域区分)

第3条 この協定による相互の応援を円滑に実施するため、市町村等を別表に掲げる地域（以下「ブロック」という。）に区分する。

(代表消防機関の指定)

第4条 この協定による相互の応援を円滑に実施するため、ブロックごとに地域代表消防機関を指定し、更に地域代表消防機関を統括するための代表消防機関を指定する。

2 地域代表消防機関は、原則として、長野県消防長会副会長が属する消防本部とする。ただし、長野県消防長会副会長を置かないブロックについては、当該ブロックに属する市町村等の消防長の協議により決定するものとする。

3 代表消防機関は、長野県消防長会長が属する消防本部とする。

(応援要請)

第5条 災害が発生し、又は発生するおそれのある市町村等（以下「要請側」という。）の長は、災害の状況及び要請側の消防力を考慮して、市町村等の応援が必要と判断した場合、次の各号に掲げる区分により応援する市町村等（以下「応援側」という。）の長に対して、速やかに応援要請を行うものとする。

(1) 隣接応援要請 隣接する市町村等に対して行う応援要請

(2) 地域応援要請 隣接する市町村等が属するブロック内の市町村等に対して行う応援要請

(3) 全県応援要請 全ての市町村等に対して行う応援要請

(4) 特殊応援要請 他の市町村等が保有する特殊災害に対応する隊等を指定して当該市町村等に対して行う応援要請

(応援隊の派遣)

第6条 前条の規定により応援要請を受けた応援側の長は、特別の事情がない限り応援隊を派遣しなければならない。

2 市町村等は、地域代表消防機関又は代表消防機関が必要と判断した場合、災害が

発生している市町村等に対して、自主的に応援出動することができるものとする。
(応援隊の指揮)

第7条 応援隊は、要請側の長の指揮の下に活動するものとする。この場合において、被災地で活動する他の関係機関と緊密に連携するものとする。

(応援経費等の負担)

第8条 この協定に基づく経費等の負担については、次の各号に定めるところによる。

(1) 応援側の負担する経費等

ア 応援活動に従事する市町村等の職員の旅費及び諸手当

イ 応援活動に従事する市町村等の職員の公務災害補償費及び消防職員等賞じゅつ金

ウ 応援活動において破損した車両、機械器具等の修理費

エ 応援活動において使用した資機材等又はそれに係る経費

オ 燃料及び給食等に係る経費

(2) 要請側の負担する経費等

ア 応援隊による消防法(昭和23年法律第186号)第29条第3項の規定に基づく損失補償費及び同法第36条の3第1項の規定に基づく損害補償費

イ 応援隊が応援活動において第三者に損害を与えた場合の損害賠償費

ウ 要請側から調達依頼のあった資機材等に係る経費

エ 大規模災害又は長期間にわたる災害への応援活動に係る経費のうち前号に定めるもの以外の経費

オ 第5条第4号の規定による応援活動において使用した特殊災害用資機材等に係る経費

(3) 前各号に定める経費等の負担について特に必要がある場合又は前各号に定めのない経費等については、その都度当事者間の協議により決定することができるものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定について変更の必要若しくは疑義が生じたときは、市町村等の長が協議して定めるものとする。

(補則)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項は、市町村等の消防長が協議して定める。

附 則

(施行期日)

1 この協定は、平成8年2月14日から施行する。

(長野県広域消防相互応援協定の廃止)

2 法第21条の規定により、県内を10ブロックに編成して昭和41年に各ブロック毎に締結した長野県広域消防相互応援協定は、廃止する。

この協定の締結を証するため、本書18通を作成し、市町村等の長が記名押印の上、各自1通を保有する。

附 則(平成12年7月1日)

この協定は、公布の日から施行し、平成12年7月1日から適用する。

附 則（平成13年7月1日）

この協定は、公布の日から施行し、平成13年7月1日から適用する。

附 則（平成15年11月1日）

この協定は、公布の日から施行し、平成15年11月1日から適用する。

附 則（平成18年9月1日）

この協定は、公布の日から施行し、平成18年9月1日から適用する。

附 則（平成27年4月8日）

この協定は、平成27年4月8日から効力を生ずる。

別表（第3条関係）

地域区分	市 町 村 等
北 信	長野市 須坂市 千曲坂城消防組合 岳北広域行政組合 岳南広域消防組合
東 信	上田地域広域連合 佐久広域連合
中 信	松本広域連合 北アルプス広域連合 木曾広域連合
南 信	諏訪広域連合 上伊那広域連合 南信州広域連合

資料 05-8 長野県消防相互応援協定実施細則

(主旨)

第1条 この実施細則は、長野県消防相互応援協定書（平成8年2月14日締結。以下「協定」という。）第10条の規定に基づき、消防の相互の応援の実施について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この実施細則において使用する用語は、協定において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 受援支援要員とは、要請側の消防本部の受援活動を支援する要員をいう。
- (2) 支援隊とは、災害情報等の収集及び要請側の消防本部の指揮活動を支援するため、要請側の属するブロックの地域代表消防機関等から出動する隊をいう。

(応援隊の名称)

第3条 協定に基づき活動する応援隊の総称は、県消防相互応援隊とする。

(地域代表消防機関の任務等)

第4条 地域代表消防機関の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 当該ブロック内の被害情報の収集及び集約に関すること。
 - (2) 要請側の消防本部との応援要請に係る協議及び一括的な応援要請に関すること。
 - (3) 代表消防機関、当該ブロック内市町村等及び関係機関との連絡調整に関すること。
 - (4) 当該ブロック内の県消防相互応援隊の編成、活動調整等に関すること。
 - (5) その他県消防相互応援隊の活動に必要な事項
- 2 地域代表消防機関が被災等によりその任務を遂行できない場合は、当該ブロック内の他の消防本部がその任務を代行するものとする。
- 3 地域応援要請が複数ブロックにわたる場合は、当該地域代表消防機関の協議により、県消防相互応援隊の活動調整等を統括する地域代表消防機関を決定するものとする。

(代表消防機関の任務等)

第5条 代表消防機関の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 長野県内の被害情報の収集及び集約に関すること。
 - (2) 要請側の消防本部との応援要請に係る協議及び一括的な応援要請に関すること。
 - (3) 長野県、地域代表消防機関及び関係機関との連絡調整に関すること。
 - (4) 県消防相互応援隊の編成、活動調整等に関すること。
 - (5) 緊急消防援助隊要請時の関係機関との連絡調整に関すること。
 - (6) その他県消防相互応援隊の活動に必要な事項
- 2 代表消防機関が被災等によりその任務を遂行できない場合は、地域代表消防機関がその任務を代行するものとする。

(災害等発生時の連絡等)

第6条 市町村等の消防長は、管轄区域内で大規模災害又は特殊災害（以下「大規模

災害等」という。)が発生した場合又は発生するおそれのある場合には、長野県、属するブロックの地域代表消防機関の消防長及び代表消防機関の消防長に対して、速やかに連絡するものとする。

(応援要請)

第7条 要請側の長は、有線電話その他の方法により、応援側の長に対して速やかに応援要請を行うものとし、次に掲げる事項を把握した時点で、県消防相互応援隊の応援要請書(様式第1号)を送付するものとする。

- (1) 災害の状況、発生場所及び被害状況
- (2) 必要な県消防相互応援隊の隊数、資機材等
- (3) 県消防相互応援隊の活動場所及び任務
- (4) 使用無線周波数
- (5) 安全管理上の注意事項
- (6) その他県消防相互応援隊の活動に必要な事項

2 地域応援要請は、応援側の属するブロックの地域代表消防機関を経由して行うものとする。

3 全県応援要請は、代表消防機関を経由して行うものとする。

(受援支援要員の派遣要請)

第8条 要請側の消防長は、県消防相互応援隊の受入れ体制が整わないと判断した場合には、属するブロックの地域代表消防機関の消防長に対して、速やかにその旨を報告し、受援支援要員の派遣に係る調整を求めるものとする。

(県消防相互応援隊の編成)

第9条 隣接応援要請時及び特殊応援要請時の県消防相互応援隊の編成は、要請側及び応援側の消防本部の協議により決定するものとする。

2 地域応援要請時の県消防相互応援隊の編成は、地域代表消防機関が行うものとする。

3 全県応援要請時の県消防相互応援隊の編成は、代表消防機関が行うものとする。

4 県消防相互応援隊は、応援要請に迅速に対応するため、原則として当直隊をもって編成するものとし、市町村等の消防長は事前に計画を策定しておくものとする。

(県消防相互応援隊の派遣)

第10条 県消防相互応援隊を派遣する応援側の長は、次に掲げる事項について、有線電話その他の方法により、要請側の長に対して速やかに連絡するとともに、県消防相互応援隊の応援決定通知書(様式第2号)を送付するものとする。

- (1) 派遣隊数及び隊員数
- (2) 出発予定時刻及び進出拠点(進出拠点を設定しない場合は、災害現場。以下同じ。)到着予定時刻
- (3) その他県消防相互応援隊の活動に必要な事項

2 地域応援要請に基づき県消防相互応援隊を派遣する場合の連絡は、応援側の属するブロックの地域代表消防機関を経由して行うものとする。

3 全県応援要請に基づき県消防相互応援隊を派遣する場合の連絡は、代表消防機関を経由して行うものとする。

(支援隊の先遣出動)

第11条 要請側の属するブロックの地域代表消防機関の消防長は、地域応援要請又は全県応援要請が行われた場合には、支援隊を出動させるものとする。ただし、支援隊の現場到着に時間を要する場合等は、当該ブロック内の他の消防本部がその任務を代行するものとする。

2 支援隊の任務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 進出拠点までの道路状況等の情報の収集及び提供に関すること。
- (2) 被害状況、活動場所、任務、必要な応援隊規模等の情報の収集及び提供に関すること。
- (3) 宿営場所の確保又は確認に関すること。
- (4) 要請側の消防本部の指揮活動の支援に関すること。
- (5) その他県消防相互応援隊の活動に必要な事項

(県消防相互応援隊の指揮)

第12条 複数の市町村等から県消防相互応援隊を派遣する場合の指揮は、緊急消防援助隊長野県大隊応援等実施計画（平成29年6月12日施行）の規定を準用するものとする。

(自主応援)

第13条 市町村等の消防長は、他市町村等で発生した大規模災害等を覚知し、応援が必要と判断した場合には、属するブロックの地域代表消防機関の消防長に対してその旨を連絡し、自主応援の要否を確認するものとする。

2 地域代表消防機関の消防長は、当該ブロック内の他市町村等で発生した大規模災害等を覚知した場合には、必要に応じて支援隊を出動させ、災害情報の収集及び被災地消防本部の指揮活動の支援を行うよう努めるものとする。

3 地域代表消防機関の消防長は、情報収集又は被災地消防本部の応援のために必要と判断した場合には、当該ブロック内の消防本部の消防長に対して、自主応援を求めることができるものとする。

4 地域代表消防機関の消防長は、当該ブロック内から自主応援を行う場合には、被災地消防本部の消防長、被災地消防本部の属するブロックの地域代表消防機関の消防長及び代表消防機関の消防長に対してその旨を連絡するものとする。

(応援隊の誘導等)

第14条 要請側の消防長は、県消防相互応援隊の進出拠点に誘導員を派遣して応援活動上必要な情報の提供、資機材の貸与等を行うとともに、県消防相互応援隊の誘導に努めるものとする。

(応援要請の解除)

第15条 要請側の長は、県消防相互応援隊の要請解除を決定した場合には、有線電話その他の方法により、応援側の長に対して速やかに連絡するとともに、県消防相互応援隊の応援要請解除通知書（様式第3号）を送付するものとする。

(県消防相互応援隊の引揚げ)

第16条 応援要請解除の連絡を受けた県消防相互応援隊の最上位指揮者は、被災地における活動を終了するとともに、要請側の消防本部に対して次に掲げる事項を報告

し、引揚げるものとする。

- (1) 県消防相互応援隊の活動概要（場所、時間、隊数等）
- (2) 活動中の異常の有無
- (3) 隊員の負傷の有無
- (4) 車両、資機材等の損傷の有無
- (5) その他必要な事項
（活動結果報告）

第17条 応援側の長は、派遣している県消防相互応援隊の帰署（所）後、県消防相互応援隊活動報告書（応援側）（様式第4号）により、要請側の長に対して速やかに活動報告を行うものとする。

- 2 要請側の消防長は、応援活動終了後、県消防相互応援隊活動報告書（要請側）（様式第5号）により、応援側の消防長、応援側の属するブロックの地域代表消防機関の消防長及び代表消防機関の消防長に対して、速やかに災害等の概要を報告するものとする。

（応援経費等の負担）

第18条 協定第8条第2号に定める要請側の負担する経費のうち、応援側の重大な過失により発生した損害賠償に要する経費については、応援側の負担とする。

- 2 協定第8条第2号ア及びイに定める要請側の負担額は、応援側が加入する保険により支払われる金額を控除した額とする。
- 3 協定第8条第2号に定める応援に要した費用の請求は、県消防相互応援隊の活動経費請求書（様式第6号）により行うものとする。

（連絡体制等）

第19条 県消防相互応援隊の活動等に係る連絡は、有線電話、有線FAX又は電子メール等によるものとし、有線FAX又は電子メールによる場合には、県消防相互応援に係る連絡（様式第7号）により行うものとする。

（県消防相互応援隊の登録）

第20条 県消防相互応援隊の登録隊は、緊急消防援助隊の登録をもって県消防相互応援隊に登録したものとみなす。ただし、災害状況、地理的条件等に応じ、緊急消防援助隊登録車両以外で出動することができるものとする。

（演習又は訓練の実施）

第21条 市町村等の消防長は、県消防相互応援隊の連携活動能力の向上及び関係機関との連携強化を図るため、市町村等合同の演習又は訓練を実施するよう努めるものとする。

（協議）

第22条 この実施細則に定めない事項又はこの実施細則について変更の必要若しくは疑義等が生じたときは、その都度消防長が協議して定めるものとする。

附 則

- 1 この実施細則は、平成8年2月14日から施行する。
- 2 この実施細則の成立は、市町村等の消防長の同意書をもって証する。

附 則（平成18年9月1日）

この実施細則は、同意の日から施行し、平成18年9月1日から適用する。

附 則（平成27年4月8日）

この実施細則は、同意の日から施行し、平成27年4月8日から適用する。

附 則（平成30年9月1日）

この実施細則は、同意の日から施行し、平成30年9月1日から適用する。

同 意 書

長野県内の市町村における災害時の相互の応援を円滑に実施するため、「長野県消防相互応援協定実施細則」に同意します。

平成 年 月 日

印

県消防相互応援隊の応援要請書

第	報
年 月 日()	時 分

応援側の長 様

(要請側の長)

協定第5条の規定に基づき行った県消防相互応援隊の応援要請について、災害状況等を報告します。

災害発生日時	年 月 日()	時 分頃
応援要請日時	年 月 日()	時 分
応援要請区分	災害発生市町村	
災害・被害状況		
希望する活動内容		

必要とする応援隊 (必要隊に○ 又は 隊数等を記入)	受援支援要員(人)		通信支援小隊
	出動可能な全隊		BC災害対応小隊
	指揮隊		消防活動二輪小隊
	消火小隊		水難救助小隊
	救助小隊		はしご小隊
	救急小隊		大型水槽小隊
	後方支援小隊		その他()
その他必要事項 (必要資機材等)			

<連絡責任者>

担当課		氏 名	
NTT回線電話		NTT回線FAX	
地域衛星電話		地域衛星FAX	

- ※ 応援等の要請は、電話により直ちに行うこと。
- ※ 本様式による要請は、上記事項を把握した段階で速やかに行うこと。

県消防相互応援隊の応援決定通知書

第	報
年 月 日()	時 分

要請側の長 様

(応援側の長)

実施細則第10条の規定に基づき、県消防相互応援隊の派遣隊数等を報告します。

応援要請日時	年 月 日()	時	分
出発予定時刻	年 月 日()	時	分
進出拠点到着予定時刻	年 月 日()	時	分
出動責任者・階級氏名		連絡先	
連絡事項			

隊数及び隊員数	種 別	隊数	人員	種 別	隊数	人員
	受援支援要員			BC災害対応小隊		
	指揮隊			消防活動二輪小隊		
	消火小隊			水難救助小隊		
	救助小隊			はしご小隊		
	救急小隊			大型水槽小隊		
	後方支援小隊			その他()		
	通信支援小隊			合 計		
その他必要事項 (必要資機材等)						

<連絡責任者>

担当課		氏 名	
NTT回線電話		NTT回線FAX	
地域衛星電話		地域衛星FAX	

県消防相互応援隊の応援要請解除通知書

年 月 日() 時 分

応援側の長 様

(要請側の長)

県消防相互応援隊の応援要請解除を決定しましたので通知します。

要請解除日時	年 月 日() 時 分
要請解除する隊	
連絡事項	

<連絡責任者>

担当課		氏 名	
NTT回線電話		NTT回線FAX	
地域衛星電話		地域衛星FAX	

年 月 日

(要請側の長) 様

(応援側の長)

県消防相互応援隊活動報告書 (応援側)

応援要請区分		応援先市町村			
応援要請日時	年 月 日 () 時 分				
出動日時	年 月 日 () 時 分				
進出拠点到着日時	年 月 日 () 時 分				
応援要請解除日時	年 月 日 () 時 分				
応援先引揚げ日時	年 月 日 () 時 分				
最終帰署 (所) 日時	年 月 日 () 時 分				
活動期間	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()				
	活動日数	延べ			日間
隊数及び隊員数	種 別	隊数	隊員数	延べ隊数	延べ隊員数
	受援支援要員	隊	名	隊	名
	指揮隊	隊	名	隊	名
	消火小隊	隊	名	隊	名
	救助小隊	隊	名	隊	名
	救急小隊	隊	名	隊	名
	後方支援小隊	隊	名	隊	名
	通信支援小隊	隊	名	隊	名
	B C災害対応小隊	隊	名	隊	名
	消防活動二輪小隊	隊	名	隊	名
	水難救助小隊	隊	名	隊	名
	はしご小隊	隊	名	隊	名
	大型水槽小隊	隊	名	隊	名
	その他 ()	隊	名	隊	名
	合 計	隊	名	隊	名
隊員の負傷及び 車両等の破損状況					

様式第4号(第17条関係)

<p>主な活動内容</p> <p>(活動場所 活動概要 活動隊数)</p>	
<p>協定第8条第2号 に定める資機材等 の使用状況</p>	
<p>その他特記事項</p>	

年 月 日

〔 応援側の消防長 又は
地域・代表消防機関の長 〕 様

(要請側の消防長)

県消防相互応援隊活動報告書 (要請側)

応援要請区分		災害発生市町村			
災害発生日時	年 月 日 ()	時 分頃			
応援要請日時	年 月 日 ()	時 分			
応援要請解除日時	年 月 日 ()	時 分			
応援要請期間	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()				
	活動日数	延べ	日間		
隊数及び隊員数	種 別	隊数	隊員数	延べ隊数	延べ隊員数
	受援支援要員	隊	名	隊	名
	指揮隊	隊	名	隊	名
	消火小隊	隊	名	隊	名
	救助小隊	隊	名	隊	名
	救急小隊	隊	名	隊	名
	後方支援小隊	隊	名	隊	名
	通信支援小隊	隊	名	隊	名
	B C災害対応小隊	隊	名	隊	名
	消防活動二輪小隊	隊	名	隊	名
	水難救助小隊	隊	名	隊	名
	はしご小隊	隊	名	隊	名
	大型水槽小隊	隊	名	隊	名
	その他 ()	隊	名	隊	名
	合 計	隊	名	隊	名
隊員の負傷及び 車両等の破損状況					

様式第5号(第17条関係)

<p>主な活動内容</p> <p>〔活動場所〕 〔活動概要〕 〔活動隊数〕</p>	
<p>その他特記事項</p>	

年 月 日

(要請側の長) 様

(応援側の住所)

(応援側の長(職・氏名)) ㊞

県消防相互応援隊の活動経費請求書

○年○月○日(○)、長野県消防相互応援協定第5条に基づく応援要請により応援出動した県消防相互応援隊の活動に要した経費について、長野県消防相互応援協定実施細則第18条に基づき、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額

金 円

2 振込先

金融機関名	
預金種別	
口座番号	
ふりがな 口座名義	

3 請求内訳

No.	項目	内訳	金額
合 計			

県消防相互応援に係る連絡

第	報			
年	月	日()	時	分

_____ 様

内 容	

別添資料等	<input type="checkbox"/> 有 (送付枚数 枚)	<input type="checkbox"/> 無し
-------	---------------------------------------	-----------------------------

<連絡責任者>

担当課		氏 名	
NTT回線電話		NTT回線FAX	
地域衛星電話		地域衛星FAX	

資料 05-9 長野県消防相互応援協定に基づく高速自動車国道における 業務提携書

(趣旨)

第1条 この提携書は、長野県消防相互応援協定書（平成8年2月14日施行。以下「協定」という。）第10条の規定に基づき、長野県内の高速自動車国道（以下「高速道路」という。）において発生した災害に対し、迅速かつ円滑な対応を図ることに必要事項を定めるものとする。

(出動区域)

第2条 この提携書における各消防本部の出動区域は、別表に掲げるとおりとする。

(ポケット区間の出動)

第3条 インターチェンジ付近にあるポケット区間（高速道路出口から入口合流点の間）の出動は、当該インターチェンジまでの路線に出動する消防本部が対応するものとする（別図参照）。

2 前項の場合において、原則として次のインターチェンジ等から退出するものとする。ただし、高速道路株式会社を確認し、交通規制が完全である場合は、後退又は逆走することができる。

3 前2項の規定は、変形インターチェンジ及びジャンクションについても、これを準用するものとする。

(災害の通報)

第4条 高速道路株式会社以外からの通報（公衆電話、携帯電話等）により災害を覚知した消防長は、通報内容等を、災害発生路線に応援出動する消防本部（以下「応援消防本部」という。）の消防長に対して速やかに通報するものとする。

(応援要請等)

第5条 応援消防本部の消防長は、災害状況に応じ他の消防本部へ応援を要請することができる。この場合において、災害発生地を管轄する消防本部（以下「管轄消防本部」という。）の消防長から、協定第5条の応援要請が行われたものとみなす。

2 出動区域外の路線において高速道路における災害の発生を覚知した消防長は、応援の必要があると認めた場合には、前項の応援要請が行われたものとみなし、応援隊を派遣することができる。

(現場指揮)

第6条 現場指揮は、応援消防本部の現場最高指揮者が指揮するものとする。ただし、管轄消防本部が出動した場合は、その都度協議するものとする。

(災害の調査)

第7条 高速道路において発生した災害の調査は、管轄消防本部の消防長が行うものと

する。ただし、救急業務の処理は、当該救急業務を実施した消防長が行うものとする。

(無線通信)

第8条 各応援隊及び各消防本部間の無線通信は、原則として主運用波2を使用するものとする。

2 無線通信の不感が生じた場合は、車載型移動局を使用し、各局相互に無線交信を行い災害処理の円滑を図るため協力するものとする。

(医療機関の選定等)

第9条 管轄消防本部の消防長及び応援消防本部の消防長は、応援隊が傷病者等を医療機関へ搬送する場合、搬送先医療機関の選定、搬送先医療機関への誘導等について、密接な連携を図るものとする。

(協議)

第10条 この提携書に定めのない事項又はこの提携書について変更の必要若しくは疑義等が生じたときは、その都度消防長が協議して定めるものとする。

附 則

1 この提携書は、平成9年10月16日から施行する。

2 この提携書の成立は、市町村等の消防長の同意をもって証する。

附 則 (平成15年11月1日一部改正同意)

この提携書は、平成15年11月1日から施行する。

附 則 (平成27年9月4日一部改正同意)

この提携書は、平成27年9月4日から効力を生ずる。

別表（第2条関係）

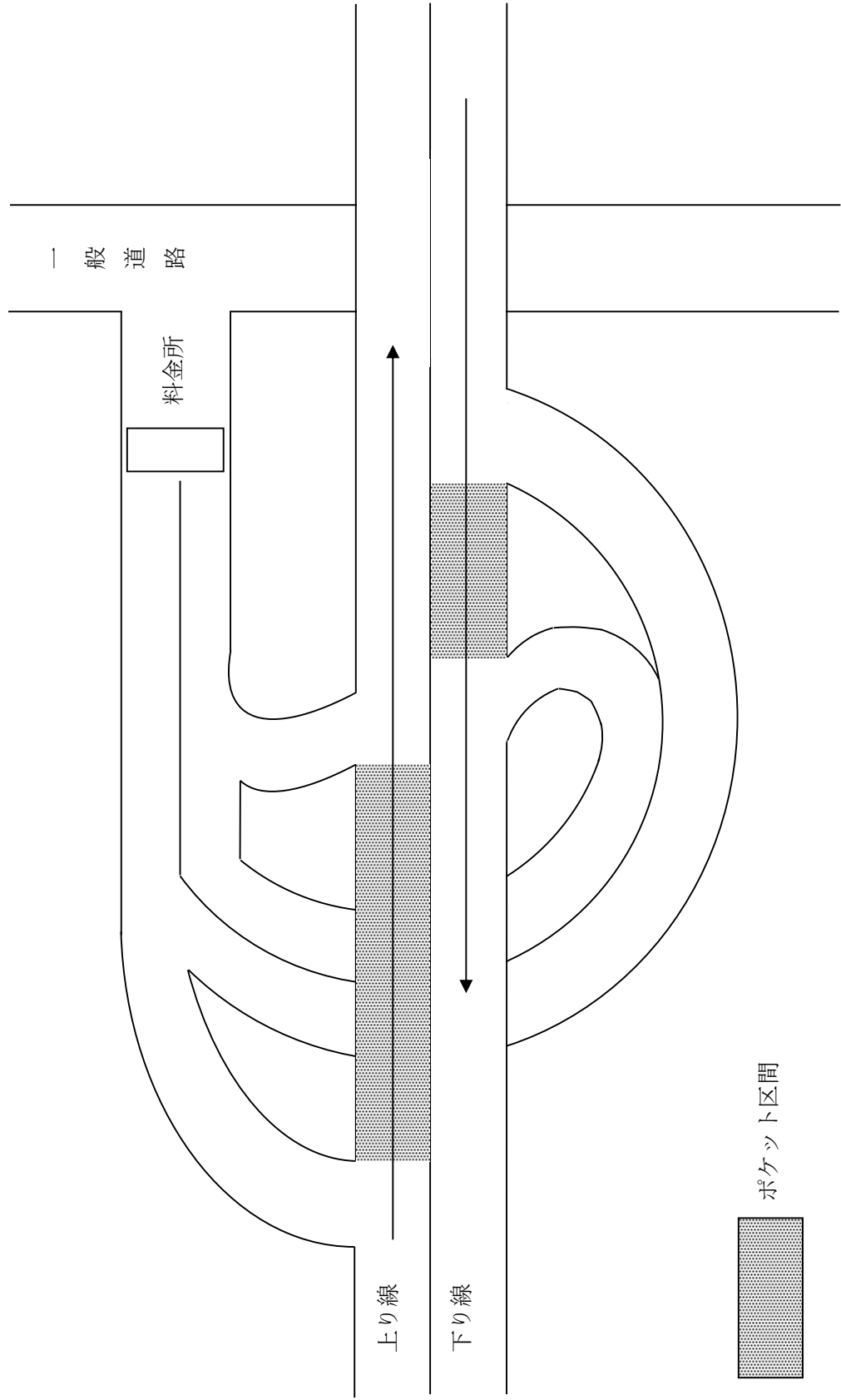
消 防 本 部		出 動 区 域	
飯田広域消防本部	救急隊	上り線	神坂トンネル西口から⑥までの区間
		下り線	⑤から神坂トンネル西口相当位置までの区間
	消防隊	上り線	県境から⑥までの区間
		下り線	⑤から県境までの区間
上伊那広域消防本部		上り線	⑥から⑨までの区間
		下り線	⑧から⑤までの区間
諏訪広域消防本部		上り線	⑬から⑫までの区間
		下り線	⑪から⑭及び⑬から⑧までの区間
松本広域消防局		上り線	⑱から⑳までの区間
		下り線	⑭から⑲までの区間
千曲坂城消防本部		上り線	⑲から⑱及び㉑から㉒までの区間
		下り線	⑲から㉑及び㉑から㉒までの区間
長野市消防局		上り線	㉑から⑲・㉑から㉑・㉓から㉒までの区間
		下り線	㉑から㉓及び㉓から㉔までの区間
佐久広域連合消防本部		上り線	㉔から㉔及び㉔から㉔までの区間
		下り線	㉔から㉓及び㉔から㉓までの区間
上田地域広域連合消防本部		上り線	㉔から㉔までの区間
		下り線	㉓から㉑までの区間
須坂市消防本部		上り線	㉓から㉑までの区間
		下り線	㉓から㉑までの区間
岳南広域消防本部		上り線	㉓から㉓までの区間
		下り線	㉑から㉓までの区間

- | | | | |
|-----------|-----------|------------|------------|
| ① 中津川 IC | ⑪ 諏訪南 IC | ⑳ 坂 城 IC | ㉑ 信州中野 IC |
| ② 園 原 IC | ⑫ 小淵沢 IC | ㉒ 上田菅平 IC | ㉒ 豊田飯山 IC |
| ③ 飯田山本 IC | ⑬ 岡 谷 IC | ㉓ 東部湯の丸 IC | ㉓ 信濃町 IC |
| ④ 飯 田 IC | ⑭ 塩 尻 IC | ㉔ 小 諸 IC | ㉔ 妙高高原 IC |
| ⑤ 松 川 IC | ⑮ 塩尻北 IC | ㉕ 佐久小諸 JCT | ㉕ 佐久北 IC |
| ⑥ 駒ヶ根 IC | ⑯ 松 本 IC | ㉖ 佐 久 IC | ㉖ 佐久中佐都 IC |
| ⑦ 伊 那 IC | ⑰ 安曇野 IC | ㉗ 佐久平 SIC | ㉗ 佐久南 IC |
| ⑧ 伊 北 IC | ⑱ 麻 績 IC | ㉘ 碓氷軽井沢 IC | |
| ⑨ 岡 谷 JCT | ㉑ 更 埴 IC | ㉙ 長 野 IC | |
| ⑩ 諏 訪 IC | ㉒ 更 埴 JCT | ㉚ 須坂長野東 IC | |

長野県内高速道路図



別図 (第3条関係)



緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画の変更について

消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 45 条第 2 項の規定に基づき、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画（平成 16 年 2 月 6 日策定）の全部を次のように改める。

平成 31 年 3 月 8 日

総務大臣 石田 真敏

緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画

目 次

第 1 章 総則

第 1 節 本計画の目的

第 2 節 緊急消防援助隊の任務

第 2 章 緊急消防援助隊の編成

第 1 節 緊急消防援助隊の構成単位

第 2 節 都道府県大隊の編成

第 3 節 都道府県大隊指揮隊及び中隊の任務

第 4 節 小隊の装備等の基準

第 5 節 部隊の任務

第 6 節 部隊の隊の装備等の基準

第 3 章 緊急消防援助隊の登録

第 4 章 緊急消防援助隊の出動計画等

第 5 章 緊急消防援助隊の施設の整備等

第 6 章 緊急消防援助隊の教育訓練

第 1 節 全国合同訓練及び地域ブロック合同訓練等

第 2 節 消防大学校における教育訓練等

第 7 章 その他

第 1 章 総則

第 1 節 本計画の目的

この計画は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 45 条第 2 項の規定に基づき、緊急消防援助隊の出動に関する措置を的確かつ迅速に行うため、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項について定めることを目的とする。

第 2 節 緊急消防援助隊の任務

緊急消防援助隊は、国内における大規模災害又は特殊災害（当該災害が発生した市町村（以下「被災地」という。）の属する都道府県内の消防力をもってしてはこれに対処できないものをいう。以下同じ。）の発生に際し、消防庁長官（以下「長官」という。）の求めに応じ、又は指示に基づき、被災地の消防の応援等を行うことを任務とする。

第2章 緊急消防援助隊の編成

第1節 緊急消防援助隊の構成単位

1 基本的な構成単位

緊急消防援助隊の基本的な構成単位は、都道府県大隊、中隊、小隊とし、各隊の長は、それぞれ都道府県大隊長、中隊長、小隊長とする。

2 部隊

被災地における緊急消防援助隊の活動を迅速かつ円滑に行うため、緊急消防援助隊に特別の任務を行う部隊として、指揮支援部隊、統合機動部隊、エネルギー・産業基盤災害即応部隊（ドラゴンハイパー・コマンドユニット）、NBC災害即応部隊、土砂・風水害機動支援部隊及び航空部隊を編成するものとし、各部隊の長は、それぞれ指揮支援部隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC災害即応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長とする。ただし、航空部隊にあっては、部隊の長を設けないものとする。

第2節 都道府県大隊の編成

1 都道府県大隊は、当該都道府県又は当該都道府県内の市町村（東京都特別区並びに市町村の消防の一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）に設置された都道府県大隊指揮隊、消火中隊、救助中隊、救急中隊、後方支援中隊、通信支援中隊、水上中隊、特殊災害中隊及び特殊装備中隊のうち被災地において行う消防の応援等に必要な中隊をもって編成する。

2 長官は、都道府県ごとに、消防機関の推薦に基づき、当該都道府県大隊の出動に関する連絡調整を行う代表消防機関を定めるものとする。

3 都道府県大隊長

(1) 都道府県大隊長は、都道府県大隊を統括して被災地に赴くとともに、指揮支援隊長の管理を受け、被災地における当該都道府県大隊の活動を指揮することを任務とする。

(2) 都道府県大隊長は、2の代表消防機関の職員である都道府県大隊指揮隊長をもってこれに充て、任務を遂行するため、都道府県大隊指揮隊を編成するものとする。ただし、当該代表消防機関が被災等により出動できない場合は、長官が別に定めるところによるものとする。

第3節 都道府県大隊指揮隊及び中隊の任務

都道府県大隊指揮隊、消火中隊、救助中隊、救急中隊、後方支援中隊、通信支援中隊、水上中隊、特殊災害中隊及び特殊装備中隊の任務は、次のとおりとする。

1 都道府県大隊指揮隊 主として被災地における都道府県大隊の活動の指揮を行うこと。

2 消火中隊 主として被災地における消火活動を行うこと。

- 3 救助中隊 主として被災地における要救助者の検索、救助活動を行うこと。
- 4 救急中隊 主として被災地における救急活動を行うこと。
- 5 後方支援中隊 主として被災地における緊急消防援助隊の活動に関して必要な輸送・補給活動等を行うこと。
- 6 通信支援中隊 主として被災地における緊急消防援助隊の活動に関して通信の確保等に関する支援活動を行うこと。
- 7 水上中隊 主として被災地における消防艇を用いた消防活動を行うこと。
- 8 特殊災害中隊 主として被災地における特殊な災害に対応するための消防活動を行うこと。
- 9 特殊装備中隊 主として被災地における特別な装備を用いた消防活動を行うこと。

第4節 小隊の装備等の基準

都道府県大隊指揮隊、消火小隊、救助小隊、救急小隊、後方支援小隊、通信支援小隊、水上小隊、特殊災害小隊及び特殊装備小隊の装備等の基準は、おおむね次のとおりとする。

- 1 都道府県大隊指揮隊
 - (1) 都道府県大隊指揮隊は、指揮及び情報の収集伝達・通信等を担当する隊員4人以上で編成されるものであること。
 - (2) 都道府県大隊指揮隊は、災害時において情報の収集伝達・通信等を確保可能な設備等及び車両を備えること。
- 2 消火小隊
 - (1) 消火中隊を構成する消火小隊は、隊員4人以上で編成されるものであること。
 - (2) 消火小隊は、消防ポンプ自動車、水槽付消防ポンプ自動車又は化学消防ポンプ自動車を備えること。
 - (3) 消火小隊は、口径65ミリメートルのホースを積載すること。
- 3 救助小隊
 - (1) 救助中隊を構成する救助小隊は、救助活動に関する基準（昭和62年消防庁告示第3号）第6条に規定する救助隊員の資格を有する隊員（以下「救助隊員」という。）5人以上で編成されるものであること。ただし、(2)イの車両を備える救助小隊の隊員は、救助隊員であることを要しない。
 - (2) 救助小隊は、次のいずれかの車両を備えること。
 - ア ウインチ、クレーン及び発電照明灯を装備した四輪駆動の救助工作車
 - イ 四輪駆動の津波・大規模風水害対策車両
 - (3) 救助小隊は、(2)の車両の区分に応じ、それぞれ次の資機材を備えること。
 - ア (2)アの救助工作車

救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令（昭和61年自治省令第22号）別表第1及び別表第2に掲げる救助器具並びに要救助者を検索するための高度

救助用資機材

- イ (2) イの津波・大規模風水害対策車両
浸水域での高度な救助活動を行うための資機材

4 救急小隊

- (1) 救急中隊を構成する救急小隊は、救急救命士法（平成3年法律第36号）第2条第2項に規定する救急救命士の資格を有する隊員又は救急隊員及び准救急隊員の行う応急処置等の基準（昭和53年消防庁告示第2号）第2条第1項に規定する隊員3人以上で編成されるものであること。
- (2) 救急小隊は、四輪駆動の高規格救急自動車を備えること。
- (3) 救急小隊は、高度救命処置用資機材を備えること。

5 後方支援小隊

- (1) 後方支援中隊を構成する後方支援小隊は、隊員2人以上で編成されるものであること。
- (2) 後方支援小隊は、被災地において、消火中隊、救助中隊及び救急中隊等が発災直後から長期間活動することを可能とするために必要な輸送・補給活動等を行うための設備等及び車両を備えること。

6 通信支援小隊

- (1) 通信支援中隊を構成する通信支援小隊は、隊員2人以上で編成されるものであること。
- (2) 通信支援小隊は、被災地において通信が途絶した場合に、緊急消防援助隊の通信確保を可能とするために必要な設備、資機材及び車両を備えること。

7 水上小隊

- (1) 水上中隊を構成する水上小隊は、船舶の種類に応じて必要とされる船長、機関長及び2人以上の隊員で編成されるものであること。
- (2) 水上小隊は、消火その他の消防活動に必要な設備を有する消防艇を備えること。

8 特殊災害小隊

- (1) 特殊災害中隊を構成する毒劇物等対応小隊（毒性物質の発散等による特殊災害への対応隊を含む。以下同じ。）、大規模危険物火災等対応小隊及び密閉空間火災等対応小隊は、それぞれの目的に応じ長官が別に定める隊員で編成されるものであること。
- (2) 毒劇物等対応小隊、大規模危険物火災等対応小隊及び密閉空間火災等対応小隊は、それぞれその目的に応じ長官が別に定める必要な装備及び車両を備えること。

9 特殊装備小隊

- (1) 特殊装備中隊を構成する遠距離大量送水小隊、消防活動二輪小隊、震災対応特殊車両小隊、水難救助小隊及びその他の特殊な装備を用いた消防活動を行う小隊は、それぞれの目的に応じ長官が別に定める隊員で編成されるものであること。
- (2) 遠距離大量送水小隊、消防活動二輪小隊、震災対応特殊車両小隊、水難救助小隊及びその他の特殊な装備を用いた消防活動を行う小隊は、それぞれその目的に応じ長官が別に定める必要な装備及び車両を備えること。

第5節 部隊の任務

指揮支援部隊、統合機動部隊、エネルギー・産業基盤災害即応部隊、NBC災害即応部隊、土砂・風水害機動支援部隊及び航空部隊の任務等は、それぞれ1から6までのとおりとする。

1 指揮支援部隊

- (1) 指揮支援部隊は、大規模災害又は特殊災害の発生に際し、ヘリコプター等で緊急に被災地に赴き、災害に関する情報を収集し、長官及び関係のある都道府県の知事等に伝達するとともに、被災地における緊急消防援助隊に係る指揮が円滑に行われるように支援活動を行うことを任務とする。
- (2) 指揮支援部隊は、統括指揮支援隊、指揮支援隊及び航空指揮支援隊をもって編成するものとし、各隊の長は、それぞれ統括指揮支援隊長、指揮支援隊長及び航空指揮支援隊長とする。
- (3) 指揮支援部隊長
 - ア 指揮支援部隊長は、被災地における緊急消防援助隊の活動に関し、指揮支援部隊を統括し、当該被災地に係る都道府県災害対策本部長又は消防応援活動調整本部長を補佐し、及び指揮を受け被災地における緊急消防援助隊の活動を管理することを任務とする。
 - イ 指揮支援部隊長は、統括指揮支援隊長をもってこれに充て、任務を遂行するため、長官が別に定めるところにより統括指揮支援隊を編成するものとする。
 - ウ 指揮支援部隊長は、陸上（水上を含む。以下同じ。）の活動に関して、その指定する地区の緊急消防援助隊の活動の管理を指揮支援隊長に委任することができる。
 - エ 指揮支援部隊長は、航空の活動に関して、その指定する地区の緊急消防援助隊の活動の管理を航空指揮支援隊長に委任することができる。
- (4) 指揮支援隊長
 - ア 指揮支援隊長は、被災地の市町村長又は当該市町村長の委任を受けた消防長（以下「指揮者」という。）を補佐し、及び指揮者の指揮を受け被災地における陸上に係る緊急消防援助隊の活動を管理することを任務とする。
 - イ 指揮支援隊長は、任務を遂行するため、長官が別に定めるところにより指揮支援隊を編成するものとする。
- (5) 航空指揮支援隊長
 - ア 航空指揮支援隊長は、航空機の活動拠点で航空機を用いた消防活動の指揮を行っている者（以下「ヘリベース指揮者」という。）を補佐し、及びヘリベース指揮者の指揮を受け被災地における航空に係る緊急消防援助隊の活動を管理することを任務とする。
 - イ 航空指揮支援隊長は、任務を遂行するため、長官が別に定めるところにより航空指揮支援隊を編成するものとする。

2 統合機動部隊

- (1) 統合機動部隊は、長官の出動の求め又は指示後、迅速に出動し、被災地において消防活動を緊急に行うとともに、都道府県大隊が後続する場合に当該都道府県大隊の円滑な活動に資する情報の収集及び提供を行うことを任務とする。
- (2) 統合機動部隊は、長官が別に定めるところにより編成するものとする。
- (3) 統合機動部隊長は、原則として第2節2の代表消防機関の職員である統合機動部隊指揮隊長をもってこれに充て、任務を遂行するため、統合機動部隊指揮隊を編成するものとする。

- 3 エネルギー・産業基盤災害即応部隊（ドラゴンハイパー・コマンドユニット）
 - (1) エネルギー・産業基盤災害即応部隊は、石油コンビナート、化学プラント等エネルギー・産業基盤の立地する地域における特殊災害に対し、高度かつ専門的な消防活動を迅速かつ的確に行うことを任務とする。
 - (2) エネルギー・産業基盤災害即応部隊は、長官が別に定めるところにより編成するものとする。
 - (3) エネルギー・産業基盤災害即応部隊長は、エネルギー・産業基盤災害即応部隊指揮隊長をもってこれに充て、任務を遂行するため、エネルギー・産業基盤災害即応部隊指揮隊を編成するものとする。
- 4 NBC災害即応部隊
 - (1) NBC災害即応部隊は、NBC災害（緊急消防援助隊に関する政令（平成15年8月29日政令第379号）第1条に規定する原因により生ずる特殊な災害をいう。以下同じ。）に対し、高度かつ専門的な消防活動を迅速かつ的確に行うことを任務とする。
 - (2) NBC災害即応部隊は、長官が別に定めるところにより編成するものとする。
 - (3) NBC災害即応部隊長は、NBC災害即応部隊指揮隊長をもってこれに充て、任務を遂行するため、NBC災害即応部隊指揮隊を編成するものとする。
- 5 土砂・風水害機動支援部隊
 - (1) 土砂・風水害機動支援部隊は、土砂災害又は風水害に対し、他の都道府県大隊等と連携し、重機等を用いた消防活動を迅速かつ的確に行うことを任務とする。
 - (2) 土砂・風水害機動支援部隊は、長官が別に定めるところにより編成するものとする。
 - (3) 土砂・風水害機動支援部隊長は、原則として第2節2の代表消防機関の職員である土砂・風水害機動支援部隊指揮隊長をもってこれに充て、任務を遂行するため、土砂・風水害機動支援部隊指揮隊を編成するものとする。
- 6 航空部隊
 - (1) 航空部隊は、被災地において航空に係る消防活動を行うことを任務とする。
 - (2) 航空部隊は、航空小隊をもって編成し、必要に応じて、航空後方支援小隊を加えるものとする。
 - (3) 航空小隊は、主として被災地における航空機を用いた情報収集活動及び消防活動を行うことを任務とする。
 - (4) 航空後方支援小隊は、主として航空機の活動拠点における緊急消防援助隊の活動に関して必要な輸送・補給活動等を行うことを任務とする。

第6節 部隊の隊の装備等の基準

統括指揮支援隊、指揮支援隊、航空指揮支援隊、統合機動部隊指揮隊、エネルギー・産業基盤災害即応部隊指揮隊、NBC災害即応部隊指揮隊、土砂・風水害機動支援部隊指揮隊、航空小隊及び航空後方支援小隊の装備等の基準は、おおむね次のとおりとする。

- 1 統括指揮支援隊及び指揮支援隊
 - (1) 指揮支援部隊を構成する統括指揮支援隊及び指揮支援隊は、指揮及び情報の収集伝達・通信等を担当する隊員4人以上で編成されるものであること。

- (2) 統括指揮支援隊及び指揮支援隊は、災害時において情報の収集伝達・通信等を確保可能な設備等及び車両を備えること。
- 2 航空指揮支援隊
- (1) 指揮支援部隊を構成する航空指揮支援隊は、指揮及び情報の収集伝達・通信等を担当する隊員3人以上で編成されるものであること。
 - (2) 航空指揮支援隊は、災害時において情報の収集伝達・通信等を確保可能な設備等及び車両を備えること。
- 3 統合機動部隊指揮隊
- (1) 統合機動部隊指揮隊は、指揮及び情報の収集伝達・通信等を担当する隊員4人以上で編成されるものであること。
 - (2) 統合機動部隊指揮隊は、発災後迅速に出動し、情報の収集伝達・通信等を確保可能な設備等及び車両を備えること。
- 4 エネルギー・産業基盤災害即応部隊指揮隊
- (1) エネルギー・産業基盤災害即応部隊指揮隊は、特殊災害に関する知見を有し、指揮及び情報の収集伝達・通信等を担当する隊員4人以上で編成されるものであること。
 - (2) エネルギー・産業基盤災害即応部隊指揮隊は、情報の収集伝達・通信等を確保可能な設備等及び車両を備えること。
- 5 NBC災害即応部隊指揮隊
- (1) NBC災害即応部隊指揮隊は、NBC災害に関する知見を有し、指揮及び情報の収集伝達・通信等を担当する隊員3人以上で編成されるものであること。
 - (2) NBC災害即応部隊指揮隊は、情報の収集伝達・通信等を確保可能な設備等及び車両を備えること。
- 6 土砂・風水害機動支援部隊指揮隊
- (1) 土砂・風水害機動支援部隊指揮隊は、指揮及び情報の収集伝達・通信等を担当する隊員4人以上で編成されるものであること。
 - (2) 土砂・風水害機動支援部隊指揮隊は、情報の収集伝達・通信等を確保可能な設備等及び車両を備えること。
- 7 航空小隊
- (1) 航空小隊は、任務等に応じて必要とされる操縦士、整備士、救助隊員等で編成されるものであること。
 - (2) 航空小隊は、航空機を備えること。
 - (3) 航空小隊は、救助用資機材、救急用資機材、消火用タンク、ヘリコプターテレビ電送システム等のうちその任務に応じて必要なものを備えること。
- 8 航空後方支援小隊
- (1) 航空後方支援小隊は、隊員2人以上で編成されるものであること。
 - (2) 航空後方支援小隊は、航空機の活動拠点において、航空指揮支援隊及び航空小隊が長期間活動することを可能とするために必要な輸送・補給活動等を行うための設備等及び車両を備えること。

第3章 緊急消防援助隊の登録

- 1 長官は、都道府県知事又は市町村長からの緊急消防援助隊の登録の申請に基づき、本計画に適合するかどうか審査し、必要と認める緊急消防援助隊の登録を行うものとする。
- 2 登録する緊急消防援助隊の規模については、全国の消防機関の現有消防隊数等を考慮し、また、緊急消防援助隊の施設の整備推進及び教育訓練の充実を図ることにより、2023年度（平成35年度）末までに、都道府県及び市町村の協力を得て、別表第1のとおり、おおむね6,600隊規模とすることを目標とする。

第4章 緊急消防援助隊の出動計画等

- 1 出動決定のための措置等
 - (1) 長官は、被災地の属する都道府県の知事その他の関係地方公共団体の長等と密接な連携を図り、緊急消防援助隊の出動の必要の有無を判断し、消防組織法第44条の規定に基づき適切な措置をとるものとする。また、東海地震、南海トラフ地震、首都直下地震又はNBC災害に対し、速やかに同条第5項の規定に基づき適切な措置をとるものとし、その他の大規模な災害に対しても、災害の状況、災害対策基本法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部の設置状況、応援の必要性等を考慮し、同様の措置をとるものとする。
 - (2) 緊急消防援助隊が被災地に出動した場合には、当該緊急消防援助隊は、消防組織法第47条又は第48条の規定に基づき、指揮者の指揮の下又は応援等を受けた市町村の消防機関との相互に密接な連携の下に活動するものとする。また、被災地で消防活動を行う緊急消防援助隊以外の消防機関と密接に連携するものとする。
 - (3) 大規模な地震等が発生した場合には、長官が別に定めるところにより、都道府県及び消防機関は、緊急消防援助隊の出動の準備を行うものとする。
- 2 基本的な出動計画
 - (1) 第一次出動都道府県大隊
大規模災害又は特殊災害が発生した場合に、原則として第一次的に応援出動する都道府県大隊を第一次出動都道府県大隊とし、災害が発生した都道府県（以下「災害発生都道府県」という。）ごとの第一次出動都道府県大隊を別表第2のとおりとする。
 - (2) 出動準備都道府県大隊
(1)の第一次出動都道府県大隊のほか、大規模災害又は特殊災害が発生したとの情報を得た場合に速やかに応援出動の準備を行う都道府県大隊を出動準備都道府県大隊とし、災害発生都道府県ごとの出動準備都道府県大隊を別表第3のとおりとする。
- 3 出動及び活動における重要関係機関との連携
緊急消防援助隊の出動及び活動に関しては、次に掲げる関係機関と密接な連携を図るものとする。
 - (1) 自衛隊、警察、海上保安庁、日本DMAT（厚生労働省の認めた専門的な研修・訓練を受けた災害派遣医療チームをいう。以下「DMAT」という。）等

(2) 緊急消防援助隊の活動に必要な交通、輸送、通信、燃料及び物資の確保等に関する関係機関

4 南海トラフ地震等についての出動の考え方

南海トラフ地震、首都直下地震その他の大規模地震については、著しい地震災害が想定され、上記2(1)及び(2)の第一次出動都道府県大隊及び出動準備都道府県大隊だけでは、消防力が不足すると考えられることから、長官が別に当該地震ごとにアクションプランを定め、各地域の被害の状況等を踏まえた上で、全国規模での緊急消防援助隊が出動するものとする。この場合において、関係機関等との連携による迅速な移動手段的確保を図るものとする。

5 NBC災害についての出動の考え方

NBC災害により多数の負傷者が発生した場合においては、被災地を管轄する消防機関及び被災地が属する都道府県内の消防機関だけでは、消防力が不足すると考えられることに加え、高度で専門的な消防活動を迅速かつ的確に行う必要があることから、長官が別に運用計画を定め、当該運用計画に基づき、迅速にNBC災害即応部隊等が出動するものとする。

第5章 緊急消防援助隊の施設の整備等

1 緊急消防援助隊の施設の整備

第2章で示した緊急消防援助隊の編成、装備等の基準に基づき、必要な隊の登録並びに的確かつ迅速な出動及び活動を確保するため、消防組織法第49条第2項の規定に基づき、都道府県及び市町村が行う緊急消防援助隊の施設の整備を推進するものとする。2019年度(平成31年度)から2023年度(平成35年度)末までに整備を推進する車両及び航空機等の整備規模の目標は、別表第4のとおりとし、その他別表第5に掲げる施設の整備を推進するものとする。各年度における整備を推進する施設の整備規模は、当該年度の予算の範囲内とする。

この計画については、緊急消防援助隊の編成、装備等の状況を踏まえて、必要に応じて見直しを行うものとする。

2 消防用の国有財産・物品の無償貸与

緊急消防援助隊の活動に必要があるときは、消防組織法第50条の規定に基づき、消防用の国有財産・物品を都道府県又は市町村に無償で使用させるものとする。

第6章 緊急消防援助隊の教育訓練

第1節 全国合同訓練及び地域ブロック合同訓練等

1 全国合同訓練及び地域ブロック合同訓練

緊急消防援助隊の技術の向上及び連携活動能力の向上を図るため、都道府県及び市町村の協力を得て、全国合同訓練及び複数の都道府県を単位とした合同訓練(以下「地域ブロック合同訓練」という。)を定期的の実施するものとする。全国規模の訓練については、当面、2021年度(平成33年度)に図上訓練及び全国合同訓練を実施するものとする。

2 地域ブロック合同訓練に関する重点推進事項

長官は、自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等との連携、大規模災害時における通信確保、後方支援活動の充実その他の緊急消防援助隊の技術の向上及び連携活動能力の向上のため、特に訓練が必要な事項について毎年度定めることとする。

第2節 消防大学校における教育訓練等

1 消防大学校における教育訓練

緊急消防援助隊の部隊運用能力の向上、航空隊の連携活動能力の向上及び毒性物質の発散等による特殊災害に対する対応能力の向上等のため、消防大学校において必要な教育訓練を実施するものとする。

2 その他の教育訓練

緊急消防援助隊として登録された隊を設置している都道府県及び市町村は、大規模災害又は特殊災害が発生した場合に、的確かつ迅速な出動及び活動が行えるように、平常時から必要な教育訓練に努めるものとする。

第7章 その他

1 緊急消防援助隊の編成については、大規模災害又は特殊災害の状況に応じ、この基本計画に定める事項を基本としつつ、弾力的かつ適切に行うものとする。

2 この計画に定めるもののほか、緊急消防援助隊に関し必要な事項は、長官が別に定める。

附 則

この計画は、平成31年4月1日から施行する。

別表第1 (登録する隊の規模)

区分		登録規模	
統括指揮支援隊及び指揮支援隊		50	隊程度
航空指揮支援隊		60	隊程度
統合機動部隊指揮隊		50	隊程度
エネルギー・産業基盤災害即応部隊指揮隊		10	隊程度
NBC災害即応部隊指揮隊		50	隊程度
土砂・風水害機動支援部隊指揮隊		50	隊程度
都道府県大隊	都道府県大隊指揮隊	160	隊程度
	消火小隊	2,500	隊程度
	救助小隊	540	隊程度
	救急小隊	1,500	隊程度
	後方支援小隊	890	隊程度
	通信支援小隊	50	隊程度
	水上小隊	20	隊程度
	特殊災害小隊	350	隊程度
	特殊装備小隊	500	隊程度
航空部隊	航空小隊	80	隊程度
	航空後方支援小隊	60	隊程度
計		6,600	隊程度 (重複を除く)

別表第2 (第一次出動都道府県大隊)

災害発生都道府県	第一次出動都道府県大隊			
北海道	青森	岩手	宮城	秋田
青森	岩手	宮城	秋田	山形
岩手	青森	宮城	秋田	山形
宮城	岩手	秋田	山形	福島
秋田	青森	岩手	宮城	山形
山形	宮城	秋田	福島	新潟
福島	宮城	山形	栃木	新潟
茨城	福島	栃木	埼玉	千葉
栃木	福島	茨城	群馬	埼玉
群馬	栃木	埼玉	新潟	長野
埼玉	茨城	群馬	千葉	東京
千葉	茨城	埼玉	東京	神奈川
東京	埼玉	千葉	神奈川	山梨
神奈川	千葉	東京	山梨	静岡
新潟	山形	福島	群馬	長野
富山	新潟	石川	長野	岐阜
石川	富山	福井	岐阜	滋賀
福井	石川	岐阜	滋賀	京都
山梨	東京	神奈川	長野	静岡
長野	群馬	新潟	山梨	岐阜
岐阜	富山	福井	長野	愛知
静岡	神奈川	山梨	長野	愛知
愛知	岐阜	静岡	三重	滋賀
三重	愛知	滋賀	奈良	和歌山
滋賀	福井	岐阜	三重	京都
京都	福井	滋賀	大阪	兵庫
大阪	京都	兵庫	奈良	和歌山
兵庫	京都	大阪	鳥取	岡山
奈良	三重	京都	大阪	和歌山
和歌山	三重	京都	大阪	奈良
鳥取	兵庫	島根	岡山	広島
島根	鳥取	岡山	広島	山口
岡山	兵庫	鳥取	広島	香川
広島	島根	岡山	山口	愛媛
山口	島根	岡山	広島	福岡
徳島	兵庫	香川	愛媛	高知
香川	岡山	徳島	愛媛	高知
愛媛	広島	徳島	香川	高知
高知	広島	徳島	香川	愛媛
福岡	山口	佐賀	熊本	大分
佐賀	福岡	長崎	熊本	大分
長崎	福岡	佐賀	熊本	大分
熊本	福岡	大分	宮崎	鹿児島
大分	福岡	佐賀	熊本	宮崎
宮崎	福岡	熊本	大分	鹿児島
鹿児島	福岡	熊本	大分	宮崎
沖縄	福岡	熊本	宮崎	鹿児島

別表第3 (出動準備都道府県大隊)

災害発生都道府県	出動準備都道府県大隊											
北海道	山形	福島	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	富山	石川
青森	北海道	福島	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	富山	石川
岩手	北海道	福島	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	富山	山梨
宮城	北海道	青森	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	富山	山梨
秋田	北海道	福島	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	富山	石川
山形	北海道	青森	岩手	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	富山	石川
福島	北海道	青森	岩手	秋田	茨城	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	富山	長野
茨城	青森	岩手	宮城	秋田	山形	群馬	東京	神奈川	新潟	山梨	長野	静岡
栃木	青森	岩手	宮城	秋田	山形	千葉	東京	神奈川	新潟	山梨	長野	静岡
群馬	岩手	宮城	秋田	山形	福島	茨城	千葉	東京	神奈川	富山	山梨	静岡
埼玉	岩手	宮城	秋田	山形	福島	栃木	神奈川	新潟	富山	山梨	長野	静岡
千葉	岩手	宮城	秋田	山形	福島	栃木	群馬	新潟	山梨	長野	静岡	愛知
東京	宮城	山形	福島	茨城	栃木	群馬	新潟	富山	長野	岐阜	静岡	愛知
神奈川	宮城	山形	福島	茨城	栃木	群馬	埼玉	新潟	長野	岐阜	愛知	滋賀
新潟	宮城	秋田	茨城	栃木	埼玉	千葉	東京	神奈川	富山	石川	福井	山梨
富山	群馬	埼玉	東京	神奈川	福井	山梨	愛知	三重	滋賀	京都	大阪	奈良
石川	新潟	群馬	山梨	長野	静岡	愛知	三重	京都	大阪	奈良	和歌山	鳥取
福井	新潟	富山	山梨	長野	静岡	愛知	三重	大阪	兵庫	奈良	和歌山	鳥取
山梨	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	新潟	富山	石川	福井	岐阜	愛知	三重
長野	栃木	茨城	埼玉	千葉	東京	神奈川	富山	石川	福井	静岡	愛知	三重
岐阜	東京	神奈川	石川	山梨	静岡	三重	滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山
静岡	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	石川	福井	岐阜	三重	滋賀	京都	大阪
愛知	東京	神奈川	富山	石川	福井	山梨	長野	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山
三重	富山	石川	福井	山梨	長野	岐阜	静岡	京都	大阪	兵庫	徳島	香川
滋賀	富山	石川	山梨	長野	静岡	愛知	大阪	兵庫	奈良	和歌山	鳥取	徳島
京都	富山	石川	岐阜	静岡	愛知	三重	奈良	和歌山	鳥取	岡山	徳島	香川
大阪	石川	福井	岐阜	静岡	愛知	三重	滋賀	鳥取	岡山	広島	徳島	香川
兵庫	石川	福井	岐阜	愛知	三重	滋賀	奈良	和歌山	鳥取	岡山	徳島	香川
奈良	富山	石川	福井	岐阜	静岡	愛知	滋賀	兵庫	鳥取	岡山	徳島	香川
和歌山	石川	福井	岐阜	静岡	愛知	滋賀	兵庫	鳥取	岡山	徳島	香川	
鳥取	福井	愛知	三重	滋賀	京都	大阪	奈良	和歌山	山口	徳島	香川	愛媛
島根	愛知	三重	滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	香川	愛媛	高知	福岡	佐賀
岡山	愛知	三重	滋賀	京都	大阪	奈良	和歌山	鳥取	山口	徳島	愛媛	福岡
広島	大阪	兵庫	奈良	鳥取	徳島	香川	高知	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分
山口	兵庫	鳥取	徳島	香川	愛媛	高知	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島
徳島	滋賀	京都	大阪	奈良	和歌山	鳥取	島根	岡山	広島	山口	福岡	佐賀
香川	滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山	鳥取	島根	広島	山口	福岡	佐賀
愛媛	滋賀	京都	大阪	兵庫	鳥取	島根	岡山	山口	福岡	佐賀	長崎	大分
高知	滋賀	京都	大阪	兵庫	鳥取	島根	岡山	山口	福岡	佐賀	長崎	大分
福岡	兵庫	鳥取	島根	岡山	広島	徳島	香川	愛媛	高知	長崎	宮崎	鹿児島
佐賀	兵庫	鳥取	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	宮崎	鹿児島
長崎	兵庫	鳥取	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	宮崎	鹿児島
熊本	兵庫	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	佐賀	長崎	沖縄
大分	兵庫	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	長崎	鹿児島	沖縄
宮崎	兵庫	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	佐賀	長崎	沖縄
鹿児島	兵庫	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	佐賀	長崎	沖縄
沖縄	兵庫	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	佐賀	長崎	大分

別表第4（車両及び航空機等の整備規模）

区分		整備規模
車 両	消防ポンプ自動車	630 台
	救助工作車	109 台
	救急自動車	567 台
	その他の消防用自動車	217 台
	小 計	1,523 台
航空機等	ヘリコプター	4 機
	消防艇	2 艇
	小 計	6 機（艇）

備考

- この表において「消防ポンプ自動車」とは、災害対応のための特殊消防ポンプ自動車、特殊水槽付消防ポンプ自動車及び特殊化学消防ポンプ自動車をいう。
- この表において「救急自動車」とは、災害対応のための特殊救急自動車をいう。
- この表において「その他の消防用自動車」とは、災害対応のための特殊はしご付消防ポンプ自動車、特殊屈折はしご付消防ポンプ自動車、特殊高発泡車、大型高所放水車、泡原液搬送車及び毒性物質の発散等の特殊災害対応自動車、支援車、海水利用型消防水利システム並びに災害対応特殊小型動力ポンプ付水槽車及び消防活動二輪車をいう。

別表第5（その他の整備を推進する施設）

区分	施設
資機材	救助用資機材、高度救助用資機材、高度探査装置、高度救命処置用資機材、支援資機材、テロ対策用特殊救助資機材、検知型遠隔探査装置、ヘリコプター高度化資機材、ヘリコプター消火用タンク、ヘリコプター用衛星電話
無線その他の情報通信を行うための施設	消防救急デジタル無線設備、ヘリコプターテレビ電送システム

緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱

	平成 27 年 3 月 31 日	消 防 広 第 74 号
改正	平成 28 年 3 月 30 日	消 防 広 第 80 号
改正	平成 29 年 3 月 28 日	消 防 広 第 93 号
改正	平成 31 年 3 月 8 日	消 防 広 第 35 号
改正	令和 2 年 7 月 17 日	消 防 広 第 190 号
改正	令和 3 年 3 月 22 日	消 防 広 第 89 号
改正	令和 4 年 6 月 24 日	消 防 広 第 211 号

目次

第 1 章	総則
第 2 章	応援等の要請
第 3 章	出動の求め又は指示等
第 4 章	受援体制
第 5 章	部隊移動及び増隊要請
第 6 章	応援等の引揚げの決定
第 7 章	大規模地震発生時における迅速出動基準
第 8 章	防災関係機関との連携
第 9 章	応援等実施計画及び受援計画
第 10 章	応援に要した経費の負担区分
第 11 章	その他

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この要綱は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号。以下「法」という。）、緊急消防援助隊に関する政令（平成 15 年政令第 379 号。以下「援助隊政令」という。）及び緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画（平成 16 年消防震第 9 号。以下「基本計画」という。）に定めるもののほか、緊急消防援助隊の応援等の要請、出動の求め又は指示その他の緊急消防援助隊に関する都道府県及び市町村の対応について、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において使用する用語は、法及び基本計画において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 政令市等とは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項に規定する指定都市及び東京都の特別区をいう。

- (2) 被災地消防本部とは、被災地を管轄する消防本部をいう。
- (3) 指揮本部とは、被災地消防本部の指揮本部をいう。
- (4) 指揮者とは、被災地の市町村長又は当該市町村長の委任を受けた消防長をいう。
- (5) 航空指揮本部とは、被災地（被災地の周辺地域を含む。）における航空機を用いた消防活動の拠点（以下「活動拠点ヘリベース」という。）の指揮本部をいう。
- (6) 応援等とは、法第 44 条第 1 項の消防の応援等をいう。
- (7) 受援都道府県とは、緊急消防援助隊による応援等を受ける又は受けた被災地の属する都道府県をいう。
- (8) 受援市町村とは、緊急消防援助隊による応援等を受ける又は受けた市町村をいう。
- (9) 応援都道府県とは、緊急消防援助隊を出動させる又は出動させた都道府県をいう。
- (10) 応援市町村とは、緊急消防援助隊を出動させる又は出動させた市町村をいう。
- (11) 代表消防機関代行とは、代表消防機関が被災等によりその任務を遂行できない場合にその任務を代行する消防機関をいう。
- (12) 登録市町村とは、緊急消防援助隊として登録された小隊等が属する市町村（東京都の特別区並びに市町村の消防の一部事務組合及び広域連合を含む。）をいう。
- (13) 登録都道府県とは、緊急消防援助隊として登録された航空消防隊の属する都道府県をいう。
- (14) 航空隊とは、法第 30 条第 3 項に規定する都道府県の航空消防隊又は航空機を用いた消防活動を行う消防本部の消防隊をいう。
- (15) 消防庁ヘリコプターとは、法第 50 条の規定に基づき、都道府県又は市町村が無償使用しているヘリコプター（以下「消防庁ヘリ」という。）をいう。
- (16) 進出拠点とは、緊急消防援助隊が被災地に進出するための目標とする拠点（一時的に集結する場所を含む。）をいう。
- (17) 迅速出動とは、法第 44 条の規定に基づき、あらかじめ消防庁長官（以下「長官」という。）と都道府県知事及び市町村長の間で一定条件付きの緊急消防援助隊の出動等に関する措置要求等の準備行為を行っておき、災害等の規模が該当条件を満たした場合に当該措置要求等を行い、これに応じて出動することをいう。
- (18) 震央管轄都道府県とは、地震が発生した場合の、当該地震の震央が存する都道府県をいう。
- (19) 震央管轄消防本部とは、地震が発生した場合の、当該地震の震央が存する市町村を管轄する消防本部をいう。
- (20) 最大震度都道府県とは、地震が発生した場合の、最大震度を計測した都道府県をいう。
- (21) 部隊移動とは、法第 44 条の規定に基づく長官の措置の求め又は指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が市町村（東京都の特別区並びに市町村の消防の一部事務組合及び広域連合は、一の市町村とみなす。以下この号において同じ。）若しくは都道府県をまたいで別の被災地に出動すること、又は法第 44 条の 3 の規定に基づく都道府県知事の指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が市町村をまたいで当該都道府県内の別の被災地に出動することをいう。

第 2 章 応援等の要請

(都道府県知事による緊急消防援助隊の応援等の要請)

第3条 被災地の属する都道府県の知事は、大規模災害又は特殊災害が発生し、災害の状況及び当該都道府県内の消防力を考慮して緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であると判断した場合は、法第44条第1項の規定に基づき、長官に対して、緊急消防援助隊の応援等の要請を行うものとする。

2 被災地の属する都道府県の知事は、災害による死者数その他の詳細な災害の状況が迅速に把握できない場合であっても、甚大な被害に拡大することが見込まれ、緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であると判断したときは、法第44条第1項の規定に基づき、長官に対して、緊急消防援助隊の応援等の要請を行うものとする。

3 前二項の要請は電話（災害時優先通信、消防防災無線、地域衛星通信ネットワーク、都道府県防災行政無線、衛星携帯電話その他災害時に有効な通信を行える手段を含む。以下同じ。）により直ちに行うものとし、以下に掲げる事項が明らかになり次第電話により報告するものとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による報告は、これらを把握した段階で、ファクシミリ（これと併せて電子メールによっても可能とする。以下同じ。）により速やかに行うものとする（別記様式1-1）。

(1) 災害の概況

(2) 出動を希望する区域及び活動内容

(3) 緊急消防援助隊の活動のために必要な事項

4 被災地の属する都道府県の知事は、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定に基づく自衛隊の災害派遣要請を行うに当たって、同時に緊急消防援助隊の応援等の必要性について検討するものとする。

5 被災地の属する都道府県の知事は、被災地及びその周辺地域に原子力施設、石油コンビナートその他の緊急消防援助隊の活動に重大な支障を生ずるおそれのある施設が存在するときは、当該施設における災害の状況及び緊急消防援助隊の活動上必要な事項について情報収集を行い、第1項及び第2項の要請と併せて報告するよう努めるものとする。この場合において、当該報告を受けた長官は、当該都道府県に出動する指揮支援部隊長に対して情報提供するものとする。

(応援等の要請のための市町村長の連絡)

第4条 被災地の市町村長は、大規模災害又は特殊災害が発生し、災害の状況及び当該被災地の市町村の消防力を考慮して、大規模な消防の応援等が必要であると判断した場合は、都道府県知事に対して、当該応援等が必要である旨を直ちに電話により連絡するものとし、前条第3項各号に掲げる事項が明らかになり次第電話により連絡するものとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による連絡は、これらを把握した段階で、ファクシミリにより速やかに行うものとする（別記様式1-2）。

2 被災地の市町村長は、前項に規定する連絡を行った場合において、特に必要があると認めるときは、その旨及び当該市町村の災害の状況を長官に直ちに電話により連絡することができるものとする。

3 被災地の市町村長は、都道府県知事に対して第1項の連絡ができない場合には、その旨を長官に直ちに電話により連絡することができるものとし、前条第3項各号に掲げる事項が明らか

になり次第電話により連絡することができるものとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による連絡は、これらを把握した段階で、ファクシミリにより速やかに行うことができるものとする（別記様式1-2）。

4 前条第5項の規定は、前3項の連絡に準用する。

第3章 出動の求め又は指示等

（出動可能隊数の報告及び出動準備）

第5条 消防庁は、大規模災害若しくは特殊災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において災害等の状況を考慮して必要と認めるときは、出動の可能性があると考えられる都道府県及び当該都道府県に属する登録市町村の消防本部に対して、緊急消防援助隊の出動可能隊数報告及び出動準備を依頼（消防本部にあっては、都道府県を経由して行う。）するものとする（別記様式2-1）。

2 消防庁から出動可能隊数報告及び出動準備の依頼を受けた消防本部は、都道府県及び代表消防機関に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動可能隊数を報告するとともに、出動準備を行うものとする（別記様式2-2）。この場合において、当該都道府県は、当該都道府県内の出動可能隊数を取りまとめ、消防庁に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動可能隊数を報告するものとする（別記様式2-2）。

3 登録都道府県の航空消防隊及び登録市町村の消防本部は、別表A-1及び別表A-2に定める災害が発生した場合は、同表に定めるところにより出動準備を行うものとする。この場合において、消防庁は、都道府県及び当該都道府県に属する登録市町村の消防本部に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動可能隊数報告及び出動準備を依頼（消防本部にあっては、都道府県を経由して行う。）するものとする（別記様式2-1）。

4 前項の出動可能隊数報告及び出動準備の依頼を受けた登録市町村の消防本部は、都道府県及び代表消防機関に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動可能隊数を報告するものとし、当該報告を受けた都道府県は、当該都道府県内の出動可能隊数を取りまとめ、消防庁に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動可能隊数を報告するものとする（別記様式2-2）。

5 都道府県は、消防庁から出動可能隊数報告の求めがない場合であっても、災害の状況を考慮して必要と判断したときは、当該都道府県内の出動可能隊数を調査し、消防庁に対して報告するものとする（別記様式2-2）。

6 消防庁は、災害の状況、被災地消防本部及び消防団の消防力並びに当該被災地の属する都道府県内の消防応援を考慮して緊急消防援助隊の応援等が不要と判断した場合は、第2項及び第3項の規定に基づき出動準備を行っている都道府県及び当該都道府県に属する登録市町村の消防本部に対して、書面等により出動準備の解除を連絡（消防本部にあっては、都道府県を経由して行う。）するものとする（別記様式2-3）。

（長官による出動の求め、指示等）

第6条 長官は、大規模災害又は特殊災害が発生し、災害の状況、被災地消防本部及び消防団の消防力並びに当該被災地の属する都道府県内の消防応援を考慮して緊急消防援助隊の応援等が

必要と判断した場合は、法第 44 条及び基本計画に基づき、緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を行うものとする（別記様式 3-1）。

- 2 前項の求め又は指示を行う場合において、長官は、原則として、応援先市町村を指定するものとする。ただし、被災地が複数に及び、出動の求め又は指示を行う段階では応援先市町村を指定することが困難な場合は、応援先都道府県を指定するものとし、その後、第 14 条に規定する消防応援活動調整本部（以下「調整本部」という。）と調整の上、応援先市町村を指定するものとする。
- 3 長官は、前項の指定を行う場合、原則として、都道府県大隊又は部隊（指揮支援部隊及び航空部隊を除く。）を単位とし、指揮支援隊の属する消防本部が含まれる都道府県大隊については、当該指揮支援隊の応援先市町村と同一の市町村を指定するものとする。ただし、水上小隊、航空小隊及び航空後方支援小隊については、調整本部と調整の上、応援先市町村を指定するものとする。
- 4 長官は、複数の都道府県において大規模災害又は特殊災害が発生した場合その他多くの緊急消防援助隊の出動が必要と判断する災害が発生した場合は、災害発生都道府県に対応する全ての指揮支援隊、第一次出動都道府県大隊、出動準備都道府県大隊、第 11 条に規定する第一次出動航空小隊及び出動準備航空小隊を第一次出動の求め又は指示の対象とし、応援先都道府県を指定して出動の求め又は指示を行うものとする。ただし、アクションプランが適用された場合は、当該アクションプランに定めるところによるものとする。
- 5 長官は、第 1 項の緊急消防援助隊の出動の求めを行った場合において、時間経過とともに災害の情勢が明らかになり、基本計画第 4 章 1（1）の規定を踏まえ、必要と認めるときは、従前の求めによる出動を指示によるものに変更する。この場合において、長官は、受援都道府県の知事及び当該受援都道府県に属する受援市町村の長並びに応援都道府県の知事及び当該応援都道府県に属する緊急消防援助隊を出動させた市町村長に対して、速やかに通知（市町村長にあっては、都道府県知事を経由して行う。）するものとする。

（応援等決定通知）

第 7 条 長官は、法第 44 条の規定に基づき必要な措置をとることを求め又は指示した場合は、受援都道府県の知事及び当該受援都道府県に属する受援市町村の長に対してその旨を通知（市町村長にあっては、都道府県知事を経由して行う。）するものとする（別記様式 3-2）。

（都道府県知事による出動の求め又は指示）

第 8 条 長官から緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を受けた応援都道府県の知事は、登録市町村の長に対して、直ちに緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を行うものとする。

（緊急消防援助隊の出動）

第 9 条 長官から緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を受けた登録都道府県の知事及び登録市町村の長は、速やかに緊急消防援助隊を出動させるものとする。

- 2 緊急消防援助隊を出動させた消防本部は、都道府県及び代表消防機関に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動隊数を報告するものとし（別記様式 2-2）、当該報告を受けた都道府県は、

当該都道府県内の出動隊数を取りまとめ、消防庁に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動隊数を報告するものとする（別記様式2-2）。

- 3 前項の報告を受けた消防庁は、受援都道府県及び当該受援都道府県内における被災地消防本部に対して通知（消防本部にあっては、都道府県を経由して行う。）するものとする（別記様式3-3）。

（指揮支援部隊の基本的な出動計画）

第10条 指揮支援部隊の基本的な出動計画は、次に掲げるとおりとする。

- （1）統括指揮支援隊は、別表Bに定める災害発生都道府県に応じた統括指揮支援隊指定順位第1位の消防本部が出動することとする。ただし、被災等により当該消防本部が出動できない場合は、統括指揮支援隊指定順位第2位の消防本部が出動する。
- （2）指揮支援隊は、別表Bに定める災害発生都道府県に応じた消防本部のうち必要な隊が出動する。
- （3）航空指揮支援隊は、活動拠点ヘリベースにおいて多数の航空小隊の活動管理が必要な場合、原則として耐空検査等により自隊のヘリコプターが運休中の航空隊の中から、活動拠点ヘリベースに迅速に到着可能な隊が出動する。

（航空小隊の基本的な出動計画）

第11条 航空小隊の基本的な出動計画は、次に掲げるとおりとし、あらかじめ任務を指定しておくものとする。

- （1）原則として第一次的に応援出動する航空小隊を第一次出動航空小隊とし、別表Cに定める災害発生都道府県に応じて必要な隊が出動することとする。
- （2）原則として第一次出動航空小隊のほか、速やかに応援出動の準備を行う航空小隊を出動準備航空小隊とし、別表Dに定める災害発生都道府県に応じて必要な隊が出動の準備を行うこととする。

2 航空小隊の任務は、次に掲げるとおりとする。

- （1）統括指揮支援隊輸送航空小隊及び指揮支援隊輸送航空小隊は、統括指揮支援隊及び指揮支援隊の輸送を任務とする。
- （2）情報収集航空小隊は、ヘリコプター衛星通信システム（以下「ヘリサット」という。）又はヘリコプターテレビ電送システムを活用した情報収集及び映像配信を任務とする。
- （3）救助・救急・輸送航空小隊は、救助用資機材及び救急用資機材を活用した救助・救急活動又は統括指揮支援隊及び指揮支援隊以外の人員、物資等の輸送を任務とする。
- （4）消火航空小隊は、ヘリコプター消火用タンク等を活用した空中消火を任務とする。

3 次に掲げる任務に対して、消防庁ヘリを優先的に使用するものとする。

- （1）ヘリサットを活用した情報収集及び映像配信
- （2）第15条に規定する現地派遣職員の輸送

（航空小隊の出動に関する留意事項）

第12条 航空小隊は、原則として、前条により指定された任務を行うものとする。ただし、災害

の種別、規模、受援都道府県からの要請内容等により、消防庁は任務指定の変更を行うものとする。

- 2 航空小隊の出動順位は、原則として、被災地又は航空小隊の進出拠点からの直近順とし、当該航空小隊の装備品等を考慮し、出動の求め又は指示を行うものとする。
- 3 指揮支援隊輸送航空小隊及び情報収集航空小隊の両任務を指定されている航空小隊は、兼務するものとする。
- 4 指揮支援隊輸送航空小隊及び救助・救急・輸送航空小隊又は消火航空小隊の両任務を指定されている航空小隊は、指揮支援隊の輸送任務を優先するものとする。
- 5 航空小隊は、複数の任務が遂行可能な体制で出動するよう努めるものとする。
- 6 各地域ブロックに、原則として、残留する運航可能な航空隊を1隊以上確保するものとする。
- 7 航空指揮支援隊の輸送は、各任務の指定状況を踏まえ、消防庁が別に指定するものとする。
- 8 航空隊は、前各項により難しい場合は、消防庁と調整するものとする。

(航空後方支援小隊の基本的な出動計画)

第13条 航空後方支援小隊は、活動拠点ヘリベース等において輸送・補給活動等が必要な場合に、原則として、耐空検査等により自隊のヘリコプターが運休中の航空隊の中から出動することとする。

第4章 受援体制

(消防応援活動調整本部の設置)

第14条 受援都道府県の知事は、被災地での緊急消防援助隊等の迅速かつ的確な活動等に資するため、被災地が2以上ある場合において緊急消防援助隊が出動したときは、直ちに法第44条の2の規定に基づく調整本部を設置するものとする。

なお、被災地が1の場合であっても、受援都道府県の知事が必要と認めるときは、調整本部と同様の組織を設置することができるものとする。

- 2 調整本部（調整本部と同様の組織を含む。以下同じ。）は、都道府県災害対策本部と緊密な連携を図る必要があることから、原則として、都道府県災害対策本部及び政府現地対策本部（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第25条第6項若しくは第28条の3第8項の規定に基づく非常災害現地対策本部又は緊急災害現地対策本部をいい、これらが設置された場合に限る。）に近接した場所に設置するものとする。
- 3 調整本部は、自衛隊、警察、海上保安庁、DMA T等関係機関と緊密な連携を図ることができる場所に設置するものとする。
- 4 調整本部の本部員は、次の例を参考に、第40条に規定する都道府県緊急消防援助隊受援計画（以下「受援計画」という。）に定めておくものとする。
 - (1) 法第44条の2第5項第1号の「部内の職員」については、当該都道府県の消防防災主管課等の職員及び航空消防隊員
 - (2) 法第44条の2第5項第2号の「消防本部」については、当該都道府県内の代表消防機関又は代表消防機関代行

- (3) 法第 44 条の 2 第 5 項第 3 号の「災害発生市町村の長の指名する職員」については、被災地消防本部の職員
- (4) 法第 44 条の 2 第 5 項第 4 号の「緊急消防援助隊の隊員のうちから都道府県知事が任命する者」については、当該都道府県に出動した指揮支援部隊長
- 5 調整本部は、都道府県災害対策本部及び政府現地対策本部で決められた方針の下で、次に掲げる事務をつかさどるものとする。
 - (1) 被害状況、都道府県が行う災害対策等の各種情報の集約及び整理に関すること。
 - (2) 被災地消防本部、消防団、当該都道府県内消防応援隊及び緊急消防援助隊の活動調整に関すること。
 - (3) 緊急消防援助隊の都道府県内での部隊移動に関すること。
 - (4) 自衛隊、警察、海上保安庁、DMA T 等関係機関との連絡調整に関すること。
 - (5) 当該都道府県内で活動する緊急消防援助隊の安全管理体制に関すること。
 - (6) 第 16 条に規定する航空運用調整班との連絡調整に関すること。
 - (7) 都道府県災害対策本部に設置された災害医療本部との連絡調整に関すること。
 - (8) その他必要な事項に関すること。
- 6 調整本部長は、法第 44 条の 2 第 8 項の規定に基づき、国の職員その他の者を調整本部の会議に出席させる必要があると認め、その要請を行った場合は、消防庁に対してその旨を連絡するものとする。
- 7 調整本部は、受援都道府県名を冠称し、「〇〇都道府県消防応援活動調整本部」と呼称する。
- 8 受援都道府県の知事は、調整本部を設置した場合は、設置日時、設置場所、構成員及び連絡先について、長官に対して速やかに報告するものとする。
- 9 受援都道府県の知事は、緊急消防援助隊の活動終了に伴い調整本部を廃止した場合は、長官に対して、速やかにその旨を報告するものとする。

(消防庁職員の現地派遣)

- 第 15 条 長官は、緊急消防援助隊の出動が決定し、災害の状況に応じ必要と判断した場合は、調整本部又は都道府県災害対策本部に消防庁職員（以下「現地派遣職員」という。）を派遣するものとする。
- 2 長官は、災害の状況に応じ必要と判断した場合は、指揮支援本部、市町村災害対策本部又は航空指揮支援本部に現地派遣職員を派遣するものとする。
 - 3 長官は、被災地における消防の広報活動が必要と判断した場合は、災害現場等に現地派遣職員を派遣するものとする。
 - 4 現地派遣職員は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。
 - (1) 被害情報の収集及び消防庁への情報提供に関すること。
 - (2) 都道府県災害対策本部又は市町村災害対策本部に対する、災害対策活動の支援に関すること。
 - (3) 緊急消防援助隊の増隊、部隊移動等、緊急消防援助隊の活動調整に係る消防庁との連絡調整に関すること。
 - (4) 自衛隊、警察、海上保安庁、DMA T 等関係機関との連絡調整に関すること。

- (5) 報道機関への対応に関すること。
- (6) 被害状況や活動状況に係る動画及び静止画の収集及び共有に関すること。

(航空運用調整班の設置)

第 16 条 受援都道府県の知事は、航空小隊と関係機関の航空機との活動調整を図るため、都道府県災害対策本部に、航空運用調整班を設置するものとする。

(進出拠点及び宿営場所の決定、連絡等)

第 17 条 進出拠点及び宿営場所の決定、連絡等については、原則として、次のとおりとする。

(1) 進出拠点

消防庁は、災害の状況、道路の状況、都道府県大隊又は部隊の特性、規模等を考慮し、調整本部（調整本部が設置されない場合は被災地）と調整の上、進出拠点を決定し、応援都道府県（又は応援都道府県の後方支援本部）に対して連絡するものとする。

(2) 宿営場所

消防庁は、災害の状況、緊急消防援助隊の規模等を考慮し、調整本部（調整本部が設置されない場合は被災地）と調整の上、宿営場所を決定し、応援都道府県（又は応援都道府県の後方支援本部）に対して連絡するものとする。

(情報共有等)

第 18 条 消防庁は、調整本部、指揮支援本部、指揮者、航空指揮支援本部、ヘリベース指揮者、都道府県大隊本部及び後方支援本部に対して、緊急消防援助隊連絡体制（別記様式 7）により情報連絡体制等の明確化を図るものとする。

2 消防庁、調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部、航空指揮本部、都道府県大隊本部、後方支援本部及び緊急消防援助隊は、緊急消防援助隊動態情報システム、支援情報共有ツール、ヘリコプター動態管理システム、情報収集活動用ドローン、映像伝送装置等を積極的に活用し、緊急消防援助隊の活動等について必要な情報共有を図るとともに、被害状況や活動状況について動画及び静止画による共有に努めるものとする。

第 5 章 部隊移動及び増隊要請

(部隊移動の基本)

第 19 条 部隊移動は、緊急消防援助隊の隊員の負担軽減及び安全管理上の観点を考慮し、原則として、新たな緊急消防援助隊の投入によりがたい、次に掲げる場合に行うものとする。

- (1) 地理的要因により、新たな緊急消防援助隊の投入には時間を要し、人命救助のためそのいとまがない場合
- (2) 市街地が連たんした複数市町村が被災するなど、市町村境界をまたぎ、多数の災害が発生している場合
- (3) 緊急消防援助隊が不足し、新たな緊急消防援助隊の投入が不可能な場合

2 前項の部隊移動については、都道府県大隊又は部隊単位を原則とする。ただし、被害状況、

部隊の規模、車両、資機材の特殊性等を踏まえ、中隊又は小隊単位で部隊移動を行うことが効率的かつ効果的な場合は、この限りではない。

(長官による部隊移動の求め又は指示)

第20条 長官による部隊移動の求め又は指示の手続は、次のとおりとする。

- (1) 長官は、移動先、規模及び必要性を明示して、緊急消防援助隊行動市町村の属する都道府県の知事(以下「緊急消防援助隊行動都道府県知事」という。)及び緊急消防援助隊行動都道府県知事を経由して、緊急消防援助隊行動市町村の長に対して、部隊移動に関する意見を求めるものとする(別記様式6-1)。
- (2) 前号により意見を求められた緊急消防援助隊行動市町村の長は、緊急消防援助隊行動都道府県知事を経由して、長官に対して部隊移動に関する意見を回答するものとする(別記様式6-2)。
- (3) 第1号により意見を求められた緊急消防援助隊行動都道府県知事は、当該都道府県内の被害状況、緊急消防援助隊及び都道府県内消防応援隊の活動状況を考慮し、前号の緊急消防援助隊行動市町村の長の意見を付して、長官に対して部隊移動に関する意見を回答するものとする(別記様式6-2)。
- (4) 長官は、前号の意見を踏まえ、緊急消防援助隊が都道府県に属する場合にあっては当該都道府県の知事に対して、市町村に属する場合にあっては当該市町村が属する都道府県の知事を経由して当該市町村の長に対して、部隊移動の求め又は指示を行うものとする(別記様式6-3)。
- (5) 長官は、部隊移動の求め又は指示を行った場合は、緊急消防援助隊行動都道府県知事及び緊急消防援助隊行動都道府県知事を経由して、緊急消防援助隊行動市町村の長に対して、その旨を通知するものとする(別記様式6-4)。
- (6) 長官は、部隊移動の求め又は指示を行った場合は、部隊移動先の都道府県の知事及び当該都道府県知事を経由して、部隊移動先の市町村の長に対して、その旨を通知するものとする(別記様式6-5)。

(受援都道府県の知事による部隊移動の指示)

第21条 受援都道府県の知事による部隊移動の指示の手続は、次のとおりとする。

- (1) 受援都道府県の知事は、移動先、規模及び必要性を明示して、調整本部に対して部隊移動に関する意見を求めるものとする。
- (2) 前号により意見を求められた調整本部は、緊急消防援助隊行動市町村の意見等を把握するよう努めるとともに、当該都道府県内の被害状況、緊急消防援助隊及び都道府県内消防応援隊の活動状況を考慮し、受援都道府県の知事に対して部隊移動に関する意見を回答するものとする。
- (3) 受援都道府県の知事は、前号の意見を踏まえ、指揮支援本部長を経由して、都道府県大隊及び部隊の長に対して、部隊移動の指示を行うものとする(別記様式6-6)。
- (4) 受援都道府県の知事は、部隊移動の指示を行った場合は、緊急消防援助隊行動市町村の長及び移動先の市町村の長に対して、速やかにその旨を通知するものとする(別記様式6-7)。

- (5) 受援都道府県の知事は、部隊移動の指示を行った場合は、長官に対して速やかにその旨を通知するものとする（別記様式6－8）。
- (6) 前号の通知を受けた長官は、部隊移動の指示を受けた緊急消防援助隊が、都道府県に属する場合にあっては当該都道府県の知事に対して、市町村に属する場合にあっては当該市町村の属する都道府県の知事を経由して当該市町村の長に対して、速やかにその旨を通知するものとする（別記様式6－9）。
- (7) 調整本部は、部隊移動の指示の内容を適切に記録しておくものとする。
- (8) 調整本部は、部隊移動を行う場合は、都道府県災害対策本部に対して、移動先、規模、経路等を連絡し、道路啓開、先導等の所要の措置を要請するものとする。

（受援都道府県の知事による増隊要請）

第22条 受援都道府県の知事は、緊急消防援助隊の活動状況を踏まえ、人員又は装備等の観点から緊急消防援助隊を増隊する必要があると判断した場合には、長官に増隊の要請を行うものとする（別記様式1－1）。

（受援市町村の長による増隊要請のための連絡）

第23条 受援市町村の長は、緊急消防援助隊の活動状況を踏まえ、人員又は装備等の観点から緊急消防援助隊を増隊する必要があると判断した場合には、都道府県の知事に増隊が必要である旨を連絡するものとする（別記様式1－2）。

第6章 応援等の引揚げの決定

（活動終了に関する市町村長の連絡）

第24条 受援市町村の長は、指揮支援本部長からの活動報告、現地合同調整所における調整結果等を総合的に勘案し、当該市町村の区域内における緊急消防援助隊の活動終了を判断するものとし、当該市町村が属する都道府県の知事へ直ちに電話によりその旨を連絡するものとする。

（都道府県知事による緊急消防援助隊の引揚げの決定）

第25条 前条の連絡を受けた受援都道府県の知事は、政府現地対策本部等と調整の上、当該都道府県内からの緊急消防援助隊の引揚げを決定する。この場合において、長官、受援市町村の長及び当該都道府県に出動した指揮支援部隊長に対して直ちに電話によりその旨を通知するものとし、書面による通知をファクシミリにより速やかに行うものとする（別記様式4－1）。

（指揮支援部隊長による部隊への引揚げ決定連絡）

第26条 前条の通知を受けた指揮支援部隊長は、指揮支援本部長及び航空指揮支援本部長に対して、直ちに緊急消防援助隊の引揚げ決定を連絡する。

2 前項の連絡を受けた指揮支援本部長は、活動を管理している都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC災害即応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長に対して、直ちに緊急消防援助隊の引揚げ決定を連絡する。

3 前項の連絡を受けた都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC災害即応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長は、被災地における活動を終了するとともに、指揮支援本部長に対して次に掲げる事項を報告し、指揮支援本部長の了承を得て引揚げるものとする。

- (1) 活動概要（場所、時間、隊数等）
- (2) 活動中の異常の有無
- (3) 隊員の負傷の有無
- (4) 車両、資機材等の損傷の有無
- (5) その他必要な事項

4 前項の報告を受けた指揮支援本部長は、指揮者及び指揮支援部隊長に対してその旨を報告し、指揮支援部隊長の了承を得て引揚げるものとする。当該報告を受けた指揮支援部隊長は、消防庁及び調整本部長に対して、指揮支援本部長からの本項の報告及び指揮支援本部長の引揚げについて報告するものとする。

5 第1項の連絡を受けた航空指揮支援本部長は、活動を管理している航空部隊の各小隊長に対して、直ちに緊急消防援助隊の引揚げ決定を連絡する。

6 前項の連絡を受けた航空部隊の各小隊長は、被災地における活動を終了するとともに、航空指揮支援本部長に対して次に掲げる事項を報告し、航空指揮支援本部長の了承を得て引揚げるものとする。

- (1) 活動概要（場所、時間、隊員数等）
- (2) 活動中の異常の有無
- (3) 隊員の負傷の有無
- (4) 航空機、車両、資機材等の損傷の有無
- (5) その他必要な事項

7 前項の報告を受けた航空指揮支援本部長は、ヘリベース指揮者及び指揮支援部隊長に対してその旨を報告し、指揮支援部隊長の了承を得て引揚げるものとする。当該報告を受けた指揮支援部隊長は、消防庁及び調整本部長に対して、航空指揮支援本部長からの本項の報告及び航空指揮本部長の引揚げについて報告するものとする。

8 指揮支援部隊長は、活動を管理する全ての緊急消防援助隊の活動が終了した場合は、長官及び受援都道府県の知事に対してその旨を報告し、受援都道府県の知事の了承を得て引揚げるものとする。

（長官による応援都道府県の知事への引揚げ決定通知）

第27条 第25条の通知を受けた長官は、引揚げ決定を受けた緊急消防援助隊が、都道府県に属する場合にあっては当該都道府県の知事に対して、市町村に属する場合にあっては当該市町村が属する都道府県の知事を経由して当該市町村の長に対して、書面による通知をファクシミリにより速やかに行うものとする（別記様式4-2）。

（帰署（所）報告）

第28条 緊急消防援助隊として出動した小隊等の属する消防本部は、当該小隊等の最終帰署（所）

後、応援都道府県及び後方支援本部に対して、速やかにその旨を報告するものとする。

- 2 応援都道府県は、当該都道府県及び当該都道府県内の消防本部に属する小隊等の最終帰署(所)後、消防庁に対して、速やかにその旨を報告するものとする。

(活動結果報告)

第 29 条 応援都道府県は、当該都道府県内の緊急消防援助隊として出動した小隊等の最終帰署(所)後、速やかに都道府県内の消防本部の意見等を取りまとめるとともに、当該都道府県の代表消防機関と連携して、緊急消防援助隊活動報告書(別記様式 5)を作成し、消防庁及び応援都道府県に対して、報告するものとする。

第 7 章 大規模地震発生時における迅速出動基準

(迅速出動の適用条件)

第 30 条 迅速出動の対象となる災害は地震とし、最大震度 6 弱(政令市等は 5 強)以上の地震が発生した場合に適用するものとする。ただし、次に掲げる場合は適用しない。

- (1) 基本計画第 4 章 4 に基づき定められたアクションプランを適用する場合
- (2) 発生した地震の震央が海域の場合

(迅速出動に係る措置要求等の内容)

第 31 条 迅速出動に係る措置要求等の内容は、別表 A-1 及び別表 A-2 のとおりとし、登録都道府県の知事及び登録市町村の長は、地震発生と同時に行われる長官からの出動の求め又は指示に基づき、第 34 条に規定する出動先へ、速やかに緊急消防援助隊を出動させるものとする。この場合において、被災等により緊急消防援助隊の全部又は一部が出動することができない場合、当該都道府県の知事は、長官に対して、速やかにその旨を報告するものとする。

- 2 前項の場合において、後方支援本部は、統括指揮支援隊、指揮支援隊、都道府県大隊及び統合機動部隊が出動する前に消防庁に対して、電話により出動の要否を確認するものとする。
- 3 消防庁は、迅速出動の適用となる地震発生後、別表 A-1 及び別表 A-2 に基づき、登録都道府県及び登録市町村に対して、速やかに迅速出動の適用である旨を電話により連絡するとともに、その後、様式(別記様式 3-1 又は 3-4)を送付するものとする。
- 4 長官は、災害の状況等により必要があると判断した場合、速やかに応援規模の増強等の措置を講ずるものとする。

(迅速出動に係る応援等決定通知)

第 32 条 長官は、迅速出動の適用となる地震発生後、震央管轄都道府県の知事に対して、速やかに迅速出動の適用である旨を電話により連絡するとともに、その後、出動の求め又は指示を行った旨を通知するものとする(別記様式 3-2)。

(迅速出動の中止)

第 33 条 長官は、災害の状況等により、明らかに人的、住家被害等がないと判断した場合は、速

やかに迅速出動の中止を連絡するものとする。

(迅速出動適用時の出動先)

第 34 条 迅速出動適用時の緊急消防援助隊の出動先（進出拠点を兼ねる。）は、原則として、次に掲げるとおりとする。

(1) 指揮支援部隊

ア 統括指揮支援隊

震央管轄都道府県の都道府県庁舎

イ 指揮支援隊

消防庁又は指揮支援部隊長が連絡する消防本部の庁舎（消防本部を置かない町村にあっては、町村役場。以下同じ。）

(2) 統合機動部隊及び都道府県大隊

震央管轄消防本部の庁舎

(3) 航空小隊

震央管轄都道府県又は震央管轄消防本部の航空隊基地等

(迅速出動適用時の出動先の変更等)

第 35 条 震央管轄都道府県の知事は、迅速出動の適用となる地震が発生した場合、速やかに被害状況等を確認し、長官に報告するものとする。

2 長官は、迅速出動により出動した緊急消防援助隊の出動途上において、被害状況等により、出動先の変更、応援規模の縮小等の必要があると判断した場合は、震央管轄都道府県の調整本部と調整の上、指揮支援部隊長、指揮支援隊長、統合機動部隊長、都道府県大隊長及び応援都道府県に対して連絡するものとする。

(迅速出動適用時の出動可能隊数等の報告)

第 36 条 応援都道府県は、迅速出動により、当該都道府県内の緊急消防援助隊が出動準備を行う場合は、消防庁に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動可能隊数を報告するものとする（別記様式 2-2）。

2 応援都道府県は、迅速出動により、当該都道府県内から緊急消防援助隊が出動した場合は、消防庁に対して、当該出動した緊急消防援助隊の隊数を報告するものとする（別記様式 2-2）。

第 8 章 防災関係機関との連携

(防災関係機関等との連絡調整等)

第 37 条 長官は、緊急消防援助隊の出動等に関し、必要と認める防災関係機関、関係公共機関等との連絡調整を行うものとする。

(調整本部等における防災関係機関との連携)

第 38 条 調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部、航空指揮本部及び後方支援本

部は、緊急消防援助隊の活動が効果的に行われるように、緊急消防援助隊の活動に関して必要な交通、輸送、通信、燃料、物資等に関する防災関係機関と緊密な連携を図るものとする。

- 2 調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部及び航空指揮本部は、緊急消防援助隊の活動に関して必要な関係機関との連絡調整について、必要に応じて、都道府県災害対策本部及び市町村災害対策本部に依頼するものとする。

第9章 応援等実施計画及び受援計画

(応援等実施計画)

第39条 都道府県知事は、当該都道府県内の緊急消防援助隊の登録状況等を踏まえて、緊急消防援助隊が参集し、被災地に出動するための応援等実施計画を策定するものとする。

- 2 応援等実施計画に定める事項は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 都道府県大隊の編成、出動体制及び集結場所に関する事。
 - (2) 統合機動部隊の編成、出動体制及び集結場所に関する事。
 - (3) エネルギー・産業基盤災害即応部隊の編成、出動体制及び集結場所に関する事。
 - (4) NBC災害即応部隊の編成及び出動体制に関する事。
 - (5) 土砂・風水害機動支援部隊の編成、出動体制及び集結場所に関する事。
 - (6) 航空部隊の編成及び出動体制に関する事。
 - (7) 情報連絡体制に関する事。
 - (8) その他必要な事項に関する事。
- 3 都道府県知事は、応援等実施計画の策定及び変更に当たっては、代表消防機関の長と調整を行うものとし、当該代表消防機関の長は、登録市町村の消防長の意見を集約するものとする。
- 4 都道府県知事は、応援等実施計画を策定又は変更した場合は、長官に対して当該計画を報告するとともに、当該都道府県が第一次出動都道府県大隊及び出動準備都道府県大隊に該当する都道府県の知事に対して策定又は変更した旨を連絡するものとする。

(受援計画)

第40条 都道府県知事は、当該都道府県内の市町村が被災し、緊急消防援助隊の応援等を受ける場合の受援計画を策定するものとする。

- 2 受援計画に定める事項は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 調整本部の運営体制及び早期設置に関する事。
 - (2) 緊急消防援助隊の早期受入れに係る関係機関との連絡調整に関する事。
 - (3) 進出拠点、当該拠点への連絡員の派遣及び連絡体制に関する事。
 - (4) 宿営場所その他緊急消防援助隊の活動に必要な拠点の確保に関する事。
 - (5) 救助活動拠点施設（南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）に規定する救助活動のための拠点施設をいう。）の運用に関する事。
 - (6) 緊急消防援助隊の活動に必要な情報の提供に関する事。
 - (7) 燃料補給、物資補給等の後方支援体制に関する事。
 - (8) 航空運用調整班、空港・基地施設管制との調整、無線運用、安全管理、ヘリコプターの離着

陸場、燃料補給等の航空機の受援に関すること。

(9) その他必要な事項に関すること。

- 3 都道府県知事は、受援計画の策定及び変更にあたっては、代表消防機関の長と調整を行うものとし、当該代表消防機関の長は、当該都道府県内の消防長の意見を集約するものとする。
- 4 都道府県知事は、受援計画の策定及び変更にあたっては、地域防災計画の内容と整合を図るものとする。
- 5 都道府県知事は、受援計画を策定又は変更した場合は、長官に対して当該計画を報告するとともに、当該都道府県に対応する第一次出動都道府県大隊及び出動準備都道府県大隊の都道府県の知事並びに当該都道府県に対応する統括指揮支援隊及び指揮支援隊の属する消防本部の長に対して策定又は変更した旨を連絡するものとする。

(都道府県知事の事務の委任等)

第 41 条 地方自治法第 153 条に基づき、調整本部又は部隊移動に係る都道府県知事の権限に属する事務を、その補助機関である職員に委任等する場合は、受援計画にその旨を明記するものとする。

第 10 章 応援に要した経費の負担

(長官の求めにより出動した場合における応援経費の負担)

第 42 条 法第 44 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づき、長官の出動の求めを受けて出動した緊急消防援助隊の活動により増加し、又は新たに必要となる消防に要する費用は、次の各号に掲げる経費の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 受援市町村において負担する経費 法第 49 条第 1 項に規定する経費及び援助隊政令第 5 条各号に掲げる経費
- (2) 応援都道府県又は応援市町村（以下「応援都道府県等」という。）において負担する経費 緊急消防援助隊の活動により生じた公務災害補償に要する経費

2 前項各号に掲げる経費以外の経費は、原則として受援市町村及び応援都道府県等双方の協議により当該経費の負担を決定するものとし、当該協議を円滑に行うための経費負担に関する原則的な考え方については、消防庁が別に定める。

(長官の指示により出動した場合における応援経費の負担)

第 43 条 法第 44 条第 5 項の規定に基づき、長官の指示を受けて出動した緊急消防援助隊の活動により増加し、又は新たに必要となる消防に要する費用は、次の各号に掲げる経費の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 消防庁において負担する経費 法第 49 条第 1 項に規定する経費及び援助隊政令第 5 条各号に掲げる経費
- (2) 応援都道府県等において負担する経費 緊急消防援助隊の活動により生じた公務災害補償に要する経費

2 前項各号に掲げる経費以外の経費は、原則として受援市町村及び応援都道府県等双方の協議

により当該経費の負担を決定するものとし、当該協議を円滑に行うための経費負担に関する原則的な考え方については、消防庁が別に定める。

第11章 その他

(都道府県の訓練)

第44条 都道府県は、都道府県防災訓練、緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練等において、関係機関と合同で調整本部の設置運営訓練を行うなど、緊急消防援助隊の応受援体制の強化を図るものとする。

(都道府県の即応体制等の強化)

第45条 都道府県は、都道府県知事、危機管理担当幹部等に常時連絡可能な体制を確保するとともに、都道府県知事が不在時の職務の代理者を事前指定するなど、状況に応じた判断及び決定を適切にできる体制を確保するものとする。

2 都道府県は、調整本部の運営にあたる責任者等については庁舎近傍に居住させるなど、緊急参集できる体制を整備するものとする。

(その他)

第46条 この要綱に定めるもののほか、緊急消防援助隊に関し必要な細目は、消防庁が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月30日消防広第80号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月28日消防広第93号)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月8日消防広第35号)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年7月17日消防広第190号)

この要綱は、令和2年8月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月22日消防広第89号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年6月24日消防広第211号)

この要綱は、令和4年6月24日から施行する。

(第5条及び第31条関係)

別表A-1 (震度6弱(政令市等については震度5強)以上の地震等が発生した場合の出動準備及び迅速出動)

下表の区分に応じ、災害発生都道府県に対応する隊が、出動準備(第5条関係)及び迅速出動(第31条関係)の措置を講ずるものとする。なお、基本計画第4章4に基づき定められたアクションプランを適用する場合は、本別表を適用せず、当該アクションプランに基づき措置を講ずるものとする。

区分	指揮支援部隊				都道府県大隊及び統合機動部隊				航空小隊	
	統括指揮支援隊		指揮支援隊		第1次出動都道府県大隊		出動準備都道府県大隊		第1次出動航空小隊	出動準備航空小隊
	別表Bにより対応する指定順位第1位の隊		別表Bにより対応する全隊		統合機動部隊		都道府県大隊		別表Dにより対応する全隊	
I	震央が海域	出動準備		出動準備		出動準備		出動準備		出動準備
	震央が陸域	迅速出動 (出動準備を含む。)		迅速出動 (出動準備を含む。)		出動準備		出動準備		出動準備及び長官の要請に基づき必要な隊が迅速出動※2
II	震央が海域	出動準備		出動準備		出動準備		出動準備		出動準備
	震央が陸域	迅速出動 (出動準備を含む。)		迅速出動 (出動準備を含む。)		出動準備		出動準備		出動準備及び長官の要請に基づき必要な隊が迅速出動※2
III-ア	震央が海域	出動準備		出動準備		出動準備		出動準備		出動準備
	震央が陸域	出動準備及び長官の要請に基づき必要な隊が迅速出動※2		出動準備及び長官の要請に基づき必要な隊が迅速出動※2		出動準備及び長官の要請に基づき必要な隊が迅速出動※2		出動準備及び長官の要請に基づき必要な隊が迅速出動※2		出動準備及び長官の要請に基づき必要な隊が迅速出動※2
III-イ	大津波警報が発せられた都道府県に対する措置	出動準備		出動準備		出動準備		出動準備		出動準備
	噴火警報(居住区域)が発せられた都道府県に対する措置	出動準備		出動準備		出動準備		出動準備		出動準備 (統括指揮支援隊輸送航空小隊及び情報収集航空小隊に限る。)
IV		出動準備		出動準備		出動準備		出動準備		出動準備

※1 地震の震央が海域の場合は、「震央管轄都道府県」を「最大震度都道府県」に読み替える。

※2 災害の状況を踏まえ、出動準備をしている隊の中から必要な隊を出動させる。

別表 A-2 (複数の都道府県において震度6弱(政令市等)については震度5強)以上の地震等が発生した場合の出動準備及び迅速出動)

下表の区分に応じ、災害発生都道府県に対応する隊が、出動準備(第5条関係)及び迅速出動(第31条関係)の措置を講ずるものとする。なお、基本計画第4章4に基づき定められたアクションプランを適用する場合は、本別表を適用せず、当該アクションプランに基づき措置を講ずるものとする。

区分	指揮支援部隊		都道府県大隊及び統合機動部隊				航空小隊	
	統括指揮支援隊	指揮支援隊	第1次出動都道府県大隊		出動準備都道府県大隊		第1次出動航空小隊	出動準備航空小隊
			統合機動部隊	都道府県大隊	統合機動部隊	都道府県大隊		
I	震央が海域	別表Bにより対応する全隊	別表Bにより対応する全隊	基本計画別表第2により対応する都道府県	基本計画別表第3により対応する都道府県	別表Cにより対応する全隊	別表Dにより対応する全隊	
	震央が陸域	迅速出動(出動準備を含む。)	迅速出動(出動準備を含む。)	迅速出動(出動準備を含む。)	迅速出動(出動準備を含む。)	迅速出動(出動準備を含む。)	迅速出動(出動準備を含む。)	迅速出動(出動準備を含む。)
II	震央が海域	迅速出動(出動準備を含む。)	迅速出動(出動準備を含む。)	迅速出動(出動準備を含む。)	迅速出動(出動準備を含む。)	迅速出動(出動準備を含む。)	迅速出動(出動準備を含む。)	迅速出動(出動準備を含む。)
	震央が陸域	迅速出動(出動準備を含む。)	迅速出動(出動準備を含む。)	迅速出動(出動準備を含む。)	迅速出動(出動準備を含む。)	迅速出動(出動準備を含む。)	迅速出動(出動準備を含む。)	迅速出動(出動準備を含む。)
III-ア	震央が海域	迅速出動(出動準備を含む。)	迅速出動(出動準備を含む。)	迅速出動(出動準備を含む。)	迅速出動(出動準備を含む。)	迅速出動(出動準備を含む。)	迅速出動(出動準備を含む。)	迅速出動(出動準備を含む。)
	震央が陸域	迅速出動(出動準備を含む。)	迅速出動(出動準備を含む。)	迅速出動(出動準備を含む。)	迅速出動(出動準備を含む。)	迅速出動(出動準備を含む。)	迅速出動(出動準備を含む。)	迅速出動(出動準備を含む。)
III-イ	津波警報が発せられた都道府県に対する措置	迅速出動(出動準備を含む。)	迅速出動(出動準備を含む。)	迅速出動(出動準備を含む。)	迅速出動(出動準備を含む。)	迅速出動(出動準備を含む。)	迅速出動(出動準備を含む。)	迅速出動(出動準備を含む。)
	津波警報が発せられた都道府県以外に対する措置	迅速出動(出動準備を含む。)	迅速出動(出動準備を含む。)	迅速出動(出動準備を含む。)	迅速出動(出動準備を含む。)	迅速出動(出動準備を含む。)	迅速出動(出動準備を含む。)	迅速出動(出動準備を含む。)

※1 地震の震央が海域の場合は、「震央管轄都道府県」を「最大震度都道府県」に読み替える。

※2 災害の状況を踏まえ、出動準備をしていない隊の中から必要な隊を出動させる。

別表B (統括指揮支援隊及び指揮支援隊)

(第10条関係)

災害発生 都道府県	統括指揮支援隊の属する消防本部		指揮支援隊の属する消防本部				
	統括指揮支援隊 指定順位第1位	統括指揮支援隊 指定順位第2位					
北海道	札幌市消防局	仙台市消防局	札幌市消防局	仙台市消防局	さいたま市消防局	東京消防庁	新潟市消防局
青森県	仙台市消防局	札幌市消防局	札幌市消防局	仙台市消防局	さいたま市消防局	東京消防庁	新潟市消防局
岩手県	仙台市消防局	札幌市消防局	札幌市消防局	仙台市消防局	さいたま市消防局	東京消防庁	新潟市消防局
宮城県	仙台市消防局	東京消防庁	仙台市消防局	さいたま市消防局	千葉市消防局	東京消防庁	新潟市消防局
秋田県	仙台市消防局	札幌市消防局	札幌市消防局	仙台市消防局	さいたま市消防局	東京消防庁	新潟市消防局
山形県	仙台市消防局	東京消防庁	仙台市消防局	さいたま市消防局	東京消防庁	川崎市消防局	新潟市消防局
福島県	仙台市消防局	東京消防庁	仙台市消防局	さいたま市消防局	東京消防庁	川崎市消防局	新潟市消防局
茨城県	東京消防庁	横浜市消防局	さいたま市消防局	千葉市消防局	東京消防庁	横浜市消防局	川崎市消防局
栃木県	東京消防庁	横浜市消防局	さいたま市消防局	東京消防庁	横浜市消防局	川崎市消防局	相模原市消防局
群馬県	東京消防庁	横浜市消防局	さいたま市消防局	東京消防庁	横浜市消防局	川崎市消防局	相模原市消防局
埼玉県	東京消防庁	横浜市消防局	さいたま市消防局	千葉市消防局	東京消防庁	横浜市消防局	川崎市消防局
千葉県	東京消防庁	横浜市消防局	さいたま市消防局	千葉市消防局	東京消防庁	横浜市消防局	川崎市消防局
東京都	東京消防庁	横浜市消防局	さいたま市消防局	千葉市消防局	東京消防庁	横浜市消防局	川崎市消防局
神奈川県	横浜市消防局	東京消防庁	さいたま市消防局	東京消防庁	横浜市消防局	川崎市消防局	相模原市消防局
新潟県	仙台市消防局	東京消防庁	仙台市消防局	さいたま市消防局	東京消防庁	川崎市消防局	新潟市消防局
富山県	名古屋市消防局	京都市消防局	新潟市消防局	浜松市消防局	名古屋市消防局	京都市消防局	大阪市消防局
石川県	名古屋市消防局	京都市消防局	新潟市消防局	浜松市消防局	名古屋市消防局	京都市消防局	大阪市消防局
福井県	京都市消防局	名古屋市消防局	名古屋市消防局	京都市消防局	大阪市消防局	堺市消防局	神戸市消防局
山梨県	東京消防庁	横浜市消防局	さいたま市消防局	東京消防庁	横浜市消防局	相模原市消防局	静岡市消防局
長野県	東京消防庁	横浜市消防局	さいたま市消防局	東京消防庁	横浜市消防局	新潟市消防局	静岡市消防局
岐阜県	名古屋市消防局	京都市消防局	浜松市消防局	名古屋市消防局	京都市消防局	大阪市消防局	神戸市消防局
静岡県	横浜市消防局	名古屋市消防局	横浜市消防局	相模原市消防局	静岡市消防局	浜松市消防局	名古屋市消防局
愛知県	名古屋市消防局	京都市消防局	静岡市消防局	浜松市消防局	名古屋市消防局	京都市消防局	大阪市消防局
三重県	名古屋市消防局	京都市消防局	名古屋市消防局	京都市消防局	大阪市消防局	堺市消防局	神戸市消防局
滋賀県	京都市消防局	大阪市消防局	名古屋市消防局	京都市消防局	大阪市消防局	堺市消防局	神戸市消防局
京都府	京都市消防局	大阪市消防局	名古屋市消防局	京都市消防局	大阪市消防局	堺市消防局	神戸市消防局
大阪府	大阪市消防局	京都市消防局	名古屋市消防局	京都市消防局	大阪市消防局	堺市消防局	神戸市消防局
兵庫県	大阪市消防局	京都市消防局	京都市消防局	大阪市消防局	堺市消防局	神戸市消防局	岡山市消防局
奈良県	京都市消防局	大阪市消防局	名古屋市消防局	京都市消防局	大阪市消防局	堺市消防局	神戸市消防局
和歌山県	大阪市消防局	京都市消防局	名古屋市消防局	京都市消防局	大阪市消防局	堺市消防局	神戸市消防局
鳥取県	大阪市消防局	京都市消防局	京都市消防局	大阪市消防局	神戸市消防局	岡山市消防局	広島市消防局
島根県	広島市消防局	大阪市消防局	大阪市消防局	神戸市消防局	岡山市消防局	広島市消防局	北九州市消防局
岡山県	広島市消防局	大阪市消防局	京都市消防局	大阪市消防局	神戸市消防局	岡山市消防局	広島市消防局
広島県	広島市消防局	福岡市消防局	神戸市消防局	岡山市消防局	広島市消防局	福岡市消防局	北九州市消防局
山口県	広島市消防局	福岡市消防局	岡山市消防局	広島市消防局	福岡市消防局	北九州市消防局	熊本市消防局
徳島県	大阪市消防局	京都市消防局	京都市消防局	大阪市消防局	堺市消防局	神戸市消防局	岡山市消防局
香川県	広島市消防局	大阪市消防局	京都市消防局	大阪市消防局	神戸市消防局	岡山市消防局	広島市消防局
愛媛県	広島市消防局	福岡市消防局	神戸市消防局	岡山市消防局	広島市消防局	福岡市消防局	北九州市消防局
高知県	広島市消防局	大阪市消防局	京都市消防局	大阪市消防局	神戸市消防局	岡山市消防局	広島市消防局
福岡県	福岡市消防局	広島市消防局	岡山市消防局	広島市消防局	福岡市消防局	北九州市消防局	熊本市消防局
佐賀県	福岡市消防局	広島市消防局	岡山市消防局	広島市消防局	福岡市消防局	北九州市消防局	熊本市消防局
長崎県	福岡市消防局	広島市消防局	岡山市消防局	広島市消防局	福岡市消防局	北九州市消防局	熊本市消防局
熊本県	福岡市消防局	広島市消防局	岡山市消防局	広島市消防局	福岡市消防局	北九州市消防局	熊本市消防局
大分県	福岡市消防局	広島市消防局	岡山市消防局	広島市消防局	福岡市消防局	北九州市消防局	熊本市消防局
宮崎県	福岡市消防局	広島市消防局	岡山市消防局	広島市消防局	福岡市消防局	北九州市消防局	熊本市消防局
鹿児島県	福岡市消防局	広島市消防局	岡山市消防局	広島市消防局	福岡市消防局	北九州市消防局	熊本市消防局
沖縄県	福岡市消防局	広島市消防局	岡山市消防局	広島市消防局	福岡市消防局	北九州市消防局	熊本市消防局

※統括指揮支援隊指定順位第1位及び第2位の消防本部について、統括指揮支援隊として出動しない場合は、指揮支援隊として出動する。

別表C(第一次出動航空小隊)

(第11条関係)

災害発生都道府県	第一次出動航空小隊										
	統括指揮支援隊 輸送航空小隊	情報収集航空小隊		救助・救急・輸送航空小隊等							
北海道		青森県	宮城県	岩手県	仙台市	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	新潟県
青森県	仙台市	岩手県	宮城県	北海道	札幌市	秋田県	山形県	福島県	栃木県	新潟県	
岩手県	仙台市	青森県	宮城県	北海道	札幌市	秋田県	山形県	福島県	栃木県	新潟県	
宮城県		岩手県	山形県	青森県	秋田県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	新潟県
秋田県	仙台市	岩手県	宮城県	北海道	札幌市	青森県	山形県	福島県	栃木県	新潟県	
山形県	仙台市	岩手県	宮城県	青森県	秋田県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	新潟県	
福島県	仙台市	宮城県	栃木県	岩手県	山形県	茨城県	群馬県	埼玉県	東京	新潟県	
茨城県	東京	栃木県	埼玉県	宮城県	福島県	群馬県	千葉県	横浜市	川崎市	山梨県	
栃木県	東京	茨城県	埼玉県	宮城県	福島県	群馬県	千葉県	横浜市	川崎市	山梨県	
群馬県	東京	栃木県	埼玉県	茨城県	千葉県	横浜市	川崎市	新潟県	山梨県	長野県	
埼玉県	東京	茨城県	栃木県	福島県	群馬県	千葉県	横浜市	川崎市	山梨県	静岡県	
千葉県	東京	茨城県	埼玉県	栃木県	群馬県	横浜市	川崎市	山梨県	長野県	静岡県	
東京都		埼玉県	山梨県	茨城県	栃木県	群馬県	千葉県	横浜市	川崎市	長野県	静岡県
神奈川県		埼玉県	山梨県	茨城県	栃木県	群馬県	千葉県	東京	長野県	静岡県	静岡県
新潟県	仙台市	埼玉県	富山県	宮城県	山形県	福島県	栃木県	群馬県	東京	長野県	
富山県	名古屋市	埼玉県	新潟県	東京	石川県	福井県	山梨県	長野県	岐阜県	京都市	
石川県	名古屋市	埼玉県	富山県	福井県	長野県	岐阜県	静岡県	浜松市	滋賀県	京都市	
福井県	京都市	富山県	滋賀県	石川県	岐阜県	静岡県	名古屋市	三重県	大阪市	神戸市	
山梨県	東京	埼玉県	静岡県	栃木県	群馬県	横浜市	川崎市	長野県	静岡県	浜松市	
長野県	東京	埼玉県	山梨県	群馬県	新潟県	富山県	岐阜県	静岡県	浜松市	名古屋市	
岐阜県	名古屋市	福井県	京都市	富山県	石川県	長野県	静岡県	浜松市	三重県	滋賀県	
静岡県	横浜市	埼玉県	山梨県	群馬県	千葉県	東京	川崎市	長野県	岐阜県	名古屋市	
愛知県		滋賀県	京都市	富山県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	静岡県	浜松市	三重県
三重県	名古屋市	浜松市	京都市	滋賀県	福井県	岐阜県	大阪市	神戸市	奈良県	和歌山県	
滋賀県	京都市	福井県	兵庫県	石川県	岐阜県	名古屋市	三重県	大阪市	神戸市	奈良県	
京都府		滋賀県	兵庫県	福井県	岐阜県	名古屋市	三重県	大阪市	神戸市	奈良県	鳥取県
大阪府		京都市	兵庫県	福井県	名古屋市	三重県	滋賀県	神戸市	奈良県	和歌山県	徳島県
兵庫県	大阪市	京都市	岡山市	三重県	滋賀県	奈良県	和歌山県	鳥取県	岡山県	徳島県	
奈良県	京都市	滋賀県	和歌山県	岐阜県	名古屋市	三重県	大阪市	兵庫県	神戸市	徳島県	
和歌山県	大阪市	徳島県	高知県	三重県	滋賀県	京都市	兵庫県	神戸市	奈良県	岡山市	
鳥取県	大阪市	京都市	島根県	兵庫県	神戸市	岡山県	岡山市	広島県	広島市	香川県	
島根県	広島市	京都市	鳥取県	兵庫県	神戸市	岡山県	岡山市	広島県	山口県	愛媛県	
岡山県	広島市	京都市	広島県	兵庫県	神戸市	鳥取県	島根県	徳島県	香川県	愛媛県	
広島県		岡山県	高知県	鳥取県	島根県	岡山市	山口県	香川県	愛媛県	福岡市	北九州市
山口県	広島市	愛媛県	高知県	島根県	岡山県	岡山市	広島県	福岡市	北九州市	大分県	
徳島県	大阪市	愛媛県	高知県	兵庫県	神戸市	和歌山県	岡山県	岡山市	広島市	香川県	
香川県	広島市	徳島県	高知県	大阪市	兵庫県	神戸市	岡山県	岡山市	広島市	愛媛県	
愛媛県	広島市	広島県	高知県	岡山県	岡山市	山口県	徳島県	香川県	北九州市	大分県	
高知県	広島市	徳島県	愛媛県	兵庫県	神戸市	岡山県	岡山市	広島市	山口県	香川県	
福岡県		高知県	大分県	岡山市	広島市	山口県	愛媛県	佐賀県	長崎県	熊本県	宮崎県
佐賀県	福岡市	高知県	長崎県	広島市	山口県	愛媛県	北九州市	熊本県	大分県	宮崎県	
長崎県	福岡市	高知県	大分県	広島市	山口県	北九州市	佐賀県	熊本県	宮崎県	鹿児島県	
熊本県	福岡市	高知県	大分県	広島市	山口県	北九州市	佐賀県	長崎県	宮崎県	鹿児島県	
大分県	福岡市	愛媛県	高知県	広島市	山口県	北九州市	佐賀県	長崎県	熊本県	宮崎県	
宮崎県	福岡市	高知県	鹿児島県	広島市	愛媛県	北九州市	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	
鹿児島県	福岡市	高知県	宮崎県	広島市	愛媛県	北九州市	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	
沖縄県	福岡市	高知県	鹿児島県	愛媛県	北九州市	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	

※ 東京:東京消防庁を示す。

※ 消防庁へりを使用している航空隊:宮城県、東京、埼玉県、京都市、高知県

注1 網掛けについては、統括指揮支援隊輸送航空小隊又は指揮支援隊輸送航空小隊を示す。

別表D(出動準備航空小隊)

(第11条関係)

災害発生都道府県	出動準備航空小隊											
北海道	群馬県	埼玉県	千葉県	東京	横浜市	川崎市	富山県	石川県	山梨県	長野県	静岡県	静岡県
青森県	茨城県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京	横浜市	川崎市	富山県	石川県	山梨県	長野県	静岡県
岩手県	茨城県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京	横浜市	川崎市	富山県	山梨県	長野県	静岡県	静岡県
宮城県	北海道	札幌市	千葉県	東京	横浜市	川崎市	富山県	山梨県	長野県	静岡県	静岡県	浜松市
秋田県	茨城県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京	横浜市	川崎市	富山県	石川県	山梨県	長野県	静岡県
山形県	北海道	札幌市	埼玉県	千葉県	東京	横浜市	川崎市	富山県	石川県	山梨県	長野県	静岡県
福島県	札幌市	青森県	秋田県	千葉県	横浜市	川崎市	富山県	山梨県	長野県	静岡県	静岡県	浜松市
茨城県	仙台市	山形県	新潟県	富山県	石川県	長野県	岐阜県	静岡県	静岡県	浜松市	名古屋市	大阪市
栃木県	仙台市	山形県	新潟県	富山県	石川県	長野県	岐阜県	静岡県	静岡県	浜松市	名古屋市	大阪市
群馬県	宮城県	仙台市	山形県	福島県	富山県	福井県	岐阜県	静岡県	静岡県	浜松市	名古屋市	大阪市
埼玉県	宮城県	仙台市	山形県	新潟県	富山県	石川県	長野県	岐阜県	静岡県	浜松市	名古屋市	大阪市
千葉県	宮城県	仙台市	山形県	福島県	新潟県	岐阜県	静岡県	浜松市	名古屋市	三重県	滋賀県	大阪市
東京都	宮城県	仙台市	山形県	福島県	新潟県	富山県	岐阜県	静岡県	浜松市	名古屋市	三重県	大阪市
神奈川県	宮城県	仙台市	福島県	新潟県	富山県	福井県	岐阜県	浜松市	名古屋市	三重県	滋賀県	大阪市
新潟県	札幌市	秋田県	茨城県	千葉県	横浜市	川崎市	石川県	福井県	山梨県	岐阜県	静岡県	静岡県
富山県	群馬県	千葉県	横浜市	川崎市	静岡県	静岡県	浜松市	三重県	滋賀県	大阪市	兵庫県	神戸市
石川県	群馬県	東京	新潟県	山梨県	静岡県	三重県	大阪市	兵庫県	神戸市	奈良県	和歌山県	鳥取県
福井県	埼玉県	東京	横浜市	新潟県	山梨県	長野県	静岡県	浜松市	兵庫県	奈良県	鳥取県	岡山市
山梨県	福島県	茨城県	千葉県	新潟県	富山県	石川県	福井県	岐阜県	名古屋市	三重県	京都市	大阪市
長野県	茨城県	栃木県	千葉県	横浜市	川崎市	石川県	福井県	静岡県	三重県	滋賀県	京都市	大阪市
岐阜県	群馬県	埼玉県	東京	横浜市	川崎市	山梨県	静岡県	大阪市	兵庫県	神戸市	奈良県	和歌山県
静岡県	茨城県	栃木県	新潟県	富山県	石川県	福井県	三重県	滋賀県	京都市	大阪市	神戸市	奈良県
愛知県	埼玉県	千葉県	東京	横浜市	川崎市	石川県	福井県	大阪市	兵庫県	神戸市	奈良県	和歌山県
三重県	埼玉県	東京	川崎市	富山県	石川県	山梨県	長野県	静岡県	静岡県	兵庫県	岡山市	徳島県
滋賀県	埼玉県	東京	富山県	山梨県	長野県	静岡県	静岡県	浜松市	和歌山県	鳥取県	岡山県	徳島県
京都府	東京	富山県	石川県	静岡県	静岡県	浜松市	和歌山県	岡山県	岡山市	徳島県	香川県	高知県
大阪府	東京	石川県	岐阜県	静岡県	静岡県	浜松市	鳥取県	岡山県	岡山市	広島県	香川県	高知県
兵庫県	東京	石川県	福井県	岐阜県	静岡県	浜松市	名古屋市	鳥根県	広島県	広島市	香川県	高知県
奈良県	東京	富山県	石川県	福井県	静岡県	静岡県	浜松市	鳥取県	岡山県	岡山市	香川県	高知県
和歌山県	東京	石川県	福井県	岐阜県	静岡県	静岡県	浜松市	名古屋市	鳥取県	岡山県	広島市	香川県
鳥取県	東京	福井県	名古屋市	滋賀県	奈良県	山口県	徳島県	愛媛県	高知県	福岡市	北九州市	佐賀県
島根県	東京	三重県	大阪市	奈良県	徳島県	香川県	高知県	福岡市	北九州市	佐賀県	熊本県	大分県
岡山県	東京	名古屋市	三重県	滋賀県	大阪市	奈良県	和歌山県	山口県	高知県	福岡市	北九州市	熊本県
広島県	東京	滋賀県	京都市	大阪市	兵庫県	神戸市	奈良県	和歌山県	徳島県	長崎県	熊本県	大分県
山口県	東京	京都市	大阪市	兵庫県	神戸市	鳥取県	徳島県	香川県	長崎県	熊本県	宮崎県	鹿児島県
徳島県	東京	名古屋市	三重県	滋賀県	京都市	奈良県	鳥取県	島根県	広島県	福岡市	北九州市	佐賀県
香川県	東京	名古屋市	三重県	滋賀県	京都市	奈良県	和歌山県	鳥取県	島根県	福岡市	北九州市	佐賀県
愛媛県	東京	滋賀県	京都市	大阪市	兵庫県	神戸市	和歌山県	鳥取県	島根県	福岡市	熊本県	宮崎県
高知県	東京	滋賀県	京都市	大阪市	和歌山県	鳥取県	島根県	福岡市	北九州市	大分県	熊本県	宮崎県
福岡県	東京	滋賀県	京都市	大阪市	兵庫県	神戸市	鳥取県	島根県	岡山県	徳島県	香川県	鹿児島県
佐賀県	東京	京都市	大阪市	兵庫県	神戸市	鳥取県	島根県	岡山県	岡山市	広島県	香川県	鹿児島県
長崎県	東京	京都市	大阪市	兵庫県	神戸市	鳥取県	島根県	岡山県	岡山市	徳島県	香川県	愛媛県
熊本県	東京	京都市	大阪市	兵庫県	神戸市	鳥取県	島根県	岡山県	岡山市	徳島県	香川県	愛媛県
大分県	東京	京都市	大阪市	兵庫県	神戸市	鳥取県	島根県	岡山県	岡山市	徳島県	香川県	鹿児島県
宮崎県	東京	京都市	大阪市	兵庫県	神戸市	和歌山県	島根県	岡山県	岡山市	広島県	徳島県	香川県
鹿児島県	東京	京都市	大阪市	兵庫県	神戸市	和歌山県	島根県	岡山県	岡山市	広島県	徳島県	香川県
沖縄県	東京	京都市	大阪市	兵庫県	神戸市	島根県	岡山県	岡山市	広島県	徳島県	香川県	

※ 東京:東京消防庁を示す。

※ 消防庁へリを使用している航空隊:宮城県、東京、埼玉県、京都市、高知県

注1 網掛けについては、統括指揮支援隊輸送航空小隊又は指揮支援隊輸送航空小隊を示す。

※応援等の要請は電話により直ちに行うこと。また、本様式による要請は、下記事項を把握した段階で速やかに行うこと。

別記様式1-1

(第3条、第22条関係)

緊急消防援助隊の応援等要請

※いずれかに●	応援等の要請	増隊要請 (第 報)	
送信時間	〇〇 年 月 日 時 分		

消防庁長官 殿

(被災地の属する都道府県の知事)

消防組織法第44条第1項の規定に基づき、〇〇年 月 日 時 分に電話により行った緊急消防援助隊の応援等の要請について、詳細の災害の状況等を報告します。

災害発生日時	〇〇 年 月 日 時 分頃		
災害発生場所	都道府県	市区町村	
応援等要請日時	〇〇 年 月 日 時 分		
災害の状況			
活動を要望する地域			
要望する活動			

・必要な都道府県大隊

対 象 ※いずれかに●	出動可能な全隊	一部の指定した隊 ※下記に指定する隊
編成に係る連絡事項		
必要な隊、資機材		

・必要な部隊 ※必要な隊(部隊)に●を付ける。必要(部)隊数が分かる場合は、隊数を記入。

部隊名		連絡事項
指揮支援部隊	統括指揮支援隊	
	指揮支援隊	
	航空指揮支援隊	
航空部隊	航空小隊	
	航空後方支援小隊	
エネルギー・産業基盤災害即応部隊		
NBC災害即応部隊		
土砂・風水害機動支援部隊		

<連絡責任者>

担当課室		氏 名	
NTT回線電話		NTT回線FAX	
地域衛星電話		地域衛星FAX	

※応援等の要請は電話により直ちに行うこと。また、本様式による要請は、下記事項を把握した段階で速やかに行うこと。

別記様式1-2

(第4条、第23条関係)

応援等要請のための連絡事項

※いずれかに●

送信時間

応援等の要請	増隊要請 (第	報)
〇〇	年	月
〇〇	日	時
〇〇	分	

(消防庁長官又は都道府県知事) 殿

(被災地の市町村長)

緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱第4条の規定に基づき、次のとおり詳細な災害の状況及び大規模な消防の応援等に関する事項を連絡します。

災害発生日時	〇〇	年	月	日	時	分	
災害発生場所	都道府県						市区町村
応援等要請日時	〇〇	年	月	日	時	分	
災害の状況							
活動を要望する地域							
要望する活動							

・必要な都道府県大隊

対象 ※いずれかに●	出動可能な全隊	一部の指定した隊 ※下記に指定する隊
編成に係る連絡事項		
必要な隊、資機材		

・必要な部隊 ※必要な隊(部隊)に●を付ける。必要(部)隊数分かる場合は、隊数を記入。

部隊名		連絡事項
指揮支援部隊	統括指揮支援隊	
	指揮支援隊	
	航空指揮支援隊	
航空部隊	航空小隊	
	航空後方支援小隊	
エネルギー・産業基盤災害即応部隊		
NBC災害即応部隊		
土砂・風水害機動支援部隊		

<連絡責任者>

担当課室		氏名	
NTT回線電話		NTT回線FAX	
地域衛星電話		地域衛星FAX	

出動可能隊数報告及び出動準備依頼

送信時間 〇〇 年 月 日 時 分

都道府県消防防災主管部長 } 殿
消 防 長

送付先:

消防庁広域応援室長

緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を行う可能性がありますので、貴都道府県内の出動可能隊数を至急調査し、別記様式2-2にて**30分以内**に報告願います。

また、緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を行った場合、迅速に出動できるように出動準備をお願いします。

災 害 発 生 日 時	〇〇	年	月	日	時	分	
災 害 発 生 場 所	都道 府県						市区 町村
依 頼 日 時 <small>(出動可能隊数報告、出動準備)</small>	〇〇	年	月	日	時	分	
災 害 名							
災 害 の 状 況							
原子力施設・石油コンビナートの有無	原子力施設等				石油コンビナート等		

・都道府県大隊

対 象 <small>※いずれかに●</small>	出動可能な全隊	一部の指定した隊 <small>※下記に指定する隊</small>
編成に係る連絡事項	【隊の指定情報】	

・部隊 ※出動準備を依頼する隊(●の付いた隊)

部隊名	連絡事項
指揮支援部隊	統括指揮支援隊
	指揮支援隊
	航空指揮支援隊※1
航空部隊	航空小隊※1
	航空後方支援小隊※1
統合機動部隊	
エネルギー・産業基盤災害即応部隊	
NBC災害即応部隊	
土砂・風水害機動支援部隊	

※1 航空小隊が出動不能な場合、航空指揮支援隊及び航空後方支援小隊の出動可能隊数を報告すること

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

出動可能隊数・出動隊数の報告(都道府県大隊 統合機動部隊 用)

※ 都道府県大隊及び統合機動部隊以外は、別記様式2-2(部隊用)で報告すること

可能隊数報告 ○○ 年 月 日 時 分

出動隊数報告 ○○ 年 月 日 時 分

消防庁広域応援室長 又は 都道府県消防防災主管部長 殿
代表消防機関消防長

(都道府県消防防災主管部長 又は 消防長)

次の災害に対して、出動可能な(出動した)隊数及び人数を報告します。

災害名	
-----	--

最も早く出動できる時間※1	可能隊数報告時に記入	時 分頃
出動時間※1	出動隊数報告時に記入	(統合機動部隊) 時 分
		(都道府県大隊) 時 分

※1 都道府県大隊長(又は統合機動部隊長)が属する消防本部から最も早く出動できる時間(出動した時間)を記入

※ ()内には、統合機動部隊の出動可能隊数又は出動隊数を内数で記載すること

隊の種別	可能隊数	人数	出動隊数	人数	特殊車両内訳	
指揮隊	[]	[]	[]	[]		
消火小隊	[]	[]	[]	[]		
救助小隊	[]	[]	[]	[]	水陸両用バギー: 台	
救急小隊	[]	[]	[]	[]		
後方支援小隊	[]	[]	[]	[]		
通信支援小隊	[]	[]	[]	[]		
特殊 装 備 小 隊	震災対応特殊車両小隊	[]	[]	[]	[]	重機: 台
	その他の特殊装備小隊	[]	[]	[]	[]	中型水陸両用車: 台
		[]	[]	[]	[]	

【出動体制、その他特殊な装備品の情報】

高機能救命ボート: 艇、救命ボート(船外機有): 艇、救命ボート(手こぎ): 艇、水上オートバイ 台

合 計	[]	[]	[]	[]	
-----	-----	-----	-----	-----	--

(参考)都道府県大隊-統合機動部隊 隊 人 隊 人

<連絡責任者>

担当課室		氏 名	
NTT回線電話		NTT回線FAX	
地域衛星電話		地域衛星FAX	

出動可能隊数・出動隊数の報告(部隊用)

※ 都道府県大隊及び統合機動部隊は、別記様式2-2(都道府県大隊・統合機動部隊用)で報告すること

可能隊数報告 ○○ 年 月 日 時 分
 出動隊数報告 ○○ 年 月 日 時 分

都道府県消防防災主管部長
 消防庁広域応援室長 又は 代表消防機関消防長 殿
(都道府県消防防災主管部長 又は 消防長)

次の災害に対して、出動可能な(出動した)隊数及び人数を報告します。

災害名								
隊の種別	可能隊数	人数	最も早く出動できる時間※2	出動隊数	人数	出動時間※2	備考(内訳)	
指揮支援部隊	統括指揮支援隊		: 頃			:		
	指揮支援隊		: 頃			:		
	航空指揮支援隊※1		: 頃			:		<航空隊名、同時出動可否>
航空部隊	航空後方支援小隊※1		: 頃			:	<機体愛称>	
	航空小隊※1		: 頃			:		
土砂・風水害機動支援部隊	指揮隊		: 頃			:		
	救助小隊							水陸両用バギー: 台
	特殊装備小隊							重機: 台
	特殊装備小隊							中型水陸両用車: 台
	後方支援小隊							
【その他特殊な装備品の情報】								
高機能救命ボート: 艇、救命ボート(船外機有): 艇、救命ボート(手こぎ): 艇、水上オートバイ 台								
合計								
	指揮隊		: 頃			:		
合計								

※1 航空小隊が出動不能な場合、航空指揮支援隊及び航空後方支援小隊の出動可能隊数を報告すること
 航空指揮支援隊及び航空後方支援小隊の報告は、両隊同時出動が可能か、どちらか1隊が出動可能なのか備考に記載すること
 ※2 指揮支援部隊及び航空部隊以外の出動時間は、当該部隊の指揮隊長が属する消防本部から最も早く出動できる時間(出動した時間)を記入

<連絡責任者>

担当課室		氏名	
NTT回線電話		NTT回線FAX	
地域衛星電話		地域衛星FAX	

出動準備の解除連絡

送信時間 〇〇 年 月 日 時 分

都道府県消防防災主管部長 }
消 防 長 } 殿

送付先:

消防庁広域応援室長

貴所属の緊急消防援助隊について、次のとおり出動準備を解除しましたので通知します。

出動準備の解除日時	〇〇 年 月 日 時 分
出動準備を解除する隊	【都道府県大隊】
	【統括指揮支援隊】
	【指揮支援隊】
	【航空指揮支援隊】
	【航空小隊】
	【統合機動部隊】

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

緊急消防援助隊の出動の求め又は指示

送信時間 〇〇 年 月 日 時 分

都道府県知事 } 殿
市町村長 }

送付先:

消防庁長官

次のとおり緊急消防援助隊の出動を求め又は指示します。

災害発生日時	〇〇 年 月 日	時	分	
災害発生場所	都道府県		市区町村	
災害名				
災害の状況				
原子力施設・石油コンビナートの有無	原子力施設等	石油コンビナート等		
出動区分	求め	指示	(求め・指示の根拠: 消防組織法第44条第 項)	
アクションプラン又は運用計画	適用 ()		非適用	
求め又は指示日時	〇〇 年 月 日	時	分	

・都道府県大隊

対象 ※いずれかに●	出動可能な全隊	一部の指定した隊 ※下記に指定する隊
編成に係る連絡事項		
【隊の指定情報】		
応援先	市区町村	進出拠点

・部隊 ※対象となる隊に●

部隊名	連絡事項、応援先等
指揮支援部隊	統括指揮支援隊
	指揮支援隊
	航空指揮支援隊
航空部隊	航空小隊
	航空後方支援小隊
統合機動部隊	
エネルギー・産業基盤災害即応部隊	
NBC災害即応部隊	
土砂・風水害機動支援部隊	応援先 進出拠点

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

緊急消防援助隊の応援等決定通知

送信時間 〇〇 年 月 日 時 分

受援都道府県の知事 }
受援市町村の長 } 殿

消防庁長官

次のとおり緊急消防援助隊の出動を求め又は指示しましたので、連絡します。

災 害 名			
出 動 区 分	求め	指示	<small>(求め・指示の根拠:消防組織法第44条第 項)</small>
迅 速 出 動	適用 (A - 区分)	非適用	
アクションプラン又は運用計画	適用 ()	非適用	
求め又は指示日時	〇〇 年 月 日 時 分		
求め又は指示した隊	別添(別記様式3-1又は3-4)のとおり		
連 絡 事 項			

貴都道府県内における被災地消防本部に対してこの旨連絡し、連携して受援体制を整えてください。

[受援体制チェックシート]

チェック欄

- ① 消防応援活動調整本部の設置時間、設置場所、本部長の職・氏名、本部員の構成、担当者の職・氏名、連絡先(直通)を確認し、消防庁に報告したか。 □
- ② 統括指揮支援隊及び指揮支援隊を受け入れるヘリコプター離着陸場、当該離着陸場から消防応援活動調整本部、指揮支援本部までの移動手段等について、消防庁と調整したか。 □
- ③ 緊急消防援助隊の隊数や進出方向等を踏まえ、進出拠点(候補地)を確認し、消防庁と調整したか。また、当該拠点へ職員派遣等について対応したか。 □
- ④ 緊急消防援助隊の隊数や活動場所等を踏まえ、宿営場所(候補地)を確認し、消防庁と調整したか。また、当該拠点へ職員の派遣等について対応したか。 □

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

緊急消防援助隊の出動隊数通知

送信時間 ○○ 年 月 日 時 分

受援都道府県の消防防災主管部長
被災地消防本部の長 } 殿

消防庁広域応援室長

次のとおり緊急消防援助隊が出動しましたので、連絡します。

災 害 名			
出 動 区 分	求め	指示	(求め・指示の根拠: 消防組織法第44条第 項)
迅 速 出 動	適用 (A - 区分)		非適用
アクションプラン又は運用計画	適用 ()		非適用
求め又は指示日時	○○ 年 月 日 時 分		
出 動 し た 隊	別添(別記様式2-2)のとおり		
連 絡 事 項			

貴都道府県内における被災地消防本部に対してこの旨連絡し、連携して受援体制を整えてください。

[受援体制チェックシート]

チェック欄

- ① 消防応援活動調整本部の設置時間、設置場所、本部長の職・氏名、本部員の構成、担当者の職・氏名、連絡先(直通)を確認し、消防庁に報告したか。
- ② 統括指揮支援隊及び指揮支援隊を受け入れるヘリコプター離着陸場、当該離着陸場から消防応援活動調整本部、指揮支援本部までの移動手段等について、消防庁と調整したか。
- ③ 緊急消防援助隊の隊数や進出方向等を踏まえ、進出拠点(候補地)を確認し、消防庁と調整したか。また、当該拠点へ職員派遣等について対応したか。
- ④ 緊急消防援助隊の隊数や活動場所等を踏まえ、宿営場所(候補地)を確認し、消防庁と調整したか。また、当該拠点へ職員の派遣等について対応したか。

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

緊急消防援助隊の出動の求め又は指示(迅速)

送信時間 〇〇 年 月 日 時 分

都道府県知事 } 殿
市町村長 }

送付先:

消防庁長官

地震の規模が、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱第30条に規定する出動基準に該当したので、消防組織法第44条の規定に基づき、次のとおり緊急消防援助隊の迅速出動を求め又は指示します。

震央管轄都道府県			
出動区分	求め	指示	
	別表 A - 1	区分	
求め又は指示日時	当該地震が発生した日時		
求め又は指示した隊	下表のとおり		
出 動 先	第34条に定めるとおり		

区分	指揮支援部隊		都道府県大隊		航空小隊	
	統括指揮支援隊	指揮支援隊	第1次出動都道府県大隊	出動準備都道府県大隊	第1次出動航空小隊	出動準備航空小隊
※対象区分に●	(別表Bにより対応する指定順位第1位)	(別表Bにより対応する全隊)	(基本計画別表第2により対応する都道府県)	(基本計画別表第3により対応する都道府県)	(別表Cにより対応する全隊)	(別表Dにより対応する全隊)
I 最大震度7	迅速出動		迅速出動		長官の要請に基づき必要な隊が迅速出動 【出動する隊】	
II 最大震度6強 (東京都特別区は6弱)	迅速出動		迅速出動 (統合機動部隊のみが対象)		長官の要請に基づき必要な隊が迅速出動 【出動する隊】	
III-ア 最大震度6弱(東京都特別区は5強、政令市は5強又は6弱)	長官の要請に基づき必要な隊が迅速出動 【出動する隊】		長官の要請に基づき必要な隊が迅速出動(統合機動部隊のみが対象) 【出動する隊】		長官の要請に基づき必要な隊が迅速出動 【出動する隊】	

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

緊急消防援助隊の出動の求め又は指示(迅速)

送信時間 ○○ 年 月 日 時 分

都道府県知事 } 殿
市町村長 }

送付先:

消防庁長官

地震の規模が、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱第30条に規定する出動基準に該当したので、消防組織法第44条の規定に基づき、次のとおり緊急消防援助隊の迅速出動を求め又は指示します。

震央管轄都道府県			
出動区分	求め	指示	
	別表 A - 2	区分	
求め又は指示日時	当該地震が発生した日時		
求め又は指示した隊	下表のとおり		
出 動 先	第34条に定めるとおり		

区分	指揮支援部隊		都道府県大隊		航空小隊	
	統括 指揮支援隊	指揮支援隊	第1次出動 都道府県大隊	出動準備 都道府県大隊	第1次出動 航空小隊	出動準備 航空小隊
※対象区分に●	(別表Bにより 対応する指定 順位第1位)	(別表Bにより 対応する全 隊)	(基本計画別表第 2により対応する都 道府県)	(基本計画別表第 3により対応する都 道府県)	(別表Cにより 対応する全 隊)	(別表Dにより 対応する全 隊)
I 最大震度7	迅速出動		迅速出動		長官の要請に基づき 必要な隊が迅速出動 【出動する隊】	
II 最大震度6強 (東京都特別区 は6弱)	迅速出動		迅速出動 (統合機動部隊のみが対象)			
III-ア 最大震度6弱(東 京都特別区は5 強、政令市は5 強又は6弱)	長官の要請に基づき 必要な隊が迅速出動 【出動する隊】		長官の要請に基づき 必要な隊が迅速出動 (統合機動部隊のみが対象) 【出動する隊】			

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

緊急消防援助隊の引揚げ決定通知

送信時間 ○○ 年 月 日 時 分

消防庁長官
受援市町村の長
指揮支援部隊長 } 殿

(受援都道府県の知事)

次のとおり緊急消防援助隊の引揚げを決定しましたので通知します。

引揚げ決定日時	○○	年	月	日	時	分
被災地引揚げ日時	○○	年	月	日	時	分
引揚げ決定した隊						
連絡事項						

<連絡責任者>

担当課室		氏名	
NTT回線電話		NTT回線FAX	
地域衛星電話		地域衛星FAX	

緊急消防援助隊の引揚げ決定通知

送信時間 〇〇 年 月 日 時 分

応援都道府県の知事
 応援市町村の長

} 殿

送付先:

消防庁長官

貴所属の緊急消防援助隊について、次のとおり引揚げを決定しましたので通知します。

引揚げ決定日時	〇〇	年	月	日	時	分
被災地引揚げ日時	〇〇	年	月	日	時	分
引揚げ決定した隊	別添(別記様式4-1)のとおり					
連絡事項						

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

緊急消防援助隊活動報告書

報告日	
災害名	
都道府県	

1 出動状況(航空部隊を除く)

部隊名	都道府県大隊 (下段は統合機動部隊)		
	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分
出動日時※1			
集結場所			
進出拠点到着日時			
進出拠点			
活動開始日時			
活動終了日時			
被災地引揚げ日時			
宿営場所			

※1 出動日時:都道府県大隊又は部隊の指揮隊長が属する消防本部を出動した日時

2 航空部隊出動状況

航空隊名 (隊区分、機体愛称)			
出動日時	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分
活動開始日時			
活動終了日時			
被災地引揚げ日時			
宿営場所			

3 救助活動状況【陸上】

	救出日時				救出場所※2	救助人数	備考※3 (合同で救助した消防機関等)
	月	日	時	分			
1						人	
2						人	
3						人	
4						人	
5						人	
					計	人	

※2 救出場所:住所、活動サイト、活動地区(〇〇地区)等を記載

※3 備考:県内応援隊、〇〇県大隊と合同で救出等記入

4 救助活動状況【航空】

	救出日時				救出場所※4	救助人数	備考
	月	日	時	分			
1						人	
2						人	
3						人	
4						人	
5						人	
					計	人	

※4 救出場所:住所、活動サイト、活動地区(〇〇地区)等を記載

5 救急出動状況

	搬送件数	不搬送件数	計
陸上	件	件	件
航空	件	件	件

6 救急搬送状況

	死亡	重傷	中等症	軽傷	その他(不明含む)	計
陸上	人	人	人	人	人	人
航空	人	人	人	人	人	人

7 隊員の傷病状況

	消防本部名	概要	日報
1			参照
2			参照

8 車両・資機材の損傷状況

	消防本部名	概要	日報
1			参照
2			参照
3			参照
4			参照
5			参照

部隊移動に関する意見(照会)

送信時間 〇〇 年 月 日 時 分

緊急消防援助隊行動都道府県知事 } 殿
 緊急消防援助隊行動市町村の長 }

消防庁長官

貴都道府県内で活動している緊急消防援助隊の部隊移動について、消防組織法第44条第8項の規定に基づき、意見を求めます。

部隊移動の 対象	所属する都道府県(市町村)	
	隊種別	
	特記事項	

現在の出動先	都道府県	市区町村
--------	------	------



部隊移動先	都道府県	市区町村
-------	------	------

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

部隊移動に関する意見(回答)

送信時間 〇〇 年 月 日 時 分

消防庁長官 殿

(緊急消防援助隊行動都道府県知事 又は 緊急消防援助隊行動市町村の長)

消防組織法第44条第8項の規定に基づき求められた部隊移動に関する意見について、次のとおり回答します。

- 了承します。
- その他

部隊移動に関する意見

部隊移動の 対象	所属する都道府県(市町村)	
	隊種別	
	特記事項	

現在の出動先	都道府県	市区町村
--------	------	------



部隊移動先	都道府県	市区町村
-------	------	------

<連絡責任者>

担当課室		氏名	
NTT回線電話		NTT回線FAX	
地域衛星電話		地域衛星FAX	

緊急消防援助隊の部隊移動の求め又は指示

送信時間 〇〇 年 月 日 時 分

応援都道府県の知事
 応援市町村の長
 送付先:

殿

消 防 庁 長 官

貴所属の緊急消防援助隊について、次のとおり部隊移動を求め又は指示します。

部 隊 移 動 区 分	求め	指示	<small>(求め・指示の根拠:消防組織法第44条第 項)</small>
求め又は指示日時	〇〇	年	月 日 時 分

・都道府県大隊

対 象 <small>※いずれかに●</small>	全 隊	一部の指定した隊 <small>※下記に指定する隊</small>
	【隊の指定情報】	
連絡事項		

・部隊 ※対象となる隊に●

部 隊 名	連 絡 事 項
指揮支援部隊	
統括指揮支援隊	
指揮支援隊	
航空指揮支援隊	
航空部隊	
航空小隊	
航空後方支援小隊	
統合機動部隊	
エネルギー・産業基盤災害即応部隊	
NBC災害即応部隊	
土砂・風水害機動支援部隊	

現 在 の 出 動 先	都 道 府 県	市 区 町 村
-------------	---------	---------



部 隊 移 動 先	都 道 府 県	市 区 町 村
-----------	---------	---------

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

緊急消防援助隊の部隊移動通知

送信時間 〇〇 年 月 日 時 分

緊急消防援助隊行動都道府県知事
緊急消防援助隊行動市町村の長 } 殿

消防庁長官

貴都道府県内又は貴市町村内で活動している緊急消防援助隊について、次のとおり部隊移動を求め又は指示しましたので通知します。

部隊移動区分	求め	指示	(求め・指示の根拠:消防組織法第44条第 項)
求め又は指示日時	〇〇	年	月 日 時 分
求め又は指示した隊	別添(別記様式6-3)のとおり		
連絡事項			

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

緊急消防援助隊の部隊移動通知

送信時間 ○○ 年 月 日 時 分

部隊移動先の都道府県の知事
 部隊移動先の市町村の長 } 殿

消防庁長官

○○都道府県内で活動している緊急消防援助隊について、次のとおり部隊移動を求め又は指示しましたので通知します。

部隊移動区分	求め	指示	(求め・指示の根拠: 消防組織法第44条第 項)
求め又は指示日時	○○ 年 月 日 時 分		
求め又は指示した隊	別添(別記様式6-3)のとおり		
連絡事項			

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

緊急消防援助隊の部隊移動の指示

送信時間 ○○ 年 月 日 時 分

都道府県大隊長又は各部隊長
(指揮支援本部長 経由)

(受援都道府県の知事)

次のとおり部隊移動を指示します。

部 隊 移 動 区 分	指 示 (指示の根拠: 消防組織法第44条の3第1項)
指 示 日 時	○○ 年 月 日 時 分

・都道府県大隊

対 象 ※いずれかに●	全 隊	一部の指定した隊 <small>※下記に指定する隊</small>
	【隊の指定情報】	
連絡事項		

・部隊 ※対象となる隊に●

部隊名		連絡事項
指揮支援部隊	統括指揮支援隊	
	指揮支援隊	
	航空指揮支援隊	
航空部隊	航空小隊	
	航空後方支援小隊	
統合機動部隊		
エネルギー・産業基盤災害即応部隊		
NBC災害即応部隊		
土砂・風水害機動支援部隊		

現 在 の 出 動 先	都 道 府 県	市 区 町 村
-------------	---------	---------



部 隊 移 動 先	都 道 府 県	市 区 町 村
-----------	---------	---------

<連絡責任者>

担当課室		氏 名	
NTT回線電話		NTT回線FAX	
地域衛星電話		地域衛星FAX	

緊急消防援助隊の部隊移動通知

送信時間 〇〇 年 月 日 時 分

緊急消防援助隊行動市町村の長
 部隊移動先の市町村の長 } 殿

(受援都道府県の知事)

本都道府県〇〇市で活動している緊急消防援助隊について、次のとおり××市へ
 部隊移動を指示しましたので通知します。

部 隊 移 動 区 分	指 示 (指示の根拠: 消防組織法第44条の3第1項)
指 示 日 時	〇〇 年 月 日 時 分
指 示 し た 隊	別添(別記様式6-6)のとおり
連 絡 事 項	

<連絡責任者>

担当課室		氏 名	
NTT回線電話		NTT回線FAX	
地域衛星電話		地域衛星FAX	

緊急消防援助隊の部隊移動通知

送信時間 〇〇 年 月 日 時 分

消防庁長官 殿

(受援都道府県の知事)

本都道府県内で活動している緊急消防援助隊について、次のとおり部隊移動を指示しましたので通知します。

部隊移動区分	指示 (指示の根拠: 消防組織法第44条の3第1項)
指示日時	〇〇 年 月 日 時 分
指示した隊	別添(別記様式6-6)のとおり
連絡事項	

<連絡責任者>

担当課室		氏名	
NTT回線電話		NTT回線FAX	
地域衛星電話		地域衛星FAX	

緊急消防援助隊の部隊移動通知

送信時間 〇〇 年 月 日 時 分

応援都道府県の知事
 応援市町村の長

} 殿

送付先:

消防庁長官

貴所属の緊急消防援助隊について、次のとおり受援都道府県知事により部隊移動の指示が行われましたので通知します。

部隊移動区分	指示 (指示の根拠: 消防組織法第44条の3第1項)
指示日時	〇〇 年 月 日 時 分
指示した隊	別添(別記様式6-6)のとおり
連絡事項	

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

〇〇都道府県 〇〇災害に係る緊急消防援助隊連絡体制

〇〇年 月 日 時 分 現在

消防庁

災害対策本部(広域応援班 陸上・航空)

NTT回線	TEL	03-5253-7527	FAX	03-5253-7552
消防防災無線	TEL	90-49013	FAX	90-49036
地域衛星回線	TEL	048-500-90-49013	FAX	048-500-90-49036
メールアドレス	kinrentai0119@soumu.go.jp			

現地派遣職員

派遣場所	職・氏名	TEL

〇〇都道府県

災害対策本部

NTT回線	TEL	FAX
消防防災無線	TEL	FAX
地域衛星回線	TEL	FAX
メールアドレス	氏名	TEL
	所屬	職・氏名
	TEL	FAX

設置場所:

NTT回線	TEL	FAX
消防防災無線	TEL	FAX
地域衛星回線	TEL	FAX
メールアドレス	氏名	TEL
	所屬	TEL
	職階指揮支援隊長	氏名

設置場所:

NTT回線	TEL	FAX
消防防災無線	TEL	FAX
地域衛星回線	TEL	FAX
メールアドレス	職・氏名	TEL
	本部長	

政府現地対策本部

〇〇市町村

災害対策本部

NTT回線	TEL	FAX
消防防災無線	TEL	FAX
地域衛星回線	TEL	FAX
メールアドレス	氏名	TEL

設置場所:

NTT回線	TEL	FAX
消防防災無線	TEL	FAX
地域衛星回線	TEL	FAX
メールアドレス	氏名	TEL

設置場所:

NTT回線	TEL	FAX
消防防災無線	TEL	FAX
地域衛星回線	TEL	FAX
メールアドレス	所屬	TEL
	指揮支援本部長	
	(指揮支援隊長)	氏名

指揮支援本部

緊急消防援助隊

陸上

〇〇都道府県大隊

大隊長	所屬	TEL
	氏名	
統合機動部隊長	所屬	TEL
	氏名	
後方支援本部	所屬	FAX
	TEL	

〇〇都道府県大隊

大隊長	所屬	TEL
	氏名	
統合機動部隊長	所屬	TEL
	氏名	
後方支援本部	所屬	FAX
	TEL	

〇〇都道府県大隊

ヘリベース(HB)

NTT回線	TEL	FAX
消防防災無線	TEL	FAX
地域衛星回線	TEL	FAX
メールアドレス	所屬	TEL
	HB指揮者	職・氏名
	所屬	TEL
	航空指揮支援本部長	所屬
	(航空指揮支援隊長)	氏名
	航空後方支援隊長	所屬
	氏名	TEL

設置場所:

〇〇都道府県大隊

大隊長	所屬	TEL
	氏名	
統合機動部隊長	所屬	TEL
	氏名	
後方支援本部	所屬	FAX
	TEL	

〇〇都道府県大隊

大隊長	所屬	TEL
	氏名	
統合機動部隊長	所屬	TEL
	氏名	
後方支援本部	所屬	FAX
	TEL	

フォワードベース(FB)

FB指揮者	所屬	TEL
	職・氏名	
	所屬	TEL
	氏名	

設置場所:

緊急消防援助隊の運用に関する要綱

	平成 16 年	3 月 26 日	消防震第 19 号
改正	平成 17 年	3 月 30 日	消防震第 14 号
改正	平成 18 年	2 月 14 日	消防応第 15 号
改正	平成 18 年	6 月 22 日	消防応第 94 号
改正	平成 20 年	7 月 2 日	消防応第 109 号
改正	平成 20 年	8 月 27 日	消防応第 152 号
改正	平成 24 年	11 月 28 日	消防広第 95 号
改正	平成 26 年	3 月 26 日	消防広第 75 号
改正	平成 27 年	3 月 31 日	消防広第 74 号
改正	平成 28 年	3 月 30 日	消防広第 80 号
改正	平成 29 年	3 月 28 日	消防広第 93 号
改正	平成 31 年	3 月 8 日	消防広第 35 号
改正	令和 2 年	7 月 17 日	消防広第 190 号
改正	令和 3 年	3 月 22 日	消防広第 89 号
改正	令和 4 年	6 月 24 日	消防広第 211 号

目次

- 第 1 章 総則
- 第 2 章 編成及び装備等の基準
- 第 3 章 出動
- 第 4 章 指揮活動
- 第 5 章 防災関係機関との連携
- 第 6 章 指揮支援実施計画及び受援計画
- 第 7 章 その他

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この要綱は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号。以下「法」という。）、緊急消防援助隊に関する政令（平成 15 年政令第 379 号）及び緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画（平成 16 年消防震第 9 号。以下「基本計画」という。）に定めるもののほか、出動、指揮活動その他の緊急消防援助隊及び被災地の消防本部の対応について、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、法及び基本計画において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 被災地消防本部とは、被災地を管轄する消防本部をいう。
- (2) 指揮本部とは、被災地消防本部の指揮本部をいう。
- (3) 指揮者とは、被災地の市町村長又は当該市町村長の委任を受けた消防長をいう。
- (4) 航空指揮本部とは、被災地（被災地の周辺地域を含む。）における航空機を用いた消防活動の拠点（以下「活動拠点ヘリベース」という。）の指揮本部をいう。
- (5) 応援等とは、法第44条第1項の消防の応援等をいう。
- (6) 受援都道府県とは、緊急消防援助隊による応援等を受ける又は受けた被災地の属する都道府県をいう。
- (7) 応援都道府県とは、緊急消防援助隊を出動させる又は出動させた都道府県をいう。
- (8) 代表消防機関代行とは、代表消防機関が被災等によりその任務を遂行できない場合にその任務を代行する消防機関をいう。
- (9) 登録市町村とは、緊急消防援助隊として登録された小隊等が属する市町村（東京都の特別区並びに市町村の消防の一部事務組合及び広域連合を含む。）をいう。
- (10) 登録都道府県とは、緊急消防援助隊として登録された航空消防隊の属する都道府県をいう。
- (11) 航空隊とは、法第30条第3項に規定する都道府県の航空消防隊又は航空機を用いた消防活動を行う消防本部の消防隊をいう。
- (12) C災害とは、毒性物質若しくはこれと同等の毒性を有する物質の発散又はそのおそれがある事故により生ずる災害をいう。
- (13) B災害とは、生物剤若しくは毒素の発散又はそのおそれがある事故により生ずる災害をいう。
- (14) N災害とは、放射性物質若しくは放射線の異常な水準の放出又はそのおそれがある事故により生ずる災害をいう。
- (15) 進出拠点とは、緊急消防援助隊が被災地に進出するための目標とする拠点（一時的に集結する場所を含む。）をいう。
- (16) 部隊移動とは、法第44条の規定に基づく消防庁長官（以下「長官」という。）の措置の求め又は指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が市町村（東京都の特別区並びに市町村の消防の一部事務組合及び広域連合は、一の市町村とみなす。以下この号において同じ。）若しくは都道府県をまたいで別の被災地に出動すること、又は法第44条の3の規定に基づく都道府県知事の指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が市町村をまたいで当該都道府県内の別の被災地に出動することをいう。

第2章 編成及び装備等の基準

(都道府県大隊の編成)

第3条 都道府県大隊の編成は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりとし、緊急消

防援助隊の応援等の要請等に関する要綱（平成 27 年消防広第 74 号。以下「要請要綱」という。）第 39 条に規定する緊急消防援助隊都道府県応援等実施計画（以下「応援等実施計画」という。）に定めておくものとする。

- (1) 都道府県大隊指揮隊は、原則として、代表消防機関（代表消防機関が被災等によりその任務を遂行できない場合は、代表消防機関代行。以下同じ。）の指揮隊をもって編成するものとする。
- (2) 大隊は、都道府県ごとに編成するものとし、「(〇〇都道府県) 大隊」と呼称する。
- (3) 中隊は、都道府県内の緊急消防援助隊登録状況に応じて、複数の消防本部からなるブロックごと、消防本部ごと、消火、救助、救急等の任務ごと等に編成するものとし、「(第〇) 中隊」、「(〇〇消防本部) 中隊」、「(消火) 中隊」等と呼称する。
なお、各中隊長は、都道府県大隊長が指定するものとする。
- (4) 小隊は、車両若しくは消防艇又は付加された任務ごとに編成するものとし、「(〇〇) 小隊」と呼称する。
- (5) C 災害、B 災害及び N 災害に対応する中隊は、毒劇物等対応小隊等特別の装備を保有し、かつ特別な教育訓練を受けた小隊により編成するものとする。
- (6) 水上中隊は、船艇特性等を考慮し、別に編成することができるものとする。

（指揮支援部隊の編成）

第 4 条 指揮支援部隊の編成は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりとし、第 38 条に規定する指揮支援実施計画に定めておくものとする。

- (1) 統括指揮支援隊及び指揮支援隊は、東京都特別区又は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項に規定する指定都市を管轄する消防本部の職員をもって編成するものとする。
- (2) 航空指揮支援隊は、航空隊員をもって編成するものとする。
- (3) 統括指揮支援隊、指揮支援隊及び航空指揮支援隊は、それぞれ「〇〇消防本部統括指揮支援隊」、「〇〇消防本部指揮支援隊」、「〇〇消防本部（〇〇都道府県）航空指揮支援隊」と呼称する。

（統合機動部隊の編成）

第 5 条 統合機動部隊の編成は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりとし、応援等実施計画に定めておくものとする。

- (1) 統合機動部隊指揮隊は、原則として、代表消防機関の指揮隊をもって編成するものとする。
- (2) 統合機動部隊は、統合機動部隊指揮隊、消火小隊、救助小隊、救急小隊、後方支援小隊及び通信支援小隊を中心として編成するものとし、対応する災害の種別や、迅速な出動や情報収集等の目的に応じ、柔軟な編成、運用により対応するものとする。
- (3) 統合機動部隊は、迅速な集結及び出動が可能な小隊の中から、応援先都道府県に応じて、事前に指定しておくものとする。
- (4) 統合機動部隊は、都道府県ごとに編成するものとし、「(〇〇都道府県) 統合機動部隊」と

呼称する。

(5) 統合機動部隊長は都道府県大隊長を兼ねることができるものとする。

(エネルギー・産業基盤災害即応部隊(ドラゴンハイパー・コマンドユニット)の編成)

第6条 エネルギー・産業基盤災害即応部隊は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりとし、応援等実施計画に定めておくものとする。

- (1) エネルギー・産業基盤災害即応部隊指揮隊は、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長の属する消防本部の指揮隊をもって編成するものとする。
- (2) エネルギー・産業基盤災害即応部隊は、エネルギー・産業基盤災害即応部隊指揮隊、特殊災害中隊(大容量送水ポンプ車、大型放水砲搭載ホース延長車、大型化学車、大型高所放水車及び泡原液搬送車を備えたもの)、消火中隊(化学消防ポンプ自動車等を備えたもの)を中心として編成するものとし、地域の実情に応じて、特殊装備小隊、後方支援小隊、通信支援小隊及び水上小隊を加えるものとする。
- (3) エネルギー・産業基盤災害即応部隊は、都道府県ごとに編成するものとし、「(〇〇都道府県)エネルギー・産業基盤災害即応部隊」と呼称する。

(NBC災害即応部隊の編成)

第7条 NBC災害即応部隊は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりとし、応援等実施計画に定めておくものとする。

- (1) NBC災害即応部隊指揮隊は、NBC災害即応部隊長の属する消防本部の指揮隊をもって編成するものとする。
- (2) NBC災害即応部隊は、NBC災害即応部隊指揮隊、毒劇物等対応小隊を中心として編成するものとし、地域の実情に応じて、後方支援小隊等を加えるものとする。
- (3) NBC災害即応部隊は、消防本部ごとに編成するものとし、「(〇〇消防本部)NBC災害即応部隊」と呼称する。

(土砂・風水害機動支援部隊の編成)

第8条 土砂・風水害機動支援部隊は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりとし、応援等実施計画に定めておくものとする。

- (1) 土砂・風水害機動支援部隊指揮隊は、土砂・風水害機動支援部隊長の属する消防本部の指揮隊をもって編成するものとする。
- (2) 土砂・風水害機動支援部隊は、土砂・風水害機動支援部隊指揮隊、救助小隊(津波・大規模風水害対策車及び救助工作車を備えたもの)、特殊装備小隊(重機及び重機搬送車、水陸両用車及び搬送車を備えたもの)、後方支援小隊を中心として編成するものとし、地域の実情に応じて、必要な小隊を加えるものとする。
- (3) 土砂・風水害機動支援部隊は、都道府県ごとに編成するものとし、「(〇〇都道府県)土砂・風水害機動支援部隊」と呼称する。

(特殊災害小隊の装備等の基準)

第9条 基本計画第2章第4節8に定める特殊災害小隊の装備等の基準は、おおむね次のとおりとする。

(1) 毒劇物等対応小隊

ア 毒劇物等対応小隊は、一般の毒劇物災害、C災害、B災害又はN災害に対応するための特別な教育訓練を受けた隊員5人以上で編成されるものであること。

イ 毒劇物等対応小隊は、ウの資機材を搬送することのできる車両を備えること。

ウ 毒劇物等対応小隊は、一般の毒劇物災害、C災害及びB災害又はN災害に対応した次に掲げる資機材を備えること。

(ア) 一般の毒劇物災害対応小隊

呼吸保護用器具、防毒マスク及び化学防護服(又は陽圧式化学防護服)

(イ) C災害及びB災害対応小隊

陽圧式化学防護服、化学防護服、携帯型生物剤検知装置、有毒ガス検知管、化学剤検知紙、携帯型化学剤検知機、除染シャワー、除染剤散布器及び防毒マスク

(ウ) N災害対応小隊

簡易型防護服、呼吸保護具、個人警報線量計、空間線量計、表面汚染計、除染設備、中性子線測定器及び放射線防護服又は陽圧式化学防護服

(2) 大規模危険物火災等対応小隊

ア 大規模危険物火災等対応小隊は、石油コンビナート施設等の大規模危険物施設での火災等に対応することのできる隊員2人以上で編成されるものであること。

イ 大規模危険物火災等対応小隊は、大型化学車、大型高所放水車、泡原液搬送車、屈折放水塔車、耐熱装甲型救助活動車、大容量送水ポンプ車又は大型放水砲搭載ホース延長車を備えること。

ウ 大規模危険物火災等対応小隊は、大規模危険物火災等に対応する耐熱防護服を備えること。

(3) 密閉空間火災等対応小隊

ア 密閉空間火災等対応小隊は、地下街等の密閉空間で発生した消火困難な火災等に対応することのできる隊員2人以上で編成されるものであること。

イ 密閉空間火災等対応小隊は、高発泡車を備えること。

ウ 密閉空間火災等対応小隊は、呼吸保護用器具及び排煙用資機材を備えること。

(特殊装備小隊の装備等の基準)

第10条 基本計画第2章第4節9に定める特殊装備小隊の装備等の基準は、おおむね次のとおりとする。

(1) 水難救助小隊

ア 水難救助小隊は、潜水業務を行うことのできる隊員等5人以上で編成されるものであること。

イ 水難救助小隊は、ウの資機材を安全に積載することができる構造を備えた車両又は船舶

を備えること。

ウ 水難救助小隊は、潜水器具一式、水中投光器その他水難救助活動に必要な資機材を備えること。

(2) 遠距離大量送水小隊

ア 遠距離大量送水小隊は、遠距離大量送水システム及びそれを搬送可能な車両並びに必要な隊員で構成されるものであること。

イ アの遠距離大量送水システムは、自然水利を利用して、1キロメートル以上の離れた場所に毎分3,000リットル以上の水又は海水を送水することができるものであること。

(3) 消防活動二輪小隊

ア 消防活動二輪小隊は、オフロード走行が可能な仕様の自動二輪車及び隊員で構成されるものであること。

イ 消防活動二輪小隊は、消火器及び可搬式消火器具、簡易救助器具又は応急手当資機材のいずれかを備えること。

(4) 震災対応特殊車両小隊

震災対応特殊車両小隊は、地震災害等における救助活動に必要な重機その他の設備又は資機材を備えた車両及び必要な隊員で構成されるものであること。

(5) その他の特殊な装備を用いて消防活動を行う小隊

その他の特殊な装備を用いて消防活動を行う小隊は、次に掲げるいずれかの車両又は資機材及び必要な隊員で構成されるものであること。

ア はしご車

イ 照明車

ウ 空気ボンベ充填車

エ 無人消火ロボット

オ その他長官が緊急消防援助隊の活動に必要と認めた特殊な装備を備えた消防車両

第3章 出動

(指揮本部の設置)

第11条 被災地消防本部は、緊急消防援助隊の出動が決定した場合は、被災地での緊急消防援助隊の迅速かつ的確な活動等に資するため、指揮本部を設置するものとする。

2 指揮本部は、被災地における消防の指揮に関するもののほか、次に掲げる事務をつかさどるものとする。

(1) 被害情報の収集に関すること。

(2) 緊急消防援助隊の活動方針（活動スケジュールを含む。）に関すること。

(3) 被害状況並びに被災地消防本部及び消防団の活動に係る記録に関すること。

(4) 緊急消防援助隊の受援体制の確立及び受援活動の実施に関すること。

(5) その他緊急消防援助隊の受援に必要な事項に関すること。

3 指揮本部は、市町村が行う災害対策及び自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関と

の活動調整を図るため、市町村災害対策本部と緊密に連携を図るものとし、当該市町村災害対策本部に職員を派遣するものとする。

(航空指揮本部の設置)

第12条 被災地の属する都道府県内の航空隊は、緊急消防援助隊の出動が決定した場合は、被災地での緊急消防援助隊の迅速かつ的確な活動等に資するため、航空指揮本部を設置するものとする。

2 航空指揮本部は、被災地における航空に係る消防の指揮に関することのほか、次に掲げる事務をつかさどるものとする。

- (1) 被害情報の収集に関すること。
- (2) 被害状況及び受援都道府県内の航空隊の活動に係る記録に関すること。
- (3) 航空に係る緊急消防援助隊の受援体制の確立及び受援活動の実施に関すること。
- (4) その他航空に係る緊急消防援助隊の受援に必要な事項に関すること。

(後方支援本部の設置)

第13条 応援都道府県に属する代表消防機関は、円滑な後方支援体制を確立するため、当該代表消防機関に後方支援本部を設置するものとする。ただし、都道府県に属する緊急消防援助隊のみが出動した場合等においては、この限りでない。

2 後方支援本部は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。

- (1) 緊急消防援助隊の出動、活動等に関する連絡調整に関すること。
- (2) 後方支援体制の確立に関すること。
- (3) 関係機関との連絡調整に関すること。
- (4) 緊急消防援助隊の交替に関すること。
- (5) 物資等の搬送計画に関すること。
- (6) 緊急消防援助隊を出動させた消防本部に対する、情報提供に関すること。
- (7) 消防庁に対する被災状況や緊急消防援助隊の活動に係る動画及び静止画の提供に関すること。
- (8) 緊急消防援助隊の隊数及び人員数の集計に関すること。
- (9) その他緊急消防援助隊の活動支援に必要な事項に関すること。

(都道府県大隊の出動)

第14条 都道府県大隊長は、当該都道府県大隊が迅速に被災地に到着するために必要と判断した場合は、ブロック単位での出動又は車両特性に応じた中隊編成による出動を指示するなど、必要な措置を講じるものとする。

(指揮支援部隊の出動)

第15条 統括指揮支援隊、指揮支援隊及び航空指揮支援隊は、長官の出動の求め又は指示後、おおむね1時間以内に迅速に出動するものとする。なお、原則として、航空小隊による輸送によ

り出動するものとする。

(統合機動部隊の出動等)

第 16 条 統合機動部隊は、長官の出動の求め又は指示後、おおむね 1 時間以内に迅速に出動し、次に掲げる任務を行うものとする。

- (1) 被災地までの道路状況、給油可能施設等の情報の収集に関する事。
- (2) 被害状況、活動場所、任務、必要な大隊規模等の情報の収集に関する事。
- (3) 都道府県大隊が後続する場合の (1) 及び (2) に規定する情報の提供に関する事。
- (4) 被災地消防本部との連絡調整に関する事。
- (5) 被災地における通信の確保に関する事。
- (6) 初期の消火、救助及び救急活動に関する事。
- (7) 航空消防活動の支援に関する事。
- (8) 宿営場所の設営に関する事。
- (9) 被害状況、部隊の活動等の記録 (動画及び静止画によるものを含む。) に関する事。

2 統合機動部隊を構成する小隊等は、後続する都道府県大隊が被災地に到着後は当該都道府県大隊に帰属し、都道府県大隊長の指揮の下、都道府県大隊を構成する小隊等として活動するものとする。

(エネルギー・産業基盤災害即応部隊の出動)

第 17 条 エネルギー・産業基盤災害即応部隊は、石油コンビナート等における特殊災害が発生した場合において、当該部隊が属する都道府県の大隊と別に活動するものとする。

(NBC 災害即応部隊の出動)

第 18 条 NBC 災害即応部隊は、長官が別に定める運用計画に基づき、NBC 災害等が発生した場合において、長官の出動の指示後、当該部隊が属する都道府県の大隊と別に迅速に出動するものとする。

(土砂・風水害機動支援部隊の出動等)

第 19 条 土砂・風水害機動支援部隊は、当該部隊が属する都道府県の大隊の出動を伴わず、単独で活動するものとし、被災地消防本部、消防団、都道府県内消防応援隊及び他の都道府県大隊と連携して活動するものとする。

(航空部隊の出動)

第 20 条 航空小隊は、航空機により、原則として、進出拠点となる活動拠点ヘリベースに活動するものとする。

2 航空後方支援小隊は、原則として、自隊の保有する車両により活動するものとする。

(集結場所、進出拠点及び宿営場所の決定、連絡等)

第21条 集結場所、進出拠点及び宿営場所の決定、連絡等については、原則として、次のとおりとする。

(1) 集結場所

代表消防機関は、応援等実施計画に定めるところにより、災害の状況、大隊又は部隊の特性、規模等を考慮し、応援先市町村又は応援先都道府県に応じて、都道府県大隊、統合機動部隊、エネルギー・産業基盤災害即応部隊及び土砂・風水害機動支援部隊の集結場所及び集結時刻を決定し、登録市町村の消防本部に対して連絡するものとする。

なお、災害の状況等により受援都道府県内の場所を集結場所とする場合は、当該受援都道府県の消防応援活動調整本部（以下「調整本部」という。）と調整するものとする。ただし、アクションプランが適用された場合は、当該アクションプランに定めるところによるものとする（以下、第2号及び第3号について同じ。）。

(2) 進出拠点

消防庁は、災害の状況、道路の状況、大隊又は部隊の特性、規模等を考慮し、調整本部（調整本部が設置されない場合は被災地）と調整の上、進出拠点を決定し、応援都道府県（又は応援都道府県の後方支援本部）に対して連絡するものとする。

(3) 宿営場所

消防庁は、災害の状況、緊急消防援助隊の規模等を考慮し、調整本部（調整本部が設置されない場合は被災地）と調整の上、宿営場所を決定し、応援都道府県（又は応援都道府県の後方支援本部）に対して連絡するものとする。

(4) 出動ルート

都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC災害即応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長は、応援先都道府県又は進出拠点に応じて出動ルートを決定し、消防庁、調整本部及び後方支援本部に対して報告するものとする。

なお、道路の状況等により、出動途上において出動ルート及び進出拠点を変更する必要がある場合は、消防庁、調整本部及び後方支援本部に対してその旨を報告するものとする。

(進出拠点到着後の大隊長及び部隊長の任務)

第22条 都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC災害即応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長は、進出拠点到着後、調整本部に対して、速やかに当該都道府県大隊名又は部隊名、規模、資機材等について報告するものとする。

2 都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC災害即応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長は、出動途上等における応援先市町村の指定の有無にかかわらず、調整本部に対して応援先市町村を確認するものとする。

3 都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長は、進出拠点が高速道路のインターチェンジ等の場合は、当該都道府県大隊長又は部隊長のみが先行して第1項及び第2項の任務を実施し、無線等により当該都道府県大隊又は部隊に必要な指示を行うなど、進出拠点を速やかに通過するための措置を講ずるものとする。

る。

(被災地到着後の大隊長及び部隊長の任務)

第 23 条 都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC 災害即応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長は、被災地到着後、指揮者及び第 25 条に規定する緊急消防援助隊指揮支援本部の本部長（以下「指揮支援本部長」という。）に対して、速やかに当該都道府県大隊名又は部隊名、規模、資機材等について報告するとともに、次に掲げる事項について確認するものとする。

- (1) 被害状況
- (2) 活動方針
- (3) 活動地域及び任務
- (4) 安全管理に関する体制
- (5) 使用無線系統
- (6) 地理及び水利の状況
- (7) その他活動上必要な事項

2 統合機動部隊長は、確認した事項について、後続の都道府県大隊及び後方支援本部に対して報告するものとする。

第 4 章 指揮活動

(指揮体制)

第 24 条 指揮支援部隊長は、被災地における緊急消防援助隊の活動に関し、指揮支援部隊を統括し、当該被災地に係る都道府県災害対策本部長又は調整本部長を補佐し、及びその指揮の下で、被災地における緊急消防援助隊の活動の管理を行うものとする。また、指揮支援隊が出動していない場合は、指揮支援部隊長が任務に支障のない範囲内で、次項の指揮支援隊長の役割も担うものとする。

2 指揮支援隊長は、指揮支援本部長として、指揮者を補佐し、及びその指揮の下で、被災地における陸上（水上を含む。以下同じ。）に係る緊急消防援助隊の活動の管理を行うものとする。

3 航空指揮支援隊長は、ヘリベース指揮者を補佐し、及びその指揮の下で、被災地における航空に係る緊急消防援助隊の活動の管理を行うものとする。

4 都道府県大隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該都道府県大隊の活動の指揮を行うものとする。

5 統合機動部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該統合機動部隊の活動の指揮を行うものとする。

6 エネルギー・産業基盤災害即応部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該エネルギー・産業基盤災害即応部隊の活動の指揮を行うものとする。

7 NBC 災害即応部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の

管理の下で、当該NBC災害即応部隊の活動の指揮を行うものとする。

- 8 土砂・風水害機動支援部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該土砂・風水害機動支援部隊の活動の指揮を行うものとする。
- 9 中隊長は、都道府県大隊長又は部隊長（指揮支援部隊長を除く。）の指揮の下で、小隊長以下の指揮を行うものとする。

（緊急消防援助隊指揮支援本部の設置）

第25条 指揮支援部隊長は、被災地ごとに緊急消防援助隊指揮支援本部（以下「指揮支援本部」という。）を設置するものとする。

2 指揮支援部隊長は、次に掲げる順位により、指揮支援本部長を指名するものとする。ただし、次に掲げる者を指名できない場合は、指揮支援部隊長が任務に支障のない範囲内で、指揮支援本部長の役割を担うものとする。

- (1) 第1順位 指揮支援隊長
- (2) 第2順位 都道府県大隊長
- (3) 第3順位 統合機動部隊長
- (4) 第4順位 代表消防機関又は代表消防機関代行に属する中隊長

3 指揮支援本部は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。

- (1) 被害状況、市町村が行う災害対策等の各種情報の集約及び整理に関すること。
- (2) 被災地消防本部、消防団、都道府県内消防応援隊及び緊急消防援助隊の陸上に係る活動調整（活動方針の調整を含む。）に関すること。
- (3) 陸上に係る緊急消防援助隊の安全管理に関すること。
- (4) 自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関との活動調整（活動方針の調整を含む。）に関すること。
- (5) 指揮本部又は市町村災害対策本部への隊員の派遣に関すること。
- (6) 調整本部に対する報告に関すること。
- (7) 被害状況及び緊急消防援助隊の活動に係る記録に関すること。

(8) その他必要な事項に関すること。4 指揮支援本部は、指揮本部及び市町村災害対策本部と緊密な連携を図ることができる場所に設置するものとする。この場合において、指揮支援本部長は、前項の事務を実施するために必要と認める場合は、指揮本部又は市町村災害対策本部へ隊員を派遣するものとする。

5 指揮支援本部長は、同一の災害現場において複数の統合機動部隊又は都道府県大隊が活動する場合、必要に応じて、これらの複数の隊との間で中心となって調整し、指揮支援本部長へ報告等を行う統括統合機動部隊長又は統括都道府県大隊長を指名するものとする。

6 指揮支援本部長は、市町村災害対策本部と緊密に連携を図るとともに、当該市町村災害対策本部の会議に参画し、市町村が行う災害対策及び自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関との活動調整を行うものとする。

7 指揮支援本部長は、指揮本部及び都道府県内消防応援隊と緊密に連携するものとする。

8 指揮支援本部は、受援市町村名を冠称し、「〇〇市町村緊急消防援助隊指揮支援本部」と呼称

する。

(緊急消防援助隊航空指揮支援本部の設置)

第26条 指揮支援部隊長は、活動拠点ヘリベースに緊急消防援助隊航空指揮支援本部（以下「航空指揮支援本部」という。）を設置するものとする。

- 2 指揮支援部隊長は、航空指揮支援隊長を航空指揮支援本部長に指名するものとする。
- 3 航空指揮支援本部は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。
 - (1) 受援都道府県内の航空隊及び航空に係る緊急消防援助隊の活動調整に関すること。
 - (2) 航空に係る緊急消防援助隊の安全管理に関すること。
 - (3) 調整本部に対する報告に関すること。
 - (4) 被害状況及び緊急消防援助隊の活動に係る記録に関すること。
 - (5) その他必要な事項に関すること。
- 4 航空指揮支援本部は、航空指揮本部と同一の場所に設置するものとする。この場合において、航空指揮支援本部長は、前項の事務を実施するために必要と認める場合は、調整本部又は航空運用調整班等へ隊員を派遣するものとする。
- 5 航空指揮支援本部長は、航空指揮本部と緊密に連携するものとする。
- 6 航空指揮支援本部は、受援都道府県名を冠称し、「〇〇都道府県緊急消防援助隊航空指揮支援本部」と呼称する。
- 7 航空指揮支援本部長は、航空指揮支援隊及び航空小隊に対する輸送・補給活動等が必要な場合には、指揮支援部隊長に対し、航空後方支援小隊又は後方支援小隊を活動拠点ヘリベース等に派遣するよう要請するものとする。

(消防庁職員の現地派遣)

第27条 長官は、緊急消防援助隊の出動が決定し、災害の状況に応じ必要と判断した場合は、調整本部又は都道府県災害対策本部に消防庁職員（以下「現地派遣職員」という。）を派遣するものとする。

- 2 長官は、災害の状況に応じ必要と判断した場合は、指揮支援本部、市町村災害対策本部又は航空指揮支援本部に現地派遣職員を派遣するものとする。
- 3 長官は、被災地における消防の広報活動が必要と判断した場合は、災害現場等に現地派遣職員を派遣するものとする。
- 4 現地派遣職員は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。
 - (1) 被害情報の収集及び消防庁への情報提供に関すること。
 - (2) 都道府県災害対策本部又は市町村災害対策本部に対する、災害対策活動の支援に関すること。
 - (3) 緊急消防援助隊の増隊、部隊移動等、緊急消防援助隊の活動調整に係る消防庁との連絡調整に関すること。
 - (4) 自衛隊、警察、海上保安庁、DMA T等関係機関との連絡調整に関すること。
 - (5) 報道機関への対応に関すること。

(6) 被害状況や活動状況に係る動画及び静止画の収集及び共有に関すること。

(都道府県大隊本部の設置)

第 28 条 都道府県大隊長は、災害現場付近の活動上適当な場所に都道府県大隊本部を設置するものとする。この場合において、都道府県大隊長を本部長とする。

2 都道府県大隊本部は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。

(1) 都道府県大隊の活動管理に関すること。

(2) 隊員の安全管理に関すること。

(3) 都道府県大隊の後方支援に関すること。

(4) 被害状況及び都道府県大隊の活動に係る記録（動画及び静止画によるものを含む。）に関すること。

(5) 被災地消防本部、消防団及び都道府県内消防応援隊との活動調整に関すること。

(6) 指揮支援本部に対する報告に関すること。

(7) 他の都道府県大隊等との調整に関すること。

(8) その他必要な事項に関すること。

3 都道府県大隊本部は、応援都道府県名を冠称し、「〇〇都道府県大隊本部」と呼称する。

(現地合同調整所の設置)

第 29 条 指揮者は、災害現場において、自衛隊、警察、海上保安庁、DMA T 等関係機関間における情報共有及び活動調整等を行うため、必要に応じて、現地合同調整所を設置するものとする。

2 指揮支援本部長は、必要に応じて、現地合同調整所の設置について指揮者に進言するものとする。

3 現地合同調整所が設置された場合、指揮支援本部長は、都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC 災害即応部隊長、土砂・風水害機動支援部隊長、代表消防機関又は代表消防機関代行に属する中隊長の中から必要な者を現地合同調整所の会議に参画させるものとする。

4 前項において参画した者は、現地合同調整所において、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、自衛隊、警察、海上保安庁、DMA T 等関係機関間の情報共有及び活動調整、必要に応じた関係機関間の相互協力を行う。

(情報共有等)

第 30 条 消防庁は、調整本部、指揮支援本部、指揮者、航空指揮支援本部、ヘリベース指揮者、都道府県大隊本部及び後方支援本部に対して、緊急消防援助隊連絡体制（別記様式 1）により情報連絡体制等の明確化を図るものとする。

2 消防庁、調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部、航空指揮本部、都道府県大隊本部、後方支援本部及び緊急消防援助隊（次項において「消防庁等」という。）は、被害状況や活動状況等について、動画及び静止画により、積極的に情報収集を行うものとする。

- 3 消防庁等は、緊急消防援助隊動態情報システム、支援情報共有ツール、ヘリコプター動態管理システム、情報収集活動用ドローン、映像伝送装置等を積極的に活用し、被害状況や活動状況について動画及び静止画により積極的に情報共有を行うものとする。
- 4 指揮本部、航空指揮本部、都道府県大隊本部等は、前2項により収集された情報や、前項により共有された情報を指揮に活用するものとする。

(活動報告等)

第31条 指揮支援部隊長は、被害状況、被災地消防本部及び消防団、都道府県内消防応援隊並びに緊急消防援助隊の活動状況その他必要な事項について、消防庁及び調整本部長に対して適宜報告するものとする。

- 2 指揮支援本部長は、被害状況、被災地消防本部及び消防団、都道府県内消防応援隊並びに陸上に係る緊急消防援助隊の活動状況その他必要な事項について、指揮者及び調整本部に対して適宜報告するものとする。
- 3 航空指揮支援本部長は、被害状況、受援都道府県内の航空隊及び航空に係る緊急消防援助隊の活動状況その他必要な事項について、ヘリベース指揮者及び調整本部に対して適宜報告するものとする。
- 4 都道府県大隊長は、被害状況、当該都道府県大隊の活動状況その他必要な事項について、指揮支援本部長に対して適宜報告するものとする。
- 5 都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC災害即応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長は、活動規模、活動結果、活動予定その他必要な事項を記載した活動日報（別記様式2）を作成し、指揮支援本部長に対して報告するものとする。ただし、第16条第2項の規定に基づき、統合機動部隊を編成する小隊等が後続する都道府県大隊に帰属し、都道府県大隊を編成する小隊として活動を開始する翌日からは統合機動部隊長の報告は不要とするものとする。
- 6 指揮支援本部長は、活動日報（別記様式2）を作成するとともに、前項の活動日報を取りまとめ、指揮支援部隊長に対して報告するものとする。
- 7 航空小隊長及び航空後方支援小隊長は、活動日報（別記様式2）を作成し、航空指揮支援本部長に対して報告するものとする。
- 8 航空指揮支援本部長は、活動日報（別記様式2）を作成するとともに、前項の活動日報を取りまとめ、指揮支援部隊長に対して報告するものとする。
- 9 指揮支援部隊長は、活動日報（別記様式2）を作成するとともに、第6項及び第8項の活動日報を取りまとめ、長官に対して報告するものとする。

(通信連絡体制等)

第32条 緊急消防援助隊に係る通信連絡体制は、原則として、次のとおり行うものとする。

- (1) 消防庁、調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部、航空指揮本部及び関係機関相互の通信連絡は、有線回線、衛星携帯電話、消防防災無線、防災行政無線、地域衛星通信ネットワーク、防災相互通信用無線（以下「防災相互波」という。）その他無線を使用する。

- (2) 調整本部、指揮支援本部、指揮本部及び都道府県大隊本部相互の無線通信は、統制波 1 を使用する。
 - (3) 指揮支援部隊長は、被災地が複数に及び、指揮系統を複数に分離する必要がある場合は、統制波 2 又は統制波 3 のいずれかから、緊急消防援助隊の配備状況及び活動状況に応じて使用波を指定する。
 - (4) 指揮支援部隊長は、陸上隊と航空隊の間の情報共有を図るため、必要がある場合は、統制波 2 又は統制波 3 のいずれかから、緊急消防援助隊の配備状況及び活動状況に応じて使用波を指定するとともに、衛星携帯電話等を活用する。
 - (5) 指揮支援本部長は、さらに指揮系統を複数に分離する必要がある場合は、指揮支援部隊長と協議し、指定波以外の統制波を指定することができる。
 - (6) 都道府県大隊本部、当該都道府県大隊に属する中隊及び統合機動部隊相互の無線通信は、別表のとおり、隊の属する都道府県ごとに指定された主運用波を使用する。
 - (7) 同一中隊に属する小隊相互、同一統合機動部隊に属する隊相互、同一エネルギー・産業基盤災害即応部隊に属する隊相互、同一NBC災害即応部隊に属する隊相互及び同一土砂・風水害機動支援部隊に属する隊相互の無線通信は、別表のとおり、隊の属する都道府県ごとに指定された主運用波を使用する。
 - (8) 指揮支援本部長は、同一の主運用波を使用する大隊、部隊又は都道府県内応援隊が近接して活動している場合等においては、指揮支援部隊長と協議し、指定波以外の主運用波を指定することができる。
 - (9) 航空指揮支援本部、航空指揮本部及び航空部隊に属する小隊相互の無線通信は、航空波を使用する。
 - (10) 都道府県大隊等に属する小隊の隊員相互の無線通信は、署活動用無線機を使用する。署活動用無線機の使用に係る事前手続や運用上遵守すべき事項については、消防庁が別で定める。
 - (11) 無線通信の呼出応答においては、必ず呼出名称を使用する。
- 2 統制波の運用に際し輻輳が確認された場合は、原則として、次のとおり運用するものとする。
 - (1) 無線統制は、指揮支援部隊長の指示により行う。
 - (2) 無線統制が実施された場合、調整本部又は指揮支援本部以外での運用は、次に掲げる場合を除き、調整本部又は指揮支援本部からの送信に対する応答のみとする。
 - ア 応援要請を行う場合
 - イ 隊員、消防車両等の重大な事故が発生した場合
 - ウ 新たな災害が発生した場合
 - エ 調整本部又は指揮支援本部からの特命事項について報告する場合
 - 3 指揮支援部隊長は、防災相互波の使用に関し、関係機関と調整を行うものとする。

第 5 章 防災関係機関との連携

(防災関係機関等との連絡調整等)

第 33 条 長官は、緊急消防援助隊の出動等に関し、必要と認める防災関係機関、関係公共機関等

との連絡調整を行うものとする。

(実動関係機関との連携)

第34条 緊急消防援助隊は、被災地への出動及び被災地での活動に関して、自衛隊、警察、海上保安庁、TEC-FORCE（国土交通省が派遣する緊急災害対策派遣隊をいう。）等と連携するものとする。

なお、被災地での活動に当たっては、防災相互波等の共通の通信手段を活用し、情報共有に努めるものとする。

(医師等との連携)

第35条 緊急消防援助隊は、被災地において救命医療活動を行う医師、DMAT、ドクターヘリ（救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法（平成19年法律第103号）に規定する救急医療用ヘリコプターをいう。）等と連携して活動するものとする。

(調整本部等における防災関係機関との連携)

第36条 調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部、航空指揮本部及び後方支援本部は、緊急消防援助隊の活動が効果的に行われるように、緊急消防援助隊の活動に関して必要な交通、輸送、通信、燃料、物資等に関する防災関係機関と緊密な連携を図るものとする。

2 調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部及び航空指揮本部は、緊急消防援助隊の活動に関して必要な関係機関との連絡調整について、必要に応じて、都道府県災害対策本部及び市町村災害対策本部に依頼するものとする。

(消防機関との連携)

第37条 緊急消防援助隊は、効果的な活動を実施するため、道路、住家位置等の情報提供を受けるなど、被災地消防本部、消防団及び都道府県内消防応援隊と緊密に連携するものとする。

第6章 指揮支援実施計画及び受援計画

(指揮支援実施計画)

第38条 統括指揮支援隊及び指揮支援隊の属する消防本部の長は、統括指揮支援隊及び指揮支援隊の活動を円滑に行うための指揮支援実施計画を策定するものとする。

2 指揮支援実施計画に定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 統括指揮支援隊及び指揮支援隊の編成及び出動体制に関すること。
- (2) 指揮支援の基本的事項に関すること。
- (3) 関係機関との活動調整に関すること。
- (4) 現地合同調整所への参画に関すること。
- (5) 情報連絡体制に関すること。
- (6) 通信支援小隊との連携に関すること。

(7) その他必要な事項に関すること。

- 3 統括指揮支援隊及び指揮支援隊の属する消防本部の長は、指揮支援実施計画を策定又は変更した場合は、長官及び当該消防本部が属する都道府県の知事に対して報告するとともに、当該統括指揮支援隊及び指揮支援隊が出動対象となる都道府県の知事に対して情報提供するものとする。
- 4 航空指揮支援隊の属する消防本部の長及び航空指揮支援隊の属する都道府県の知事は、航空指揮支援隊の活動を円滑に行うための航空指揮支援実施計画を策定するものとする。
- 5 航空指揮支援実施計画に定める事項は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 航空指揮支援隊の編成及び出動体制に関すること。
 - (2) 航空指揮支援の基本的事項に関すること。
 - (3) 情報連絡体制に関すること。
 - (4) その他必要な事項に関すること。
- 6 航空指揮支援隊の属する消防本部の長及び航空指揮支援隊の属する都道府県の知事は、航空指揮支援実施計画を策定又は変更した場合は、長官に対して報告するとともに、航空指揮支援隊が消防本部に属する場合においては、当該消防本部が属する都道府県の知事に対して報告する。

(消防本部の受援計画)

- 第39条 消防本部の長は、当該消防本部が管轄する市町村が被災し、緊急消防援助隊の応援等を受ける場合の受援計画を策定するものとする。
- 2 受援計画に定める事項は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 指揮本部の運営体制及び早期設置に関すること。
 - (2) 緊急消防援助隊の早期受入れに係る関係機関との連絡調整に関すること。
 - (3) 進出拠点、当該拠点への連絡員の派遣及び連絡体制に関すること。
 - (4) 宿営場所その他緊急消防援助隊の活動に必要な拠点の確保に関すること。
 - (5) 救助活動拠点施設（南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）に規定する救助活動のための拠点施設をいう。）の運用に関すること。
 - (6) 緊急消防援助隊の活動に必要な情報の提供に関すること。
 - (7) 燃料補給、物資補給等の後方支援体制に関すること。
 - (8) ヘリコプターの離着陸場等の航空機の受入れに関すること。
 - (9) その他必要な事項に関すること。
 - 3 消防本部の長は、受援計画の策定及び変更に当たっては、都道府県の受援計画及び地域防災計画の内容と整合を図るものとする。
 - 4 消防本部の長は、受援計画を策定又は変更した場合は、都道府県知事に報告する。

第7章 その他

(消防本部等の訓練)

第 40 条 登録市町村の消防本部及び登録都道府県の航空消防隊は、平常時から緊急消防援助隊の連携活動能力の向上に必要な訓練を行うなど、緊急消防援助隊の応受援体制の強化を図るものとする。

(緊急消防援助隊登録証及び緊急消防援助隊旗)

第 41 条 長官は、緊急消防援助隊を登録した消防本部及び都道府県航空消防隊に対して、緊急消防援助隊登録証及び緊急消防援助隊旗を交付するものとする。

2 緊急消防援助隊旗の制式については、長官が別に定める。

(その他)

第 42 条 この要綱に定めるもののほか、緊急消防援助隊に関し必要な細目は、消防庁が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 28 年 3 月 30 日消防広第 80 号)

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、第 22 条第 1 項第 2 号から第 7 号まで (第 4 号を除く。) 及び同条第 2 項の規定は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 29 年 3 月 28 日消防広第 93 号)

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 31 年 3 月 8 日消防広第 35 号)

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 2 年 7 月 17 日消防広第 190 号)

この要綱は、令和 2 年 8 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 3 年 3 月 22 日消防広第 89 号)

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 4 年 6 月 24 日消防広第 211 号)

この要綱は、令和 4 年 6 月 24 日から施行する。

別表（主運用波の割当て）

（第 32 条関係）

周波数名	割当都道府県
主運用波 1	青森県、栃木県、静岡県、京都府、広島県、佐賀県
主運用波 2	宮城県、千葉県、長野県、大阪府、愛媛県、長崎県、沖縄県
主運用波 3	山形県、埼玉県、愛知県、兵庫県、山口県、鹿児島県
主運用波 4	北海道、福島県、東京都、岐阜県、和歌山県、鳥取県、福岡県
主運用波 5	秋田県、茨城県、富山県、山梨県、滋賀県、徳島県、大分県
主運用波 6	神奈川県、新潟県、福井県、奈良県、島根県、香川県、宮崎県
主運用波 7	岩手県、群馬県、石川県、三重県、岡山県、高知県、熊本県

〇〇都道府県 〇〇災害に係る緊急消防援助隊連絡体制

〇〇年 月 日 時 分 現在

消防庁

災害対策本部(広域応援班 陸上・航空)

NTT回線	TEL	03-5253-7527	FAX	03-5253-7552
消防防災無線	TEL	90-49013	FAX	90-49036
地域衛星回線	TEL	048-500-90-49013	FAX	048-500-90-49036
メールアドレス	kimentai0119@soumuu.go.jp			

現地派遣職員

派遣場所	職・氏名	TEL

〇〇都道府県

災害対策本部

設置場所:				
NTT回線	TEL	FAX	TEL	FAX
消防防災無線	TEL	FAX	TEL	FAX
地域衛星回線	TEL	FAX	TEL	FAX
メールアドレス	氏名	TEL	職・氏名	FAX
	所属			
航空運用調整班	TEL			

調整本部

設置場所:				
NTT回線	TEL	FAX	TEL	FAX
消防防災無線	TEL	FAX	TEL	FAX
地域衛星回線	TEL	FAX	TEL	FAX
メールアドレス	氏名	TEL	職・氏名	FAX
	所属			
	氏名			

政府現地対策本部

設置場所:				
NTT回線	TEL	FAX	TEL	FAX
消防防災無線	TEL	FAX	TEL	FAX
地域衛星回線	TEL	FAX	TEL	FAX
メールアドレス	職・氏名	TEL		

〇〇市町村

災害対策本部

設置場所:				
NTT回線	TEL	FAX	TEL	FAX
消防防災無線	TEL	FAX	TEL	FAX
地域衛星回線	TEL	FAX	TEL	FAX
メールアドレス	氏名	TEL		

指揮本部

設置場所:				
NTT回線	TEL	FAX	TEL	FAX
消防防災無線	TEL	FAX	TEL	FAX
地域衛星回線	TEL	FAX	TEL	FAX
メールアドレス	氏名	TEL		

指揮支援本部

設置場所:				
NTT回線	TEL	FAX	TEL	FAX
消防防災無線	TEL	FAX	TEL	FAX
地域衛星回線	TEL	FAX	TEL	FAX
メールアドレス	所属	TEL	氏名	

緊急消防援助隊

陸上

〇〇都道府県大隊

大隊長	所属	TEL
	氏名	
統合機動部隊長	所属	TEL
	氏名	
後方支援本部	所属	FAX
	TEL	
	メールアドレス	

航空

ヘリベース(HB)

設置場所:				
NTT回線	TEL	FAX	TEL	FAX
消防防災無線	TEL	FAX	TEL	FAX
地域衛星回線	TEL	FAX	TEL	FAX
メールアドレス	所属	TEL	職・氏名	
HB指揮者	所属	TEL	氏名	
	職・氏名			
航空指揮支援本部長	所属	TEL	氏名	
	(航空指揮支援班隊長)			
航空後方支援隊長	所属	TEL	氏名	
	職・氏名			

〇〇都道府県大隊

大隊長	所属	TEL
	氏名	
統合機動部隊長	所属	TEL
	氏名	
後方支援本部	所属	FAX
	TEL	
	メールアドレス	

フォワードベース(FB)

設置場所:				
フォワードベース指揮者	所属	TEL	職・氏名	
	所属	TEL	氏名	
	職・氏名			

緊急消防援助隊活動報告(日報)

消防庁長官 殿

(指揮支援部隊長、指揮支援本部長、航空指揮支援本部長、各部隊長又は大隊長等)

報告日時	〇〇 年 月 日 () 時 分 現在					
災害名						
活動場所	都道府県				市区町村	
活動内容	種別	時間	活動場所	活動概要(連携活動機関を含む)		
隊員の負傷	有・無		車両・資機材の損傷	有・無		
上記負傷、損傷の内容						
出動隊の状況	隊種別	隊数	隊員数	隊種別	隊数	隊員数
	指揮支援隊	隊	人	特殊災害小隊	隊	人
	指揮隊	隊	人	特殊装備小隊	隊	人
	消火小隊	隊	人	その他の小隊	隊	人
	救助小隊	隊	人	航空指揮支援隊	隊	人
	救急小隊	隊	人	航空後方支援小隊	隊	人
	通信支援小隊	隊	人	合計	隊	人
救助・搬送人員	災害種別	火災	救助	救急	合計	
	件数	件	件	件	人	
	救助・搬送人数	人	人	人	人	
	総計(指揮支援隊が入力)	件	件	件	人	
宿営場所	名称				所在地	
翌日の活動予定	活動時間	時 分 ~ 時 分				
	活動場所					
	活動規模	隊数	隊	隊員数	人	
	活動内容					
報告者	消防本部				氏名	
	TEL					

大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱

				昭和61年	5月30日	消防救第61号
改正	平成	4年	3月23日	消防救第39号		
改正	平成	5年	3月26日	消防救第36号		
改正	平成	5年	5月14日	消防救第66号		
改正	平成	6年	4月1日	消防救第45号		
改正	平成	7年	6月12日	消防救第83号		
改正	平成	8年	6月28日	消防救第127号		
改正	平成	8年	11月7日	消防救第244号		
改正	平成	9年	3月19日	消防救第67号		
改正	平成	10年	3月31日	消防救第47号		
改正	平成	11年	3月26日	消防救第68号		
改正	平成	12年	7月26日	消防救第202号		
改正	平成	12年	12月25日	消防救第316号		
改正	平成	21年	3月23日	消防応第97号		
改正	令和	2年	7月17日	消防広第190号		

1 目的

この広域航空消防応援実施要綱（以下「要綱」という。）は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第44条の規定に基づき、大規模特殊災害発生地の市町村が回転翼航空機（以下「ヘリ」という。）を保有する他の都道府県又は他の都道府県に属する市町村によるヘリを用いた消防に関する応援（以下「広域航空消防応援」という。）を要請しようとする場合に、当該応援が円滑かつ迅速に行われるよう要請手続その他必要な事項について定めることを目的とする。

2 用語の定義

(1) 要請側市町村

大規模特殊災害発生地の市町村（常備消防の事務を処理する一部事務組合が設けられている場合は、当該一部事務組合とする。）で、この要綱に基づき広域航空消防応援を要請したもの、又は要請しようとするものをいう。

(2) 要請側都道府県

要請側市町村の属する都道府県をいう。

(3) 応援側市町村

ヘリを保有する市町村（常備消防の事務を処理する一部事務組合が設けられている場合には、当該一部事務組合を含む。以下この号において同じ。）で、この要綱に基づき広域航空消防応援を実施したもの、又は実施しようとするものをいう。

(4) 応援側都道府県

ヘリを保有する都道府県で、この要綱に基づき広域航空消防応援を実施したもの、又は実施しようとするものをいう。

3 対象とする大規模特殊災害

広域航空消防応援の対象となる大規模特殊災害は、次の各号に掲げる災害で、ヘリを使用することが消防

機関の活動にとって極めて有効であると考えられるものとする。

- (1) 大規模な地震、風水害等の自然災害
- (2) 山林、離島等、陸上あるいは海上からの接近が著しく困難な地域での、大規模な火災、災害、事故等
- (3) 高層建築物の火災で、地上からの消火又は救助が困難なもの
- (4) 航空機事故、列車事故等での集団救助救急事故
- (5) その他前記各号に掲げる災害に準ずる災害等

4 広域航空消防応援の種別

広域航空消防応援の種別は、主な任務により次の各号のとおり区分する。

- (1) 調査出場
現場把握、情報収集、指揮支援等のための出場
- (2) 火災出場
消火活動のための出場
- (3) 救助出場
人命救助のための特別な活動を要する場合の出場（これに附随する救急搬送活動を含む。）
- (4) 救急出場
救急搬送のための出場で、特別な人命救助活動を伴わないもの
- (5) 救援出場
救援物資、資機材、人員等の輸送のための出場

5 広域航空消防応援の要請先の決定

要請側市町村の消防長（消防本部を設置していない要請側市町村にあつては、市町村長とする。以下同じ。）は、広域航空消防応援が必要となったときは、へりに搭乗可能な特別救助隊、水難救助隊、山岳救助隊（以下「特別救助隊等」という。）の有無及びへりに搭載可能な救助器具の保有状況等を勘案し、広域航空消防応援の応援側市町村又は応援側都道府県（以下「応援側市町村等」という。）を決定するものとする。

6 市町村がへりを保有する場合の広域消防応援の要請手続

- (1) 要請側市町村の消防長は、前項の規定に基づき広域航空消防応援の応援側市町村を決定したときは、直ちに当該要請側市町村の長に報告の上、その指示に従って要請側都道府県の知事へ次の事項を明らかにして広域航空消防応援の要請を行うものとする。この場合においては、同時に応援側市町村の消防長へも同様の連絡を行うものとする。
 - ① 応援側市町村
 - ② 要請者・要請日時
 - ③ 災害の発生日時・場所・概要
 - ④ 必要な応援の概要
- (2) 要請側都道府県の知事は、前号の要請があり、かつ必要があると認める場合は、消防庁長官へ要請を行うものとする。
- (3) 消防庁長官は、前号の要請があり、かつ必要があると認められときは、応援側市町村が属する都道府県（以下「所属都道府県」という。）の知事に対し要請を行うものとする。
- (4) 所属都道府県の知事は、前号の要請があつた場合は直ちに応援側市町村の消防長を通じて当該応援側市町村の長に要請を行うものとする。
- (5) 要請側市町村の消防長は、第1号により広域航空消防応援の要請を行った場合には、できるだけ速やかに次の事項を応援側市町村の消防長へ通報しなければならない。この場合においては、同時に要請側都道

府県の知事へも同様の連絡を行うものとし、要請側都道府県の知事から消防庁長官、所属都道府県の知事及び応援側市町村の消防長への連絡は、第2号から第4号までの規定に準じて行うものとする。

- ① 必要とする応援の具体的内容
- ② 応援活動に必要な資機材等
- ③ 離発着可能な場所及び給油体制
- ④ 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び無線による連絡の方法
- ⑤ 離発着場における資機材の準備状況
- ⑥ 現場付近で活動中の他機関の航空機及びヘリの活動状況
- ⑦ 他にヘリの応援を要請している場合のヘリを保有する市町村の消防本部名又はヘリを保有する都道府県名
- ⑧ 気象の状況
- ⑨ ヘリの誘導方法
- ⑩ 要請側消防本部の連絡先
- ⑪ その他必要な事項

7 市町村がヘリを保有する場合の広域航空消防応援の決定の通知

- (1) 応援側市町村の消防長は、前項の広域航空消防応援の要請に基づいて応援を行うことが可能と判断した場合には、当該応援側市町村の長に報告の上、その指示に従って所属都道府県の知事に通知するものとする。この場合においては、同時に要請側市町村の消防長へ応援を決定した旨を連絡するものとする。
- (2) 所属都道府県の知事は、前号の通知を受けた場合は、直ちに消防庁長官へ通知し、消防庁長官は要請側都道府県の知事に、要請側都道府県の知事は要請側市町村の消防長を通じて当該要請側市町村の長へ通知するものとする。

8 都道府県がヘリを保有する場合の広域航空消防応援の要請手続及び決定の通知

- (1) 都道府県がヘリを保有する場合の広域航空消防応援の要請手続については、第6項（第4号を除く。）を準用する。この場合において、第6項第1号中「前項」とあるのは「第5項」と、「応援側市町村」とあるのは「応援側都道府県」と、「応援側市町村の消防長」とあるのは「応援側都道府県の知事」と、同項第3号中「応援側市町村が属する都道府県の知事」とあるのは、「応援側都道府県の知事」と、同項第5号中「次の事項を応援側市町村の消防長」とあるのは「次の事項を応援側都道府県の知事」と、「所属都道府県の知事及び応援側市町村の消防長」とあるのは「応援側都道府県の知事」と読み替えるものとする。
- (2) 応援側都道府県の知事は、前号の広域航空消防応援要請に基づいて応援を行うことが可能と判断した場合には、直ちに消防庁長官に通知するとともに、要請側市町村の消防長へ応援を決定した旨を連絡するものとし、消防庁長官は要請側都道府県の知事に、要請側都道府県の知事は要請側市町村の消防長を通じて当該要請側市町村の長へ通知するものとする。

9 要請手続の特例

要請側市町村の消防長は、災害の発生状況等により、第6項及び前項に定められた手続による要請をするいとまのないときは、応援側市町村等に直接、広域航空消防応援の要請をすることができる。この場合、直ちに要請側都道府県、所属都道府県（市町村に要請をした場合）及び消防庁に、第6項及び前項に定める手続をしなければならない。

10 広域航空消防応援の中断

- (1) 応援側市町村の都合でヘリを復帰させるべき特別な事態が生じた場合は、応援側市町村の長は要請側市

町村の長と協議して広域航空消防応援を中断することができる。

- (2) 応援側都道府県の都合でヘリを復帰させるべき特別な事態が生じたときについては、前号を準用する。この場合において、「応援側市町村の長」とあるのは「応援都道府県の知事」と読み替えるものとする。
- (3) 前2号により広域航空消防応援を中断したときは、第7項又は第8項に準じてその連絡を行うものとする。

11 広域航空消防応援の始期及び終期

- (1) 広域航空消防応援は、第2号及び第3号に定める場合を除きヘリが広域航空消防応援の命を受けてヘリポートを出発したときから始まり、ヘリポートに帰着したときに終了するものとする。
要請側市町村により広域航空消防応援の要請が撤回された場合も同様とする。
- (2) ヘリがヘリポート以外の場所にあるときに、飛行目的を変更して広域航空消防応援に出場すべき命令があったときは、そのときから広域航空消防応援は始まるものとする。
- (3) ヘリが広域航空消防応援に出動中に、前項の規定に基づき広域航空消防応援が中断され、復帰すべき命令があったときは、そのときをもって広域航空消防応援は終了するものとする。

12 広域航空消防応援のため出場したヘリの指揮等

- (1) 広域航空消防応援のため出場したヘリの指揮は、要請側市町村の長の定める災害現場の最高指揮者が行うものとする。この場合において、当該ヘリに搭乗している指揮者がヘリの運行に重大な支障があると認められたときは、その旨、最高指揮者に通告するものとする。
- (2) 当該ヘリに搭乗している指揮者は、活動に当たって要請側市町村の消防本部の基地局及び災害現場の最高指揮者と緊密な連絡を取るものとする。

13 広域航空消防応援に係る要請側市町村の事前計画等

- (1) 要請側市町村は、広域航空消防応援を受けて消防活動を行う場合の計画をあらかじめ作成しておくものとする。
- (2) 前号の計画を作成した場合は、そのうちの必要事項を要請側都道府県の知事へあらかじめ届け出ておくものとし、その内容に変更があった場合にも同様の届け出を行うものとする。

14 要請側都道府県の措置等

- (1) 要請側都道府県は、前項の規定に基づき、要請側市町村が樹立する活動計画の作成について適切な助言を行うとともに、自らも必要な事項についてあらかじめ計画の作成を行うものとする。
- (2) 要請側都道府県は、前号の計画を作成した場合は、自都道府県内の要請側市町村に示すとともに、必要事項について消防庁長官へ届け出ておくものとし、その内容に変更があった場合にも同様の届け出等を行うものとする。

15 応援側市町村等の届出

- (1) ヘリを保有する市町村(都道府県の保有するヘリを用いて消防業務を行う市町村を除く。)の消防長は、次の事項について、あらかじめ所属都道府県の知事を通じ消防庁長官に届け出ておくものとする。

なお、新規にヘリを保有した場合及び次の事項に変更があった場合にも同様とする。

ただし、他の方法により、すでに届け出ている場合は、その届出をもって、本項に定める届出に代えることができる。

- ① 保有ヘリの性能及び活動能力
- ② 特別救助隊等の隊員数
- ③ 特別救助隊等の隊員が使用する「救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令」別表1及び別表2のうちヘリによる搬送が可能な救助器具(以下「救助器具」という。)の品名、大きさ、重量、数量

(2) ヘリを保有する都道府県の知事は、次の事項について、あらかじめ消防庁長官に届け出ておくものとする。

なお、新規にヘリを保有した場合及び次の事項に変更があった場合にも同様とする。

ただし、他の方法により、すでに届け出ている場合は、その届出をもって、本項に定める届出に代えることができる。

- ① 保有ヘリの性能及び活動能力
- ② 当該都道府県の特別救助隊等の隊員数
- ③ 特別救助隊等の隊員が使用する救助器具の品名、大きさ、重量、数量

16 消防庁長官の情報提供

- (1) 消防庁長官は、第14項第2号に定める届出を受けた場合は、その内容を所属都道府県を通じ、応援側市町村の消防本部に提供するものとする。
- (2) 消防庁長官は、前項各号に定める届出を受けた場合は、その内容のうち②及び③を要請側都道府県を通じ、要請側市町村の消防本部に提供するものとする。

17 広域航空消防応援に要する経費の負担

広域航空消防応援に要する経費の負担は、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 消防組織法第49条第1項に規定する経費及び緊急消防援助隊に関する政令(平成15年政令第379号)第5条各号に掲げる経費は、要請側市町村が負担するものとする。
- (2) 広域航空消防応援により生じた公務災害補償に要する経費は、応援側市町村等が負担するものとする。
- (3) 前2号に掲げる経費以外の経費は、原則として要請側市町村及び応援側市町村等双方の協議により当該経費の負担を決定するものとし、当該協議を円滑に行うための経費負担に関する原則的な考え方については、消防庁が別に定める。

18 要請側市町村及び応援側市町村等は広域航空応援を円滑かつ的確に実施するため、広域航空消防応援に係る訓練を随時実施するものとする。

19 この要綱の実施に関する手続等の細部事項については、別に定める。

大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施細目

	昭和61年	5月30日	消防救第61号
改正	平成4年	3月23日	消防救第39号
改正	平成5年	3月26日	消防救第36号
改正	平成5年	5月14日	消防救第66号
改正	平成6年	4月1日	消防救第45号
改正	平成7年	6月12日	消防救第83号
改正	平成8年	6月28日	消防救第127号
改正	平成8年	11月7日	消防救第244号
改正	平成9年	3月19日	消防救第67号
改正	平成10年	3月31日	消防救第47号
改正	平成11年	3月26日	消防救第68号
改正	平成12年	7月26日	消防救第202号
改正	平成12年	12月25日	消防救第316号
改正	平成15年	3月31日	消防救第77号
改正	平成17年	12月20日	消防広第35号
改正	平成21年	3月23日	消防広第97号
改正	令和2年	7月17日	消防広第190号

1 目的

この細目は、大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱（以下「要綱」という。）第19項の規定に基づき、大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施の手続等の細部事項について定めるものとする。

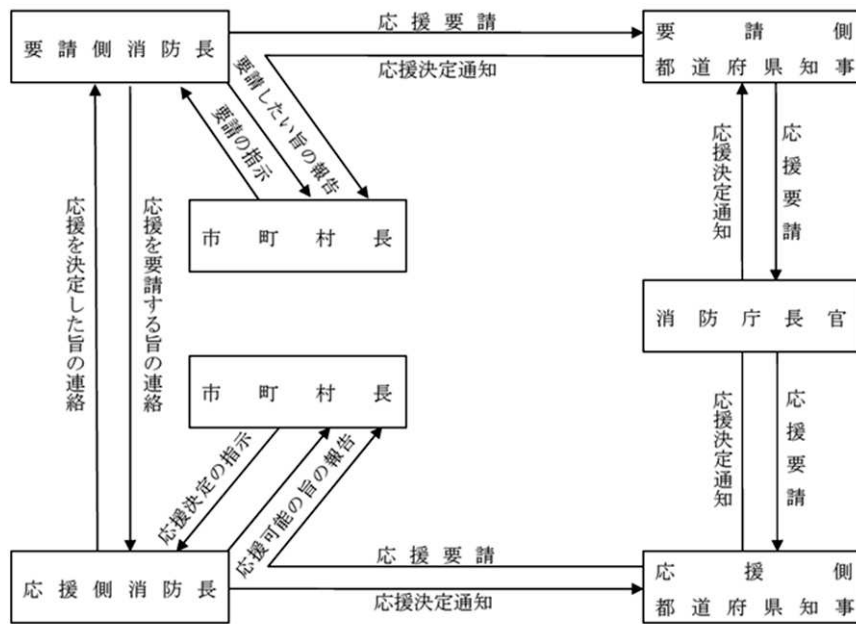
2 用語の定義

- (1) 要請側市町村
要綱第2項第1号における要請側市町村をいう。
- (2) 要請側都道府県
要綱第2項第2号における要請側都道府県をいう。
- (3) 応援側市町村
要綱第2項第3号における応援側市町村をいう。
- (4) 応援側都道府県
要綱第2項第4号における応援側都道府県をいう。

3 広域航空消防応援の要請手続

- (1) 要綱第6項及び第7項に定める要請及び決定通知手続きの順序は、次図のとおりとする。

図 広域航空消防応援の要請及び決定通知ルート



- (2) 要綱第6項第1号から第4号までに定める要請又は連絡は、電話、無線、ファックス等によって様式1(①から⑦までに限る。)により行うとともに、後日正式文書を送付するものとする。
- (3) 要綱第6項第5号に定める要請を行った場合の通報事項は、電話、無線、ファックス等によって様式1(⑧から⑱までに限る。)により明確に連絡するとともに、後日正式文書を送付するものとする。
- (4) 様式1の各項の一部が未確定の場合は、内容が判明次第、随時連絡するものとする。
- (5) 要綱第8項に定める要請及び決定通知の手続については、前4号を準用する。

4 通信連絡

要綱第12項第2号に定める通信連絡の使用電波は統制波とし、無線の運用統制については、要請側消防本部の統制に従うものとする。

5 広域航空消防応援に係る要請側市町村の事前計画に定める事項等

- (1) 要綱第13項の要請側市町村の事前計画に定める事項は、次のとおりとする。
 - ① 地域防災計画に定める離発着場のうち、ヘリの活動拠点として最適な飛行場外離発着場(以下「離発着場」という。)の位置図等
 - ② 燃料の補給体制
 - ③ 応援航空隊と要請側消防本部等との通信連絡方法
 - ④ 離発着場への職員の派遣
 - ⑤ 応援に伴い生ずることが予想される一般人及び建物等に対する各種障害の除去等離発着に必要な措置
 - ⑥ 空中消火薬剤、救急救助用資機材、隊員等の補給体制
 - ⑦ その他必要と認める事項

- (2) 要綱第13項第2号に定める必要事項は、前号の①、②及び③とし、様式2により届け出るものとする。

6 要請側都道府県の事前計画に定める事項等

- (1) 要綱第14項の要請側都道府県の事前計画に定める事項は、次のとおりとする。

- ① 要綱第13項に基づく届出により把握した離発着場及び位置図等
 - ② 昼間、夜間における連絡体制
 - ③ 市町村が定める空中消火薬剤、救急救助用資機材、燃料等の補給体制の補完措置
 - ④ 広域航空消防応援に関する費用の補助
- (2) 要綱第14項第2号に定める必要事項は、前号の①とし、様式3により届け出るものとする。
- (3) 前号の届出は、毎年12月に見直しを行い、12月15日までに届け出るものとする。
- なお、その内容に変更があつた場合は、その都度届け出るものとする。

7 事故時の連絡等

- (1) 要請側市町村の消防長は、応援航空隊に関する次の事故を覚知したときは、応援側市町村の消防長（都道府県の保有するヘリを用いて消防業務を行う場合には、当該都道府県の知事を含む。）に速やかに連絡するものとする。
- ① 人の死傷を伴う事故
 - ② 航空機の重大な損傷事故
 - ③ 救難対策を必要とする事故
- (2) 応援側市町村（都道府県の保有するヘリを用いて消防業務を行う市町村を除く。）の消防長は、ヘリの長期間運航不能等により応援不能が予測されるときは、応援側都道府県の知事を通じて消防庁長官へ連絡しておくものとする。
- (3) ヘリを保有する都道府県の知事は、ヘリの長期間運航不能等により応援不能が予測されるときは、消防庁長官へ連絡しておくものとする。

8 応援側市町村及び応援側都道府県の届出

- (1) 要綱第15項第1号及び第2号に定める事項について届出を行う場合は、次の様式によるものとする。
- ① 保有ヘリの性能及び活動能力 様式4
 - ② 特別救助隊等の種別及び隊員数 様式5
 - ③ 救助器具 様式6
- (2) 前号の届出は、毎年12月に見直しを行い、12月15日までに届け出るものとする。
- なお、その内容に変更があつた場合は、その都度届け出るものとする。

9 消防庁長官の情報提供

- (1) 要綱第16項第1号に定める情報提供は、様式3によるものとする。
- (2) 要綱第16項第2号に定める情報提供は、様式6及び様式7によるものとする。

10 経費の支払方法

要綱第17項に定める応援に要した経費の支払方法については、次の各号による。

- (1) 応援側市町村の長（都道府県の保有するヘリを用いて消防業務を行う場合には、当該都道府県の知事を含む。）は、応援終了後14日以内に当該応援に要したに定める経費の総額を算定し、要請側市町村の長に通知するものとする。
- (2) 要請側市町村の長は、通知を受けてから7日以内に通知書の写を要請側都道府県の知事に送付するものとする。
- (3) 要請側市町村は、第1号の通知があつた日から90日以内に応援に要した経費を応援側市町村（都道府県の保有するヘリを用いて消防業務を行う場合には、当該都道府県を含む。）に支払うものとする。

様式1

広域航空消防応援（ヘリコプター）要請連絡表

要請側消防 本部連絡者	要請側都道 府県連絡者	消 防 庁	応援側都道 府県連絡者	応援側消防 本部連絡者

① 応援側 市 町 村 名	
② 要請者職・氏名	消防本部消防長 市 町 村 長
③ 要請日時	年 月 日 時 分
④ 災害発生日時	年 月 日 時 分 (要請時に災害発生日時が判明していない場合は覚知日時を記入)
⑤ 災害発生場所 災害の概要	
⑥ 応援の種別 活動拠点	①調査 ②火災 ③救助 ④救急 ⑤救援 ①定置場 ②離発着場
⑦ 応援の概要	
⑧ 応援の具体的内容 及び応援資機材	

⑨ 離着陸可能な場所	第1順位	
	第2順位	
⑩ 給油体制	給油の可否	可・否
	給油方法	
	体制作りの所要時分	
⑪ 現場最高指揮者 職. 氏名. 無線局名		
⑫ 離発着場における 資機材の準備状況		
⑬ 他機関の航空機及び へりの活動状況		
⑭ 他の消防本部に対する 応援へり要請状況		
⑮ 気象の状況	天候 () 風向 () 風力 (m/s) 視界 (m)	
⑯ へりの誘導方法		
⑰ 要請側消防本部 連絡先		
⑱ その他		

離 着 陸 場 調 査 表

離着陸場名			公 共 用 非公共の別	
所在地	地名・地番			
	座 標		北緯	東経
	所有者又は 管理者	住所		電話番号
		氏名		職 業
土地の 状 況	長 さ ・ 幅			
	勾 配	縦断勾配		横断勾配
	表 面			
	散水の必要性			
恒 風 方 向				
付近障害物の状況				
離発着場との連絡方法				
給 油 体 制		給油の可否		
		給油用法		
応援航空部隊と要請側 消防本部との連絡方法				
その他参考事項				

離発着場位置図 (1 /)	離発着場位置図 (1 /)
1 / 50,000	1 / 10,000
離発着場見取図 (恒風方向を矢印のこと)	
1 / 3,000	

様式 4

ヘリの性能・活動可能地域調査表

消防本部名又は都道府県名			
機 種			
機 名			
機体	製 造 会 社 名		
	型 式		
	全 長 (m)		
	主回転翼直径 (m)		
座席数	乗 務 員 (人)		
	旅 客 (人)		
重量	全 備 重 量 (kg)		
	空 虚 重 量 (kg)		
	有 効 搭 載 量 (kg)		
エン ジン	製 造 会 社		
	型 式		
	基 数		
性能	最大速度 (km / h)		
	巡航速度 (km / h)		
	航 続 距 離 (km)		
	航 続 時 間 (h)		
	実用上昇速度 (m)		
	耐風性能 (m / s)		
燃料	使 用 燃 料		
	タンク容量 (l)		
	増槽タンク容量 (l)		
	消 費 量 (l / h)		
装置	カーゴスリング (kg)		
	ホ イ ス ト (kg)		
	タ ン カ (人 分)		
	照 明 装 置 の 性 能		
	他 の 主 な 装 置		

使用可能な無線波 (消防・航空すべて)		
全備重量から、予備飛行時間30分を差し引いて算出した航続距離(時間) 【航空隊基地を拠点】	km (時間 分)	km (時間 分)
上記航続距離によりカバー可能な都道府県名 【各都道府県管轄航空隊基地を拠点】		

(注) 1 全長——主及び尾部回転翼展開時の最先端から最後端までの長さ

2 旅客等——最大座席数から2名を差し引いた数

3 巡航速度——全備重量での標準気中での高速巡航速度

4 航続距離——巡航速度による航続距離(標準燃料タンク使用、残燃料なし)

5 航続時間—— “ 航続時間 (“ “)

様式5

特別救助隊等一覧

項 目	隊 員 数	消 防 本 部 名
特 別 救 助 隊	名	
水 難 救 助 隊	名	
山 岳 救 助 隊	名	

(注) ヘリを保有する都道府県が当該ヘリを用いて消防業務を行う航空隊を構成する消防本部以外の消防本部から特別救助隊等を選定する場合は、ヘリによる迅速な応援出動を考慮し、ヘリ定置場の近隣消防本部から選定するよう留意すること。

様式6

救 助 器 具 等 一 覧

< 救 助 用 器 具 >

名 称	サ イ ズ		数 量
	縦×横×奥行 (mm)	重量 (kg)	

< 水 難 救 助 用 器 具 >

名 称	サ イ ズ		数 量
	縦×横×奥行 (mm)	重量 (kg)	

< 山 岳 救 助 用 器 具 >

名 称	サ イ ズ		数 量
	縦×横×奥行 (mm)	重量 (kg)	

(注) サイズについては救助器具が収納されている状態で計測したものを記載すること。

資料05-15 消防防災ヘリコプターの運航不能期間等における相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、新潟県（以下「甲」という。）、山梨県（以下「乙」という。）、群馬県（以下「丙」という。）及び長野県（以下「丁」という。）において、消防防災ヘリコプター（以下「ヘリ」という。）を使用した消防防災業務に関する相互応援について必要な事項を定めることを目的とする。

(耐空検査等の調整)

第2条 甲、乙、丙及び丁は、耐空検査等について相互に連絡し点検スケジュールを調整する。

(応援要請)

第3条 この協定に基づく応援要請は、甲、乙、丙及び丁が保有するヘリが耐空検査及び整備等により運航不能又は他の用務のために出動できない場合で、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」（昭和61年5月30日付消防救第61号消防庁次長通知）の対象となる場合を除くヘリの出動事案が発生した場合に行うものとする。

(応援)

第4条 前条による応援要請を受けた自治体は、所掌事務、気象状況等により飛行に支障がある場合を除き応援するものとする。

(応援活動の位置付け)

第5条 応援活動の内容が救急搬送等消防の業務である場合には、甲、乙、丙及び丁の保有するヘリの出動にあつては、当該ヘリの航空隊に隊員を派遣した市町村等と応援を受けた市町村等の間で、消防組織法第21条第1項による応援活動があったものとする。

(応援要請の手続き)

第6条 応援要請にかかる手続きは次の各号に掲げるところによる。

- (1) 要請側の県消防防災課長（以下「要請者」という。）から応援側の県消防防災課長（以下「応援者」という。）に対し、応援要請を行うこととする。
- (2) 応援要請は、電話にて速報後、応援側の定めている緊急運航要請書によりファクシミリを用いて行うものとする。
- (3) 応援者は、出動の可否を決定し、当該消防防災航空隊長等に指示するとともに要請者に回答するものとする。
- (4) 消防防災航空隊長等は、応援要請を受けた場合は、直ちに要請内容に対応する出動態勢を整えるものとする。

(応援の中断)

第7条 応援側の都合でヘリを復帰させるべき特別な事態が生じた場合は、応援側の長はヘリの応援を要請側と協議のうえ中断することができる。

(応援の始期及び終期)

第8条 この協定に基づく応援は、ヘリが応援要請を受けてヘリポートを出発したときから始まり、ヘリポートに帰着したときに終了するものとする。

但し、ヘリがヘリポート以外の場所にあるときに、飛行目的を変更して応援要請に出動すべき命令があったときは、そのときからこの協定に基づく応援は始まるものとする。

さらに、ヘリがこの協定に基づく出勤中に、前条の規定により応援出勤が中断され、復帰すべき命令があったときは、そのときをもってこの協定による応援は終了するものとする。

(応援のため出勤したヘリの指揮)

第9条 応援出勤したヘリの指揮は、要請側の長の定める現場の最高指揮者が行うものとする。また応援活動の内容が第5条に該当する場合のヘリ指揮は、応援を受けた市町村等の長の定める現場の最高指揮者が行うものとする。

2 当該ヘリに搭乗している指揮者は、活動に当たって前項に規定する現場の最高指揮者と緊密な連絡をとるものとする。

(経費の負担)

第10条 応援に要する派遣職員の給与、ヘリの燃料費(応援先において給油する場合を除く。)及び消耗品費等の通常経費並びに応援職員の公務災害に係る災害補償費は、応援側の負担とする。

2 応援中に発生した事故の処理に要する経費のうち、次の各号に掲げるものは要請側の負担とする。但し、応援側の重大な過失により発生した損害は、応援側の負担とする。

(1) 土地、建物、工作物等に対する補償費

(2) ヘリの損傷に対する諸経費

(3) 一般人の死傷に伴う損害賠償に要する諸経費

3 前項に定める要請側の負担額は、応援側の加入する航空保険により支払われる金額又はそれと同等の金額を控除した金額とする。

4 前各号に定めるもの以外に要したその他諸経費の負担については、その都度協議し定めるものとする。

(情報交換)

第11条 この協定に基づき甲、乙、丙及び丁は相互に域内の臨時離着陸場等について情報交換を行い、出動時に速やかに対応できるよう日頃から努めるものとする。

(その他)

第12条 この協定に関して疑義又は定めのない事項が生じたときは、甲、乙、丙及び丁が協議して定めるものとする。

附 則

(実施期間)

この協定は、平成12年5月12日から実施する。

(消防防災ヘリコプターの運航不能期間等における相互応援協定の廃止)

2 平成11年5月28日に締結した新潟県、山梨県及び長野県による消防防災ヘリコプターの運航不能期間等における相互応援協定は、廃止する。

この協定の締結を証するため、本協定書4通を作成し、甲、乙、丙及び丁は記名押印の上、各1通を保有する。

平成12年5月12日

甲	新潟県知事	平	山	征	夫
乙	山梨県知事	天	野		建
丙	群馬県知事	小	寺	弘	之
丁	長野県知事	吉	村	午	良

資料05-16 富山県・長野県・岐阜県航空消防防災相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、富山県、長野県及び岐阜県（以下「三県」という。）において、消防防災ヘリコプター（以下「ヘリ」という。）を使用した消防防災業務に関する相互応援について必要な事項を定めることを目的とする。

(応援要請)

第2条 この協定に基づく応援要請は、自県の保有するヘリ及び自県の県警ヘリコプター（以下「自県ヘリ」という。）が出動できない事案及び自県ヘリだけでは対応が困難な事案が発生した場合に行うものとする。ただし、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」（昭和61年5月30日付消防救第61号消防庁次長通知）の対象となる事案及び海難救助のための事案を除く。

(応援)

第3条 前条による応援要請を受けた県は、所掌業務、気象条件等により飛行に支障がある場合を除き応援するものとする。

(応援活動の位置付け)

第4条 応援活動の内容が救急搬送等消防業務である場合には、三県の保有するヘリの出動にあつては、当該ヘリの航空隊に隊員を派遣した市町村、一部事務組合及び広域連合（以下「市町村等」という。）と応援を受けた市町村等の間で、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条第1項による応援活動があつたものとする。

(応援要請の手続き)

第5条 応援要請は、要請側運航（管理）責任者（富山県は消防防災課長、長野県は危機管理・消防防災課長、岐阜県は消防政策室長）から応援側運航（管理）責任者に対して行うものとする。

2 応援要請に係る手続きは、電話又はファクシミリにより次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 出動事案の概要
- (2) 必要な応援の内容
- (3) 事案発生の日時、場所及び状況
- (4) 現場の最高指揮者の職・氏名及び現場への連絡方法
- (5) 現場の気象状況
- (6) ヘリが離着陸する場所及び地上の支援体制
- (7) 応援に要する品目及び数量
- (8) ヘリの給油場所
- (9) その他必要な事項

3 応援側運航（管理）責任者は、出動の可否を決定し、要請側運航（管理）責任者に回答するものとする。

(応援の中断)

第6条 応援側の都合でヘリを復帰させるべき特別な事態が生じた場合は、応援者はヘリの応援を要請者と協議のうえ中断することができる。

(応援の始期及び終期)

第7条 この協定に基づく応援は、ヘリが応援要請を受けてヘリポートを出発したときから始まり、ヘリポートに帰着したときに終了するものとする。

ただし、ヘリがヘリポート以外の場所にあるときに、飛行目的を変更して応援要請に出動すべき命令があつたときは、そのときからこの協定に基づく応援は始まるものとする。

2 ヘリがこの協定に基づく出動中に、前条の規定により応援出動が中断され、復帰すべき命

令があったときは、そのときをもってこの協定による応援は終了するものとする。

(応援のために出動したヘリの指揮)

第8条 応援出動したヘリの指揮は、要請者の定める現場の最高指揮者が行うものとする。

また、応援活動の内容が第4条に該当する場合のヘリの指揮は、応援を受けた市町村等の長の定める現場の最高指揮者が行うものとする。

2 当該ヘリに搭乗している指揮者は、活動に当たって前項に規定する現場の最高指揮者と緊密な連絡をとるものとする。

(経費の負担)

第9条 応援に要する派遣職員の給与、旅費、ヘリの燃料費（応援先において給油する場合を除く。）及び消耗品費等の通常経費並びに応援職員の公務災害に係る災害補償費は、応援側の負担とする。

2 応援中に発生した事故の処理に要する経費は、要請側の負担とする。

ただし、応援側の重大な過失により発生した損害は、応援側の負担とする。

3 前項に定める要請側の負担額は、応援側の加入する航空保険により支払われる金額を控除した金額とする。

4 前各号に定めるもの以外に要したその他諸経費の負担については、その都度協議して定めるものとする。

(情報交換)

第10条 三県はこの協定に基づき相互に域内の臨時離着陸場等について情報交換を行い、出動時に速やかに対応できるよう日頃から努めるものとする。

(その他)

第11条 この協定に関して疑義又は定めのない事項が生じたときは、三県が協議して定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この協定は、平成15年1月1日から施行する。

(長野県・岐阜県航空消防防災相互応援協定の廃止)

2 平成14年2月8日に締結した長野県・岐阜県航空消防防災相互応援協定は、廃止する。

この協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、三県知事記名押印の上、各1通を保有する。

平成15年1月1日

富山県知事	中 沖	豊
長野県知事	田 中	康 夫
岐阜県知事	梶 原	拓

資料05-17 長野県と静岡県消防防災ヘリコプターの運航不能期間等における相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、長野県（以下「甲」という。）及び静岡県（以下「乙」という。）において、消防防災ヘリコプター（以下「ヘリ」という。）を使用した消防防災業務に関する相互応援について、必要な事項を定めることを目的とする。

(耐空検査等の調整)

第2条 甲及び乙は、耐空検査等について相互に連絡し、点検スケジュールを調整する。

(応援要請)

第3条 この協定に基づく応援要請は、甲及び乙が保有するヘリが耐空検査及び整備等により運航不能又は他の用務のため出動できない事案が発生した場合に行うものとする。ただし、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」（昭和61年5月30日付消防救第61号消防庁次長通知）及び「緊急消防援助隊要綱」（平成12年12月25日付消防救第315号消防庁長官通知）の対象となる事案並びに海難救助のための事案を除く。

(応援)

第4条 前条による応援要請を受けた甲又は乙は、所掌業務、気象条件等により飛行に支障がある場合を除き応援するものとする。

(応援活動の位置付け)

第5条 応援活動の内容が救急搬送等消防業務である場合には、甲及び乙の保有するヘリの出動にあつては、当該ヘリの航空隊に隊員の派遣をした市町村、一部事務組合及び広域連合（以下「市町村等」という。）と応援を受けた市町村等の間で、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条第1項による応援活動かあったものとする。

(応援要請の手続き)

第6条 応援要請にかかる手続きは、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 要請側の県消防防災担当課長（長野県にあつては危機管理・消防防災課長をいい、静岡県にあつては防災局消防室長をいう。以下「要請者」という。）から応援側の県消防防災担当課長（長野県にあつては危機管理・消防防災課長をいい、静岡県にあつては防災局消防室長をいう。以下「応援者」という。）に対し、応援要請を行うこととする。
- (2) 応援要請は、電話にて速報後、応援側の定めている緊急運航要請書によりファクシミリを用いて行うものとする。
- (3) 応援者は、出動の可否を決定し、当該消防防災航空隊長等に指示するとともに、要請者に回答するものとする。
- (4) 消防防災航空隊長等は、応援要請を受けた場合は、直ちに要請内容に対応する出動態勢を整えるものとする。

(応援の中断)

第7条 応援側の都合でヘリを復帰させるべき特別な事態が生じた場合は、応後者はヘリの応援を要請者と協議のうえ、中断することができる。

(応援の始期及び終期)

第8条 この協定に基づく応援は、ヘリが応援要請を受けてヘリポートを出発したときから始まり、ヘリポートに帰着したときに終了するものとする。ただし、ヘリがヘリポート以外の場所にあるときに、飛行目的を変更して応援要請に出動すべき命令があつたときは、そのときからこの協定に基づく応援は始まるものとする。

さらに、ヘリがこの協定に基づく出動中に、前条の規定により応援出動が中断され、復帰すべき命令があつたときは、そのときをもってこの協定による応援は終了するものとする。

(応援のために出動したヘリの指揮)

第9条 応援出動したヘリの指揮は、要請者の定める現場の最高指揮者が行うものとする。ま

た、応援活動の内容が第5条に該当する場合のヘリの指揮は、応援を受けた市町村等の長の定める現場の最高指揮者が行うものとする。

2 当該ヘリに搭乗している指揮者は、活動に当たって前項に規定する現場の最高指揮者と緊密な連絡をとるものとする。

(経費の負担)

第10条 応援に要する派遣職員の給与、ヘリの燃料費(応援先において給油する場合を除く。)及び消耗品費等の通常経費並びに応援職員の公務災害に係る災害補償費は、応援側の負担とする。

2 応援中に発生した事故の処理に要する経費のうち、次の各号に掲げるものは、要請側の負担とする。

ただし、応援側の重大な過失により発生した損害は、応援側の負担とする。

(1) 土地、建物、工作物等に対する補償費

(2) ヘリの損傷に対する諸経費

(3) 一般人の死傷に伴う損害補償に要する諸経費

3 前項に定める要請側の負担額は、応援側の加入する航空保険により支払われる金額又はそれと同等の金額を控除した金額とする。

4 前各号に定めるもの以外に要したその他諸経費の負担については、その都度協議して定めるものとする。

(情報交換)

第11条 この協定に基づき甲及び乙は相互に域内の臨時離着陸場等について情報交換を行い、出動時に連やかに対応できるよう日頃から努めるものとする。

(その他)

第12条 この協定に関して疑義又は定めのない事項が生じたときは、甲及び乙が協議して定めるものとする。

附 則

(施行期日)

この協定は、平成15年3月1日から施行する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙は記名押印の上、各1通を保有する。

平成15年3月1日

甲 長野県知事 田 中 康 夫

乙 静岡県知事 石 川 嘉 延

資料05-17 財団法人全国市町村振興協会消防広域応援交付金交付規程

(趣旨)

第1条 この規程は、財団法人全国市町村振興協会(以下「協会」という。)が市町村に交付する消防広域応援交付金(以下「交付金」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(交付金の目的)

第2条 この交付金は、地震、風水害、林野火災等の大規模災害等に際し、都道府県の区域を越えて消防機関の応援(以下「消防応援」という。)を迅速かつ円滑に行うことを促進し、もって被災市町村における人命の救助、被害の軽減に資することを目的とする。

(対象とする災害)

第3条 交付金の交付の対象となる災害は、地震、風水害、林野火災等の大規模な災害又は高層建築物火災、コンビナート火災等の特殊な災害であって、消防組織法(昭和22年法律第226号)第24条の3の規定により、消防庁長官が消防応援につき、必要な措置をとったものとする。

(申請)

第4条 前条に規定する災害が発生した市町村は、都道府県の区域を越えて消防応援を受けた場合において、協会に対し、当該応援を行った市町村(以下「応援市町村」という。)に交付金の交付を申請することができる。

(交付金の交付)

第5条 理事長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る内容を審査し、応援市町村に交付金を交付するものとする。

2 交付金の額は、消防応援の規模、活動内容等に応じて、300万円を超えない範囲内において理事長が定める。

(都道府県が保有するヘリコプターを用いて消防広域応援を行った場合の特例)

第6条 応援市町村が都道府県が保有するヘリコプターを用いて消防広域応援を行った場合については、第4条中「当該応援を行った市町村(以下「応援市町村」という。)」とあるのは、「当該応援を行った市町村の属する都道府県(以下「都道府県」という。)」と、第5条中「応援市町村」とあるのは「都道府県」と読み替えてこの規定を適用するものとする。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関して必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則 〔平成6年8月26日〕

この規程は、平成6年9月1日から施行し、同年8月1日以降に発生した災害に係る交付金について適用する。

消防広域応援交付金交付細則

(趣旨)

第1条 この細則は、財団法人 金国市町村振興協会消防広域応援交付金交付規程(昭和62年規程第26号。次条において「規程」という。)第5条の規定に基づき、財団法人 全国市町村振興協会(以下「協会」という。)が市町村に交付する消防広域応援交付金(以下「交付金」という。)の交付について必要な事項を定めるものとする。

(交付申請)

第2条 規程第4条に規定する消防広域応援を受けた市町村(消防の事務を処理する一部事務組合を含む。以下「受援市町村」という。)の申請は、様式第1号の消防広域応援交付金交付申請書に様式第2号の消防広域応援実績報告書(受援市町村用)を添付して行うものとする。

2 前項の申請を行った受援市町村は、消防広域応援をした市町村(消防の事務を処理する一部事務組合を含む。以下「応援市町村」という。)に交付金の交付を申請した旨を通知するものとする。

(応援市町村の報告)

第3条 前条第2項の通知を受けた応援市町村は、様式第3号の消防広域応援実績報告書(応援市町村用)により消防広域応援の内容を協会に報告するものとする。

(交付決定の通知)

第4条 協会は、交付金の交付を決定したときは、応援市町村に対してその旨を通知するものとする。

(納入通知書の送付)

第5条 応援市町村は、前条の通知を受けたときは、協会へ納入通知書を送付するものとする。

(交付金の交付)

第6条 協会は、前条の納入通知書の送付があったときは、応援市町村に交付金を交付するとともに受援市町村に交付金の交付済通知を行うものとする。

(都道府県が保有するヘリコプターを用いて消防広域応援を行った場合の特例)

第7条 応援市町村が都道府県が保有するヘリコプターを用いて消防広域応援を行った場合については、第2条第2項中「消防広域応援をした市町村(消防の事務を処理する一部事務組合を含む以下「応援市町村」という。)」とあるのは「消防広域応援をした市町村(消防の事務を処理する一部事務組合を含む。以下「応援市町村」という。)の属する都道府県(以下「都道府県」という。)」と、第3条から第6条までの規定中「応援市町村」とあるのは「都道府県」と、様式第1号中「下記市(町村)」とあるのは「下記都道府県」と、「応援市町村名」とあるのは「都道府県名」と、「市(町村)」とあるのは「県(都道府)」と、様式第2号中「応援消防機関名」とあるのは「都道府県名」と、「市町村」とあるのは「都道府県」と、様式第3号中「応援市町村用」とあるのは「都道府県用」と、「応援消防機関」とあるのは「都道府県」と読み替え、様式第3号中「市町村名」を削ってこの細則を適用するものとする。

附 則

この細則は、昭和62年4月1日から実施する。

この細則は平成6年9月1日から施行し、同年8月1日以降に発生した災害に係る交付金について適用する。

様式第 1 号

年 月 日

財団法人全国市町村振興協会
理事長 殿

市 町 村 長

印

消防広域応援交付金交付申請書

別紙のとおり消防広域応援を受けたので、消防広域応援交付金交付規程第 4 条に基づき、下記市（町村）に対し交付金を交付されるよう申請します。

記

応援市町村名

市（町村）

消防広域応援実績報告書（受援市町村用）

都道府県名

市町村名

災 害 名		
災 害 発 生 場 所		
災 害 発 生 日 時 及 び 期 間		
災 害 の 概 要	災 害 の 状 況	
	人 的 被 害 状 況	死 者
		行 方 不 明 者
		負 傷 者
	計	
物 的 被 害 状 況		
消 防 広 域 応 援 の 概 要	応 援 要 請 年 月 日	
	応 援 消 防 機 関 名	
	応 援 期 間 (受 援 開 始 日 時 か ら 終 了 日 時 ま で)	
	応 援 人 員 (日 別 、 部 隊 別)	
	応 援 車 両 等 (種 別 、 数 量)	
	応 援 資 機 材 (種 別 、 数 量)	
	応 援 活 動 内 容	
特記事項 (応 援 活 動 に よ る 人 命 救 助 、 被 害 の 軽 減 等 の 状 況 等)		

（注） 印の欄については、複数の市町村から応援を受けた場合には、それぞれ記入すること。

報告書作成担当部局 作成者職・氏名 連絡先	
-----------------------------	--

消防広域応援実績報告書（応援市町村用）

都道府県名

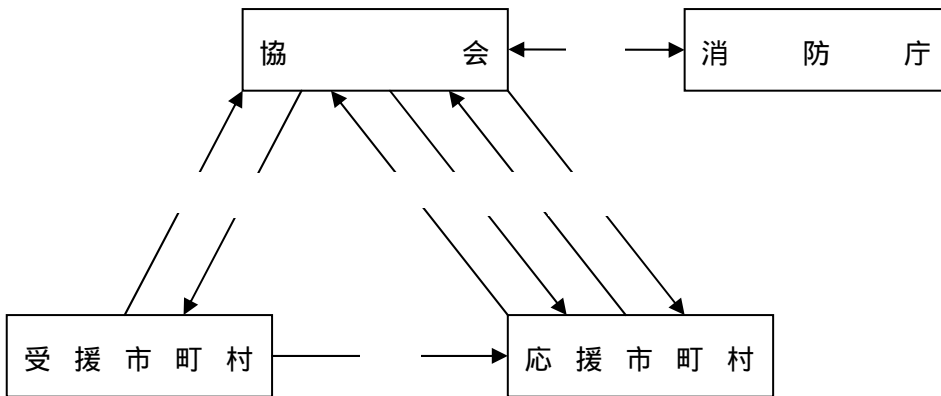
市町村名

災 害 名		
災 害 発 生 場 所		
災 害 発 生 日 時 及 び 期 間		
応 援 要 請 受 理 年 月 日		
消 防 広 域 応 援 の 概 要	出 動 期 間	出 動 年 月 日 時
		帰 隊 年 月 日 時
	応 援 消 防 機 関	
	応 援 人 員 (日 別 、 部 隊 別)	
	応 援 車 両 等 (種 別 、 数 量)	
	応 援 資 機 材 (種 別 、 数 量)	
	派 遣 方 法 (部 隊 、 資 機 材 の 移 動 方 法)	
	応 援 活 動 内 容	
備 考		

報告書作成担当部局 作成者職・氏名 連絡先	
-----------------------------	--

(参考)

消防広域応援交付金申請手順



- 交付金の交付申請
(応援実績報告添付)
- 交付申請をした旨の通知
- 応援実績報告
- 意見聴取
- 交付決定通知
- 納入通知書の送付
- 交付金の交付
- 交付金交付済み通知

資料 05-19

長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に関する協定

長野県（以下「甲」という。）、長野県市長会（以下「乙」という。）及び長野県町村会（以下「丙」という。）は、大規模災害により被災した都道府県・市区町村（以下「被災県等」という。）への支援について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、長野県外で大規模な災害が発生した場合に、被災県等に対し、甲、乙及び丙が一体となって迅速かつ的確な支援を行うため必要な事項について定めるものとする。

（支援の実施）

第2条 支援方法及び内容等については、別添「長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に係る基本方針」に基づき実施するものとする。

（その他）

第3条 この協定に関し必要な事項は、別に定める。

2 この協定に定めのない事項は、甲、乙及び丙が協議して定める。

附 則

この協定は、平成24年12月12日から適用する。

平成24年12月12日

甲 住所 長野市大字南長野字幅下692-2

長野県知事

乙 住所 長野市大字西長野字加茂北143-8

長野県市長会長

丙 住所 長野市大字西長野字加茂北143-8

長野県町村会長

資料 05-20 長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に係る基本方針

第1 総 則

1 目 的

この方針は、長野県外で大規模な災害が発生した場合、被災した都道府県・市区町村（以下「被災県等」という。）に対し、長野県（以下「県」という。）と長野県内の市町村（以下「市町村」という。）が一体となって、迅速かつ的確な支援を行うために設置する長野県合同災害支援チームの活動に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 用語の意義

(1) 代表市町村

長野県市町村災害時相互応援協定に定める代表市町村をいう。

(2) ブロック

長野県市町村災害時相互応援協定に定めるブロックをいう。

(3) 先遣隊

大規模災害が発生した際に、被災状況を把握するため、被災県等へ派遣する長野県職員と市町村職員（代表市町村職員もしくはブロックを代表する市町村職員をいう。以下同じ。）による合同チームをいう。

(4) 現地支援本部

被災県等において支援ニーズの把握、支援に関する調整及び支援の実施を行う組織をいう。

(5) 後方支援本部

支援に際し、長野県庁等において被災県、現地支援本部及び市町村との連絡、調整を行う組織をいう。

(6) 調整会議

支援方針、現地支援本部及び後方支援本部の体制等について調整を行う組織をいう。

第2 被災県等への支援

1 支援を行う被災県等

次に掲げる協定に基づき支援を行うこととなった被災県等とする。

- (1) 「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」（全国知事会）
- (2) 「災害時等の応援に関する協定」（中部圏知事会）
- (3) 「震災時等の相互応援に関する協定」（関東地方知事会）
- (4) 「災害時の相互応援に関する協定」（新潟県）
- (5) 県が新たに締結する災害時応援協定

2 支援の内容

主に、次の支援を行う。

- (1) 被災県等への職員派遣及び物資の提供
- (2) 被災者の受入及び施設の提供
 - ① 県内医療機関での傷病者の受入
 - ② 県内での避難所、応急仮設住宅等の提供
- (3) その他被災県等との協議の中で必要と認めた支援

3 支援の実施又は終了の決定

- (1) 被災県等に対する支援を実施する場合又は支援を終了する場合は、県危機管理監が県知事、市長会長及び町村会長の事前の承認を得るものとする。ただし、支援の実施に当たり、緊急を要する場合にあっては、事後の承認をもって足りるものとする。
- (2) 前項の承認後、県は、市町村に対して、県知事、市長会長及び町村会長の連名により、支援の決定又は終了を通知するものとする。

第3 支援体制の整備

1 先遣隊の派遣

- (1) 被災状況を把握するため、被災県等の災害対策本部に先遣隊を派遣する。
- (2) 先遣隊は、県職員2名と市町村職員2名を基本に構成し、隊長は県職員をもってあてる。
- (3) 先遣隊を派遣するブロックの順番、先遣隊の装備品など、派遣を円滑に行うために必要な事項については、あらかじめ県と代表市町村との協議で定める。

2 現地支援本部の設置

- (1) 先遣隊は、被災県等と調整の上、適切な場所に現地支援本部を設置し、運営にあたる。
なお、その場合は先遣隊長を現地支援本部の責任者とする。
- (2) 現地支援本部は、次の業務を行う。
 - ① 被災県等との連絡体制の確立
 - ② 被災県等の支援ニーズの把握
 - ③ 被災県等での職員、物資等の受入調整
 - ④ 広域避難を実施する場合の調整
 - ⑤ 被災県等に対する支援の実施
 - ⑥ その他、支援に必要な業務
- (3) 現地支援本部に派遣する県職員及び市町村職員の人数は、支援状況に応じて後方支援本部で決定する。

3 後方支援本部の設置

支援を決定した場合は、県及び市町村で構成する後方支援本部を原則として県庁内に設置する。ただし、県危機管理監が特に認めた場合は、県庁外に設置することができる。

(1) 後方支援本部は、県危機管理監、関係する部局の県職員及び各ブロック1名ずつの市町村職員を基本に構成し、設置後の被災県等への支援状況に応じて人数を定める。

(2) 後方支援本部の責任者は県危機管理監をもってあてる。

(3) 後方支援本部の業務

- ① 現地支援本部との連絡体制の確立
- ② 現地支援本部から送られる支援ニーズの把握と支援内容の検討
- ③ 支援内容の県及び市町村への割り振り
- ④ 支援に関する被災県等、現地支援本部及び市町村間の総合調整
- ⑤ 費用精算業務
- ⑥ その他支援に必要な業務

(4) 調整会議

県危機管理監、市長会事務局長、町村会事務局長及び後方支援本部の市町村職員で構成する調整会議を設置し、主に次の事項を協議する。

- ① 支援方針
- ② 現地支援本部及び後方支援本部の体制
- ③ 支援の終了
- ④ その他、支援を円滑に行うために調整が必要な事項

第4 県及び市町村において実施する事項

1 県が実施する事項

- (1) 本基本方針に係る事項の地域防災計画等への記載
- (2) 県及び市町村の支援可能な職員、物資等の把握
- (3) 支援可能な職員、物資等の確保
- (4) その他支援に必要な事項

2 代表市町村が実施する事項

- (1) 本基本方針に係る事項の地域防災計画等への記載
- (2) ブロック内市町村の支援可能な職員、物資等の把握
- (3) 支援可能な職員、物資等の確保
- (4) ブロック内の連絡体制の整備
- (5) その他支援に必要な事項

3 代表市町村以外の市町村が実施する事項

- (1) 本基本方針に係る事項の地域防災計画等への記載
- (2) 支援可能な職員、物資等の確保及び代表市町村への情報提供
- (3) その他支援に必要な事項

第5 その他

1 訓練の実施

他県で実施する防災訓練に合わせ、先遣隊の派遣訓練、現地支援本部及び後方支援本部の設置訓練、情報連絡に関する訓練を実施する。

2 姉妹市町村等の災害時応援協定との関係

この方針は、市町村が姉妹市町村等の災害時応援協定により被災市町村を支援することを妨げるものではない。

3 本方針を円滑に運用するために必要な事項は、県及び代表市町村で定める。

長野県緊急消防援助隊受援計画

令和2年12月

長野県

長野県緊急消防援助隊受援計画 目次

第1章	総則	1
第2章	応援等の要請	1
第3章	受援体制	4
第4章	指揮体制及び通信運用体制	7
第5章	消防応援活動の調整等	8
第6章	応援等の引揚げの決定	11
第7章	その他	11

資料等

別表第1	用語の定義	14
別表第2	長野県への応援部隊【基本計画・要請要綱】	15
別表第3	関係機関連絡先	16
別表第4	長野県内市町村の災害情報等連絡先	17
別表第5	長野県内消防本部連絡先	19
別表第6	陸上隊進出拠点及び担当消防本部	20
別表第7	航空隊活動拠点ヘリベース及びフォワードベース	23
別表第8	宿営可能場所	24
別表第9	長野県内の無線通信運用体制	28
別表第10	消防救急デジタル無線の共通波の設備整備状況	29
別表第11	長野県署活動用無線機周波数一覧表	32
別表第12	ヘリコプター離着陸場	33
別表第13	陸上隊燃料補給場所	35
別表第14	航空小隊燃料保管場所	48
別図第1	緊急消防援助隊応援要請系統図	49
別図第2	緊急消防援助隊部隊移動系統図（長官による部隊移動の求め又は指示）	50
別図第3	緊急消防援助隊部隊移動系統図（都道府県知事による部隊移動の指示）	51
様式1	調整本部の運営に係るチェックリスト	52
様式2	指揮支援部隊 受入れ管理表	55
様式3	都道府県大隊・各部隊 受入れ管理表（指揮支援部隊、航空部隊を除く）	56
様式4	都道府県大隊・各部隊 隊種別管理表	57
要請要綱別記様式1-1	緊急消防援助隊の応援等要請	58
要請要綱別記様式1-2	応援等要請のための連絡事項	59
要請要綱別記様式3-2	緊急消防援助隊の応援等決定通知	60
要請要綱別記様式3-3	緊急消防援助隊の出動隊数通知	61
要請要綱別記様式4-1	緊急消防援助隊の引揚げ決定通知	62

要請要綱別記様式 6-1	部隊移動に関する意見（照会）	・・・	63
要請要綱別記様式 6-2	部隊移動に関する意見（回答）	・・・	64
要請要綱別記様式 6-4	緊急消防援助隊の部隊移動通知	・・・	65
要請要綱別記様式 6-5	緊急消防援助隊の部隊移動通知（部隊移動先）	・・・	66
要請要綱別記様式 6-6	緊急消防援助隊の部隊移動の指示	・・・	67
要請要綱別記様式 6-7	緊急消防援助隊の部隊移動通知	・・・	68
要請要綱別記様式 6-8	緊急消防援助隊の部隊移動通知	・・・	69
要請要綱別記様式 7	長野県 ○○災害に係る緊急消防援助隊連絡体制	・・・	70

長野県緊急消防援助隊受援計画

改正 令和2年12月3日 2消第416号

第1章 総則

(目的)

第1 この計画は、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱（平成27年消防広第74号。以下「要請要綱」という。）第39条の規定に基づき、緊急消防援助隊の応援を受ける場合の受援体制について必要な事項を定め、緊急消防援助隊が円滑に活動できる体制の確保を図ることを目的とする。

(用語の定義)

- 第2 代表消防機関は、長野市消防局とする。
- 2 代表消防機関代行は、松本広域消防局とする。
- 3 前項までに定めるもののほか、用語については別表第1のとおりとする。

(連絡体制)

- 第3 緊急消防援助隊の受援に係る関係機関の連絡先は、別表第3のとおりとする。
- 2 長野県内市町村の災害情報等連絡先は、別表第4のとおりとする。
- 3 連絡方法は、原則として有線電話又はファクシミリ（これと併せて電子メールによっても可能とする。）によるものとする。ただし、有線断絶時には主運用波、地域衛星通信ネットワーク等を活用するものとする。

第2章 応援等の要請

(応援等要請の手続)

第4 緊急消防援助隊の応援等要請及び当該要請に係る手続は、別図第1のとおり行うものとする。

(知事による緊急消防援助隊の応援等の要請)

第5 長野県知事（以下「知事」という。）は、次に掲げるいずれかの状況が長野県内（以下「県内」という。）で確認等された場合は、代表消防機関の長（代表消防機関が被災している場合は、代表消防機関代行の長）と協議し、緊急消

防援助隊の応援等要請の判断を行うものとする。

- (1) 県内で最大震度 6 強以上の揺れを観測した場合
 - (2) 複数の消防本部（管轄内市町村）にわたり、気象庁から特別警報が発表され、かつ災害等が発生しており、県内での十分な応援が見込めない場合
 - (3) 長野県消防相互応援協定による【**全県応援要請**】があった場合
 - (4) その他、協議が必要と判断した場合
- 2 知事は、前項の各号の場合において、緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であると判断した場合は、消防庁長官（以下「長官」という。）に対して緊急消防援助隊の応援等の要請を電話により直ちに行うものとし、次に掲げる事項が明らかになり次第電話により報告するものとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による報告は、これらを把握した段階でファクシミリにより速やかに行うものとする（要請要綱別記様式 1 - 1）。
- (1) 災害の概況
 - (2) 出動が必要な区域や活動内容
 - (3) その他緊急消防援助隊の活動のために必要な事項
- 3 知事は、災害による死者数その他の詳細な災害の状況が迅速に判断できない場合であっても、甚大な被害に拡大することが見込まれ、緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であると判断したときは、長官に対して緊急消防援助隊の応援等の要請を行うものとする。
- 4 知事は、自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 83 条の規定に基づく自衛隊の災害派遣要請を行う場合又は緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であるか否かの判断に迷う場合は、長官に対して、被害状況や消防活動の状況等を連絡し、対応について協議するものとする。
- 5 知事は、被災地の市町村長等から、定期的に災害の状況やその他緊急消防援助隊の活動のために必要な事項について情報収集を行い、長官に対して報告するものとする。特に、被災地及びその周辺地域に緊急消防援助隊の活動に重大な支障を生ずるおそれのある施設が存在するときは、当該施設における災害の状況及び緊急消防援助隊の活動上必要な事項について情報収集を行い、長官に対して報告するものとする。
- 6 知事は、緊急消防援助隊の応援等要請を行った場合は、その旨を代表消防機関の長（代表消防機関が被災している場合は、代表消防機関代行の長）及び被災地の市町村長等に対して通知するものとする。

（応援等要請のための市町村長等の連絡）

第 6 被災地の市町村長等は、大規模災害又は特殊災害が発生し、災害の状況並

びに当該被災地の市町村及び長野県（以下「県」という。）の消防力を考慮して、緊急消防援助隊の応援等が必要であると判断した場合は、知事に対して、当該応援が必要である旨を直ちに電話により連絡するものとし、第5第2項各号に掲げる事項が明らかになり次第電話により連絡するものとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による連絡は、これらを把握した段階でファクシミリにより速やかに行うものとする（要請要綱別記様式1-2）。

- 2 被災地の市町村長等は、前項に規定する連絡を行った場合において、特に必要があると認めるときは、その旨及び当該市町村の災害の状況を長官に直ちに電話により連絡するものとする。
- 3 被災地の市町村長等は、知事に対して第1項の連絡ができない場合には、その旨を長官に直ちに電話により連絡するものとし、第5第2項各号に掲げる事項が明らかになり次第電話により連絡するものとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による連絡は、これらを把握した段階でファクシミリにより速やかに行うものとする（要請要綱別記様式1-2）。
- 4 被災地の市町村長等は緊急消防援助隊の活動に重大な支障を生ずるおそれのある施設が存在するときは、第2項の連絡と併せて報告するものとする。

（緊急消防援助隊の応援等決定通知等）

第7 知事は、長官から要請要綱別記様式3-2により応援等決定通知を受けた場合は、その旨を代表消防機関の長（代表消防機関が被災している場合は、代表消防機関代行の長）及び被災地の市町村長等に対して通知するものとする。

なお、被災地が複数に及び、出動の求め又は指示を行う段階において、応援先の市町村が指定されていない場合、知事は、その後判明した被害状況を踏まえ、長官と応援先市町村を調整するものとする。

- 2 県は、消防庁から要請要綱別記様式3-3により出動隊数通知を受けた場合は、その旨を被災地の市町村及び代表消防機関（代表消防機関が被災している場合は、代表消防機関代行）に対して通知するものとする。

（県が応援を受ける部隊）

第8 緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画（平成16年消防震第9号）及び要請要綱に基づく応援部隊を別表第2に示す。

(迅速出動等適用時の対応)

第9 被災地の市町村長等は、要請要綱第5条に規定する出動準備又は要請要綱第29条に規定する迅速出動が適用となる次に掲げる事象が県内で発生した場合は、直ちに被害状況の収集、緊急消防援助隊の応援が必要な地域等の確認を行い、知事に対して報告するものとする。

(1) 最大震度6弱以上の地震が発生した場合

(2) 噴火警報（居住区域）が発表された場合

2 知事は、要請要綱第5条に規定する出動準備又は要請要綱第29条に規定する迅速出動が適用となる前項各号に掲げる事象が県内で発生した場合は、早期に県内の被害状況、緊急消防援助隊の応援が必要な地域等について取りまとめ、長官に対して報告するものとする。

3 知事は、被害状況等により、緊急消防援助隊の応援が必要ではないと判断した場合は、速やかに長官に対して報告するものとする。

第3章 受援体制

(消防応援活動調整本部の設置)

第10 知事は、被災地での緊急消防援助隊等の迅速かつ的確な活動等に資するため、法第44条の規定に基づき緊急消防援助隊が出動し、かつ、被災地が複数の場合は、消防応援活動調整本部（以下「調整本部」という。）を設置するものとする。なお、被災地が一の場合であっても、警察、自衛隊、海上保安庁、DMAT等の関係機関との調整等の必要性を踏まえ、知事が必要と認める場合は、調整本部と同様の組織を設置するものとする。

2 調整本部は、長野県災害対策本部と密接な連携を図る必要があることから、県庁西庁舎3階長野県災害対策本部室に接近した場所に設置するものとする。

3 調整本部の本部長（以下「調整本部長」という。）は、知事（又は知事の委任を受けた者）をもって充てるものとする。

4 調整本部の副本部長は、長野県危機管理部消防課長及び県に出動した指揮支援部隊長をもって充てるものとする。

5 調整本部の本部員は、次に掲げるとおりとする。

なお、被害状況により調整本部に参集することができない場合は、電話等により調整本部と連絡をとり合うなど、適宜対応するものとする。

(1) 危機管理部消防課の職員

(2) 代表消防機関又は代表消防機関代行の職員

(3) 被災地を管轄する消防本部の職員

- (4) 長野県消防防災航空センターの職員
- (5) 長野県消防学校の職員
- 6 調整本部は、「長野県消防応援活動調整本部」と呼称するものとする。
- 7 知事は、調整本部を設置した場合は、設置日時、設置場所、本部員及び連絡先等について、長官及び被災地の市町村長等並びに代表消防機関の長（代表消防機関が被災している場合は、代表消防機関代行の長）に対して速やかに連絡するものとする。
- 8 調整本部は、長野県災害対策本部及び政府現地対策本部で決められた方針の下で、次に掲げる事務を行うものとする。
 - (1) 被災状況、県が行う災害対策等の各種情報の集約及び整理に関すること。
 - (2) 被災地消防本部、消防団、長野県消防相互応援隊及び緊急消防援助隊の活動調整に関すること。
 - (3) 緊急消防援助隊の部隊移動に関すること。
 - (4) 自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関との連絡調整に関すること。
 - (5) 県内で活動する緊急消防援助隊の安全管理体制に関すること。
 - (6) 長野県災害対策本部に設置された活動調整担当（消防班）との連絡調整に関すること。
 - (7) 長野県災害対策本部に設置された災害医療本部等との連絡調整に関すること。
 - (8) その他必要な事項に関すること。
- 9 調整本部は、様式1、様式2、様式3及び様式4を活用し、運用するものとする。
- 10 調整本部長は、法第44条の2第8項の規定に基づき、国の職員その他の者を調整本部の会議へ出席させる必要があると認め、その要請を行った場合は、消防庁に対して連絡するものとする。
- 11 調整本部は、被害状況、活動状況その他必要な事項について、適宜、消防庁に対して連絡するものとする。
- 12 調整本部は、消防庁と調整の上、指揮支援部隊長を受入れるヘリコプター離着陸場や当該離着陸場から調整本部までの移動手段の確保等を行うものとする。
- 13 調整本部は、指揮支援部隊長が調整本部に到着後、速やかに被害状況、被災地消防本部及び消防団の活動状況、長野県消防相互応援隊の編成状況及び活動状況等を報告するものとする。
- 14 調整本部は、被災地消防本部が設置した指揮本部から、緊急消防援助隊の受け入れ体制が整わないとの連絡があった場合は、代表消防機関とその任務に係

る調整を行うものとする。

(指揮本部の設置)

- 第 11 被災地消防本部は、緊急消防援助隊の出動が決定した場合は、被災地での緊急消防援助隊の迅速かつ的確な活動等に資するため、指揮本部を設置するものとする。
- 2 指揮本部は、次に掲げる事務を行うものとする。
 - (1) 被害状況（ライフラインの状況、道路の通行可否を含む。）の収集に関すること。
 - (2) 被害状況並びに被災地消防本部及び消防団の活動に係る記録に関すること。
 - (3) 緊急消防援助隊の受援体制の確立及び受援活動の実施に関すること。
 - (4) その他緊急消防援助隊の受援に必要な事項に関すること。
 - 3 指揮本部は、指揮支援部隊長より指揮支援本部を設置するとの連絡を受けた場合、指揮支援部隊長に指揮支援本部を設置する場所、受入れ担当者等を報告するとともに、調整本部と調整の上、指揮支援隊を受入れるヘリコプター離着陸場や当該離着陸場から指揮支援本部までの移動手段の確保等を行うものとする。
 - 4 指揮本部は、指揮支援本部長が指揮支援本部に到着後、速やかに被害状況、被災地消防本部及び消防団の活動状況、長野県消防相互応援隊の編成状況及び活動状況等を報告するものとする。
 - 5 指揮本部は、緊急消防援助隊の受入れ体制が整わないと判断する場合は、県及び代表消防機関に遅滞なくその任務に係る調整を求めるものとする。
 - 6 指揮本部は、被害が発生している構成市町村の災害対策本部に職員を派遣し、連絡体制の構築を図るものとする。

(進出拠点)

- 第 12 調整本部は、緊急消防援助隊の進出拠点について消防庁及び被災地消防本部と協議するものとする。
- 2 陸上隊の進出拠点及び担当消防本部は、別表第 6 のとおりとする。
 - 3 調整本部は、消防庁において決定された進出拠点について、被災地消防本部及び進出拠点担当消防本部に対して連絡するものとする。
 - 4 被災地消防本部又は進出拠点担当消防本部は、進出拠点に連絡員等を派遣するものとする。
 - 5 連絡員等は、到着した都道府県大隊、統合機動部隊、エネルギー・産業基盤災害即応部隊、NBC 災害即応部隊、土砂・風水害機動支援部隊（以下、「応

援都道府県大隊等」という。)の隊名及び規模について確認し、応援都道府県大隊等の長に対して、応援先市町村、任務、道路の通行障害等について情報提供を行うとともに、活動場所及び宿営場所までの経路を示すものとする。

(活動拠点ヘリベース及びフォワードベース)

第 13 航空隊の活動拠点ヘリベース及びフォワードベースは、別表第 7 のとおりとする。

(宿営場所)

第 14 調整本部は、災害の状況、緊急消防援助隊の規模等を考慮し、別表第 8 のうちから宿営場所を選定し、消防庁及び被災地消防本部と協議するものとする。協議に当たっては、状況に応じ、被災地の近隣市町村に設置することも考慮するものとする。

- 2 調整本部は、消防庁において決定された宿営場所について、被災地消防本部及び宿営場所担当消防本部に対して連絡するものとする。
- 3 被災地消防本部又は宿営場所担当消防本部は、宿営場所の施設管理者と調整するとともに、緊急消防援助隊の受入れのための人員を必要に応じて派遣するものとする。
- 4 被災地若しくは被災地の近隣市町村に適切な宿营地がない場合は、長野県広域受援計画（平成 31 年 3 月）に記載の救助活動拠点を宿営場所とすることができる。

第 4 章 指揮体制及び通信運用体制

(指揮体制等)

第 15 調整本部長は、調整本部の事務を総括するものとする。

- 2 指揮支援部隊長は、県内で活動する指揮支援部隊を統括し、長野県災害対策本部長又は調整本部長を補佐し、及びその指揮の下で、緊急消防援助隊の活動を管理するものとする。
- 3 指揮者は、指揮支援本部長の補佐を受け、被災地における陸上に係る緊急消防援助隊の活動を指揮するものとする。
- 4 指揮支援隊長は、指揮支援本部長として、指揮者を補佐し、及びその指揮の下で、被災地における陸上に係る緊急消防援助隊の活動の管理を行うものとする。
- 5 航空指揮支援隊長は、ヘリベース指揮者を補佐し、及びその指揮の下で、被

- 災地における航空に係る緊急消防援助隊の活動の管理を行うものとする。
- 6 統合機動部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該統合機動部隊の活動の指揮を行うものとする。
 - 7 エネルギー・産業基盤災害即応部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該エネルギー・産業基盤災害即応部隊の活動の指揮を行うものとする。
 - 8 N B C 災害即応部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該 N B C 災害即応部隊の活動の指揮を行うものとする。
 - 9 土砂・風水害機動支援部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該土砂・風水害機動支援部隊の活動の指揮を行うものとする。
 - 10 都道府県大隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該都道府県大隊の活動の指揮を行うものとする。
 - 11 緊急消防援助隊の連絡体制は、要請要綱別記様式 7 のとおりとする。

(通信運用体制)

- 第 16 県内の無線通信運用体制は、別表第 9 のとおりとする。
- 2 消防救急デジタル無線の共通波の設備整備状況は、別表第 10 のとおりとする。
 - 3 都道府県大隊等の小隊内における隊員間の通信にあつては、署活動用無線機を使用できるものとし、長野県署活動用無線機周波数一覧表（別表第 11）を確認し使用する。

第 5 章 消防応援活動の調整等

(任務付与)

- 第 17 指揮者は、次に掲げる事項について到着した応援都道府県大隊等の長に対して情報提供を行うとともに、任務付与するものとする。
- (1) 被害状況
 - (2) 活動方針
 - (3) 活動地域及び任務
 - (4) 安全管理に関する体制
 - (5) 使用無線系統
 - (6) 地理及び水利の状況

- (7) 燃料補給場所
- (8) その他活動上必要な事項

(関係機関との活動調整)

第 18 知事は、災害対策本部等において、自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT 等関係機関間における情報共有及び活動調整等を行うため、必要に応じて活動調整会議を開催するものとする。

(資機材の貸出し及び地図の配付)

- 第 19 指揮本部は、応援都道府県大隊等に対して、スピンドルドライバー及びその他活動上必要な資機材を可能な範囲で貸し出すものとする。
- 2 指揮本部は、応援都道府県大隊等に対して、広域地図及び住宅地図等を配付するものとする。

(ヘリコプター離着陸場)

第 20 ヘリコプター離着陸場は、別表第 12 のとおりとする。

(燃料補給場所等)

- 第 21 調整本部は、燃料の補給場所について統括指揮支援隊又は指揮支援隊を通じて、応援都道府県大隊等へ連絡するものとする。
- 2 陸上隊の燃料補給場所は、別表第 13 のとおりとする。
- 3 航空小隊の燃料保管場所は、別表第 14 のとおりとする。

(燃料調達要請)

第 22 調整本部長は、燃料の調達が必要と判断した場合は、燃料等の供給について災害時の応援協定を締結している団体に、長野県災害対策本部を通じて要請するものとする。

(重機派遣要請)

- 第 23 調整本部長は、重機保有団体の協力が必要と判断した場合は、重機派遣について災害時の応援協定を締結している団体に、長野県災害対策本部を通じて要請するものとする。
- 2 調整本部長は、必要に応じ、重機等を保有する土砂・風水害機動支援部隊の応援要請又は増隊要請を行うものとする。

(物資等調達要請)

第 24 調整本部長は、食糧及び仮設トイレ等の調達が必要と判断した場合は、物資調達について災害時の応援協定を締結している団体に、長野県災害対策本部を通じて要請するものとする。

(増隊要請)

第 25 知事は、緊急消防援助隊の活動状況を踏まえ、人員又は装備等の観点から緊急消防援助隊を増隊する必要があると判断した場合には、長官に増隊の要請を行うものとする。

(部隊移動)

第 26 緊急消防援助隊の部隊移動に関する手続は、別図第 2 又は別図第 3 のとおり行うものとする。

(長官の求め又は指示による部隊移動)

- 第 27 知事は、長官から要請要綱別記様式 6-1 により意見を求められた場合は、被災地の市町村長等に対して意見を求めるものとする。
- 2 被災地の市町村長等は、前項の規定に基づく意見を求められた場合は、知事に対して要請要綱別記様式 6-2 により回答するものとする。
 - 3 知事は、被災地の市町村長等の意見を付して、長官に対して要請要綱別記様式 6-2 により回答するものとする。
 - 4 知事は、長官から要請要綱別記様式 6-4 により連絡を受けた場合は、被災地の市町村長等に対して連絡するものとする。
 - 5 知事は、長官から要請要綱別記様式 6-5 により、県への部隊移動の求め又は指示を行った旨の連絡を受けた場合は、部隊移動先の市町村長等に対して連絡するものとする。

(知事による部隊移動)

- 第 28 知事は、部隊の移動先、規模及び必要性を明示して、調整本部に対して部隊移動に関する意見を求めるものとする。
- 2 調整本部は、前項の規定に基づく意見を求められた場合は、被災地の市町村長等の意見を把握するよう努めるとともに、県内の消防の応援等の状況を総合的に勘案して、知事に対して部隊移動に関する意見を回答するものとする。
 - 3 知事は、調整本部の意見を踏まえ、指揮支援本部長を經由して応援都道府県大隊等の長に対し、要請要綱別記様式 6-6 により指示を行うものとする。
 - 4 知事は、部隊移動の指示を行った場合は、部隊移動先の市町村長等に対して

要請要綱別記様式 6-7 により通知するものとする。

- 5 知事は、部隊移動の指示を行った場合は、長官に対して速やかに要請要綱別記様式 6-8 により通知するものとする。
- 6 調整本部は、部隊移動の指示内容について、適切に記録しておくものとする。

(部隊移動に係る連絡)

第 29 調整本部は、部隊移動を行う場合は、長野県災害対策本部に対して部隊規模を連絡し、道路啓開、先導等の所要の措置を要請するものとする。

第 6 章 応援等の引揚げの決定

(活動終了及び引揚げの決定)

第 30 被災地の市町村長等は、指揮支援本部長からの活動報告、現地合同調整所における調整結果等を統合的に勘案し、緊急消防援助隊の活動終了を判断するものとし、知事へ直ちに電話によりその旨を連絡するものとする。

- 2 前項の連絡を受けた知事は、政府現地対策本部等と調整の上、緊急消防援助隊の引揚げを決定する。この場合において、長官、被災地の市町村長等及び指揮支援部隊長に対して直ちに電話によりその旨を通知するものとし、書面による通知をファクシミリにより速やかに行うものとする。(要請要綱別記様式 4-1)
- 3 知事は、緊急消防援助隊の活動終了に伴い調整本部を廃止した場合は、長官に対して、速やかにその旨を報告するものとする。

第 7 章 その他

(情報共有)

第 31 調整本部、指揮支援本部及び指揮本部は、緊急消防援助隊動態情報システム、支援情報共有ツール、ヘリコプター動態管理システム等を積極的に活用し、緊急消防援助隊等との情報共有に努めるものとする。

特に、緊急消防援助隊動態情報システム及び支援情報共有ツールを活用し、被害状況や活動状況を撮影した動画及び静止画の共有に努めるものとする。

- 2 被害状況は、地上からの情報収集のほか、消防防災ヘリコプター及びドローン等を有効に活用し、上空からも積極的に情報収集を行い、情報共有に努めるものとする。

(災害時の体制整備)

第 32 知事、各市町村長及び各消防本部の消防長は、関係機関と連携し、災害時における重機派遣に関する協力体制、燃料等の供給体制及び物資等の調達体制を構築し、災害時の体制整備に努めるものとする。

(県の受援計画の策定)

第 33 知事は、県内の市町村が被災し、緊急消防援助隊の応援等を受ける場合の受援計画を策定するものとする。

- 2 知事は、受援計画の策定及び変更にあたっては、代表消防機関の長と調整を行うとともに、各消防本部の消防長の意見を集約するものとする。
- 3 知事は、受援計画の策定又は変更にあたっては、地域防災計画の内容と整合を図るものとする。
- 4 知事は、受援計画を策定又は変更した場合は、長官に対して当該計画を報告するとともに、県に対応する第一次出動都道府県大隊及び出動準備都道府県大隊の都道府県の知事並びに県に対応する統括指揮支援隊及び指揮支援隊の属する消防本部の消防長に対して策定又は変更した旨を連絡するものとする。

(消防本部の受援計画の策定)

第 34 各消防本部の消防長は、緊急消防援助隊の受入れが円滑に行われるように、緊急消防援助隊受援計画を策定するものとする。

- 2 各消防本部の消防長は、受援計画の策定及び変更にあたっては、県が策定する受援計画及び地域防災計画の内容と整合を図るものとする。
- 3 各消防本部の消防長は、当該計画を策定又は変更した場合は、知事に対して報告するものとする。

(航空隊の受援計画)

第 35 航空隊の受援計画については、本計画に定める事項の他、長野県緊急消防援助隊航空隊受援計画に定めるものとする。

(地理情報)

第 36 各消防本部は、緊急消防援助隊の活動が円滑に行われるように、次に掲げる事項を記した地図を作成しておくものとする。

- (1) 広域地図
- (2) 住宅地図
- (3) ヘリコプターの離着陸場位置図
- (4) 燃料補給場所位置図

- (5) 消防水利位置図
- (6) 物資等の調達可能場所位置図
- (7) 救急搬送医療機関位置図

(県の訓練)

第 37 県は、原則年 1 回、県総合防災訓練又は緊急消防援助隊関東ブロック合同訓練等において、関係機関と合同で調整本部の設置運営訓練を行うなど、緊急消防援助隊の受援体制の強化を図るものとする。

附 則

この計画は、平成 18 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この計画は、平成 20 年 8 月 27 日から施行する。

附 則

この計画は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この計画は、平成 24 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この計画は、平成 25 年 6 月 5 日から施行する。

附 則

この計画は、令和元年 6 月 27 日から施行する。

附 則

この計画は、令和 2 年 12 月 3 日から施行する。

用語の定義

No.	用語	内容	備考
1	法	「消防組織法(昭和22年12月23日法律第226号)」をいう。	
2	基本計画	「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画(平成16年2月6日消防震第9号)」をいう。	
3	運用要綱	「緊急消防援助隊の運用に関する要綱(平成16年3月26日消防震第19号)」をいう。	
4	代表消防機関	消防庁長官が、都道府県ごとに、消防機関の推薦に基づき定めた当該都道府県大隊の出動に関する調整を行う消防機関をいう。	基本計画 第2章第2節2
5	代表消防機関代行	代表消防機関が被災等によりその任務を遂行できない場合にその任務を代行する消防機関をいう。	
6	応援等	災害が発生した市町村の消防の応援又は支援をいう。	法第44条第1項
7	長官	消防庁長官をいう。	
8	迅速出動	法第44条に基づき、あらかじめ長官と都道府県知事及び市町村長の間で一定条件付きの緊急消防援助隊の出動等に関する措置要求等の準備行為を行っておき、災害等の規模が該当条件を満たした場合に当該措置要求を行い、これに応じて出動することをいう。	要請要綱第2条(14)
9	調整本部	被災地の応援等のため当該都道府県及び当該都道府県の区域内の市町村が実施する措置の総合調整を円滑に実施するため、被災地の属する都道府県知事が設置する消防応援活動調整本部をいう。	法第44条の2
10	被災地消防本部	被災地を管轄する消防本部をいう。	運用要綱第2条(1)
11	活動拠点ヘリベース	被災地(被災地の周辺地域を含む)における航空機を用いた消防活動の拠点をいう。	運用要綱第2条(4)
12	フォワードベース	被災地近傍の飛行場外離着陸場等で、活動拠点ヘリベースに都度帰投することなく航空活動を安全かつ効率的に継続することを目的として設置する離着陸、給油、人員の乗降機、装備・物資等の積み降ろしが可能な拠点をいう。	
13	航空指揮本部	活動拠点ヘリベースの指揮本部をいう。	運用要綱第2条(4)
14	指揮本部	被災地消防本部の指揮本部をいう。	運用要綱第2条(2)
15	指揮者	被災地の市町村長又は当該市町村長の委任を受けた消防長をいう。	基本計画 第2章第5節1(4)
16	指揮支援部隊	大規模災害又は特殊災害の発生に際し、ヘリコプター等で緊急に被災地に赴き、災害に関する情報を収集し、長官及び関係のある都道府県知事等に伝達するとともに、被災地における緊急消防援助隊に係る指揮が円滑に行われるように支援活動を行うことを任務とする部隊をいう。	基本計画 第2章第5節1(1)
17	指揮支援部隊長	指揮支援部隊を統括し、被災地に係る都道府県災害対策本部長又は調整本部長を補佐し、及び指揮を受け被災地における緊急消防援助隊の活動を管理することを任務とする者をいう。	基本計画 第2章第5節1(3)
18	指揮支援本部	被災地の消防本部及び消防団、都道府県内消防応援隊並びに緊急消防援助隊の活動調整、関係機関との活動調整、調整本部に対する報告等を行うため、指揮支援隊長等を本部長として被災地に設置する本部をいう。	運用要綱第25条
19	指揮支援隊長	被災地の指揮者を補佐し、及び指揮者の指揮を受け被災地における緊急消防援助隊の活動を管理することを任務とする者をいう。	基本計画 第2章第5節1(4)
20	都道府県大隊長	都道府県大隊を統括して被災地へ赴くとともに、指揮支援隊長の管理を受け、被災地における都道府県大隊の活動を管理することを任務とする者をいう。	基本計画 第2章第2節3
21	ヘリベース指揮者	航空機の活動拠点で航空機を用いた消防活動の指揮を行う者をいう。	基本計画 第2章第5節1(5)
22	航空指揮支援本部	受援都道府県内の航空隊及び航空に係る緊急消防援助隊の活動調整、航空に係る緊急消防援助隊の安全管理、調整本部に対する報告等を行うため、航空指揮支援隊長を本部長として航空指揮本部と同一の場所に設置する本部をいう。	運用要綱第26条
23	航空指揮支援隊長	ヘリベース指揮者を補佐し、及びヘリベース指揮者の指揮を受け被災地における航空に係る緊急消防援助隊の活動を管理することを任務とする者をいう。	基本計画 第2章第5節1(5)
24	統合機動部隊	長官の出動の求め又は指示後、迅速に出動し、被災地において消防活動を緊急に行うとともに、都道府県大隊が後続する場合に当該都道府県大隊の円滑な活動に資する情報の収集及び提供を行うことを任務とする。	基本計画 第2章第5節2
25	エネルギー・産業基盤災害即応部隊(ドラゴンハイパー・コマンドユニット)	石油コンビナート、化学プラント等エネルギー・産業基盤の立地する地域における特殊災害に対し、高度かつ専門的な消防活動を迅速かつ確に行うことを任務とする部隊をいう。	基本計画 第2章第5節3
26	NBC災害即応部隊	NBC災害(緊急消防援助隊に関する政令(平成15年8月29日政令第379号)第1条に規定する原因により生ずる特殊な災害をいう。)に対し、高度かつ専門的な消防活動を迅速かつ確に行うことを任務とする部隊をいう。	基本計画 第2章第5節4
27	土砂・風水害機動支援部隊	土砂災害又は風水害に対し、他の都道府県大隊等と連携し、重機等を用いた消防活動を迅速かつ確に行うことを任務とする部隊をいう。	基本計画 第2章第5節5
28	進出拠点	緊急消防援助隊が被災地に進出するための目標とする拠点(一次的に集結する場所を含む。)をいう。	運用要綱第2条(15)
29	陸上隊	航空指揮支援隊、航空部隊及び水上小隊以外の隊をいう。	
30	航空隊	法第30条第3項に規定する都道府県の航空消防隊又は航空機を用いた消防活動を行う消防本部の消防隊をいう。	運用要綱第2条(11)
31	部隊移動	法第44条の規定に基づく長官の措置の求め又は指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が市町村(東京都の特別区並びに市町村の消防の一部事務組合及び広域連合は、一の市町村とみなす。以下この号において同じ。)若しくは都道府県をまたいで別の被災地へ出動すること、又は法第44条の3の規定に基づく都道府県知事の指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が市町村をまたいで当該都道府県内の別の被災地に出動することをいう。	要請要綱第2条(21)

関係機関連絡先

令和2年4月1日現在

Table with columns: 都道府県等, 関係機関, 平日, メールアドレス, 休日・夜間, 消防防災連絡(平日), 消防防災連絡(休日・夜間), 電話番号, FAX, 担当課(室), 担当課(室), 電話番号, FAX, 電話番号, FAX, 電話番号, FAX. Rows include prefectures like 長野県, 群馬県, 東京都, 神奈川県, 千葉県, 埼玉県, 茨城県, 栃木県, 群馬県, 東京都, 神奈川県, 千葉県, 埼玉県, 茨城県, 栃木県, 群馬県, 東京都, 神奈川県, 千葉県, 埼玉県, 茨城県, 栃木県, 群馬県.

長野県内市町村の災害情報等連絡先

管轄消防(局)本部	災害対策本部名	災害対策本部設置場所	N T T 回線		地域衛星通信ネットワーク	
			電話	F A X	電話	F A X
長野市消防局	長野市災害対策本部	長野市大字鶴賀緑町1613	026-226-4911	026-224-5100	020-201-79	020-201-76
	信濃町災害対策本部	上水内郡信濃町大字柏原428-1	026-255-3111	026-255-6103	020-592-79	020-592-76
	飯綱町災害対策本部	上水内郡飯綱町大字牟礼2795-1	026-253-2511	026-253-6887	020-593-79	020-593-76
	小川村災害対策本部	上水内郡小川村大字高府8800-8	026-269-2323	026-269-3578	020-612-79	020-612-76
須坂市消防本部	須坂市災害対策本部	須坂市大字須坂1528番地の1	026-248-9000	026-246-0750	020-641-79	020-641-76
	小布施町災害対策本部	上高井郡小布施町大字小布施1491-2	026-247-3111	026-247-3113	020-642-79	020-642-76
	高山村災害対策本部	上高井郡高山村大字高井4972	026-245-1100	026-248-0066	020-643-79	020-643-76
千曲坂城消防本部	千曲市災害対策本部	千曲市大字杭瀬下2丁目1番地	026-273-1111	026-273-1004	020-631-79	020-631-76
	坂城町災害対策本部	坂城町大字坂城10050番地	0268-82-3111	0268-82-8307	020-632-79	020-632-76
岳北消防本部	飯山市災害対策本部	飯山市大字飯山1110-1	0269-62-3111	0269-62-5990	020-661-79	020-661-76
	木島平村災害対策本部	下高井郡木島平村大字往郷914-6	0269-82-3111	0269-82-4121	020-662-79	020-662-76
	野沢温泉村災害対策本部	下高井郡野沢温泉村大字豊郷9817	0269-85-3111	0269-85-3913	020-663-79	020-663-76
	栄村災害対策本部	下水内郡栄村大字北信3433	0269-87-3111	0269-87-3083	020-664-79	020-664-76
岳南広域消防本部	中野市災害対策本部	中野市三好町1丁目3番19号	0269-22-2111	0269-26-0349	020-651-79	020-651-76
	山ノ内町災害対策本部	下高井郡山ノ内町大字平穂3352-1	0269-33-3111	0269-33-4527	020-652-79	020-652-76
松本広域消防局	松本市災害対策本部	松本市丸の内3-7	0263-34-3001	0263-33-1877	020-531-79	020-531-76
	塩尻市災害対策本部	塩尻市大門7-3-3	0263-52-0280	0263-54-5549	020-541-79	020-541-76
	安曇野市災害対策本部	安曇野市豊科町4340	0263-72-6769	0263-72-6739	020-551-79	020-551-76
	麻績村災害対策本部	東筑摩郡麻績村麻績3837	0263-67-3001	0263-67-3094	020-523-79	020-513-76
	生坂村災害対策本部	東筑摩郡生坂村5493-2	0263-69-3111	0263-69-3115	020-513-79	020-513-76
	山形村災害対策本部	東筑摩郡山形村2030-1	0263-98-3111	0263-98-3078	020-542-79	020-542-76
	朝日村災害対策本部	東筑摩郡朝日村小野沢296-5	0263-99-2001	0263-99-2745	020-543-79	020-543-76
	筑北村災害対策本部	東筑摩郡筑北村坂北2187	0263-66-2211	0263-66-3656	020-521-79	020-521-76
	北アルプス広域消防本部	大町市災害対策本部	大町市大町3887	0261-22-0420	0261-23-4304	020-571-79
池田町災害対策本部	池田町大字池田3203-6	0261-62-3131	0261-62-9404	020-572-79	020-572-76	
松川村災害対策本部	松川村76-5	0261-62-3111	0261-62-9405	020-573-79	020-573-76	
白馬村災害対策本部	白馬村大字北城7025	0261-72-5000	0261-72-7001	020-582-79	020-582-76	
小谷村災害対策本部	小谷村大字中小谷丙131	0261-82-2001	0261-82-2232	020-583-79	020-583-76	
木曾広域消防本部	木曾町災害対策本部	木曾町福島2326-6	0264-22-3000	0264-24-3600	020-481-79	020-481-76
	上松町災害対策本部	上松町駅前通2-13	0264-52-2001	0264-52-2150	020-491-79	020-491-76
	南木曾町災害対策本部	南木曾町読書3668-1	0264-57-2001	0264-57-2270	020-501-79	020-501-76
	木祖村災害対策本部	木祖村藪原1191-1	0264-36-2001	0264-36-3344	020-483-79	020-483-76
	王滝村災害対策本部	王滝村3623	0264-48-2001	0264-48-2172	020-494-79	020-494-76
	大桑村災害対策本部	大桑村長野2778	0264-55-3080	0264-55-4134	020-502-75	020-502-76
上田地域広域連合消防本部	上田市災害対策本部	上田市大手一丁目11番16号	0268-22-4100	0268-25-4100	020-361-79	020-361-76
	東御市災害対策本部	東御市東281番地2	0268-62-1111	0268-63-5431	020-371-79	020-371-76
	青木村災害対策本部	小県郡青木村大字田沢111	0268-49-0111	0268-49-3670	020-364-79	020-364-76
	長和町災害対策本部	小県郡長和町長久保525番地1	0268-68-3111	0268-68-4011	020-372-79	020-372-76

佐久広域連合消防本部	小諸市災害対策本部	小諸市相生町三丁目3番3号	0267-22-1700	0267-23-8766	020-321-79	020-321-76
	佐久市災害対策本部	佐久市中込3056番地	0267-62-2111	0267-63-1680	020-331-79	020-331-76
	佐久穂町災害対策本部	南佐久郡佐久穂町大字高野町569番地	0267-86-2525	0267-86-4935	020-322-79	020-322-76
	小海町災害対策本部	南佐久郡小海町大字豊里57番地1	0267-92-2525	0267-92-4335	020-311-79	020-311-76
	川上村災害対策本部	南佐久郡川上村大字大深山525番地	0267-97-2121	0267-97-2125	020-312-79	020-312-76
	南牧村災害対策本部	南佐久郡南牧村大字海ノ口1051番地	0267-96-2211	0267-96-2158	020-313-79	020-313-76
	南相木村災害対策本部	南佐久郡南相木村3525番地1	0267-78-2121	0267-78-2139	020-342-79	020-342-76
	北相木村災害対策本部	南佐久郡北相木村2744番地	0267-77-2111	0267-77-2879	020-343-79	020-343-76
	軽井沢町災害対策本部	北佐久郡軽井沢町大字長倉2381番地1	0267-45-8111	0267-46-3165	020-341-79	020-341-76
	御代田町災害対策本部	北佐久郡御代田町大字馬瀬口1794番地6	0267-32-3111	0267-32-3929	020-323-79	020-323-76
	立科町災害対策本部	北佐久郡立科町大字芦田2532番地	0267-56-2311	0267-56-2310	020-352-79	020-352-76
諏訪広域消防本部	岡谷市災害対策本部	岡谷市幸町8番1号	0266-23-4811	0266-24-0689	020-381-79	020-381-76
	諏訪市災害対策本部	諏訪市高島一丁目22番30号	0266-52-4141	0266-57-0660	020-391-79	020-391-76
	茅野市災害対策本部	茅野市塚原二丁目6番1号	0266-72-2101	0266-72-9040	020-392-79	020-392-76
	下諏訪町災害対策本部	諏訪郡下諏訪町西鷹野町4613-8	0266-27-1111	0266-28-1070	020-382-79	020-382-76
	富士見町災害対策本部	諏訪郡富士見町落合10777番地	0266-62-2250	0266-62-4481	020-393-79	020-393-76
	原村災害対策本部	諏訪郡原村弘沢 6549-1	0266-79-2111	0266-79-5504	020-394-79	020-394-76
飯田広域消防本部	飯田市災害対策本部	飯田市大久保町2534	0265-22-4511	0265-24-9316	020-441-79	020-441-76
	松川町災害対策本部	松川町元大島3823	0265-36-3111	0265-36-5091	020-452-79	020-452-76
	高森町災害対策本部	高森町下市田2183-1	0265-35-3111	0265-35-8294	020-451-79	020-451-76
	阿智村災害対策本部	阿智村大字駒場483	0265-43-2220	0265-43-3940	020-432-79	020-432-76
	喬木村災害対策本部	喬木村6664	0265-33-2001	0265-33-4511	020-444-79	020-444-76
	豊丘村災害対策本部	豊丘村神福3120	0265-35-3311	0265-35-9065	020-443-79	020-443-76
	大鹿村災害対策本部	大鹿村大字大河原354	0265-39-2001	0265-39-2269	020-454-79	020-454-76
	阿南町災害対策本部	阿南町東條58-1	0260-22-2141	0260-22-2576	020-471-79	020-471-76
	平谷村災害対策本部	平谷村354	0265-48-2211	0265-48-2212	020-462-79	020-462-76
	根羽村災害対策本部	根羽村2131-1	0265-49-2111	0265-49-2277	020-463-79	020-463-76
	下條村災害対策本部	下條村睦沢8801-1	0260-27-2311	0260-27-3536	020-433-79	020-433-76
	売木村災害対策本部	売木村968-1	0260-28-2311	0260-28-2135	020-464-79	020-464-76
	天龍村災害対策本部	天龍村平岡878	0260-32-2001	0260-32-2525	020-472-79	020-472-76
	泰阜村災害対策本部	泰阜村3236-1	0260-26-2111	0260-26-2553	020-434-79	020-434-76
上伊那広域消防本部	伊那市災害対策本部	伊那市新田3050	0265-78-4111	0265-74-1250	020-401-79	020-401-76
	辰野町災害対策本部	上伊那郡辰野町中央1番地	0266-41-1111	0266-41-3976	020-421-79	020-421-76
	箕輪町災害対策本部	上伊那郡箕輪町大字中箕輪10298	0265-79-3111	0265-79-0230	020-422-79	020-422-76
	南箕輪村災害対策本部	上伊那郡南箕輪村4825-1	0265-72-2104	0265-73-9799	020-423-79	020-423-76
	駒ヶ根市災害対策本部	駒ヶ根市赤須町20番1号	0265-83-2111	0265-83-4348	020-411-79	020-411-76
	飯島町災害対策本部	上伊那郡飯島町飯島2537	0265-86-3111	0265-86-4395	020-412-78	020-412-76
	中川村災害対策本部	上伊那郡中川村大草4045-1	0265-88-3001	0265-88-3890	020-413-71	020-413-76
	宮田村災害対策本部	上伊那郡宮田村98	0265-85-3181	0265-85-4725	020-404-79	020-404-76

長野県内消防本部連絡先

地区	関係機関名	所在地	連絡・要請窓	N T T 回線		地域衛星通信ネットワーク		Eメールアドレス
				電話	F A X	電話	F A X	
北信	長野市消防局 (代表消防機関)	〒380-0901 長野市大字鶴賀1730-2	昼間 警防課	026-227-8002	026-228-6398	020-202-8-124	020-202-76	keibou@city.nagano.lg.jp
			夜間・休日 通信指令課	026-226-0119		020-202-8-168		
	須坂市消防本部	〒382-0094 須坂市大字小山1306	昼間 須坂市消防本部警防課	026-245-4900	026-248-4460	020-644-8401	020-644-76	s-keibou@city.suzaka.lg.jp
			夜間 須坂市消防本部通信指令室	026-245-0119	026-248-1259	026-644-8101		
	千曲坂城消防本部	〒389-0806 千曲市大字磯部1221番地	昼間 警防課	026-276-0119	026-276-1112	020-634-79	020-634-76	kinenta@fdcs.or.jp
			夜間 通信指令室					
	岳南広域消防本部	〒383-0045 中野市大字江部1324番地2	昼間 岳南広域消防本部通信室	0269-23-0119	0269-22-5991	020-654-79	020-645-76	gakunan-keibou@theia.ocn.ne.jp
			夜間 岳南広域消防本部通信室					
	岳北消防本部	〒389-2253 飯山市大字飯山3690番地1	昼間 岳北消防本部通信指令室	0269-62-0119	0269-62-3347	020-503-79	020-503-76	gakuhoku@iivama-catv.ne.jp
			夜間 岳北消防本部通信指令室					
東信	佐久広域連合消防本部	〒385-0051 佐久市中込2947	昼間 佐久広域連合消防本部 警防課	0267-64-0119	0267-62-7745	020-334-79	020-334-76	firehonbu@areasaku.or.jp
			夜間 通信指令課	0267-62-6571	0267-62-7746			
	上田地域広域連合消防本部	〒386-0024 上田市大手二丁目7番16号	昼間 上田地域広域連合消防本部	0268-26-0119	0268-23-6901	020-365-79	020-365-76	shobo-keibo@city.ueda.nagano.jp
			夜間 通信指令室		0268-21-2003			
中信	松本広域消防局 (代表消防機関代行)	〒390-0841 松本市清1-7-12	昼間 松本広域消防局	0263-25-0119	0263-25-3987	020-533-8-2200	020-533-76	shobo@m.kouiki.or.jp
			夜間 通信指令課	0263-25-6108	0263-25-6108	020-533-8-3000		
	北アルプス広域消防本部	〒398-0002 大町市大町4724番地1	昼間 総務課警防係	0261-22-0217	0261-23-4303	020-575-8-50	020-575-76	honbu@119kitaalps.jp
			夜間 通信指令室					
木曾広域消防本部	〒397-0001 木曾郡木曾町福島3737	昼間 木曾広域消防本部	0264-24-3119	0264-24-2929	020-504-79	020-504-76	syoubou@kisoji.com	
		夜間 木曾消防署	0264-22-0119	0264-22-2929				
上伊那広域消防本部	〒396-0025 伊那市荒井4606番地1	昼間 警防課	0265-72-0119	0265-72-0712	020-424-78	020-424-76	mail-119@union-kamina.jp	
		夜間 通信指令課						
飯田広域消防本部	〒395-8533 飯田市東栄町3345	昼間 警防課	0265-23-0119	0265-22-0099	020-455-79	020-455-76	shirei@119.aida.nagano.jp	
		夜間 警防課						
諏訪広域消防本部	〒394-0003 岡谷市加茂町一丁目2-6	昼間 消防課	0266-21-1190	0266-21-2119	020-395-79	020-395-76	shobohonbu@union.suwa.lg.jp	
		夜間 通信指令課						

陸上隊進出拠点及び担当消防本部

No.	進出拠点	所在地	ルート	面積(北緯) 世界測地系0級水準	面積(経緯) 世界測地系0級水準	面積(m ²)	車両 駐車数	トイレル 有無	責任者	電話番号	先(昼間・夜間) F A X	進出拠点 担当消防本部
1	道の駅・ななめの駐車場	上水内郡豊後町高田1280-4	高道可能 信濃町心~高道杉野沢 高道不能 国道150号線	36.817830	138.100297	2,760	大型18 小型53	有	代取取締役 石川俊明	昼間026-255-2900 夜間026-255-6051	昼間026-251-7101 夜間026-251-7101	長野市消防部
2	信濃町高道杉野の木	上水内郡豊後町高道4083-1	上信越自動車道(下り)	36.807576	138.218576	1,660	大型8 小型10	有	東日本高速道路 長野管理事務所	昼間026-278-7701 夜間026-278-7717	昼間026-278-7717 夜間026-278-7717	長野市消防部
3	松代パークエリア	長野市穂ノ井東福寺3466	上信越自動車道(下り)	36.807052	138.219092	16,878	大型106 小型106	有	東日本高速道路 長野管理事務所	昼間026-278-7729 夜間026-278-7729	昼間026-278-7717 夜間026-278-7717	長野市消防部
4	長野インターチェンジ	長野市松代町東寺尾1195-3	上信越自動車道	36.576319	138.198974	24,223	536	有	東日本高速道路 長野管理事務所	昼間026-282-2232 夜間026-282-2232	昼間026-282-2252 夜間026-282-2252	長野市消防部
5	安曇子エモン斎所情報センター	長野市豊後町古藤	国道19号	36.604211	138.082278	1,600	40	有	長野市消防部 指定管理者 アケチイ才林株式会社	昼間026-264-7040 夜間026-264-7046	昼間026-264-7046 夜間026-264-7046	長野市消防部
6	長野市中央地域振興施設	長野市中央区住良1704	主要地方道長野中央線 (白馬五輪公園旁)	36.603913	138.016491	3,500	大型4 小型50	有	長野市消防部 指定管理者 アケチイ才林株式会社	昼間026-266-3001 夜間026-266-3001	昼間026-266-3001 夜間026-266-3001	長野市消防部
7	道の駅中央	小布院パークエリア	上信越自動車道(下り)	36.693447	138.295289	4,000	大型23 小型23	有	長野市消防部 指定管理者 アケチイ才林株式会社	昼間026-278-7701 夜間026-278-7717	昼間026-278-7717 夜間026-278-7717	長野市消防部
8	黒土歴史館	千曲市大字屋代261-2	国道18号~更見白石線	36.534476	138.135273	25,200	200	有	長野市消防部 長野消防事務所	昼間026-274-2000 夜間026-274-2000	昼間026-274-2000 夜間026-274-2000	長野市消防部
9	千曲川かきPA	坂城町大字坂城上成久保6570-2	上信越自動車道(上り)	36.456430	138.201030	6,900	普通26	有	東日本高速道路(株) 長野管理事務所	昼間026-278-7701 夜間026-278-7717	昼間026-278-7717 夜間026-278-7717	長野市消防部
10	細路PA	千曲市大字八幡1608-2	長野自動車道(下り)	36.498766	138.09784	9,500	大型32 小型117	有	東日本高速道路(株) 長野管理事務所	昼間026-278-7701 夜間026-278-7717	昼間026-278-7717 夜間026-278-7717	長野市消防部
11	狭北PA	筑北井3237	長野自動車道(下り)	36.438251	138.016820	11,000	大型22 小型42	有	東日本高速道路(株) 長野管理事務所	昼間026-278-7701 夜間026-278-7717	昼間026-278-7717 夜間026-278-7717	長野市消防部
12	小坂田公園駐車場	埴原市埴原町1229-5	長野自動車道 埴原IC線由	36.104604	137.984440	20,632	200	有	埴原市長 長野管理事務所	昼間0263-94-2307 夜間0263-94-2307	昼間0263-94-2567 夜間0263-94-2567	松本広域圏消防局
13	沢渡駐車場	松本市安曇沢渡1159-14	国道159号	36.164527	137.655344	42,946	200	有	松本市安曇支所 山岳観光課	昼間0263-47-7515 夜間0263-47-7515	昼間0263-47-7515 夜間0263-47-7515	松本広域圏消防局
14	みどり温泉PA駐車場	埴原市埴原町921-2	安曇トンネル線由	36.098663	137.997240	9,317	53	有	中日本高速道路 長野管理事務所	昼間0263-48-0713 夜間0263-48-0713	昼間0263-48-0713 夜間0263-48-0713	松本広域圏消防局
15	中央スポーツ公園駐車場	埴原市大字高田1486-194	長野自動車道(下り)	36.122606	137.951374	9,000	75	有	埴原市長 長野管理事務所	昼間0263-52-0280 夜間0263-52-0280	昼間0263-52-0280 夜間0263-52-0280	松本広域圏消防局
16	狭北PA駐車場	麻績町埴原	長野自動車道(上り)	36.435043	138.025918	11,670	100	有	東日本高速道路 長野管理事務所	昼間0263-52-0280 夜間0263-52-0280	昼間0263-52-0280 夜間0263-52-0280	松本広域圏消防局
17	梓川S.A.駐車場	松本市島内西河原6031-6	長野自動車道(上り)	36.260435	137.934380	9,000	180	有	東日本高速道路 長野管理事務所	昼間0263-47-7515 夜間0263-47-7515	昼間0263-47-7515 夜間0263-47-7515	松本広域圏消防局
18	スワンガーデン安曇野	安曇野市豊科南高1115	長野自動車道(下り)	36.302027	137.928221	14,000	640	有	スワンガーデン 安曇野管理事務所	昼間0263-73-8323 夜間0263-73-8323	昼間0263-73-8323 夜間0263-73-8323	松本広域圏消防局
19	梓川S.A.	安曇野市豊科高家	長野自動車道(上り)	36.270677	137.931547	12,000	200	有	中日本高速道路 長野管理事務所	昼間0263-47-7515 夜間0263-47-7515	昼間0263-47-7515 夜間0263-47-7515	松本広域圏消防局
20	埴原市 小坂田公園	埴原市埴原町090	国道20号線 埴原峠	36.104691	137.987745	6,000	300	有	埴原市長 長野管理事務所	昼間0263-52-0280 夜間0263-52-0280	昼間0263-52-0280 夜間0263-52-0280	松本広域圏消防局
21	道の駅	群馬県安中市松井町藤川大字林918	上信越自動車道(下り)	36.339647	138.739648		170	有	東日本高速道路(株) 佐久管理事務所	昼間0267-68-8861 夜間0267-68-8861	昼間0267-68-8862 夜間0267-68-8862	佐久広域圏消防本部
22	佐久平4ヶ村PA第2PA	佐久市下平尾	上信越自動車道(下り)	36.278018	138.510125	15,800	198	有	佐久市教育委員会 佐久管理事務所	昼間0267-68-8861 夜間0267-68-8861	昼間0267-68-8862 夜間0267-68-8862	佐久広域圏消防本部
23	軽井沢リゾルスPA第1駐車場	軽井沢町軽井沢1016	国道18号~軽井沢西側通り	36.341755	138.642342	20,000	250	有	プリンスホテル場支配人 軽井沢消防署長	昼間0267-42-8771 夜間0267-42-8771	昼間0267-42-8772 夜間0267-42-8772	佐久広域圏消防本部
24	軽井沢消防署駐車場	軽井沢町大字長湯1706-8	国道18号(軽井沢PAバス)	36.338405	138.593228	敷地4,133 (建屋2,000)	10	有	軽井沢消防署長 佐久管理事務所	昼間0267-42-1111 夜間0267-42-1111	昼間0267-42-8772 夜間0267-42-8772	佐久広域圏消防本部
25	佐久平交流センター	佐久市佐久平駅前4-2	佐久平交流センター	36.276220	138.461723	6,000	62	有	佐久平交流センター 管理運営	昼間0267-62-2111 夜間0267-62-2111	昼間0267-62-2111 夜間0267-62-2111	佐久広域圏消防本部
26	小諸市総合運動場	小諸市元146-30	国道18号~小諸線	36.349490	138.457601	38,000	475	有	スポーツ課長 東日本高速道路(株) 佐久管理事務所	昼間0267-22-1100 夜間0267-22-1100	昼間0267-22-8857 夜間0267-22-8857	佐久広域圏消防本部
27	佐久平PA	佐久市下平尾	上信越自動車道(下り)	36.276005	138.511326		普通45 大型17	有	東日本高速道路(株) 佐久管理事務所	昼間0267-68-8861 夜間0267-68-8861	昼間0267-68-8862 夜間0267-68-8862	佐久広域圏消防本部
28	望月総合グラウンド	佐久市市野1689-3	国道20号~国道142号(和田峠)	36.263469	138.368952	25,600	250	有	佐久市教育委員会 教育課	昼間0267-53-6069 夜間0267-53-6069	昼間0267-53-0115 夜間0267-53-0115	佐久広域圏消防本部
29	猿蓑山運動公園	立科町大字山部353-3	国道25号~国道142号(三才山峠)	36.277787	138.310131	10,349	200	有	立科町教育委員会 教育課	昼間0267-56-2310 夜間0267-56-2310	昼間0267-56-2310 夜間0267-56-2310	佐久広域圏消防本部
30	多目的グラウンド	佐久市橋久保55	中部横断道佐久南IC~ 国道142号・国道141号	36.254904	138.485718	100,305	835	有	業務管理課長 南牧村総務課長	昼間0267-68-1398 夜間0267-68-1398	昼間0267-68-1853 夜間0267-68-1853	佐久広域圏消防本部
31	旧野辺山PA第1駐車場	南牧村大字野辺山401-2	国道141号~野辺山駅前通り	35.930038	138.472824	15,000	187	無	南牧村総務課長 佐久管理事務所	昼間0267-96-2211 夜間0267-96-2211	昼間0267-96-2158 夜間0267-96-2158	佐久広域圏消防本部
32	小長野PA各岳振興会	南牧村大字板橋46-3	国道141号沿 板橋地蔵	35.984037	138.485545	2,000	25	有	企画管理部長 佐久管理事務所	昼間0267-91-1101 夜間0267-91-1101	昼間0267-91-1102 夜間0267-91-1102	佐久広域圏消防本部
33	J.A.長野八ヶ岳野辺山集出荷場	南牧村大字野辺山106-1	国道141号 J.R野辺山駅前	35.954660	138.472642	2,000	25	有	企画管理部長 佐久管理事務所	昼間0267-91-1101 夜間0267-91-1101	昼間0267-91-1102 夜間0267-91-1102	佐久広域圏消防本部
34	伊那スキーリゾート駐車場	伊那市西吾妻3391	国道153号線~県道221号線~広域農道	35.815565	137.918313	16,000	200	無	伊那市消防本部 伊那市消防本部 伊那市消防本部	昼間0265-79-8855 夜間0265-79-8855	昼間0265-79-8856 夜間0265-79-8856	佐久広域圏消防本部
35	鹿野町役場	鹿野町中央1	国道153号線	35.982054	137.907463	11,688	70	有	鹿野町長 佐久管理事務所	昼間0265-79-8855 夜間0265-79-8855	昼間0265-79-8856 夜間0265-79-8856	佐久広域圏消防本部
36	箕輪町役場	箕輪町中央1	中央自動車道伊北IC~ 国道153号線	35.914735	137.982115	16,000	200	有	箕輪町長 佐久管理事務所	昼間0265-79-8855 夜間0265-79-8855	昼間0265-79-8856 夜間0265-79-8856	佐久広域圏消防本部
37	中央自動車道 小黒川PA(下り)	伊那市志すみが丘289	中央自動車道(上り)	35.941249	137.922564	31,000	30	有	中日本高速道路網ネクスコ 長野支社サービスセンター	昼間0265-25-7288 夜間0265-25-7288	昼間0265-25-7873 夜間0265-25-7873	佐久広域圏消防本部
38	中央自動車道 長野PA(上り)	伊那市志すみが丘2271-2	中央自動車道(下り)	35.975669	138.003422	31,000	30	有	中日本高速道路網ネクスコ 長野支社サービスセンター	昼間0265-25-7288 夜間0265-25-7288	昼間0265-25-7873 夜間0265-25-7873	佐久広域圏消防本部
39	駒ヶ岳S.A.	駒ヶ岳市赤穂15-160	国道25号~野辺山駅前通り	35.711400	137.906597	14,990	196	有	ネクスコ日本 佐久管理事務所	昼間0265-25-7288 夜間0265-25-7288	昼間0265-25-7873 夜間0265-25-7873	佐久広域圏消防本部
40	伊那市役所	伊那市下新田3050	国道153号線	35.827641	137.929216	6,000	200	有	伊那市長 佐久管理事務所	昼間0265-78-4111 夜間0265-78-4111	昼間0265-74-1250 夜間0265-74-1250	佐久広域圏消防本部
41	駒ヶ岳S.A.(下り)	駒ヶ岳市赤穂15-205	中央自動車道(下り)	35.712256	137.908714	20,000	大型148 小型148	有	中日本高速道路網ネクスコ 長野支社サービスセンター	昼間0265-25-7288 夜間0265-25-7288	昼間0265-25-7873 夜間0265-25-7873	佐久広域圏消防本部
42	道の駅 重いのいいじま	上伊那郡飯島町飯久火2253	中央自動車道 駒ヶ岳IC~ 主要地方道飯島高田線	35.662350	137.909143	9,454	普通108	有	飯島町長 佐久管理事務所	昼間0265-86-3111 夜間0265-86-3111	昼間0265-86-6781 夜間0265-86-6781	佐久広域圏消防本部

43	伊那市高遠町東高遠 ルーノ地下 駐車場	伊那市高遠町	国道152号	35,836,635	138,065,473	2,500	31	無	伊那市長	昼間0265-34-2851 夜間0265-78-4111	上伊那広域消防本部
44	相木運動場	飯島町七久保2509-15	中央自動車道駒ヶ嶺IC	35,664,473	137,916,084	11,000	90	有	飯島町長	昼間0265-36-3111 夜間0265-36-4395	上伊那広域消防本部
45	中川村児童広場 中川村グラウンド	中川村児童広場(551) 中川村グラウンド	中央自動車道駒ヶ嶺SIC	35,629,939	137,934,838	13,000	100	有	中川村長	昼間0265-66-3001 夜間0265-86-3890	上伊那広域消防本部
46	伊那市	伊那市	中央自動車道小島JICT	35,842,419	137,939,210	11,000	200	有	伊那市長	昼間0265-78-2356	上伊那広域消防本部
47	南箕輪村	南箕輪村	中央自動車道伊那IC	35,887,786	137,944,728	40,000	100	有	南箕輪村長	昼間0265-76-0048 夜間0265-76-9655	上伊那広域消防本部
48	伊那市高遠町東高遠 高遠運動公園グラウンド	伊那市高遠町東高遠 高遠運動公園グラウンド	国道152号線北北交点	35,834,074	138,061,911	6,000	75	有	伊那市長	昼間0265-34-2851 夜間0265-78-4111	上伊那広域消防本部
49	中央自動車道(下り)	中央自動車道(下り)	中央自動車道北北交点	35,975,743	138,003,829	2,370	20	有	中央日本高速道路株式会社	昼間0265-25-7288 夜間0265-25-7873	上伊那広域消防本部
50	中央自動車道(上り)	中央自動車道(上り)	国道152号線	36,026,656	138,076,116	11,500	184	有	中央日本高速道路株式会社	昼間0265-47-7515 夜間0265-48-0713	上伊那広域消防本部
51	みどり池PA駐車場	飯原市みどり池PA	長野自動車道(下り)	36,096,720	137,970,728	9,317	100	有	飯原市長	昼間0263-47-7515 夜間0263-48-0713	上伊那広域消防本部
52	飯原市高遠町中央公園一帯 (おわっくランド含む)	飯原市高遠町中央公園一帯 (おわっくランド含む)	中央自動車道諏訪IC	36,034,300	138,091,180	32,000	280	有	飯原市長	昼間0266-52-4141 夜間0266-52-4141	上伊那広域消防本部
53	東東洋パルク跡地	飯原市東東洋パルク跡地	中央自動車道諏訪IC	36,044,839	138,107,900	18,000	150	無	飯原市長	昼間0266-52-4141 夜間0266-52-4141	上伊那広域消防本部
54	八ヶ岳PA	山梨県北杜市長坂町八田	中央自動車道(下り)	35,844,590	138,364,660	8,800	89	有	ネクスコ日本	昼間0263-72-3121 夜間0263-72-3121	上伊那広域消防本部
55	道の駅 はくしゅう	山梨県北杜市白州町白須1300	国道20号線	35,810,556	138,331,316	5,500	75	有	国土交通省	昼間0263-47-7515 夜間0263-48-0713	上伊那広域消防本部
56	岡谷市高遠平やまひこ公園 一帯(路上含む)	岡谷市高遠平やまひこ公園 一帯(路上含む)	国道20号線 塩原峠	36,069,798	138,028,067	18,300	228	有	岡谷市長	昼間0266-52-4141 夜間0266-52-4141	上伊那広域消防本部
57	茅野市運動公園第二駐車場	茅野市玉川501	国道20号線 塩原峠	35,991,690	138,170,129	6,970	85	有	茅野市長	昼間0266-23-4811 夜間0266-23-4811	上伊那広域消防本部
58	茅野市運動公園第一駐車場	茅野市玉川501	国道20号線 塩原峠	35,993,311	138,163,729	5,890	73	有	茅野市長	昼間0266-72-8399 夜間0266-71-1646	上伊那広域消防本部
59	富士身入/ワグワグ1号駐車場 (富士1集積場所)	諏訪郡富士身入町富士身入 6666-718跡地	諏訪南IC~R20号線 R20号線~県道長峰線 国道20号~国道水郷IC/穴穂 国道20号~国道水郷IC/穴穂	35,910,936	138,207,039	22,100	276	有	富士身入町開発公社 理事長	昼間0266-42-5666 夜間0266-42-5666	上伊那広域消防本部
60	富士身入高野原/1号駐車場 (家業集積所、第1が不可の場合)	諏訪郡富士身入町高野原 1206跡地	小淵沢IC~県道八ヶ岳高野原線 県道八ヶ岳高野原線 県道八ヶ岳高野原線	35,923,129	138,308,169	18,000	225	有	富士身入高野原集積地管理組合 理事長	昼間0266-66-2121 夜間0266-66-2121	上伊那広域消防本部
61	松川総合運動公園	松川町元大2891-4	中央自動車道 松川IC~R153	35,605,833	137,912,299	10,500	普通100	有	松川町長	昼間0265-36-3111 夜間0265-36-5091	上伊那広域消防本部
62	松川町交流センターみらい	松川町元大2895-2	中央自動車道 松川IC~R153	35,604,708	137,892,554	1,900	普通100	有	松川町長	昼間0265-36-3111 夜間0265-36-5091	上伊那広域消防本部
63	飯田運動公園	飯田市三日月市場1806	中央自動車道 飯田IC~R153	35,489,995	137,799,737	22,000	350	有	飯田市長	昼間0265-22-4611 夜間0265-22-4611	上伊那広域消防本部
64	東那緑SA(上り)	岐阜県那緑市松山1120	中央自動車道(上り)	35,455,193	137,427,979	14,300	大型28 普通183	有	中日本高速道路株式会社 多岐保野上七ヶ丘SA	昼間0267-23-3281 夜間0267-23-3281	上伊那広域消防本部
65	東那緑SA(下り)	岐阜県那緑市松山1120	中央自動車道(下り)	35,455,193	137,427,979	14,300	大型28 普通183	有	中日本高速道路株式会社 多岐保野上七ヶ丘SA	昼間0267-23-3281 夜間0267-23-3281	上伊那広域消防本部
66	東那緑SA(上り)	岐阜県那緑市松山1120	中央自動車道(上り)	35,455,193	137,427,979	14,300	大型28 普通183	有	中日本高速道路株式会社 多岐保野上七ヶ丘SA	昼間0267-23-3281 夜間0267-23-3281	上伊那広域消防本部
67	東那緑SA(下り)	岐阜県那緑市松山1120	中央自動車道(下り)	35,455,193	137,427,979	14,300	大型28 普通183	有	中日本高速道路株式会社 多岐保野上七ヶ丘SA	昼間0267-23-3281 夜間0267-23-3281	上伊那広域消防本部
68	平谷村総合グラウンド	愛知県豊田市長野町針原2-1	中央自動車道 中津川IC~R19	35,458,031	137,467,925	320,000	普通1,000	有	平谷村長	昼間0266-48-2211 夜間0266-48-2211	上伊那広域消防本部
69	道の駅とんぐりの里いなぶ	愛知県豊田市長野町針原2-1	R153	35,309,864	137,626,580	12,000	150	有	国土交通省中野地方整備局 名古屋圏道事務所	昼間0262-853-7327 夜間0262-853-7324	上伊那広域消防本部
70	コミュニティの森	阿曽町豊田早稲田2333-2	R153	35,213,605	137,502,244	6,000	普通108	有	阿曽町長	昼間0269-22-2141 夜間0269-22-2141	上伊那広域消防本部
71	道の駅 豊田石平	下伊那郡阿曽町早稲田2701	R151	35,316,095	137,813,187	17,800	222	有	阿曽町長	昼間0269-22-2141 夜間0269-22-2141	上伊那広域消防本部
72	駒ヶ岳SA 下り線	駒ヶ岳市赤穂15-161	R151	35,257,532	137,745,688	2,190	大型5 普通100	有	阿曽町長	昼間0269-22-2141 夜間0269-22-2141	上伊那広域消防本部
73	東那緑の丸SA	東那緑市津字下藤2075-5	中央自動車道	35,712,288	137,908,338	20,000	200	有	中日本高速道路株式会社 飯田伊保全サ―ビスセンター	昼間0265-25-7288 夜間0265-25-7288	上伊那広域消防本部
74	東那緑の丸SA	東那緑市津字下藤2075-5	上信越自動車道(下り)	36,370,764	138,347,178	10,625	大型52 小型49	有	東日本高速道路株式会社 長野管理事務所	昼間0267-68-8861 夜間0267-68-8862	上伊那広域消防本部
75	道の駅高遠くまの里	東那緑市津字下藤2075-5	上信越自動車道(上り)	36,370,764	138,348,271	17,515	大型80 小型20	有	ネクスコ東日本 佐久管理事務所	昼間0267-68-8861 夜間0267-68-8862	上伊那広域消防本部
76	ゆきむら夢工房	東那緑市津字下藤2075-5	主要地方道79号小淵上田線 (浅間サ―ライズ)	36,355,666	138,374,727	17,515	普通100	有	長野県知事	昼間0268-43-0963 夜間0268-43-0966	上伊那広域消防本部
77	上田町と川の駅	上田町東田町長6090-1	国道144号真田バイパス	36,440,688	138,307,667	2,520	大型21 小型15	有	上田市長	昼間0268-72-2204 夜間0268-72-2204	上伊那広域消防本部
78	上田町と川の駅	上田町小沢2575-2	国道18号	36,406,875	138,205,356	9,258	普通64	有	上田市長	昼間0268-75-0587 夜間0268-75-0586	上伊那広域消防本部
79	道の駅 マルメロの駅ながと	長和町町田2894-1	国道142号線	36,207,166	138,213,366	3,900	普通13	有	長和町長	昼間0268-68-3111 夜間0268-68-4011	上伊那広域消防本部
80	志賀高層総合会館98 (志賀北佐野分庁)	山ノ内町大字平野7148	国道152号線	36,279,621	138,257,896	12,000	400	有	国土交通省	昼間0269-33-1107 夜間0269-33-1107	上伊那広域消防本部
81	道の駅北佐野やまのち	山ノ内町大字佐野393-3	R292	36,719,167	138,489,722	14,000	21	有	山ノ内町長	昼間0269-22-3138 夜間0269-22-3048	上伊那広域消防本部
82	長野県立歴史館 千曲市新井町石塚 一帯	千曲市大字歴代260-6 千曲市大字歴代29-1	R292	36,740,951	138,405,330	7,000	140	有	長野県知事	昼間0268-274-2000 夜間0268-274-3996	上伊那広域消防本部
83	緑結SA	千曲市大字八幡1608-3	国道18号~更毛白石線	36,534,315	138,135,071	25,200	200	有	千曲市長	昼間0265-24-3400 夜間0265-24-3432	上伊那広域消防本部
84	千曲川まきPA	飯城町大字中之条	長野自動車道(上り)	36,497,184	138,097,364	9,500	146	有	東日本高速道路株式会社 長野管理事務所	昼間0266-278-7701 夜間0266-278-7717	上伊那広域消防本部
85	小布郷PA (ハイウェイオアシス含む)	小布郷町大字飯田997-38	上信越自動車道(上り)	36,454,041	138,199,932	6,800	65	有	東日本高速道路株式会社 佐久管理事務所	昼間0267-68-8861 夜間0267-68-8862	上伊那広域消防本部
86	ハイウェイオアシス(含む)	小布郷町大字飯田997-38	上信越自動車道(上り)	36,693,306	138,295,250	4,000	小型50	有	東日本高速道路株式会社 長野管理事務所	昼間0267-68-8861 夜間0267-68-8862	上伊那広域消防本部
87	須坂長野県立センター一帯	須坂町大字高島600-7 須坂町大字1700-14	上信越自動車道(下り)	36,691,609	138,293,580	4,000	小型30	有	東日本高速道路株式会社 長野管理事務所	昼間0268-72-7701 夜間0268-72-7717	上伊那広域消防本部
88	須坂長野県立センター一帯	須坂町大字高島600-7 須坂町大字1700-14	県道58号長野須坂インター線	36,639,320	138,276,485	9,450	100	無	株式会社 西源	昼間0268-446-4111 夜間0268-446-4431	上伊那広域消防本部

航空隊活動拠点ヘリベース及びフォワードベース

番号	分類	市町村	名称	所在地	座標(緯度・経度) (WGS84)	最大 駐機数	燃料備蓄等 (直近倉)	責任者・管理者等 電話番号	管轄消防本部等 電話番号
1	HB	松本市	松本空港	松本市大字空港東9030	北緯:36度10分00秒 東経:137度55分22秒	15	移動タンク 給油車	松本空港管理事務所長 0263-58-2517	松本広域消防局 0263-25-0119
1	FB	長野市	長野滑空場	長野市若穂錦内声ノ町	北緯:36度38分05秒 東経:138度15分31秒	8	県消防学校 14km(約25分)	長野市長 026-224-5083	長野市消防局 026-227-8002
2	FB	須坂市	県民須坂運動広場	須坂市臥竜3-5-1	北緯:36度38分28秒 東経:138度18分54秒	6	県消防学校 20km(約35分)	須坂市長 026-248-9000	須坂市消防本部 026-245-0119
3	FB	千曲市	萬葉の里 スポーツエリア	千曲市上山田	北緯:36度28分58秒 東経:138度08分40秒	8	県消防学校 17km(約35分)	千曲市長 026-273-1111	千曲坂城消防本部 026-276-0119
4	FB	佐久市	千曲川 スポーツ交流広場	佐久市鳴瀬	北緯:36度14分55秒 東経:138度25分55秒	8	佐久(北部消防署) 12km(約20分)	佐久市長 0267-62-2020	佐久広域連合消防本部 0267-64-0119
5	FB	小諸市	小諸市総合運動場	小諸市己146-30	北緯:36度20分59秒 東経:138度27分21秒	6	上田東北消防署 17km(約25分)	小諸市長 0267-22-1700(代表)	佐久広域連合消防本部 0267-64-0119
6	FB	大町市	大町運動公園 (陸上競技場、サッカー場)	大町市常盤5638-44	北緯:36度29分55秒 東経:137度50分10秒	陸上…4 サッカー…2	北アルプス広域消防本部 (北部消防署) 27km(約35分)	大町市長 0261-22-0420	北アルプス広域消防本部 0261-22-0735
7	FB	王滝村	松原スポーツ公園	木曾郡王滝村4713-2	北緯:35度47分56秒 東経:137度32分34秒	4	木曾消防署 39km(約50分)	王滝村長 0264-48-2001	木曾広域消防本部 0264-24-3119
8	FB	伊那市	美すず スポーツ公園運動場	伊那市美篤7310-123	北緯:35度51分18秒 東経:138度00分24秒	4	長野県消防防災 航空センター 47km(約48分)	伊那市長 0265-78-5010	上伊那広域消防本部 0265-72-0119

備考

- 被災地がヘリベースから遠隔地である場合は、長野県消防応援活動調整本部が被災地市町村及びヘリベース指揮者と協議し、代替ヘリベースを本表より決定する。
- フォワードベースの決定は、災害規模や状況により「ヘリコプター離着陸場」(別表第12)から選定することが出来るものとする。
- 燃料備蓄等の欄には、直近備蓄庫からの距離及び車両による搬送時間目安を記載。

宿営可能場所

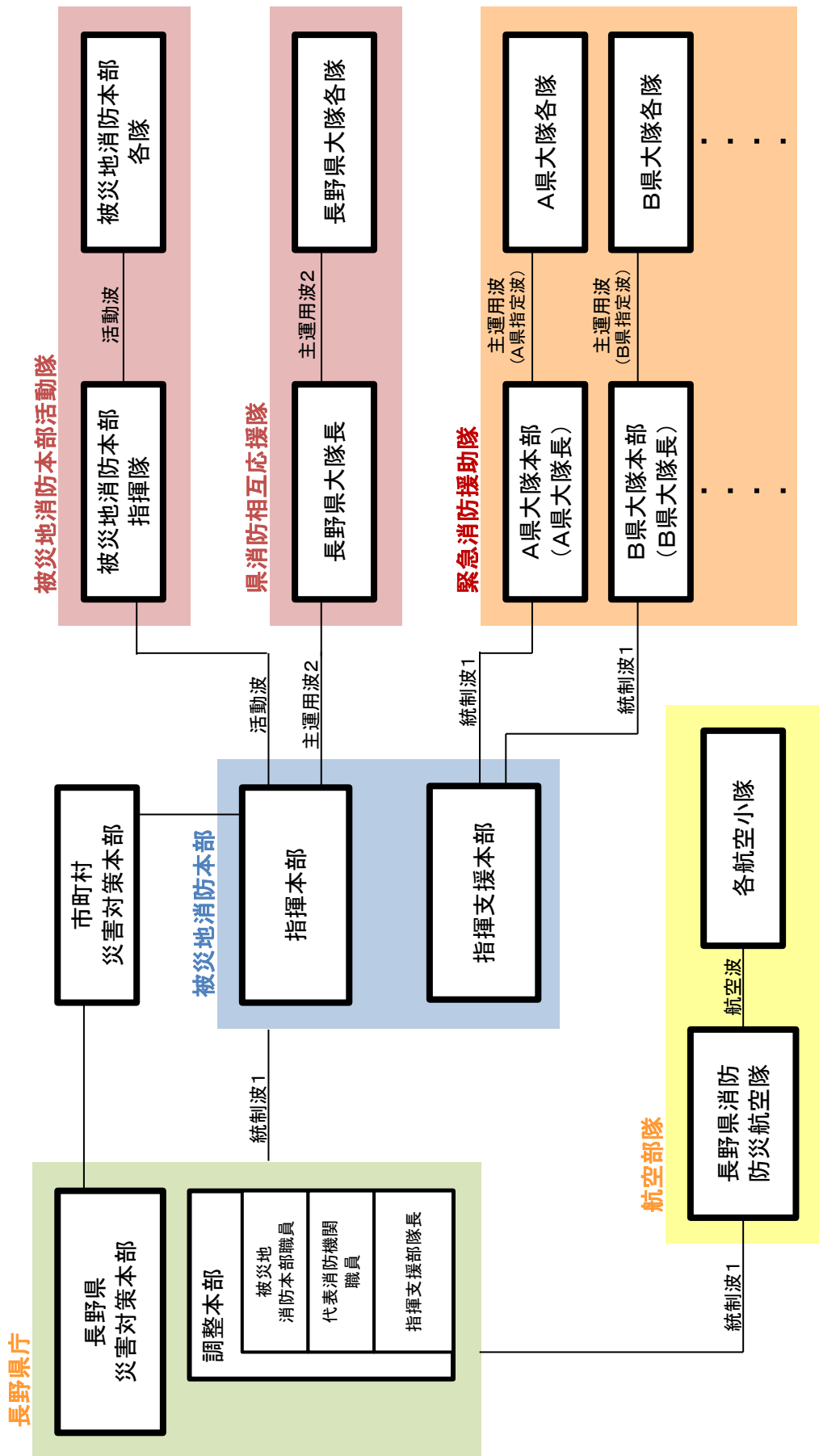
No.	所在地 宿営場所名称	土地の状況	集結場所からの 距離(km)	座標(北緯) 世界測地10進法	座標(東経) 世界測地10進法	面積(m ²)	水道 設置数	トイレ 設置数	駐屯可能 台数	宿営可能 人数	責任者	連絡先(昼間・夜間)		屋内 宿営	避難場所 指定
												電話番号	F A X		
1	長野市吉田5丁目 東和田長野運動公園一帯	アスファルト・芝 コンクリート等	松代PA集結場所 から15.0km	36.659863	138.232191	222,900	常設15	常設3	200	32,900	長野市	昼間 026-244-7655 夜間 //	昼間 026-244-7156 夜間 //		指定
2	長野市清ノ井長壽寺320 南長野運動公園一帯	737#林 芝	松代PA集結場所 から2.5km	36.579988	138.166052	43,556	常設14	常設15	822	18,130	長野市	昼間 026-295-4062 夜間 //	昼間 026-295-9567 夜間 //		指定
3	長野市清ノ井長壽寺2375-1 長野県消防学校	737#林 土・芝	松代PA集結場所 から1.1km	36.571222	138.174678	8,000	常設3	常設3	200	3,300	長野県	昼間 026-292-2680 夜間 //	昼間 026-292-6654 夜間 //		指定
4	長野市小島田1384-1 川中島古戦場公園	土・芝	松代PA集結場所 から2.0km	36.590571	138.187783	87,300	常設4	常設2	156	2,910	長野市	昼間 026-224-5054 夜間 //	昼間 026-224-5111 夜間 //		指定
5	長野市清ノ井倉716 篠ノ井公園	土・芝	松代PA集結場所 から5.3km	36.574082	138.152013	60,000	常設3	常設3	95	2,000	長野市	昼間 026-224-7284 夜間 //	昼間 026-224-5111 夜間 //		指定
6	長野市東島田1080-1 須坂市東島田	737#林 土・芝	松代PA集結場所 から6.5km	36.610616	138.221078	140,000	常設6	常設11	200	900	長野県	昼間 026-283-4170 夜間 //	昼間 026-283-4175 夜間 //		指定
7	県民体育運動場	土(転圧) コケリ	ラ・ムー須坂長野東インター近集結場所 から4.8km	36.671101	138.310391	21,000	常設5	常設5	175	700	須坂市長	昼間026-245-0119 夜間026-248-1259	昼間026-248-1259 夜間026-248-1259		指定
8	須坂市東島田1055-3 須坂市北部体育館(グラウンド)	土 コケリ	小布施PA集結場所から2.5km	36.671101	138.315936	15,400	常設2	常設1	128	513	須坂市長	昼間026-248-5600 夜間 //	昼間026-248-5600 夜間 //		指定
9	千曲市大字池代280-6 長野県立総合体育館(グラウンド) 一帯	アスファルト	練捨SA集結場所 から15.1km 坂城PA集結場所 から16.7km	36.534215 36.534426	138.136971 138.137511	25,200	常設16	常設2	210	840	長野県知事 千曲市長	昼間026-274-2000 026-274-3400 夜間026-232-0111 026-274-3400	昼間026-274-3996 026-274-3403 夜間026-233-4332 026-274-3403		指定
10	千曲市大字磯部406-1 千曲市総合体育館(グラウンド)	土	練捨SA集結場所 から21km	36.478112	138.153380	16,550	常設10	常設5	138	552	千曲市長	昼間026-276-1731 夜間 //	昼間026-276-1739 夜間 //		指定
11	千曲市大字戸倉252-4 千曲市さくらまき 白鳥園 南側敷地	芝・砂利	練捨SA集結場所 から24.7km 坂城PA集結場所 から9.2km	36.484210	138.148946	10,785	無	無	大型41	392	千曲市長	昼間026-275-0400 夜間026-273-1111	昼間026-275-0407 夜間026-233-4332		指定
12	埴科郡坂城町大字中之条2468 坂城町文化センター(グラウンド)	土	練捨SA集結場所 から28.2km 坂城PA集結場所 から3.8km	36.450873	138.193694	12,517	常設1	常設1	大型48	462	坂城町長	昼間0268-82-3111 夜間 //	昼間0268-82-8307 夜間 //		指定
13	飯山市大字旭4691 飯山市長峰誌-つ公園 多目的広場駐車場	アスファルト				24,000	無	無				昼間0269-62-3111 夜間 //	昼間0269-62-5990 夜間 //		
14	飯山市大字旭4722 飯山市長峰誌-つ公園 飯山市民プール駐車場	アスファルト				6,000	常設1	常設1				昼間0269-62-3111 夜間 //	昼間0269-62-5990 夜間 //		
15	飯山市大字旭4691 飯山市長峰誌-つ公園 多目的運動広場	グラウンド (転圧)	あくりタウン 集結場所から 3.5km	36.883618	138.365627	24,000	常設2	常設2	375	3,700	飯山市長	昼間0269-62-3111 夜間 //	昼間0269-62-5990 夜間 //		
16	飯山市大字旭4722 飯山市長峰誌-つ公園 飯山湖周辺芝生広場	草地				8,000	常設1	常設1				昼間0269-62-3111 夜間 //	昼間0269-62-5990 夜間 //		
17	飯山市大字旭4722 飯山市長峰誌-つ公園 テニスコート	土(転圧)				5,000	常設1	常設1				昼間0269-62-3111 夜間 //	昼間0269-62-5990 夜間 //		
18	野辺郡木下町大字島田5016-4 野辺温泉村ちゅうこんスポーツ広場	アスファルト 芝	あくりタウン 集結場所から 7.9km	36.912739	138.439398	13,840 14,470	常設3	大3 小2 障1	173	1,447	野辺温泉村長	昼間0269-85-3111 夜間0269-85-3111	昼間0269-85-3995 夜間0269-85-3995 (電音連絡要す。)		指定
19	木島平町大字住吉3182-4 ケヤキの森公園	芝	あくりタウン 集結場所から 8.9km	36.851127	138.418871	8,500	常設7	常設5	32	850	木島平町長	昼間0269-82-3111 夜間0269-82-3111	昼間0269-82-4121 夜間0269-82-4121		指定
20	木島平町大字住吉3182-4 ケヤキの森公園駐車場	アスファルト				2,600	無	常設7				昼間0269-82-3111 夜間0269-82-3111	昼間0269-82-4121 夜間0269-82-4121		指定
21	中野市大字一本木552-1 中野市畜産運動場	土	志賀高原総合会館98から 17.7km	36.757478	138.382504	9,545	常設5	常設2	79	318	中野市長	昼間0269-22-2111 夜間0269-22-2118	昼間0269-26-0340 夜間 //		指定
22	中野市片根1221 北麓ふるさと文化公園	737#林 芝・土	志賀高原総合会館98から 25km	36.754308	138.341030	10,000	常設4	常設4	100	400	副都館 館長	昼間0269-23-1021 夜間0269-22-2111	昼間0269-23-1021 夜間 //		指定
23	夜間川緑地公園	土・芝	志賀高原総合会館98から 17.0km	36.753706	138.397961	19,000	無	無	200	800	山ノ内町	昼間0269-33-3111 夜間 //	昼間0269-33-4524 夜間 //		指定

24	陸上自衛隊 松本駐屯地	土(転任)コック	小坂田集結場所から16km	36.207594	137.951267	319,126	常設30	常設30	常設30	1,063	陸上自衛隊	昼間0263-26-2766 夜間0263-26-2766	昼間0263-26-2766 夜間0263-26-2766	可
25	県民文化会館 松本市体育館	アスファルト 屋内	城北PA集結場所から39km	36.257225	137.981200	77,797	常設20	常設20	常設20	648	松本市	昼間0263-34-7100 夜間0263-34-7101	昼間0263-34-7100 夜間0263-34-7101	可
26	松本市野球場	737坪 人工芝	城北PA集結場所から39km	36.258229	137.988560	73,611	常設10	常設10	常設10	613	松本市	昼間0263-46-5555 夜間0263-46-5555	昼間0263-46-5555 夜間0263-46-5555	可
27	信州スカイパーク	737坪 芝	深瀬駐車場集結場所から40km	36.167208	137.918973	335,020	常設30	常設30	常設30	2,791	長野県	昼間0263-57-2211 夜間0263-57-0444	昼間0263-57-2211 夜間0263-57-0444	
28	中央スポーツ公園消防署前駐車場	砂利	小坂田集結場所から4.2km	36.129533	137.951374	9,000	無	無	無	75	塩尻市	昼間0263-52-0280 夜間0263-52-0280	昼間0263-52-0280 夜間0263-52-0280	指定
29	信州スカイパーク 大芝生公園	芝生	城北PA集結場所から50km	36.160798	137.921033	70,000	無	無	無	200	長野県	昼間0263-57-2211 夜間0263-57-0444	昼間0263-57-2211 夜間0263-57-0444	
30	信州スカイパーク 体育館	屋内	城北PA集結場所から50km	36.165532	137.918147	6,662	常設5	常設5	常設5	358	長野県	昼間0263-57-2211 夜間0263-57-0444	昼間0263-57-2211 夜間0263-57-0444	可
31	信州スカイパーク やまびこドーム	屋内	城北PA集結場所から51km	36.169156	137.927470	10,081	常設5	常設5	常設5	541	長野県	昼間0263-57-2211 夜間0263-57-0444	昼間0263-57-2211 夜間0263-57-0444	可
32	アルタイン駐車場・他	芝生	城北PA集結場所から51km	36.179657	137.916709	26,000	常設20	常設20	常設20	866	長野県	昼間0263-57-2211 夜間0263-57-0444	昼間0263-57-2211 夜間0263-57-0444	
33	塩尻市小坂田公園	芝生	野宮場所と同一	36.105224	137.985760	338,351	常設20	常設20	常設20	2,819	塩尻市	昼間0263-52-6414 夜間0263-52-6414	昼間0263-52-6414 夜間0263-52-6414	指定
34	塩尻市総合運動場	土(転任)	小坂田集結場所から5km	36.117267	137.938929	38,192	常設2	常設2	常設2	318	塩尻市	昼間0263-52-0280 夜間0263-52-0280	昼間0263-52-6113 夜間0263-52-6113	指定
35	城北本城 防災公園	土(転任)	小坂田集結場所から60km	36.413757	138.006038	19,653	常設3	常設3	常設3	163	城北村	昼間0263-66-2111 夜間0263-66-3370	昼間0263-66-2111 夜間0263-66-3370	指定
36	城北本城 井原運動広場	土(転任)	小坂田集結場所から58km	36.437550	138.072926	15,263	常設2	常設2	常設2	127	城北村	昼間0263-67-2002 夜間0263-67-3687	昼間0263-67-2002 夜間0263-67-3687	指定
37	安曇野市豊科 近代芸術館	アスファルト	城北PA集結場所から22.5km	36.304890	137.906655	41,935	常設10	常設10	常設10	348	安曇野市	昼間0263-73-5638 夜間0263-73-5638	昼間0263-73-6320 夜間0263-73-6320	可
38	安曇野市穂高地域 福祉センター	737坪 土(転任)	城北集結場所から30km	36.337919	137.871101	25,980	常設5	常設5	常設5	216	安曇野市	昼間0263-82-2940 夜間0263-82-9621	昼間0263-82-2940 夜間0263-82-9621	指定
39	安曇野市穂高会館	アスファルト 屋内	城北集結場所から29km	36.346280	137.882742	4,400	常設5	常設5	常設5	236	安曇野市	昼間0263-82-5970 夜間0263-84-0116	昼間0263-82-5970 夜間0263-84-0116	可
40	穂高交流学習センター	アスファルト 屋内	城北集結場所から20km	36.332603	137.888278	5,450	常設7	常設7	常設7	293	安曇野市	昼間0263-84-0116 夜間0263-84-0116	昼間0263-84-0116 夜間0263-84-0116	可
41	安曇野市市営 西穂高運動場	アスファルト 土	城北集結場所から28km	36.319071	137.872308	13,500	常設1	常設1	常設1	112	安曇野市	昼間0263-82-5970 夜間0263-82-5970	昼間0263-82-5970 夜間0263-82-5970	指定
42	安曇野市三郷文化公園 体育館	アスファルト 土	深瀬駐車場集結場所から33km	36.259107	137.893288	56,364	常設5	常設5	常設5	46	安曇野市	昼間0263-77-7521 夜間0263-77-7521	昼間0263-77-6080 夜間0263-77-6080	可
43	豊科西部公園	芝生	城北PA集結場所から31.0km	36.274838	137.919713	85,000	常設8	常設8	常設8	708	安曇野市	昼間0263-71-2000 夜間0263-72-3106	昼間0263-71-2000 夜間0263-71-2000	指定
44	安曇野市イースト (47坪付)	アスファルト	城北PA集結場所から22.0km	36.322235	137.916656	63,876	常設	常設	常設	800	穂高町 あずみ野	昼間0263-72-7878 夜間0263-35-7718	昼間0263-72-7878 夜間0263-35-7718	
45	梓川ふるさと公園	アスファルト 土及び芝	深瀬駐車場集結場所から30.5km	36.238666	137.832949	17,000	常設1	常設1	常設1	141	松本市	昼間0263-34-3254 夜間0263-34-3254	昼間0263-34-3202 夜間0263-34-3202	
46	大町市文化会館及び周辺施設	アスファルト 屋内	上緑町工業団地集結場所から11.0km	36.518886	137.855856	建1,300 駐7,400	常設	常設	常設	290	大町市長	昼間0261-22-9888 夜間0261-22-9849	昼間0261-22-9888 夜間0261-22-9849	可
47	大町市総合体育館及び周辺施設	アスファルト 屋内	上緑町工業団地集結場所から8.0km	36.497789	137.839166	建2,185 駐18,000	常設	常設	常設	150	大町市長	昼間0261-22-8855 夜間0261-22-8108	昼間0261-22-8855 夜間0261-22-8108	可
48	大町市若岩スキー場 周辺施設	アスファルト 土(転任)	上緑町工業団地集結場所から14.0km	36.539467	137.841394	建1,000 駐17,000	常設	常設	常設	141	大町市長	昼間0261-22-0684 夜間0261-22-0684	昼間0261-22-0684 夜間0261-22-0684	可
49	白馬町ウィング21	アスファルト 屋内	サンサンパーク白馬集結場所から6.0km	36.692502	137.862503	建1,500 駐4,300	常設	常設	常設	35	白馬町長	昼間0261-72-8770 夜間0261-72-8770	昼間0261-72-8770 夜間0261-72-8770	可
50	白馬町若岩スキー場 駐車場	アスファルト	サンサンパーク白馬集結場所から10.0km	36.716124	137.859471	14,000	常設1	常設1	常設1	116	白馬町長 白馬観光開発(株) 若岩営業本部	昼間0261-72-2474 夜間0261-75-3934	昼間0261-72-2474 夜間0261-75-3934	可
51	白馬町小川町駐車場	砂利・土	サンサンパーク白馬集結場所から3km	36.633186	137.857223	6,000	常設	常設	常設	50	白馬町長	昼間0261-75-3934 夜間0261-75-3934	昼間0261-75-3934 夜間0261-75-3934	可
52	岐阜県中津川市上野 樫の湯キャンプ場	芝	集結場所の駅「きりら坂下」から約6km	35.585824	137.499168	約7,000	10	10	10	58	中津川市長	昼間0573-66-1111 夜間0573-66-5273	昼間0573-66-1111 夜間0573-66-5273	
53	岐阜県中津川市山口 馬場総合グラウンド	芝	集結場所中央道「意那原SA」上りから約17km	35.526667	137.559274	約12,000	5	7	7	100	中津川市長	昼間0573-66-1111 夜間0573-66-5273	昼間0573-66-1111 夜間0573-66-5273	
54	木曽町本郷 白馬498 木曽文化公園 第1	アスファルト 草地・転任	集結場所「白霧道の駅」から1.2km	35.858968	137.747338	約44,000	常設20	常設20	常設20	約170	木曽町長 木曽広域連合長	昼間0264-23-1050 夜間0264-23-1050	昼間0264-23-1052 夜間0264-23-1052	
55	木曽町木曽 3584-1 番地 やぶはら高原こたまの森	アスファルト 草地・転任	集結場所「白霧道の駅」から14km	35.968271	137.746882	約25,000	常設	常設	常設	約800	木曽町長	昼間0264-36-2001 夜間0264-36-3344	昼間0264-36-2001 夜間0264-36-3344	

56	上田南下之郷3.935 上田市自然運動公園	グラウンド	アスファルト 土(転圧)	道と川の駅 集結場所から 6.7km	138.229386	10,670	常設157	常設265	88	355	上田市長	期間0268-38-7195 夜間	期間0268-38-8956	
57	上田南下之郷3.935 上田市自然運動公園	体育館	屋内	道と川の駅 集結場所から 6.7km	138.229435	5,392			213	371	上田市長	期間0268-38-7195 夜間	期間0268-38-8956	可
58	上田南下之郷3.935 上田市自然運動公園	駐車場	アスファルト	道と川の駅 集結場所から 1.2km	138.209598	12,102	常設17	常設35	100	403	長野県知事	期間0268-22-0695 夜間	期間0268-22-0695	可
59	上田南下之郷3.935 上田市自然運動公園	駐車場	アスファルト	東御道のSA 集結場所から 5.6km	138.331620	1,020			90	140	上田市長	期間0268-23-0363 夜間		可
60	上田南下之郷3.935 上田市自然運動公園	グラウンド	アスファルト 土(転圧)	東御道のSA 集結場所から 5.6km	138.333319	12,000	常設12	常設78	100	400	上田市長	期間0268-23-0363 夜間	期間0268-23-0363	
61	上田南下之郷3.935 上田市自然運動公園	グラウンド	アスファルト 土(転圧)	東御道のSA 集結場所から 5.6km	138.332294	1,367			普通425	432	上田市長	期間0268-23-0363 夜間		可
62	東御道のSA 集結場所から 1.7km	グラウンド	アスファルト 土(転圧)	東御道のSA 集結場所から 1.7km	138.346574	13,081			普通425	432	上田市長	期間0268-23-0363 夜間		可
63	東御道のSA 集結場所から 1.7km	体育館	屋内	東御道のSA 集結場所から 1.7km	138.347559	2,194	常設109	常設110	353	353	東御市長	期間0268-62-2200 夜間	期間0268-62-3417	可
64	東御道のSA 集結場所から 1.7km	体育館	屋内	東御道のSA 集結場所から 1.7km	138.349474	994			大型6 普通720	160		期間0268-62-2200 夜間		可
65	上田南下之郷3.935 上田市自然運動公園	グラウンド	アスファルト 草地・転圧	ゆきむら夢工房 集結場所から 0.5km	138.307549	12,400	常設80	常設90	103	413	上田市長	期間0268-72-2655 夜間	期間0268-72-8133	可
66	上田南下之郷3.935 上田市自然運動公園	体育館	屋内	ゆきむら夢工房 集結場所から 0.7km	138.304950	2,277			140	326	上田市長	期間0268-72-2655 夜間	期間0268-72-4140	可
67	上田南下之郷3.935 上田市自然運動公園	グラウンド	アスファルト 土(転圧)	和道ステーション 集結場所から 16.4km	138.265928	17,600	常設34	常設15	146	586	上田市長	期間0268-43-2250 夜間	期間0268-43-0616	可
68	上田南下之郷3.935 上田市自然運動公園	体育館	屋内	和道ステーション 集結場所から 16.4km	138.266626	3,420			100	238	上田市長	期間0268-42-3100 夜間	期間0268-43-3666	可
69	長和町和道2834-1 和道ステーション	体育館	アスファルト	集結場所	138.205463	3,900	常設1	常設1	大型9 普通63	130	長和町長	期間0268-68-3111 夜間	期間0268-68-4011	可
70	早稲田町本字野分146-4 早稲田町本字野分147-1	体育館	アスファルト 土(転圧) 芝	陸井沼清 集結場所から4.0km	138.347322	20,000	常設10	常設10	166	666	林計一管理人	期間0267-45-1502 夜間	期間0267-46-2501	可
71	早稲田町本字野分1341-1 早稲田町本字野分1341-1	体育館	アスファルト 土(転圧) 芝	陸井沼清 集結場所から4.0km	138.549109	13,000	常設2	常設2	108	433	自然の家 所長	期間0267-46-4141 夜間	期間0267-46-4145	可
72	佐久平町久保165-1 佐久平運動公園	グラウンド	アスファルト	佐久平オアシス 集結場所から7.0km	138.483483	12,380	常設8	常設7	185	460	長野県知事	期間0267-78-5370 夜間	期間0267-78-5392 夜間	可
73	佐久平町久保165-1 佐久平運動公園	グラウンド	アスファルト 土(転圧) 芝	佐久平オアシス 集結場所から7.0km	138.485718	100,305	常設4	常設5	835	3,343	業務管理室長	期間0267-68-1399 夜間	期間0267-68-1853 夜間	指定
74	佐久平町平尾 (上層部道)佐久平ハイウェイ分第2PA 南牧公園	グラウンド	アスファルト 草地	集結場所	138.510125	15,800	常設2	常設2	198	526	都市計画課長	期間0267-62-3404 夜間	期間0267-63-7750 夜間	指定
75	小諸町南1984 南牧公園	グラウンド	アスファルト 土(転圧) 芝	小諸市総合運動場 集結場所から6.0km	138.423333	33,550	常設6	常設3	280	1,120	都市計画課長	期間0267-22-1700 夜間	期間0267-24-3570 夜間	可
76	南牧町大字野辺山461-1 野辺山スキー場	グラウンド	アスファルト 草地	集結場所	138.472924	15,000	使用不可	使用不可	125	500	南牧村 総務課長	期間0267-96-2211 夜間	期間0267-96-2158 夜間	可
77	立科町大字芦田 権現山運動公園	グラウンド	アスファルト	権現山運動公園多目的グラウンド 集結場所	138.311931	1940	常設3	常設1	99	150	立科町 教育長	期間0267-56-2310 夜間	期間0267-56-2310 夜間	可
78	立科町大字芦田 権現山運動公園	グラウンド	アスファルト 土(転圧)	集結場所	138.310064	21,020	常設4	常設3	92	2,000	立科町 教育長	期間0267-98-8416 夜間	期間0267-56-2310 夜間	可
79	南牧町大字野辺山 南牧村公民館	グラウンド	アスファルト	JAL長野八ヶ岳野辺山集出野場	138.470869	1,225	常設1	常設2	25	200	南牧村 教育長	期間0267-96-2104 夜間	期間0267-96-2105 夜間	可
80	佐久平町大字津波370 北の郷(霞栄)	グラウンド	アスファルト 草地	佐久平平好 集結場所から15.7km	138.489112	1,571	常設2	常設2	139	523	佐久平町長	期間0267-66-2925 夜間	期間0267-66-4935 夜間	可
81	佐久平町大字津波370 北の郷(霞栄)	グラウンド	アスファルト	佐久平平好 集結場所から13.8km	138.137072	3,132	常設1	常設1	112	505	佐久平町長	期間0267-66-2925 夜間	期間0267-66-4935 夜間	可
82	中央公園・スポーツ広場	グラウンド	土(転圧)		138.091180	12,000	常設2		100	400	諏訪市長	期間0266-52-4141 夜間	期間0266-52-4141 夜間	指定
83	中央公園・球場及び周辺	グラウンド	土(転圧)	諏訪市南田中央公園一帯 (ざわこころひろば)	138.093261	14,000	常設1		50	1,000		夜間0266-52-4141 夜間	夜間0266-52-4141 夜間	指定
84	豊田緑葉処理場 吹上町公民館	グラウンド	土(転圧)	集結場所	138.089445	12,000	常設1	常設3	100	400	長野県知事	期間0266-58-2958 夜間	期間0266-58-2958 夜間	可
85	すわっくら園	グラウンド	アスファルト 土(転圧)		138.091711	16,000	無	無	130	500	諏訪市長	期間0266-52-4141 夜間	期間0266-52-4141 夜間	可

86	旧東洋ハルゴ建屋	園内	旧東洋ハルゴ跡地 集結場所周辺	36.043539	138.109681	8.400	常設1	常設1	150	840	諏訪市長	夜間0266-52-4141	夜間0266-57-0680	
87	旧東洋ハルゴ跡地	土(転圧)		36.044389	138.107900	18.000	無	無		600				
88	岡谷市扇屋平やまびこ公園一帯 (路上含む)	土(転圧)	岡谷市扇屋平やまびこ公園一帯 集結場所周辺	36.069798	138.028067	18.300	常設	常設	228	扇屋一帯野営可能	岡谷市長	昼間0266-23-4811 夜間0266-24-0689	昼間0266-24-0689 夜間0266-24-0689	
89	茅野市運動公園 ゴルフ練習場	土(転圧)	茅野市運動公園 から0.5km	35.995523	138.167599	8.000	常設3	常設4	100	400	茅野市長	昼間0266-72-5815 夜間	昼間0266-72-5815 夜間	
90	茅野市弓張公園	土(転圧)	茅野市弓張公園 から3.9km	35.979489	138.187776	9.400	常設2	常設2	77	320	茅野市長	昼間0266-72-2101 夜間0266-72-2101	昼間0266-72-9040 夜間	
91	富士入ノラマリゾート 駐車場	アスファルト	富士見第一集結場所	35.910956	138.207039	22.100	常設2	常設2	276	扇屋一帯野営可能	理事長	昼間0266-62-5666 夜間0266-62-5666	昼間0266-62-6600 夜間	
92	富士見高原リゾート 駐車場	アスファルト	富士見第一 集結場所から15km	35.923129	138.208169	18.000	常設3	常設3	225	扇屋一帯野営可能	社長	昼間0266-66-2121 夜間0266-66-2121	昼間0266-66-2121 夜間	
93	飯田市三日市場1088	アスファルト 土・芝	集結場所兼	35.485995	137.799737	22.000	常設10	常設5	350	733	飯田市長	昼間0265-25-5588 夜間0265-24-4511	昼間0265-25-5588 夜間0265-24-4511	
94	飯田市民会館7444-1 飯田市総合運動場	アスファルト 土	飯田運動公園 9 k m	35.493056	137.853611	40.571	常設11	常設2	338	1,352	飯田市長	昼間0265-23-0002 夜間	昼間0265-23-0002 夜間	
95	飯田市民会館7444-1 天竜川水辺の森(竜丘ゾーン)	土・草	飯田運動公園 5 k m	35.459085	137.821988	38.125	常設6	常設2	317	1,270	国土交通省 飯田市長	昼間0265-22-3654 夜間0265-22-4511	昼間0265-53-0359 夜間	
96	飯田市民会館7444-1 天竜川水辺の森(竜丘ゾーン)	土・草	飯田運動公園 5 k m	35.452482	137.816609	64.222	常設31	常設5	535	2,140	国土交通省 飯田市長	昼間0265-22-3654 夜間0265-22-4511	昼間0265-53-0359 夜間	
97	飯田市民会館7444-1 天竜川水辺の森(竜丘ゾーン)	土・草	飯田運動公園 6 k m	35.453002	137.823015	21.406	常設5	常設1	178	713	国土交通省 飯田市長	昼間0265-22-3654 夜間0265-22-4511	昼間0265-53-0359 夜間	
98	松川町元木島784-1 リフレシユータウンまつかわ	アスファルト	集結場所兼	35.614671	137.882282	5.398	常設14	常設2	44	179	松川町長	昼間0265-36-2000 夜間0265-36-5544	昼間0265-36-5544 夜間0265-36-5544	
99	大蔵村大河原4337 大蔵総合グラウンド	アスファルト 土	リフレシユータウンまつかわ 集結場所から2.1 k m	35.564095	138.035029	15.400	常設12	常設1	128	513	大蔵村長	昼間0265-39-2100 夜間0265-39-1023	昼間0265-39-1023 夜間0265-39-1023	
100	阿南町西条早田 コミュニティの森	土	飯田運動公園 2.5 k m	35.316095	137.813187	17.800	常設31	常設7	148	593	阿南町長	昼間0260-22-2270 夜間0260-22-2287	昼間0260-22-2270 夜間0260-22-2287	
101	阿南町西条早田 コミュニティの森	土	飯田運動公園 1.9 k m	35.354167	137.802500	9.500	常設1	常設7	79	316	阿南町長	昼間0260-22-3344 夜間0260-22-3344	昼間0260-22-3388 夜間0260-22-3388	
102	平谷村赤坂 平谷総合グラウンド	土	集結場所兼	35.309884	137.026580	12.000	常設2	常設7	100	400	平谷村長	昼間0265-48-2011 夜間0265-48-2021	昼間0265-48-2021 夜間0265-48-2021	
103	飯田市民会館7444-1 飯田市総合運動場950 飯田中学校庭	土	飯田運動公園集結場所から4.5 k m	35.326851	137.937636	7.600	常設3	常設1	63	253	飯田市長	昼間0260-34-2047 夜間0260-34-2047	昼間0260-34-2715 夜間0260-34-2715	
104	伊那町西真輪 みはらし公園一帯(駐車場含む)	アスファルト 土	小黒P・A 集結場所から 5.5km	35.881693	137.921028	12.000	常設6	常設9	100	400	伊那市長	昼間0265-74-807 夜間	昼間0265-74-1808 夜間	
105	伊那町ウエストスポーツセンター みはらし公園(含む)	アスファルト 土	伊那2477-1 集結場所から 5.0km	35.842256	137.939445	27.000	常設2	常設5	110	1,800	伊那市長	昼間0265-78-2356 夜間	昼間0265-78-2356 夜間	
106	南箕輪大芝公園一帯	アスファルト 土	集結場所兼	35.887548	137.943474	40.000	常設5	常設4	300	1,800	南箕輪村長	昼間0265-76-0048 夜間0265-76-0048	昼間0265-76-0048 夜間0265-76-0048	
107	飯野町常神山球場 駐車場	アスファルト 土	飯野町球場 集結場所から 2.3km	35.968772	137.994226	2.500	常設6	常設4	21	83	飯野町長	昼間0265-94-1000 夜間	昼間0265-94-3701 夜間	
108	伊那市東通町草津 高遠福祉公園(含む)	土	集結場所兼	35.834038	138.061927	6.000	常設8	常設10	50	200	伊那市長	昼間0265-94-2551 夜間	昼間0265-94-3697 夜間	
109	伊那市美濃 美濃スポーツ公園	アスファルト 土	高遠福祉公園 集結場所から 5.0km	35.854534	138.066362	25.000	常設2	常設4	212	800	伊那市長	昼間0265-79-0119 夜間0265-79-0119	昼間0265-79-4770 夜間0265-79-4770	
110	箕輪町中真輪271-2 香腸球場周辺	土(転圧)	箕輪町球場 集結場所から 3.5km	35.909913	137.999589	16.000	常設2	常設2	133	500	箕輪町長	昼間0265-79-0119 夜間0265-79-0119	昼間0265-79-4770 夜間0265-79-4770	
111	箕輪町中真輪947-1 町営土田田カド周辺	土(転圧)	箕輪町球場 集結場所から 4.8km	35.919061	137.938537	10.000	常設1	常設1	80	300	箕輪町長	昼間0265-79-0119 夜間0265-79-0119	昼間0265-79-4770 夜間0265-79-4770	
112	駒ヶ根市赤穂7722-05 阿爾公園アルフス球場	砂利 アスファルト	集結場所兼	35.718280	137.906474	4.500	常設2	常設3	35	150	駒ヶ根市長	昼間0265-81-7533 夜間0265-83-2111	昼間0265-83-4348 夜間0265-83-4348	
113	駒ヶ根市赤穂北町二区 半田実業学校グラウンド	芝	集結場所兼	35.733084	137.905204	25.000	無	無	200	830	管理人	昼間0265-83-5425 夜間0265-83-5425	昼間0265-83-4348 夜間	
114	飯島町七久保5389-14 柏木運動場	土	集結場所兼	35.664744	137.915633	11.000	無	無	90	360	飯島町長	昼間0265-86-3111 夜間0265-86-3111	昼間0265-86-4395 夜間0265-86-4395	
115	中川村片柳4580 中川中学校グラウンド	土	集結場所兼	35.628801	137.934766	13.000	無	常設1	100	430	中川村長	昼間0265-88-3001 夜間0265-88-3890	昼間0265-88-3890 夜間0265-88-3890	

長野県内の無線通信運用体制



※原則として、この図のとおり運用するが、災害状況及び活動状況等により、指揮支援部隊長が使用波を指定した場合は、それに準ずる。

消防救急デジタル無線の共通波の設備整備状況

消防本部名	基地局名称・住所・座標	送信出力	制御波の切替方式	基地局折り返し機能の起動方法	当該基地局を直接通関操作できる場所・連絡先	直接接続の可否	調整本部稼働機能		備考	
							指令センター経由での接続	指令センター名称及び連絡先		
長野市消防局	【長野市消防局】 長野市大字鶴賀 N 36度38分54.54秒 E 138度11分54.08秒	20W	受信：3波同時 送信：同時	通信後、3秒間起動	長野市消防局 通信指令課 026-226-0119	×	○	長野市消防局 通信指令課 026-226-0119	山間部等で一部不感地域あり	
	【坂中呼無線中継局】 長野県上水内郡飯綱町大字坂口 N 36度42分46.6秒 E 138度12分09.94秒	20W								
	【唐場平無線中継局】 長野市大字七二雲 N 36度38分51.07秒 E 138度04分29.61秒	20W								
松本広域消防局	【松本広域消防局基地局】 松本市清1-7-12 N 36度13分56秒08 E 137度57分16秒03	10W	受信：3波同時 送信：切替方式	常時起動	松本広域消防局 通信指令課 0263-25-6108	×	○	松本広域消防局 通信指令課 0263-25-6108	山間部等で一部不感地域あり	
	【芥子坊主基地局】 松本市大字島内9020-2 N 36度16分45秒36 E 137度57分36秒55									
	【麻績消防署基地局】 麻績町麻10389-3 N 36度27分04秒18 E 138度02分23秒45									
上田地域広域連合消防本部	【上田基地局】 上田市下之郷816-5 N 38度13分51秒 E 36度22分38秒	5W	受信：切替方式 送信：切替方式	常時起動	上田地域広域連合消防本部 通信指令室 0268-26-0119	×	○	上田地域広域連合消防本部 通信指令室 0268-26-0119		
	【上田消防本部】 上田市下之郷816-5 N 38度14分54秒 E 36度24分16秒	20W	受信：切替方式 送信：切替方式							
	【真田基地局】 上田市下之郷816-5 N 38度19分50秒 E 36度26分05秒	20W	受信：切替方式 送信：切替方式							
	【平井基地局】 上田市下之郷816-5 N 38度11分05秒 E 36度18分00秒	10W	受信：切替方式 送信：切替方式							
	【尾久保基地局】 上田市下之郷816-5 N 38度16分24秒 E 36度15分26秒	10W	受信：切替方式 送信：切替方式							
	【大室基地局】 上田市下之郷816-5 N 38度21分54秒 E 36度23分57秒	20W	受信：切替方式 送信：切替方式							

飯田広域消防本部	【いんたしょうぼう基地局】 飯田市東栄町 N 35度30分49秒 E 137度50分16秒	20W	受信：切替方式 送信：切替方式	常時起動	飯田広域消防指令室 0265-23-0119	×	○	飯田広域消防指令室 0265-23-0119	山間部等で一部不感地域あり
	【消防佐久広域基地局】 佐久市中込2847 N 36度14分52秒 E 138度28分37度	20W	受信：3波同時 送信：切替方式						
佐久広域連合消防本部	【軽井沢中継局】 北佐久郡軽井沢町長倉1706-8 N 36度20分18秒 E 138度35分21秒	20W							
	【川上中継局】 南佐久郡川上村御所平字畑場平3-1 N 35度58分49秒 E 138度32分20秒	5W	受信：切替方式 送信：切替方式	常時起動	佐久消防指令センター 0267-62-6571	×	○	佐久消防指令センター 0267-62-6571	
	【佐久穂中継局】 南佐久郡佐久穂町海瀬2570 N 36度09分12秒 E 138度29分22秒	20W							
	【小海中継局】 南佐久郡小海町大字十二の軽井沢304-4 N 36度02分31秒 E 138度28分54秒	5W							
諏訪広域消防本部	【杖突峠基地局】 茅野市大字宮川安国寺3372-60 N 35度58分30秒 E 138度07分48秒	20W	受信：3波同時 送信：3波同時						
	【岡谷基地局】 岡谷市加茂町1丁目2-6 N 36度04分16秒 E 138度03分04秒	20W	受信：切替方式 送信：切替方式	移動局からの通信に 10秒以内に応答後、 10秒間起動	諏訪広域消防本部 消防指令センター 0266-21-5120	×	○	諏訪広域消防本部 消防指令センター 0266-21-5120	
	【富士原基地局】 諏訪郡富士見町落合10777 N 35度54分53秒 E 138度14分26秒	5W	受信：切替方式 送信：切替方式						
上伊那広域消防本部	【消防指令センター基地局】 伊那市荒井4606-1 N 35度50分32秒 E 137度56分25秒	10W	受信：切替方式 送信：切替方式	常時起動	上伊那広域消防本部 消防指令センター 0265-72-0119	×	○	上伊那広域消防本部 消防指令センター 0265-72-0119	山間部等で一部不感地域あり
	【小野基地局】 辰野町小野5983-1 N 36度03分10.1秒 E 137度59分53.3秒								
	【伊那北消防署基地局】 駒ヶ根市飯坂一丁目12-7 N 35度44分23秒 E 137度56分30秒								
	【伊那南消防署基地局】 飯島町本郷263-1 N 35度39分36.3秒 E 137度56分24秒								

岳南広域消防本部	【かくなんしょうぼう】 中野市大字江部1324-2 N 36度44分32秒 E 138度20分45秒	20W	受信：切替方式 送信：切替方式	常時起動	岳南広域消防本部 通信指令室 0269-23-0119	×	○	岳南広域消防本部 通信指令室 0269-23-0119	主に小谷村及び白馬村をカバー
	【しかしよぼう】 下宮井郡山ノ内町 大字平糴7148 N 36度43分11秒 E 138度29分28秒	20W	受信：切替方式 送信：切替方式	常時起動	岳南広域消防本部 通信指令室 0269-23-0119	×	○	岳南広域消防本部 通信指令室 0269-23-0119	
千曲坂城消防本部	【ちくましようぼう基地局】 長野県千曲市磯部1221 N 36度29分 5秒 E 138度 9分 5秒	20W	受信：3波同時 送信：切替方式	手動起動	千曲坂城消防本部 通信指令室 026-276-0119	×	○	千曲坂城消防本部 通信指令室 026-276-0119	
	【鷹狩山基地局】 大町市八坂 N 36度30分25秒 E 137度53分11秒	10W	受信：切替方式 送信：切替方式		北アルプス広域消防本部 消防指令センター 0261-22-0217	×	○	北アルプス広域消防本部 消防指令センター 0261-22-0217	
北アルプス広域消防本部	【立山基地局】 小谷村大字 N 38度48分30秒 E 137度55分05秒	5W							
須坂市消防本部	【しょうぼうすざかさかなか】 上水内郡飯綱町大字坂口 N 36度42分46.67秒 E 138度 12分09.94秒	20W	受信：3波切替 送信：	通信後、3秒間起動	長野市消防局 通信指令課 026-226-0119	×	○	長野市消防局 通信指令課 026-226-0119	山間部等で一部不感地域あり ・切替、接続等は設備を共用している長 野市消防局に依存
	岳北消防本部	【岳北消防】 飯山市大字飯山3690-1 N 36度51分33秒 E 138度22分38秒	20W	受信：切替方式 送信：切替方式	移動局からの通信に応答後、 6秒間起動 ・回線制御装置の操作により 強制起動可能	×	○	岳北消防本部 通信指令室 0269-62-2481	
岳北消防本部	【新野沢中継局】 野沢温泉村大字虫生字橋上1271 N 36度35分08秒 E 138度27分22秒	5W							
木曾広域消防本部	【目立山中継局】 栄村大字北信3041 N 37度00分03秒 E 138度33分29秒	20W	受信：切替方式 送信：切替方式	回線制御装置の操作により 強制起動可能	木曾消防署通信指令室 0264-22-0119	×	○	木曾消防署通信指令室 0264-22-0119	山間部等で一部不感地域あり
	木曾広域消防本部	【木曾消防本部】 木曾郡木曾町福島3737番地 N 35度49分21.16秒 E 137度68分14.14秒							

長野県署活動用無線機周波数一覧表

長野県	署活系無線の保有状況	署活系無線の保有数	周波数名称																
			G1	G2	G3	G4	G5	G6	G7	G8	G9	G10	G11	G12	G13	G14	G15	G16	G17
消防本部	上田地域広域連合消防本部	無																	
消防本部	松本広域消防局	有	176	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
消防本部	飯田広域消防本部	無																	
消防本部	諏訪広域消防本部	有	139	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
消防本部	長野市消防局	有	160	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
消防本部	上伊那広域消防本部	無																	
消防本部	須坂市消防本部	無																	
消防本部	佐久広域連合消防本部	無																	
消防本部	北アルプス広域消防本部	無																	
消防本部	千曲坂城消防本部	無																	
消防本部	岳南広域消防本部	無																	
消防本部	岳北消防本部	無																	
消防本部	木曾広域消防本部	無																	
消防団	長野市消防団	有	372															○	
消防団	松本市消防団	有	408		○		○											○	
消防団	上田市消防団	無																	
消防団	岡谷市消防団	有	27															○	
消防団	飯田市消防団	無																	
消防団	諏訪市消防団	有	88															○	
消防団	須坂市消防団	無																	
消防団	小諸市消防団	無																	
消防団	伊那市消防団	無																	
消防団	駒ヶ根市消防団	無																	
消防団	中野市消防団	無																	
消防団	大町市消防団	無																	
消防団	飯山市消防団	無																	
消防団	茅野市消防団	無																	
消防団	塩尻市消防団	無																	
消防団	佐久市消防団	無																	
消防団	千曲市消防団	無																	
消防団	東御市消防団	無																	
消防団	安曇野市消防団	無																	
消防団	小海町消防団	無																	
消防団	川上村消防団	無																	
消防団	南牧村消防団	無																	
消防団	南相木村消防団	無																	
消防団	北相木村消防団	無																	
消防団	佐久穂町消防団	無																	
消防団	軽井沢町消防団	無																	
消防団	御代田町消防団	無																	
消防団	立科町消防団	無																	
消防団	青木村消防団	無																	
消防団	長和町消防団	無																	
消防団	下諏訪町消防団	有	56															○	
消防団	富士見町消防団	有	30															○	
消防団	原村消防団	無																	
消防団	辰野町消防団	無																	
消防団	箕輪町消防団	無																	
消防団	飯島町消防団	無																	
消防団	南箕輪村消防団	無																	
消防団	中川村消防団	無																	
消防団	宮田村消防団	無																	
消防団	松川町消防団	無																	
消防団	高森町消防団	無																	
消防団	阿南町消防団	無																	
消防団	阿智村消防団	無																	
消防団	平谷村消防団	無																	
消防団	根羽村消防団	無																	
消防団	下條村消防団	無																	
消防団	売木村消防団	無																	
消防団	天龍村消防団	無																	
消防団	泰阜村消防団	無																	
消防団	喬木村消防団	無																	
消防団	豊丘村消防団	無																	
消防団	大鹿村消防団	無																	
消防団	上松町消防団	無																	
消防団	南木曾町消防団	無																	
消防団	木祖村消防団	無																	
消防団	王滝村消防団	無																	
消防団	大桑村消防団	無																	
消防団	木曾町消防団	無																	
消防団	麻績村消防団	無																	
消防団	生坂村消防団	無																	
消防団	山形村消防団	無																	
消防団	朝日村消防団	無																	
消防団	筑北村消防団	無																	
消防団	池田町消防団	無																	
消防団	松川村消防団	無																	
消防団	白馬村消防団	無																	
消防団	小谷村消防団	無																	
消防団	坂城町消防団	無																	
消防団	小布施町消防団	無																	
消防団	高山村消防団	無																	
消防団	山ノ内町消防団	無																	
消防団	木島平村消防団	無																	
消防団	野沢温泉村消防団	無																	
消防団	信濃町消防団	無																	
消防団	小川村消防団	無																	
消防団	飯綱町消防団	無																	
消防団	栄村消防団	無																	

ヘリコプター離着陸場

地域	No.	場外離着陸場	場所	管理者名	連絡先	座標(緯度) 世界測地心法	座標(経度) 世界測地心法	地面	標高		着陸帯	管轄消防本部	
									(m)	(ft)			
北	1	長野犀川第2緑地公園	長野市川合新田(河川敷)	長野市長	026-226-4911	N36.624391	E138.186432	転圧(草)	352	1,158	E/W	長野市消防局	
	2	長野臨時ヘリポート	長野市若穂牛島1298-1	千曲市市長	026-226-4911	N36.617625	E138.233167	ｺﾝｸﾘｰﾄ	324	1,132	NE/S		
	3	長野滑空場	長野市若穂南内町	長野市消防事務所長	026-221-4882	N36.633354	E138.256081	ｱｽﾌﾙﾄ	338	1,109	NE/SW		
	4	長野県消防学校訓練場	長野市篠ノ井東福寺2375-1	消防学校長	026-292-2980	N36.571574	E138.173381	ｱｽﾌﾙﾄ	352	1,158	S/N		
	5	戸隠スキー場	長野市戸隠越水分原3882	長野市長	026-226-4911	N36.755297	E138.094099	ｱｽﾌﾙﾄ	1,280	4,300	N/W		
	6	新町	長野市信州新町神田沖983番1先	長野建設事務所長	026-233-5151	N36.565298	E138.007593	転圧	430	1,401	NE/SW		
	7	現代病院	長野市信代町新代183	現代病院院長	026-278-2031	N36.564031	E138.199624	ｺﾝｸﾘｰﾄ	384	1,260	NE/SW		
	8	長野市民病院	長野市高竹1333番地	長野市民病院院長	026-295-1199	N36.668937	E138.254107	ｺﾝｸﾘｰﾄ	334	1,102	E/W		
	9	長野日赤	長野市若里6丁目376番107-109	長野赤十字病院院長	026-226-4131	N36.626531	E138.191299	ｱﾙﾐ	368	1,207	N/S		
	10	篠ノ井病院	長野市篠ノ井金666-1	篠ノ井総合病院院長	026-292-2261	N36.575385	E138.149412	ｺﾝｸﾘｰﾄ	368	1,266	S/W		
	11	北信合同庁舎駐車場	中野市大学聖田字河原955	北信地方事務所長	0269-22-3111	N36.788889	E138.322222	ｱｽﾌﾙﾄ	332	1,095	SW/NE		
	12	夜間瀬川河川敷	山ノ内町大字夜間瀬夜間瀬橋上流右岸	山ノ内町長	0269-33-3111	N36.754722	E138.397778	ｱｽﾌﾙﾄ	500	1,650	N/S		
	13	志賀高原総合会館98	下高井郡山ノ内町大字平糴7148	志賀高原プリンスホテル 共通室	0269-33-2485 0269-33-2400	N36.719167	E138.489722	ｱｽﾌﾙﾄ	1,482	4,864	E/W		
	14	奥志賀	下高井郡山ノ内町大字平糴7149	北信総合病院院長	0263-22-2151	N36.762222	E138.535556	ｱｽﾌﾙﾄ	1,522	4,995	S		
信	15	北信総合病院	中野市西1-5-63	北信総合病院院長	0263-22-2151	N36.746667	E138.366111	ｱﾙﾐ	386	1,266	N/S	千曲坂城消防本部	
	16	萬葉の里	千曲市上山田千曲川左岸河川敷内	千曲市長	026-273-1111	N36.473056	E138.151389	芝	380	1,250	N/S		
	17	高井	須城市盛坂町5丁目	須城市市長	026-245-1400	N36.641667	E138.305556	芝	395	1,286	W/SE		
	18	稲島	須城市稲島町1098-2	須城市市長	026-245-1400	N36.646389	E138.265278	芝	335	1,105	NE/SW		
	19	木島防災拠点ヘリポート	飯山市大字飯山字向河原3651-1	千曲川河川事務所長	0269-22-2729	N36.864444	E138.381111	ｺﾝｸﾘｰﾄ	314	1,046	NE/SW		
	20	斑尾	飯山市飯山八坊塚1492-475	斑尾スキー場次長	0269-84-3214	N36.846111	E138.288333	ｱｽﾌﾙﾄ	961	3,165	SE/N		
	21	秋山小	下内郡粟村大字塚18029-2	粟村市長	0269-87-3111	N36.858333	E138.623611	転圧	695	2,273	NE/SW		
	22	さかえクラブ	下内郡粟村大字北信2904	粟村市長	0269-87-3111	N36.994166	E138.584166	ｱｽﾌﾙﾄ	402	1,296	W/NE		
	23	飯川	下内郡粟村大字塚17930-47	粟村市長	0269-87-3111	N36.832500	E138.631666	転圧	977	3,247	N/S		
	24	日田総合運動公園多目的広場	佐久市大字3110-1	佐久市長	0267-62-2111	N36.194167	E138.437222	芝	900	2,972	E/W		岳北消防本部
	25	千曲川スポーツ交流広場	佐久市大字鳴瀬505-1	佐久市長	0267-62-2111	N36.250000	E138.430556	転圧	620	2,083	SE/W		
	26	小諸市総合運動場	小諸市己2番地173	小諸市長	0267-22-1700	N36.349722	E138.455833	芝	1,000	3,273	SE/NW		
	27	農林航空技術センター	小諸市大字山浦4657-1	航空技術センター所長	0267-23-0162	N36.300278	E138.391111	ｺﾝｸﾘｰﾄ	826	2,713	NE/SW		
	28	小海町総合グラウンド	南佐久郡小海町大字豊里5093-1	小海町市長	0267-92-2525	N36.055000	E138.446944	芝	1,000	3,844	NE/SW		
29	龍神公園	北佐久郡御代田大字御代田2505-2	御代田町長	0267-32-3111	N36.316389	E138.508889	芝	802	2,696	NE/SW			
30	早稲田	北佐久郡立科町大字豊田八ヶ野女神湖	早稲田町長	03-3203-4141	N36.348611	E138.546389	芝	1,040	3,437	W/SE			
31	女神湖	北佐久郡立科町大字豊田八ヶ野女神湖	立科町長	0267-56-2311	N36.134167	E138.267222	芝	1,542	5,045	N/S			
32	アサマ2000	群馬県吾妻郡嬭恋村大字鎌原字横菅1053	支配人	0267-23-1714	N36.407800	E138.470000	ｱｽﾌﾙﾄ	2,000	6,560	NW			
33	諏訪形	上田市諏訪形81	上田市長	0268-22-4100	N36.389467	E138.250755	転圧	440	1,463	NW/SE	上田地域広域連合消防本部		
34	半通へいーと	上田市小泉字塩田川原2575-2	上田市長	0268-22-4100	N36.407342	E138.250994	ｺﾝｸﾘｰﾄ	429	1,397	NW/E			
35	ベルハーク	上田市中丸字1821-2	上田市長	0268-22-4100	N36.339906	E138.270260	芝	513	1,673	NW/SE			
36	青木	小県郡青木村村松61-1	青木村長	0268-49-0111	N36.371769	E138.142289	芝	528	1,725	SW/E			
37	梓川ふるさと公園	松本市梓川村7102	松本市市長	0263-34-3000	N36.238688	E137.832037	芝	780	2,601	N/E			
38	文化センター夢の森	松本市西洲本村1-10	松本市市長	0263-34-3000	N36.088345	E137.681501	ｱｽﾌﾙﾄ	1,100	3,506	N/SW			
39	松本ヘリポート	松本市西洲本村1-10	松本市市長	0263-34-3000	N36.238515	E137.954957	芝	583	1,905	S/W			
40	湯川渡	松本市安曇4171-2湯川渡敷地内	松本市市長	0263-34-3000	N36.173093	E137.642137	ｺﾝｸﾘｰﾄ	1,050	3,483	NW/E			
41	高ボツ	松本市大字片丘南内高ボツ高原	塩尻市長	0263-52-0280	N36.135054	E138.037721	転圧	1,580	5,389	NE/W			
42	こども病院	安曇野市豊科3100	こども病院院長	0263-73-6700	N36.285074	E137.921516	ｱｽﾌﾙﾄ	560	1,840	N/S			
43	明科	安曇野市明科糺川手14540番地先	安曇野市長	0263-71-2000	N36.381436	E137.929734	草地	525	1,663	NE/SW		松本広域消防局	
44	坂	東筑摩郡生坂村重津14270-1	生坂村市長	0263-69-3111	N36.464380	E137.946042	ｺﾝｸﾘｰﾄ	480	1,574	NE/SW			
45	生坂スカイパーク	東筑摩郡生坂村北陸郷12215-1	生坂村市長	0263-69-3111	N36.416667	E137.925000	芝	688	2,257	NW/E			
46	麻績ヘリポート	東筑摩郡麻績村麻地郷2789	麻績村市長	0263-67-3001	N36.449189	E138.030381	ｺﾝｸﾘｰﾄ	660	2,099	E/SW			
47	徳沢	松本市安曇上高地国寿林109-イ林小班	中信森林管理署長	050-3160-6050	N36.270499	E137.689978	砂利	1,555	5,150	NE/SW			
48	明神	松本市安曇上高地国寿林886-イ林小班	中信森林管理署長	050-3160-6050	N36.250278	E137.699722	砂利	1,553	5,031	NW			
49	又文白	松本市安曇上高地国寿林109-イ林小班	中信森林管理署長	050-3160-6050	N36.296389	E137.691111	砂利	1,598	5,202	E/S			
50	又文沢	松本市安曇上高地国寿林109-イ林小班	松本自然環境事務所長	0263-94-2024	N36.244722	E137.620556	ｱｽﾌﾙﾄ	1,535	5,041	S/E			
51	相沢病院	松本市本庄2-5-1	相沢病院事務所長	0263-33-8600	N36.226970	E137.973433	ｺﾝｸﾘｰﾄ	614	2,015	W/S			
52	信州大学医学部附属病院	松本市旭3-1-1	信州大学長	0263-35-4600	N36.248889	E137.979419	ｱﾙﾐ	642	2,109	N/S/W			

53	観音橋	大町市高瀬5640-4	大町市長	0261-22-0420	N36.497778	E137.840278	芝	730	2,404	SE/NW	北アールズ広域消防本部
54	池田町防災ヘルポート	北安曇郡池田町大字会堂40-1	池田町長	0261-62-3131	N36.418056	E137.887778	コクリート	595	1,951	E/W	
55	北郡消防署前	北安曇郡白馬村大字北城9715-16	白馬村長	0261-72-5000	N36.705647	E137.864079	アスファルト	699	2,315	SE/SW	
56	小谷村村営グラウンド	北安曇郡小谷村大字千園乙3694	小谷村長	0261-82-2001	N36.763056	E137.901867	転圧	600	1,758	N/S	
57	来馬河原	北安曇郡小谷村大字北小谷905	小谷村長	0261-82-2001	N36.837574	E137.900256	コクリート	450	1,345	NE/SW	
58	木曾病院	木曾郡木曾町福6613-4	木曾病院長	0264-22-2703	N35.835277	E137.684722	アスファルト	763	2,434	NW/SW	
59	開田グラウンド	木曾郡木曾町開田高原西野5227-65	木曾町長	0264-22-3000	N35.938055	E137.570555	転圧	1,200	3,943	NE/SW	木曾広域消防本部
60	牧屋ダムヘルポート	木曾郡木曾町三岳7696-1	牧屋管理署長	0264-46-2033	N35.825277	E137.606944	コクリート	885	2,837	NE/NW	
61	清川	木曾郡上松町	国交省中部整備局 上松出張所長	0264-52-4863	N35.783333	E137.737500	アスファルト	1,110	3,641	S/W	
62	木曾スポーツ公園	木曾郡大桑村大字殿1-58	木曾町長	0264-55-3080	N35.699444	E137.690000	転圧	590	1,745	E/W	
63	おんたけ2240	木曾郡王滝村おんたけ2240スキー場A駐車場	王滝村長	0264-48-2240	N35.860000	E137.528889	アスファルト	1,663	5,465	NE/SW	
64	松原スポーツ公園	木曾郡王滝村4713-2	王滝村長	0264-48-2001	N35.798888	E137.542777	転圧	918	2,988	N/SW	
65	みずす	伊那市美濃7310-123	伊那市長	0265-78-5010	N35.855381	E138.006574	芝	720	2,375	NW/E	上伊那広域消防本部
66	美和	伊那市長谷黒河内119-253	伊那市長	0265-78-4111	N35.780348	E138.028202	芝	816	2,679	NE/SW	
67	早栗グラウンド	駒ヶ根市赤穂24-275	早稲田美業学校長	03-3203-7821	N35.733839	E137.904151	芝	785	2,575	NE/SE	
68	柏木町民運動場	上伊那郡箕輪町七久保2589-14	箕輪町長	0265-86-3111	N35.664668	E137.916124	転圧	610	2,273	N/S	
69	みのわ	上伊那郡箕輪町真箕輪1009-1	箕輪町長	0265-79-3111	N35.928030	E138.020827	芝	771	2,529	W/N	
70	小沢ダム	上伊那郡中川村大字真6884-19	天竜川ダム統合管理事務所長	0265-88-3743	N35.605754	E137.979151	アスファルト	601	2,073	NE	
71	伊那中央病院	伊那市小四郎久保1313-1	伊那中央行政組合長	0265-72-3121	N35.857468	E137.953016	コクリート	720	2,358	NE/SW	諏訪広域消防本部
72	昭和伊那総合病院	駒ヶ根市赤穂3230	昭和伊那病院長	0265-82-2118	N35.738460	E137.920274	アスファルト	736	2,414	E/W	
73	赤砂崎公園防災ヘルポート	諏訪郡下諏訪町赤砂崎10944	下諏訪町長	0266-27-1111	N36.060040	E138.079400	コクリート	760	2,499	E/W	
74	諏訪湖ヨットハーバー	諏訪市高島3丁目	諏訪市長	0266-52-4141	N36.040650	E138.101730	転圧	760	2,493	NE/SW	
75	茅野(運動公園陸上競技場)	茅野市高島3丁目	茅野市長	0266-72-2101	N35.993880	E138.165580	芝	806	2,647	E/NW	
76	フアナックリゾート(株)ヘルポート	茅野市玉川字原山1400-260	株式会社フアナックリゾート社長	0266-79-5650	N35.987050	E138.246210	アスファルト	1,150	3,748	NW/SW	
77	飯田運動公園	飯田市三日月市場1986	飯田市長	0265-22-4511	N35.483610	E137.801110	コクリート	534	1,761	N/SE	飯田広域消防本部
78	遠山防災ヘルポート	飯田市南信濃木沢292-20	飯田市長	0265-22-4511	N35.355270	E137.955550	アスコン	510	1,653	N/E	
79	南信濃ヘルポート	飯田市南信濃八重内2004-1機	飯田建設事務所長	0265-23-1111	N35.316380	E137.923610	アスファルト	408	1,276	NE/SW	
80	新野ヘルポート	下伊那郡阿南町新野3728-173、3724-174	阿南町長	0260-22-2141	N35.271660	E137.741660	コクリート	914	3,011	N/SW	
81	大鹿ヘルポート	下伊那郡大鹿村大河原354-1	大鹿町長	0265-39-2001	N35.578330	E137.033330	アスファルト	674	2,201	NW/S	
82	上の平ヘルポート	下伊那郡平谷村472-1、474	平谷村長	0265-48-2211	N35.922500	E137.631380	アスファルト	938	3,077	N/S	
83	根羽村民グラウンド	下伊那郡根羽村田島	根羽村長	0265-49-2111	N35.247500	E137.588330	転圧	632	2,073	N/SW	飯田広域消防本部
84	売木村ヘルポート	下伊那郡売木村1988-1	売木村長	0260-28-2311	N35.260000	E137.708610	コクリート	831	2,729	N/W	
85	飯田市立病院	飯田市八幡町438	飯田市立病院長	0265-21-1255	N35.499160	E137.837500	アスファルト	470	1,368	NE/SW	
86	阿南病院	下伊那郡阿南町北條2009-1	阿南病院長	0260-22-2121	N35.333880	E137.835000	コクリート	363	1,191	E/W	
87	松島ヘルポート	下伊那郡天龍村平岡878	天龍村長	0260-32-2001	N35.976667	E137.850556	コクリート	268	880	NE/S	

35	株式会社佐藤 18号線アップルロード給油所	長野市赤沼2253-1	ガソリン 軽油	40,000 20,000	40,000 20,000	2026-255-7117 2026-255-7117	不可	給油不可	給油不可	6:00~23:00	セルフ
36	ながの豊協 豊野給油所	長野市赤沼1881-2	ガソリン 軽油	20,000 9,700	20,000 9,700	2026-296-9731 2026-296-9731	不可	給油不可	給油不可	7:30~19:00	フルサービス
37	(株)東白岩佐藤 1号長野アップルラインSS	長野市大字村山833-2	ガソリン 軽油	43,200 48,000	43,200 48,000	2026-295-4411 2026-295-4411	不可	給油不可	給油不可	24時間	セルフ
38	株式会社エヌエス 長野市大字村山833-1	長野市大字村山833-1	ガソリン 軽油	30,000 25,000	30,000 25,000	2026-296-9925 2026-296-9925	不可	給油不可	給油不可	24時間	フルサービス
39	JAながの ハローファミリー大豆SS	長野市大豆島1053-1	ガソリン 軽油	40,000 30,000	40,000 30,000	2026-221-4080 2026-221-4080	不可	給油不可	給油不可	7:30~19:00	フルサービス
40	(株)高島源 大豆SS	長野市大豆島3229	ガソリン 軽油	40,000 20,000	40,000 20,000	2026-222-2266 2026-222-2266	不可	非常電源	非常電源	7:00~22:00	フルサービス
41	(株)エネオスウイング セルフ大豆島SS	長野市大豆島4006-1	ガソリン 軽油	68,000 10,000	68,000 10,000	2026-267-0260 2026-267-0260	不可	給油不可	給油不可	6:00~23:00	セルフ
42	コスモ石油販売 セルフピュア重油	長野市重島63番地	ガソリン 軽油	50,000 15,000	50,000 15,000	2026-295-9900 2026-295-9900	不可	給油不可	給油不可	24時間	セルフ
43	株式会社エヌエス 豊野給油所	長野市大字安茂里1346番地7	ガソリン 軽油	28,500 9,500	28,500 9,500	2026-226-8977 2026-226-8977	不可	給油不可	給油不可	7:30~21:00	フルサービス
44	株式会社高島源石油事業部 伊勢宮給油所	長野市大字安茂里2167番地1	ガソリン 軽油	30,000 10,000	30,000 10,000	2026-228-3773 2026-228-3773	不可	給油不可	給油不可	7:00~20:00	フルサービス
45	JAながの 七二会給油所	長野市七二会己510	ガソリン 軽油	25,000 15,000	25,000 15,000	2026-229-2159 2026-229-2159	不可	給油不可	給油不可	7:00~19:30	フルサービス
46	株式会社 東北SS	長野市福里町田牧94-3	ガソリン 軽油	14,000 6,000	14,000 6,000	2026-235-2076 2026-235-2076	不可	給油不可	給油不可	8:00~20:00	フルサービス
47	南長野石油 東北SS	長野市福里町中央丁目39-20	ガソリン 軽油	40,000 10,000	40,000 10,000	2026-234-4419 2026-234-4419	可：移動タンク	給油不可	給油不可	7:30~20:00	フルサービス
48	上機機 長野市福里町下氷池47-2	長野市福里町下氷池47-2	ガソリン 軽油	48,000 8,000	48,000 8,000	2026-254-6170 2026-254-6170	不可	給油不可	給油不可	24時間	セルフ
49	長野日本無線生活協同組合 福里サービステーション	長野市福里町下氷池255番地1	ガソリン 軽油	29,400 9,500	29,400 9,500	2026-236-3119 2026-236-3119	不可	給油不可	給油不可	7:30~19:00	フルサービス
50	南ハイパス 有限会社精田商店	長野市福里町中央丁目2-67	ガソリン 軽油	50,000 20,000	50,000 20,000	2026-236-7122 2026-236-7122	不可	非常電源	非常電源	24時間	セルフ
51	有限会社精田商店 キグナス石油	長野市福里町一丁目番地22	ガソリン 軽油	26,500 9,500	26,500 9,500	2026-235-3567 2026-235-3567	不可	非常電源	非常電源	9:00~17:00	フルサービス
52	貝印石油株式会社 セルフ青木島サービステーション	長野市青木島四丁目3番4号	ガソリン 軽油	38,000 10,000	38,000 10,000	2026-234-2142 2026-234-2142	不可	非常電源	非常電源	7:30~19:30	セルフ
53	株式会社トロッソ Dr. Drive青木島店	長野市青木島四丁目4番4号	ガソリン 軽油	45,000 15,000	45,000 15,000	2026-234-3533 2026-234-3533	不可	非常電源	非常電源	24時間	セルフ
54	(株)カワチ 長野大塚SS	長野市青木島町綱島592	ガソリン 軽油	55,000 10,000	55,000 10,000	2026-234-3566 2026-234-3566	不可	給油不可	給油不可	24時間	セルフ
55	株式会社佐藤 18号線ノブハイパス給油所	長野市青木島町大塚383-1	ガソリン 軽油	48,000 32,000	48,000 32,000	2026-233-1131 2026-233-1131	不可	非常電源	非常電源	24時間	フルサービス
56	株式会社若林 川中島サービステーション	長野市川中島町1517番地1	ガソリン 軽油	24,000 16,000	24,000 16,000	2026-234-9366 2026-234-9366	不可	給油不可	給油不可	8:00~19:30	フルサービス
57	株式会社ハルニシザワ 川中島サービステーション	長野市川中島町原1294番地	ガソリン 軽油	35,000 10,000	35,000 10,000	2026-234-4142 2026-234-4142	不可	給油不可	給油不可	7:30~20:00	フルサービス
58	川中島石油販売株式会社 川中島サービステーション	長野市川中島町原116番地6	ガソリン 軽油	13,000 7,000	13,000 7,000	2026-232-0611 2026-232-0611	不可	給油不可	給油不可	7:00~19:30	フルサービス
59	株式会社カワチ 川中島サービステーション	長野市川中島町原559番地	ガソリン 軽油	30,000 10,000	30,000 10,000	2026-232-0943 2026-232-0943	不可	非常電源	非常電源	7:30~20:00	フルサービス
60	コスモ石油株式会社 セルフ川中島サービステーション	長野市川中島町今井1801番地1	ガソリン 軽油	52,000 10,000	52,000 10,000	2026-217-4346 2026-217-4346	不可	非常電源	非常電源	24時間	セルフ
61	JAグリーン長野 川中島町今井給油所	長野市川中島町今井17番地2	ガソリン 軽油	40,000 10,000	40,000 10,000	2026-235-7700 2026-235-7700	不可	給油不可	給油不可	7:00~20:00	セルフ
62	JAグリーン長野 南長野公園前セルフ給油所	長野市川中島町御厨2237番地1	ガソリン 軽油	38,400 9,600	38,400 9,600	2026-233-4831 2026-233-4831	不可	給油不可	給油不可	7:00~21:00	セルフ
63	渡辺商事 サンリン/翔 真島給油所	長野市川中島町上水島543-5	ガソリン 軽油	40,000 15,000	40,000 15,000	2026-233-8118 2026-233-8118	不可	非常電源	非常電源	7:30~22:00	セルフ
64	サンリン/翔 真島給油所	長野市真島町真島1589	ガソリン 軽油	50,000 15,000	50,000 15,000	2026-231-1380 2026-231-1380	不可	給油不可	給油不可	7:00~20:00	フルサービス
65	JAグリーン長野 小島田給油所	長野市小島田町1022	ガソリン 軽油	25,200 13,600	25,200 13,600	2026-234-5695 2026-234-5695	可：移動タンク	給油不可	給油不可	8:00~22:00	フルサービス
66	タカワフ 長野小島田SS	長野市小島田町461-1	ガソリン 軽油	40,000 20,000	40,000 20,000	2026-214-7155 2026-214-7155	不可	給油不可	給油不可	24時間	セルフ
67	百田商店株式会社 長野インターチェンジ セルフ給油所	長野市小島田町1103番地1	ガソリン 軽油	30,000 10,000	30,000 10,000	2026-233-3883 2026-233-3883	不可	給油不可	給油不可	7:00~20:00	フルサービス
68	株式会社ストロム セルフ小島田店	長野市小島田町297番地1	ガソリン 軽油	96,000 14,000	96,000 14,000	2026-214-7713 2026-214-7713	不可	非常電源	非常電源	24時間	セルフ
69	株式会社 長野市場SS	長野市場4-3	ガソリン 軽油	19,000 28,700	19,000 28,700	2026-234-5515 2026-234-5515	不可	給油不可	給油不可	7:00~19:00	フルサービス
70	株式会社カワチ 神明SS	長野市広田28	ガソリン 軽油	50,000 40,000	50,000 40,000	2026-236-5567 2026-236-5567	不可	給油不可	給油不可	7:00~21:00	セルフ
71	本野藍油(株) セルフハイパスSS	長野市藤ノ井小森183-1	ガソリン 軽油	40,000 60,000	40,000 60,000	2026-232-7929 2026-232-7929	不可	給油不可	給油不可	24時間	セルフ

72	山岸石油機ノ井給油所(有) アリエス機ノ井SS	長野市篠ノ井御幣川1143-1	ガソリン 機油	38,000(定期026-292-0208) 9,500(夜間)	非常電源	7:30~21:00	フルサービス
73	渡辺新車庫 機ノ井SS	長野市篠ノ井御幣川1128-1	ガソリン 機油	21,850(定期026-292-4271) 6,650(夜間)	給油不可	7:30~20:30	フルサービス
74	JAグリーン長野 中央SS	長野市篠ノ井御幣川1099-1	ガソリン 機油	24,000(定期026-292-0635) 14,400(夜間)	給油不可	8:00~20:00	フルサービス
75	エネオスウイング R18機ノ井ハイパスS コンフォート機ノ井サービスステーション	長野市篠ノ井布施高田1241	ガソリン 機油	60,000(定期026-292-2821) 40,000(夜間026-292-0929) 20,000(夜間)	給油不可	24時間	セルフ
76	(株)エネオスウイング セルフレジオートマ	長野市篠ノ井布施高田1241	ガソリン 機油	40,000(定期026-293-6116) 10,000(夜間026-292-2821)	給油不可	7:00~20:30	セルフ
77	(株)エネオスウイング セルフレジオートマ	長野市篠ノ井西寺尾2450-5	ガソリン 機油	40,000(定期026-278-8155) 10,000(夜間026-292-2821)	給油不可	7:00~23:00	セルフ
78	(株)エネオスウイング 松代PAE(有)給油所	長野市篠ノ井東福寺3482-2	ガソリン 機油	20,000(定期026-278-3833) 20,000(夜間026-278-8155)	給油不可	24時間	フルサービス
79	若田産業(株) 松代PAE(有)給油所	長野市篠ノ井東福寺3390	ガソリン 機油	40,000(定期026-278-8155) 20,000(夜間026-278-8155)	給油不可	24時間	フルサービス
80	JAグリーン長野 アグリシののいセル給油所	長野市篠ノ井布施五明3236	ガソリン 機油	40,000(定期026-293-5660) 10,000(夜間)	非常電源	7:00~22:00	セルフ
81	JAグリーン長野 西部給油所	長野市篠ノ井塩崎462番地1	ガソリン 機油	30,000(定期026-292-8866) 10,000(夜間)	給油不可	8:00~20:00	フルサービス
82	南松代製印石油 長野松代サービスステーション	長野市松代町松代468	ガソリン 機油	16,000(定期026-278-2246) 4,000(夜間)	給油不可	8:00~19:00	フルサービス
83	JAグリーン長野 機油	長野市松代町西寺尾1505-1	ガソリン 機油	30,000(定期026-290-6122) 15,000(夜間)	非常電源	7:00~22:00	セルフ
84	機油	長野市松代町東寺尾2913-1	ガソリン 機油	30,000(定期026-278-1789) 20,000(夜間)	給油不可	7:00~20:00	フルサービス
85	松代石油販売機 松代サービスステーション	長野市松代町東寺尾2714	ガソリン 機油	18,060(定期026-278-7400) 9,700(夜間)	給油不可	7:00~20:00	フルサービス
86	JAグリーン長野 若穂給油所	長野市若穂川田3510番地2	ガソリン 機油	10,000(定期026-292-4766) 5,000(夜間)	給油不可	8:30~18:00	フルサービス
87	有限会社練科シェル石油 松代サービスステーション	長野市若穂川田2616番地	ガソリン 機油	30,000(定期026-292-3006) 10,000(夜間)	給油不可	9:00~17:00	フルサービス
88	有限会社練科石油 エネオス機内SS	長野市若穂川田854番地	ガソリン 機油	14,000(定期026-282-2038) 6,000(夜間)	給油不可	7:00~20:00	フルサービス
89	株式会社ペロソババーの エネオスカイ坂高厚SS	長野市上ヶ屋2471番地1254	ガソリン 機油	34,600(定期026-239-2311) 9,600(夜間)	非常電源	8:00~18:00	フルサービス
90	エネオスフリーマーケット株式会社 信州中野インターサービスステーション	長野市豊野町塩沢1308番地1	ガソリン 機油	40,000(定期026-263-2030) 60,000(定期026-263-2030)	給油不可	24時間	セルフ
91	株式会社高野石油事業部 セルカリアサービスステーション豊野サービスステーション	長野市豊野町浅野1517番地1	ガソリン 機油	46,000(定期026-257-2211) 16,000(夜間)	非常電源	6:00~23:00	セルフ
92	有限会社サイトウ 豊野サービスステーション	長野市豊野町豊野663番地8	ガソリン 機油	20,000(定期026-257-2306) 10,000(夜間)	給油不可	8:00~20:00	フルサービス
93	JAなかの 上条サービスステーション	長野市信州新町上条85番地1	ガソリン 機油	29,100(定期026-262-2175) 9,700(夜間)	給油不可	7:30~19:00	フルサービス
94	美濃酒造株式会社 昭和シェル新町サービスステーション	長野市信州新町新町935番地	ガソリン 機油	15,000(定期026-262-2220) 5,000(夜間)	給油不可	7:00~20:00	フルサービス
95	大和商事株式会社 エネオス信州新町サービスステーション	長野市信州新町水内1688番地	ガソリン 機油	10,000(定期026-262-2221) 10,000(夜間)	非常電源	7:30~19:00	フルサービス
96	ながの建設協同組合(有)がけ経済センター しののササービスステーション	長野市中央住良木9026	ガソリン 機油	13,000(定期026-268-3335) 7,000(夜間)	給油不可	7:30~19:00	フルサービス
97	(有)須田商店 中央給油所	長野市中央住良木395-1	ガソリン 機油	13,600(定期026-267-2533) 6,000(夜間)	給油不可	7:30~19:00	フルサービス
98	JAグリーン長野 大岡給油所	長野市大岡乙367番地	ガソリン 機油	8,000(定期026-266-2231) 6,000(夜間)	給油不可	8:30~17:00	フルサービス
99	JAグリーン長野 更府給油所	長野市信更町安庭1010	ガソリン 機油	20,099(定期026-299-2221) 14,000(夜間)	給油不可	8:30~19:00	フルサービス
100	JAグリーン長野 信田給油所	長野市信更町田野口800番地	ガソリン 機油	23,000(定期026-299-2211) 7,000(夜間)	給油不可	8:30~17:00	フルサービス
101	JAなかの 奥無里サービスステーション	長野市奥無里2307番地1	ガソリン 機油	30,000(定期026-256-2021) 15,000(夜間)	非常電源	7:00~19:00	フルサービス
102	有限会社おたしや 戸隠サービスステーション	長野市戸隠1511番地2	ガソリン 機油	15,000(定期026-254-2128) 9,700(夜間)	給油不可	7:30~18:30	フルサービス
103	JAなかの 山一屋シェル石油機給油所	長野市戸隠3404番地01	ガソリン 機油	17,500(定期026-254-2530) 5,500(夜間)	給油不可	8:30~18:00	フルサービス
104	JAなかの 種サービスステーション	長野市戸隠新原3204番地	ガソリン 機油	6,000(定期026-252-2211) 4,000(夜間)	給油不可	8:30~18:00	フルサービス
105	信濃自動車工場	信濃町柏原2390	ガソリン 機油	29,100(定期026-255-3191) 10,000(夜間026-255-3191)	給油不可	7:00~19:00	フルサービス
106	信濃石油	信濃町野原536-2	ガソリン 機油	33,000(定期026-268-2849) 17,000(夜間026-268-2849)	非常電源	7:00~19:00	フルサービス
107	サンリ石 黒坂SS	信濃町古間878-2	ガソリン 機油	45,000(定期026-255-2347) 35,000(夜間0263-97-3030)	給油不可	7:00~19:30	フルサービス
108	JAなかのエナジーハウス富士里	信濃町神波157	ガソリン 機油	28,900(定期026-255-2522) 19,200(夜間)	給油不可	7:00~19:00	フルサービス

182	中野アボ口欄 セルフ中野西給油所	中野市大字江戸部1331-6	ガソリン 軽油	48,000/24,000 24,000/24,000	48,000/24,000 24,000/24,000	48,000/24,000 24,000/24,000	不可	非常電源	7:00~23:00	セルフ
183	横溝豊 豊林給油所	中野市大字草間1372-1	ガソリン 軽油	28,500/9,500 9,500/28,500	28,500/9,500 9,500/28,500	28,500/9,500 9,500/28,500	不可	非常電源	平日・土 日祝 7:00~19:00	フルサービス
184	UAアツッポル 高丘給油所	中野市大字草間1535-1	ガソリン 軽油	30,000/30,000 30,000/30,000	30,000/30,000 30,000/30,000	30,000/30,000 30,000/30,000	不可	給油不可	平日・土 日祝 7:00~17:00 8:30~18:00	フルサービス
185	有限栄社 丸代石油	中野市大字草間1749-1	ガソリン 軽油	30,000/10,000 10,000/30,000	30,000/10,000 10,000/30,000	30,000/10,000 10,000/30,000	可:移動タンク	給油不可	平日・土 日祝 7:00~19:00 8:30~18:00	フルサービス
186	UAアツッポル 南中野セルフ給油所	中野市大字中野278-1	ガソリン 軽油	40,000/20,000 20,000/40,000	40,000/20,000 20,000/40,000	40,000/20,000 20,000/40,000	可:移動タンク	給油不可	平日7:00~19:30 日祝 8:00~18:00	セルフ
187	UAアツッポル 南中野セルフ給油所	中野市大字上310-2	ガソリン 軽油	5,700/3,800 3,800/5,700	5,700/3,800 3,800/5,700	5,700/3,800 3,800/5,700	不可	給油不可	平日8:00~17:00 (土日祝 休)	フルサービス
188	中野石油 中野石油中野東給油所	中野市三好町丁目219-2	ガソリン 軽油	30,000/10,000 10,000/30,000	30,000/10,000 10,000/30,000	30,000/10,000 10,000/30,000	不可	給油不可	平日 7:30~20:00 日祝 8:30~12:00 (第2第4日曜休) 祝日 8:00~19:00	セルフ
189	南西山輸業	中野市大字中野354-2	ガソリン 軽油	14,000/6,000 6,000/14,000	14,000/6,000 6,000/14,000	14,000/6,000 6,000/14,000	不可	手動ポンプ	平日 7:15~18:45 日祝 8:30~18:45 (第3日曜休)	フルサービス
190	横タカ 横タカ中野市一本木給油所	中野市大字一本木314-1	ガソリン 軽油	48,000/20,000 20,000/48,000	48,000/20,000 20,000/48,000	48,000/20,000 20,000/48,000	不可	非常電源	24時間	セルフ
191	JA北信濃 JA北信濃みゆき豊田スタント	中野市大字豊津338-1	ガソリン 軽油	7,576/3,000 3,000/7,576	7,576/3,000 3,000/7,576	7,576/3,000 3,000/7,576	不可	手動ポンプ	平日・土・日・祝祭日 7:30~18:00	フルサービス
192	豊田石油	中野市大字永江2057-1	ガソリン 軽油	40,000/30,000 30,000/40,000	40,000/30,000 30,000/40,000	40,000/30,000 30,000/40,000	可:移動タンク	給油不可	平日 7:00~19:00 日祝 8:00~18:00	フルサービス
193	出光興産 南松本SSセルフ	松本市郊外2590-3	ガソリン 軽油	48,000/16,000 16,000/48,000	48,000/16,000 16,000/48,000	48,000/16,000 16,000/48,000	不可	給油不可	24時間	セルフ
194	松本セルフ 大久保給油所	松本市豊部4-26-36	ガソリン 軽油	29,400/9,800 9,800/29,400	29,400/9,800 9,800/29,400	29,400/9,800 9,800/29,400	不可	給油不可	7:00~19:00	フルサービス
195	中原SS	松本市南2-6-16	ガソリン 軽油	30,000/10,000 10,000/30,000	30,000/10,000 10,000/30,000	30,000/10,000 10,000/30,000	不可	給油不可	7:00~19:30	フルサービス
196	中央石油 遠分給油所	松本市南2-2-34	ガソリン 軽油	28,800/9,600 9,600/28,800	28,800/9,600 9,600/28,800	28,800/9,600 9,600/28,800	不可	給油不可	8:00~21:00	フルサービス
197	松本セルフ 遠分給油所	松本市遠分温泉1-18-5	ガソリン 軽油	30,000/10,000 10,000/30,000	30,000/10,000 10,000/30,000	30,000/10,000 10,000/30,000	不可	給油不可	7:00~19:30	フルサービス
198	ENEOS 豊田SS	松本市鎌ヶ崎4-3-44	ガソリン 軽油	30,000/10,000 10,000/30,000	30,000/10,000 10,000/30,000	30,000/10,000 10,000/30,000	不可	給油不可	7:00~21:00	フルサービス
199	豊島屋(株) 元町給油所	松本市元町1-2-16	ガソリン 軽油	39,200/23,000 23,000/39,200	39,200/23,000 23,000/39,200	39,200/23,000 23,000/39,200	不可	非常電源	7:30~21:00	フルサービス
200	JA松本 カドヤ石油	松本市大字笹貫2537-1	ガソリン 軽油	23,050/15,350 15,350/23,050	23,050/15,350 15,350/23,050	23,050/15,350 15,350/23,050	不可	給油不可	8:00~18:30	フルサービス
201	神林西給油所	松本市大字神林8004-1	ガソリン 軽油	19,400/20,000 20,000/19,400	19,400/20,000 20,000/19,400	19,400/20,000 20,000/19,400	不可	給油不可	7:00~20:00	フルサービス
202	有限栄社 (キタミ商事)	松本市神川745-1	ガソリン 軽油	15,000/5,000 5,000/15,000	15,000/5,000 5,000/15,000	15,000/5,000 5,000/15,000	不可	給油不可	7:00~19:30	フルサービス
203	西日本物産 塩原インターSS	塩原市大字鎌敷493-1	ガソリン 軽油	45,000/60,000 60,000/45,000	45,000/60,000 60,000/45,000	45,000/60,000 60,000/45,000	不可	非常電源	24時間	フルサービス
204	塩原石油 塩原給油所	塩原市大門五番町13-17	ガソリン 軽油	40,000/20,000 20,000/40,000	40,000/20,000 20,000/40,000	40,000/20,000 20,000/40,000	不可	非常電源	7:00~20:00	フルサービス
205	立石コーポレーション ルネッサ塩原店	塩原市大門七区1079-66	ガソリン 軽油	40,000/15,000 15,000/40,000	40,000/15,000 15,000/40,000	40,000/15,000 15,000/40,000	不可	非常電源	6:00~23:00	セルフ
206	ENEOS 塩原給油所	塩原市大字宗賀床尾1155-2	ガソリン 軽油	48,000/112,000 112,000/48,000	48,000/112,000 112,000/48,000	48,000/112,000 112,000/48,000	不可	給油不可	24時間	セルフ
207	ENEOS ルート19塩原IS	塩原市大字宗賀1816	ガソリン 軽油	40,000/40,000 40,000/40,000	40,000/40,000 40,000/40,000	40,000/40,000 40,000/40,000	不可	給油不可	24時間	セルフ
208	中央石油 ピッココスモ塩原SS	塩原市大門並木町7-16	ガソリン 軽油	38,000/9,500 9,500/38,000	38,000/9,500 9,500/38,000	38,000/9,500 9,500/38,000	不可	給油不可	7:00~21:00	セルフ
209	関川組 西条給油所	東筑摩郡筑北村本郷西条4056-1	ガソリン 軽油	25,000/13,000 13,000/25,000	25,000/13,000 13,000/25,000	25,000/13,000 13,000/25,000	不可	給油不可	8:00~18:00	フルサービス
210	JA松本 聖南給油所	東筑摩郡筑北村西条3404-3	ガソリン 軽油	28,800/9,600 9,600/28,800	28,800/9,600 9,600/28,800	28,800/9,600 9,600/28,800	不可	給油不可	8:00~18:00	フルサービス
211	久保村石油 JA松本 麻績給油所	東筑摩郡筑北村坂北4648	ガソリン 軽油	15,000/6,000 6,000/15,000	15,000/6,000 6,000/15,000	15,000/6,000 6,000/15,000	不可	給油不可	6:00~21:00	フルサービス
212	丸石石油 豊科中央SS	東筑摩郡麻績村麻績115-1	ガソリン 軽油	20,000/36,000 36,000/20,000	20,000/36,000 36,000/20,000	20,000/36,000 36,000/20,000	不可	非常電源	7:00~19:00	フルサービス
213	豊科中央SS 豊科店	安曇野市豊科新田4778	ガソリン 軽油	14,000/60,000 60,000/14,000	14,000/60,000 60,000/14,000	14,000/60,000 60,000/14,000	不可	非常電源	7:00~20:00	フルサービス
214	JAエネオ 権NEOSウィンガ 中野給油所	安曇野市豊科南郷高754-3	ガソリン 軽油	10,000/28,500 28,500/10,000	10,000/28,500 28,500/10,000	10,000/28,500 28,500/10,000	不可	給油不可	10:00~19:30	セルフ
215	権NEOSウィンガ 中野給油所	安曇野市穂高8167-4	ガソリン 軽油	28,500/9,500 9,500/28,500	28,500/9,500 9,500/28,500	28,500/9,500 9,500/28,500	不可	非常電源	7:00~20:00	フルサービス
216	中央石油株式会社 NEVWおつお野給油所	安曇野市穂高有明10525-2	ガソリン 軽油	40,000/10,000 10,000/40,000	40,000/10,000 10,000/40,000	40,000/10,000 10,000/40,000	不可	給油不可	8:00~20:00	フルサービス
217	アイエエエエ 穂高南給油所	安曇野市穂高7570-1	ガソリン 軽油	10,000/10,000 10,000/10,000	10,000/10,000 10,000/10,000	10,000/10,000 10,000/10,000	不可	給油不可	7:00~20:00	フルサービス

岳南広域消防本部

松本広域消防局

255	落合アボロ	中津川市落合714	ガソリン	20,000	20,000	可：移動タンク	非常電源	7:00~20:00	フルサービス
256	J.A本曹 木曽郡大桑村野原160-46	ガソリン	13,000	13,000	可：移動タンク	給油不可	7:30~18:00	フルサービス	
257	J.A本曹 木曽郡木曽町福島3804-2	ガソリン	30,000	30,000	可：移動タンク	給油不可	7:30~18:00	フルサービス	
258	J.A本曹 木曽郡木曽町敷原189-1	ガソリン	15,000	15,000	可：移動タンク	給油不可	8:00~17:30	フルサービス	
259	J.A本曹 木曽郡木曽町開田高原栗川2087-15	ガソリン	19,200	19,200	可：移動タンク	給油不可	7:30~18:00	フルサービス	
260	ENEOS 上田山口給油所 (株)伊藤商会	ガソリン	40,000	40,000	不可	給油不可	7:00~20:00	フルサービス	
261	JAサービス サンローレ東穂田SS	ガソリン	9,600	9,600	不可	給油不可	7:00~21:00	フルサービス	
262	伊藤商会 川原SS	ガソリン	40,000	40,000	不可	給油不可	7:00~23:00	フルサービス	
263	アミューズジョン 染谷SS	ガソリン	61,000	61,000	不可	非常電源	平日7:00~20:00 土日祝7:45~19:30	フルサービス	
264	出光18号上田ハイパスSS (株)東日本平佐美	ガソリン	50,000	50,000	不可	非常電源	24時間	フルサービス	
265	出光 青木SS 小林油店	ガソリン	9,600	9,600	不可	非常電源	6:30~20:00	フルサービス	
266	伊藤商会 中丸子給油所	ガソリン	41,500	41,500	不可	非常電源	6:00~22:00	フルサービス	
267	上穂糖 中丸子中丸子1744-1	ガソリン	48,000	48,000	不可	非常電源	6:00~23:00	フルサービス	
268	ENEOS西内SS (株)JAサービス	ガソリン	13,000	13,000	不可	給油不可	8:30~17:30	フルサービス	
269	JAサービス 本原給油所	ガソリン	40,000	40,000	不可	給油不可	7:00~21:30	フルサービス	
270	ENEOS菅平SS (株)JAサービス	ガソリン	33,600	33,600	不可	給油不可	8:30~17:30	フルサービス	
271	出光昭和シェル 東部湯の丸SA下り線SS (株)東洋	ガソリン	40,000	40,000	不可	給油不可	8:30~17:30	フルサービス	
272	ENEOS 東部湯の丸SA上り線SS (株)武重商会	ガソリン	20,000	20,000	不可	電気技術師到着後 非常電源使用可	7:00~22:00 (金・土 24h)	フルサービス	
273	出光18号ハイパス東部インターSS 桐東日本平佐美 18号ハイパス東部インター給油所	ガソリン	40,000	40,000	不可	給油不可	24時間	フルサービス	
274	ENEOS18号線小舞SS (株)堀尻産業	ガソリン	45,000	45,000	不可	非常電源	24時間	フルサービス	
275	JAサービス 和田給油所	ガソリン	47,500	47,500	不可	給油不可	24時間	フルサービス	
276	ENEOSハイパスセルSS (株)JAサービス	ガソリン	95,000	95,000	不可	給油不可	8:00~18:00	フルサービス	
277	出光 和田峠SS (株)ピーナズ石油	ガソリン	40,000	40,000	不可	給油不可	7:00~20:00	フルサービス	
278	ENEOS坂木平SS五味レジャー産業	ガソリン	30,000	30,000	不可	給油不可	7:00~20:00	フルサービス	
279	桐東重商会 遠分給油所	ガソリン	29,900	29,900	不可	非常電源	9:00~17:00	フルサービス	
280	桐東日本平佐美 軽井沢遠分SS	ガソリン	38,400	38,400	可：移動タンク	非常電源	7:00~21:00	フルサービス	
281	エネクスフリースト ルート18軽井沢SS	ガソリン	18,800	18,800	可：移動タンク	非常電源	24時間	フルサービス	
282	サンリン 軽井沢SS	ガソリン	28,500	28,500	可：移動タンク	給油不可	24時間	フルサービス	
283	JA佐久遠開 スマイルポート駒場SS	ガソリン	76,000	76,000	可：移動タンク	給油不可	7:00~21:00(平日・土) 8:00~20:00(日・祝)	フルサービス	
284	相模重商会 佐久中平SS	ガソリン	50,000	50,000	不可	非常電源	7:30~19:00	フルサービス	
285	佐久重商会 佐久SS	ガソリン	40,000	40,000	不可	非常電源	7:30~20:00	フルサービス	
286	株ENE6ウイング 小幡ハイパス	ガソリン	48,700	48,700	可：移動タンク	非常電源	7:30~20:00(平日・土) 8:00~20:00(日・祝)	フルサービス	
287	小幡給油所	ガソリン	40,000	40,000	不可	非常電源	6:00~22:00	フルサービス	
288	中澤商車側 南町給油所	ガソリン	39,000	39,000	不可	非常電源	7:00~20:00(平日) 7:00~19:00(土・日・祝)	フルサービス	
289	菊池商事(有) 西野辺LSS	ガソリン	9,950	9,950	不可	非常電源	7:00~20:00(平日) 7:30~19:30(土) 8:00~18:00(日・祝)	フルサービス	
290	軽井沢給油所	ガソリン	30,000	30,000	不可	給油不可	8:00~18:00	フルサービス	
			38,000	38,000	可：移動タンク	給油不可	夏季4/1~8:00~18:30 冬季3/23迄 8:00~18:00	フルサービス	

291	橋大進 橋井沢給油所	軽井沢町軽井沢東140-2	ガソリン 軽油	30,000 10,000	昼間 夜間	30,000 10,000	非常電源	可：移動タンク	非常電源	8:00~19:00	フルサービス
292	南安東商店 橋井沢給油所	軽井沢町軽井沢東7-12	ガソリン 軽油	28,500 9,500	昼間 夜間	28,500 9,500	非常電源	可：移動タンク	非常電源	8:00~19:00 1月中旬~3月中旬8:00~18:30	フルサービス
293	IA佐久建興 スマイルポ 橋井沢SS	軽井沢町大字長倉680	ガソリン 軽油	29,974 9,600	昼間 夜間	29,974 9,600	非常電源	可：移動タンク	非常電源	7:30~19:00(平日・土) 8:00~18:00(日・祝)	フルサービス
294	橋松屋 橋井沢バイパスSS	軽井沢町大字長倉46-1	ガソリン 軽油	29,250 9,750	昼間 夜間	29,250 9,750	非常電源	可：移動タンク	非常電源	4/21~10/20 7:30~19:00 10/21~4/20 8:00~18:30	フルサービス
295	相馬商會セルソフ 佐久川給油所	佐久市堀村田北1-9-7	ガソリン 軽油	50,000 20,000	昼間 夜間	50,000 20,000	給油不可	不可	給油不可	24時間	セルソフ
296	サンリン興 佐久インターSS	佐久市堀村田3628-2	ガソリン 軽油	50,000 20,000	昼間 夜間	50,000 20,000	給油不可	不可	給油不可	7:00~20:00(平日・土) 8:00~20:00(日・祝)	フルサービス
297	ジェイ・クレスト 佐久平	佐久市佐久平駅前18-1	ガソリン 軽油	70,000 20,000	昼間 夜間	70,000 20,000	給油不可	不可	給油不可	24時間	セルソフ
298	(株)東日本生佐業141号バイパス 橋佐久インターSS	佐久市佐久平駅前6-2	ガソリン 軽油	44,000 46,000	昼間 夜間	44,000 46,000	給油不可	不可	給油不可	24時間	フルサービス
299	上燃(株)セルソフ佐久厚原給油所	佐久市厚原487-7	ガソリン 軽油	40,000 20,000	昼間 夜間	40,000 20,000	給油不可	不可	給油不可	6:30~22:00	セルソフ
300	橋ベトロ相馬 ベトロ佐久平SS	佐久市堀村田1735-1	ガソリン 軽油	80,000 20,000	昼間 夜間	80,000 20,000	非常電源	不可	非常電源	24時間	セルソフ
301	浜田興 セルソフ岩崎SS	佐久市堀村田1989-1	ガソリン 軽油	40,000 10,000	昼間 夜間	40,000 10,000	非常電源	不可	非常電源	24時間	セルソフ
302	相馬商會興 小諸給油所	小諸市八幡町2-4-1	ガソリン 軽油	50,000 20,000	昼間 夜間	50,000 20,000	非常電源	可：移動タンク	非常電源	7:30~20:00(平日・土) 8:00~19:00(日・祝)	フルサービス
303	北信米油興 ニュー小諸SS	小諸市八幡町3-1-8	ガソリン 軽油	40,000 10,000	昼間 夜間	40,000 10,000	非常電源	可：移動タンク	非常電源	7:00~21:00(平日) 7:00~20:00(土日祝)	フルサービス
304	上燃興 セルソフ小諸坂の上SS	小諸市細原町3-1-15	ガソリン 軽油	50,000 20,000	昼間 夜間	50,000 20,000	給油不可	不可	給油不可	7:00~22:00(平日・土) 7:00~21:00(日・祝)	セルソフ
305	IA長野ハッポ ハケSS	南牧村大字板橋51-7	ガソリン 軽油	29,100 8,000	昼間 夜間	29,100 8,000	給油不可	可：移動タンク	給油不可	8:30~17:30	フルサービス
306	野辺山SS	南牧村大字野辺山106-1	ガソリン 軽油	20,000 10,000	昼間 夜間	20,000 10,000	給油不可	可：移動タンク	給油不可	8:30~17:30	フルサービス
307	相馬産産業 オートライフ橋小諸店	小諸市大字平原1197-1	ガソリン 軽油	38,800 9,700	昼間 夜間	38,800 9,700	給油不可	不可	給油不可	8:30~17:30 7:00~18:30(平日) 8:00~18:00(土日祝)	フルサービス
308	小林商事(株) 信長給油所	佐久市町岩崎405-3	ガソリン 軽油	20,000 10,000	昼間 夜間	20,000 10,000	非常電源	可：移動タンク	非常電源	7:00~20:00(平日・土) 7:30~18:00(日・祝)	フルサービス
309	相馬産産業 オートライフ橋佐久興給油所	佐久市町岩崎390-4	ガソリン 軽油	28,500 9,500	昼間 夜間	28,500 9,500	給油不可	不可	給油不可	7:00~19:30(平日・土) 8:00~18:30(日・祝)	フルサービス
310	共和商會	佐久市町高野町151-1	ガソリン 軽油	28,000 10,000	昼間 夜間	28,000 10,000	給油不可	可：移動タンク	給油不可	7:00~20:00	フルサービス
311	南大豊商店	佐久市町高野町522	ガソリン 軽油	48,000 16,000	昼間 夜間	48,000 16,000	給油不可	可：移動タンク	給油不可	7:00~20:00	セルソフ
312	IAスマイルポ ート佐久町給油所	佐久市町高野町533	ガソリン 軽油	13,700 5,700	昼間 夜間	13,700 5,700	給油不可	可：移動タンク	給油不可	7:00~18:30	フルサービス
313	井口エネルギー 諏訪湖給油所	諏訪市高島3-1201-80	ガソリン 軽油	24,090 6,000	昼間 夜間	24,090 6,000	給油不可	可：移動タンク	給油不可	7:00~18:00	フルサービス
314	シブサキ コスモ諏訪湖SS	諏訪市深崎1792	ガソリン 軽油	50,000 40,000	昼間 夜間	50,000 40,000	給油不可	可：移動タンク	給油不可	7:00~20:00	フルサービス
315	IA諏州建設 成慶給油所	諏訪市上川12-2563-1	ガソリン 軽油	40,000 10,000	昼間 夜間	40,000 10,000	給油不可	不可	給油不可	7:00~19:00	フルサービス
316	井口エネルギー 流通給油所	諏訪市中央5320-7	ガソリン 軽油	50,000 30,000	昼間 夜間	50,000 30,000	給油不可	可：移動タンク	給油不可	7:00~20:00	フルサービス
317	古畑産業給油所	諏訪市杉葉池1758-1	ガソリン 軽油	37,000 10,000	昼間 夜間	37,000 10,000	非常電源	可：移動タンク	非常電源	7:00~20:00	フルサービス
318	豊田石油商會	諏訪市豊田有賀2463	ガソリン 軽油	34,300 14,700	昼間 夜間	34,300 14,700	非常電源	可：移動タンク	非常電源	7:00~20:00	フルサービス
319	豊島屋エナジー プラザ諏訪IC	諏訪市西黄赤沼1545	ガソリン 軽油	39,200 14,700	昼間 夜間	39,200 14,700	非常電源	不可	非常電源	7:30~21:00	フルサービス
320	成慶興 諏訪市西黄赤沼1657	諏訪市西黄赤沼1657	ガソリン 軽油	38,000 19,000	昼間 夜間	38,000 19,000	非常電源	可：移動タンク	非常電源	7:00~20:00	セルソフ
321	中野幸佐業 岡谷インター給油所	岡谷市宇山101525-3	ガソリン 軽油	60,000 15,000	昼間 夜間	60,000 15,000	非常電源	不可	非常電源	24時間	フルサービス
322	岡谷インター給油所	岡谷市神明町3-14-14	ガソリン 軽油	19,000 5,000	昼間 夜間	19,000 5,000	給油不可	可：移動タンク	給油不可	7:30~19:30	フルサービス
323	玉木商店 岡谷北給油所	岡谷市赤沼2-8-18	ガソリン 軽油	19,000 9,700	昼間 夜間	19,000 9,700	給油不可	可：移動タンク	給油不可	7:00~19:30	フルサービス
324	相馬馬屋 岡谷給油所	岡谷市本町3-9-1	ガソリン 軽油	46,000 24,000	昼間 夜間	46,000 24,000	非常電源	可：移動タンク	非常電源	7:30~21:00	フルサービス
325	相丸三商會 相馬駅前給油所	岡谷市中央町1-5-1	ガソリン 軽油	28,500 9,500	昼間 夜間	28,500 9,500	給油不可	可：移動タンク	給油不可	8:00~19:00	フルサービス
326	相馬和隆會 岡谷給油所	岡谷市本町1-4-45	ガソリン 軽油	30,000 10,000	昼間 夜間	30,000 10,000	非常電源	可：移動タンク	非常電源	8:00~20:00	フルサービス
327	相馬興 諏訪インター給油所	茅野市中央2158-1	ガソリン 軽油	66,500 19,000	昼間 夜間	66,500 19,000	非常電源	可：移動タンク	非常電源	24時間	セルソフ

佐久広域連合消防本部

諏訪広域消防本部

365	丸石石油 (天竜峡給油所)	飯田市龍江7044-1	ガソリン 軽油	38,000/10,000 25,000/5,000 7,000/3,000 15,000/10,000 13,200/5,800	38,000/10,000 25,000/5,000 7,000/3,000 15,000/10,000 13,200/5,800	可：移動タンク 不可 不可 可：移動タンク 可：移動タンク	給油不可 給油不可 手動ポンプ 手動ポンプ 給油不可	7:30~19:00 7:00~19:00 9:00~17:00 7:00~20:00 7:30~19:30	フルサービ フルサービ フルサービ フルサービ フルサービ
366	丸五自動車	飯田市千栄3196-1	ガソリン 軽油	25,000/5,000 7,000/3,000	25,000/5,000 7,000/3,000	不可 不可	給油不可 手動ポンプ	7:00~19:00 9:00~17:00	フルサービ フルサービ
367	J.A.上久堅給油所	飯田市長久堅7586-1	ガソリン 軽油	7,000/3,000 15,000/10,000	7,000/3,000 15,000/10,000	不可 可：移動タンク	手動ポンプ 手動ポンプ	9:00~17:00 7:00~20:00	フルサービ フルサービ
368	木綿屋	下條村越沢9297-4	ガソリン 軽油	15,000/10,000 13,200/5,800	15,000/10,000 13,200/5,800	可：移動タンク 可：移動タンク	手動ポンプ 手動ポンプ	7:00~20:00 7:30~19:30	フルサービ フルサービ
369	イタクニ(株) 下条店	下條村備前762-1	ガソリン 軽油	26,000/10,000 19,250/9,750	26,000/10,000 19,250/9,750	不可 可：移動タンク	給油不可 手動ポンプ	7:30~19:00 7:00~18:00	フルサービ フルサービ
370	輸入石油松川給油所	松川町元大島1531	ガソリン 軽油	26,000/10,000 19,250/9,750	26,000/10,000 19,250/9,750	不可 可：移動タンク	給油不可 手動ポンプ	7:30~19:00 7:00~18:00	フルサービ フルサービ
371	シブキヤ石油	松川町元大島2715-47	ガソリン 軽油	19,250/9,750 24,000/16,000	19,250/9,750 24,000/16,000	可：移動タンク 可：移動タンク	手動ポンプ 手動ポンプ	7:00~18:00 7:30~19:30	フルサービ セルフ
372	J.A.松川給油所	松川町元大島3326-6	ガソリン 軽油	24,000/16,000 20,000/10,000	24,000/16,000 20,000/10,000	可：移動タンク 可：移動タンク	手動ポンプ 非常電源	7:30~19:30 7:00~20:00	フルサービ フルサービ
373	北原産油 エゾノ松川給油所	松川町上片桐4631	ガソリン 軽油	20,000/10,000 28,500/9,500	20,000/10,000 28,500/9,500	可：移動タンク 不可	非常電源 手動ポンプ	7:00~20:00 8:00~19:30	フルサービ フルサービ
374	粒屋石油松川インター給油所	松川町大島1667-2	ガソリン 軽油	28,500/9,500 50,000/40,000	28,500/9,500 50,000/40,000	不可 不可	手動ポンプ 給油不可	8:00~19:30 6:30~22:00	フルサービ セルフ
375	コーナンフリースト高森給油所	高森町山吹4112	ガソリン 軽油	50,000/40,000 13,000/7,000	50,000/40,000 13,000/7,000	可：移動タンク 可：移動タンク	給油不可 手動ポンプ	6:30~22:00 8:00~18:00	フルサービ フルサービ
376	J.A.鹿島給油所	大鹿村鹿島404-2	ガソリン 軽油	13,000/7,000 9,600/19,400	13,000/7,000 9,600/19,400	可：移動タンク 可：移動タンク	手動ポンプ 給油不可	7:00~18:00 7:30~18:30	フルサービ フルサービ
377	南松山油店	大鹿村大河原382	ガソリン 軽油	9,600/19,400 19,000/9,600	9,600/19,400 19,000/9,600	可：移動タンク 可：移動タンク	給油不可 手動ポンプ	7:30~18:30 7:00~18:30	フルサービ フルサービ
378	信濃石油桶上村給油所	飯田市長上村616	ガソリン 軽油	19,000/9,600 10,000/10,000	19,000/9,600 10,000/10,000	可：移動タンク 可：移動タンク	手動ポンプ 非常電源	7:00~18:30 7:00~18:00	フルサービ フルサービ
379	綿治平岡給油所	天龍村平岡1432-1	ガソリン 軽油	10,000/10,000 14,000/10,000	10,000/10,000 14,000/10,000	可：移動タンク 可：移動タンク	非常電源 非常電源	7:00~18:00 7:00~18:00	フルサービ フルサービ
380	綿治和田給油所	飯田市南信濃和田1247-1	ガソリン 軽油	14,000/10,000 30,000/20,000	14,000/10,000 30,000/20,000	可：移動タンク 可：移動タンク	非常電源 手動ポンプ	7:00~18:00 7:00~20:00	フルサービ セルフ
381	J.A.アイローどなん	阿南町西條750-1	ガソリン 軽油	30,000/20,000 10,000/10,000	30,000/20,000 10,000/10,000	可：移動タンク 可：移動タンク	手動ポンプ 手動ポンプ	7:00~20:00 7:00~19:00	フルサービ フルサービ
382	丸中石油	阿南町東条124	ガソリン 軽油	10,000/10,000 19,000/19,000	10,000/10,000 19,000/19,000	可：移動タンク 可：移動タンク	手動ポンプ 非常電源	7:00~19:00 7:05~19:00	フルサービ フルサービ
383	(有)古松屋商店	阿南町新野1495-2	ガソリン 軽油	10,000/10,000 19,000/19,000	10,000/10,000 19,000/19,000	可：移動タンク 可：移動タンク	手動ポンプ 非常電源	7:00~19:00 7:00~18:00	フルサービ フルサービ
384	信濃精	阿南町新野2530-1	ガソリン 軽油	19,000/19,000 9,600/9,600	19,000/19,000 9,600/9,600	可：移動タンク 可：移動タンク	非常電源 給油不可	7:00~18:00 7:45~19:00	フルサービ フルサービ
385	株浪合石油	阿智村浪合437-15	ガソリン 軽油	12,350/6,650 20,000/10,000	12,350/6,650 20,000/10,000	可：移動タンク 可：移動タンク	給油不可 手動ポンプ	7:00~18:00 8:00~18:00	フルサービ フルサービ
386	J.A.平谷給油所	平谷村296-1	ガソリン 軽油	20,000/10,000 20,000/10,000	20,000/10,000 20,000/10,000	可：移動タンク 可：移動タンク	手動ポンプ 非常電源	8:00~18:00 7:00~19:00	フルサービ フルサービ
387	シェル坂野給油所	根羽村1647	ガソリン 軽油	20,000/10,000 38,000/66,700	20,000/10,000 38,000/66,700	可：移動タンク 不可	手動ポンプ 非常電源	7:00~19:00 24時間	フルサービ セルフ
388	エネクスフリースト 伊那インター店	上伊那郡南箕輪村神子樂8303-3	ガソリン 軽油	38,000/66,700 29,400/29,800	38,000/66,700 29,400/29,800	可：移動タンク 可：移動タンク	手動ポンプ 非常電源	7:30~19:00(月~土) 8:00~19:00(日・祝)	フルサービ フルサービ
389	信濃石油 (株)伊那中央石油 伊那インターSS	上伊那郡南箕輪村神子樂8304-310	ガソリン 軽油	29,400/29,800 28,600/19,000	29,400/29,800 28,600/19,000	可：移動タンク 可：移動タンク	非常電源 給油不可	7:00~19:30(月~土) 8:30~17:30(日・祝)	フルサービ フルサービ
390	(株)伊那中央石油 伊那インターSS	伊那市西箕輪7200-54	ガソリン 軽油	28,600/19,000 14,700/5,000	28,600/19,000 14,700/5,000	可：移動タンク 可：移動タンク	給油不可 給油不可	7:00~20:00 7:00~19:30(月~土) 8:30~17:30(日・祝)	フルサービ セルフ
391	J.A.上伊那グリーンロード西箕輪SS	伊那市西箕輪8002-2	ガソリン 軽油	14,700/5,000 40,000/10,000	14,700/5,000 40,000/10,000	可：移動タンク 可：移動タンク	給油不可 給油不可	7:00~20:00 7:00~22:00	フルサービ セルフ
392	伊那燃料 セルフ伊那インターSS	伊那市御園1244-1	ガソリン 軽油	40,000/10,000 40,000/20,000	40,000/10,000 40,000/20,000	可：移動タンク 可：移動タンク	給油不可 非常電源	7:00~22:00 7:00~21:00	フルサービ セルフ
393	(株)伊那中央石油 ハイラズ伊那SS	上伊那郡南箕輪村9590-1	ガソリン 軽油	40,000/20,000 20,000/10,000	40,000/20,000 20,000/10,000	可：移動タンク 可：移動タンク	非常電源 給油不可	7:00~21:00 7:00~20:00	フルサービ フルサービ
394	伊那石油(株) 伊那店	伊那市山寺前橋町1995	ガソリン 軽油	20,000/10,000 45,000/15,000	20,000/10,000 45,000/15,000	可：移動タンク 可：移動タンク	給油不可 非常電源	7:00~20:00 7:30~19:00(月~土) 8:00~19:00(日・祝)	フルサービ 画方
395	イタクニ(株) 伊那店	伊那市荒井鍋町4819	ガソリン 軽油	45,000/15,000 50,000/20,000	45,000/15,000 50,000/20,000	可：移動タンク 可：移動タンク	非常電源 非常電源	7:00~20:00(月~土) 7:00~18:00(日・祝)	フルサービ セルフ
396	伊那石油(株) アイスロードSS	伊那市上野田2401-4	ガソリン 軽油	50,000/20,000 30,000/10,000	50,000/20,000 30,000/10,000	可：移動タンク 可：移動タンク	非常電源 給油不可	7:00~20:00(月~土) 9:00~18:00(日・祝)	フルサービ セルフ
397	伊那中央石油 アイスロード店	伊那市上野田2118	ガソリン 軽油	30,000/10,000 15,000/5,000	30,000/10,000 15,000/5,000	可：移動タンク 可：移動タンク	給油不可 非常電源	7:00~22:00 7:00~20:00	フルサービ フルサービ
398	伊那燃料(株) 伊那店	伊那市西町5093-27	ガソリン 軽油	15,000/5,000 24,000/10,000	15,000/5,000 24,000/10,000	可：移動タンク 可：移動タンク	非常電源 非常電源	7:00~20:00 7:30~19:00(月~土) 8:00~19:00(日・祝)	フルサービ 画方
399	信濃石油 春日町給油所	伊那市西町4932	ガソリン 軽油	24,000/10,000 30,000/10,000	24,000/10,000 30,000/10,000	可：移動タンク 可：移動タンク	非常電源 手動ポンプ	7:00~19:00(月~土) 8:30~17:30(日・祝)	フルサービ フルサービ
400	J.A.上伊那 グリーンロード伊那SS	伊那市荒井 3679-6	ガソリン 軽油	30,000/10,000 18,000/20,000	30,000/10,000 18,000/20,000	可：移動タンク 可：移動タンク	手動ポンプ 非常電源	7:00~19:30(月~土) 8:00~19:00(日・祝)	フルサービ フルサービ
401	伊那燃料 伊那店	伊那市中央5014-1	ガソリン 軽油	18,000/20,000 20,000/10,000	18,000/20,000 20,000/10,000	可：移動タンク 可：移動タンク	非常電源 非常電源	7:00~20:00(月~土) 8:00~19:00(日・祝)	フルサービ フルサービ

飯田広域消防本部

上伊那広域消防本部

402	岡屋石油 水神町給油所	伊那市山寺257-2	ガソリン 軽油	50,000/仮間 20,000/仮間	可：移動タンク	非常電源	7:30~19:00(月~土) 8:00~19:00(日・祝)	両方
403	伊那燃料(株) 伊那北給油所	伊那市山寺264	ガソリン 軽油	30,000/仮間 10,000/仮間	可：移動タンク	給油不可	7:00~20:00(月~土) 8:00~19:00(日・祝)	フルサービス
404	伊那市西香近8521-1	伊那市西香近8521-1	ガソリン 軽油	20,000/仮間 10,000/仮間	可：移動タンク	給油不可	7:00~19:00(月~土) 7:00~18:00(日・祝)	フルサービス
405	JA上伊那グリーンロード 香富店	伊那市東香近206-1	ガソリン 軽油	40,000/仮間 20,000/仮間	可：移動タンク	手動ポンプ	7:00~19:30(月~土) 8:30~17:30(日・祝)	フルサービス
406	JA上伊那グリーンロード 西香近SS店	伊那市西香近2924-1	ガソリン 軽油	39,400/仮間 10,000/仮間	不可	手動ポンプ	7:00~19:30(月~土) 8:30~17:30(日・祝)	セルフ
407	アルプス石油㈱ アルプス觀SS	上伊那郡南箕輪村395	ガソリン 軽油	40,000/仮間 10,000/仮間	可：移動タンク	給油不可	7:00~23:00(月~土) 8:00~19:30(日・祝)	セルフ
408	村上石油(株) ウエストヒル箕輪SS	箕輪町大学中箕輪4016	ガソリン 軽油	30,000/仮間 30,000/仮間	可：移動タンク	給油不可	7:30~19:30(月~土) 8:00~19:00(日・祝)	フルサービス
409	JA上伊那 東郡中央SS	伊那市高遠町小原313-1	ガソリン 軽油	19,500/仮間 9,500/仮間	可：移動タンク	手動ポンプ	7:00~19:30(月~土) 8:30~17:30(日・祝)	セルフ
410	JA上伊那 長藤給油所	伊那市高遠町長藤1756-1	ガソリン 軽油	19,400/仮間 9,700/仮間	可：移動タンク	手動ポンプ	火・水・土 7:00~19:00	フルサービス
411	(有)チヨダ 千代田石油	伊那市高遠町東高遠1648	ガソリン 軽油	10,600/仮間 10,000/仮間	可：移動タンク	手動ポンプ	7:00~19:30(月~土) 8:00~17:00(日・祝)	フルサービス
412	美郷給油所	伊那市美郷4239-1	ガソリン 軽油	29,100/仮間 9,700/仮間	不可	手動ポンプ	7:00~19:30(月~土) 8:30~17:30(日・祝)	フルサービス
413	アルプス石油㈱ サンバーイ伊那SS	伊那市日影104-1	ガソリン 軽油	20,000/仮間 10,000/仮間	不可	給油不可	7:00~23:00	セルフ
414	アルプス石油㈱ アルポート伊那SS	伊那市上牧6556	ガソリン 軽油	30,000/仮間 10,000/仮間	不可	給油不可	7:00~23:00	セルフ
415	概NEOSフロンティア Dr. Drive 販野店	販野町大学伊那高2845	ガソリン 軽油	20,000/仮間 10,000/仮間	可：移動タンク	給油不可	7:30~20:00(月~土) 8:00~19:00(日・祝)	フルサービス
416	(株)ノザウ	販野町中央221-1	ガソリン 軽油	12,500/仮間 7,000/仮間	可：移動タンク	給油不可	7:30~19:00(月~土) 8:00~18:00(日・祝)	フルサービス
417	(株)根郷商店 日/出町本店	販野町大学販野1734-7	ガソリン 軽油	30,000/仮間 10,000/仮間	可：移動タンク	給油不可	7:30~19:00	フルサービス
418	(株)根郷商店 坂前給油所	販野町大学平出2113-1	ガソリン 軽油	20,000/仮間 10,000/仮間	可：移動タンク	給油不可	7:00~22:00	両方
419	中央石油(株) 販野給油所	販野町大学平出1198-9	ガソリン 軽油	10,000/仮間 10,000/仮間	可：移動タンク	給油不可	7:30~19:00	フルサービス
420	(株)豊島屋 伊北インスター	販野町大学伊那高1505-1	ガソリン 軽油	28,500/仮間 9,500/仮間	可：移動タンク	給油不可	7:30~20:00(月~土) 8:00~19:00(日・祝)	フルサービス
421	JA上伊那グリーンロード みのり給油所	箕輪町大学中箕輪1383-1	ガソリン 軽油	40,000/仮間 20,000/仮間	可：移動タンク	手動ポンプ	7:00~20:00(月~土) 8:00~19:00(日・祝)	セルフ
422	伊那良樹おごち給油所	箕輪町大学中箕輪2929-1	ガソリン 軽油	20,000/仮間 20,000/仮間	可：移動タンク	給油不可	7:00~19:00(月~土) 8:00~18:00(日・祝)	フルサービス
423	(株)コトキ石油 スマイルスクエア箕輪SS 箕輪店	箕輪町大学中箕輪11568-1	ガソリン 軽油	40,000/仮間 40,000/仮間	可：移動タンク	非常電源	7:00~20:00(月~土) 7:30~19:30(日・祝)	フルサービス
424	概NEOSフロンティアDr. Drive 箕輪店	箕輪町大学中箕輪780-1	ガソリン 軽油	42,000/仮間 42,000/仮間	可：移動タンク	給油不可	7:30~20:00(月~土) 8:00~19:00(日・祝)	フルサービス
425	吉田石油(株) 伊北インスターSS	箕輪町大学中箕輪1500	ガソリン 軽油	40,000/仮間 60,000/仮間	不可	非常電源	24時間	フルサービス
426	吉田石油(株) 伊北セルブSS	箕輪町大学中箕輪1542	ガソリン 軽油	40,000/仮間 60,000/仮間	不可	非常電源	24時間	セルフ
427	駒ヶ根自動車産業(株)JA日産日石エネルギー 中央アルプス花の道SS	駒ヶ根市赤穂南朝172-3	ガソリン 軽油	30,000/仮間 20,000/仮間	不可	給油不可	7:00~20:00(月~土) 7:30~19:00(日・祝)	フルサービス
428	イタクニ(株) セルフ西駒店	駒ヶ根市赤穂1106-1	ガソリン 軽油	40,000/仮間 20,000/仮間	不可	給油不可	7:00~22:00	セルフ
429	(株)エネオスウイング 駒ヶ根インスターTS	駒ヶ根市赤穂北朝1448	ガソリン 軽油	50,000/仮間 110,000/仮間	不可	手動ポンプ	24時間	フルサービス
430	JA上伊那グリーンロード 駒ヶ根給油所	駒ヶ根市赤穂北朝142-1	ガソリン 軽油	20,000/仮間 20,000/仮間	可：移動タンク	手動ポンプ	7:00~20:00(月~土) 7:00~19:00(日・祝)	両方
431	輸入石油㈱駒ヶ根SS	駒ヶ根市赤穂北朝1400-3	ガソリン 軽油	40,000/仮間 20,000/仮間	可：移動タンク	給油不可	7:00~19:00(月~土) 8:00~18:00(日・祝)	フルサービス
432	駒ヶ根自動車産業(株) JA日産日石エネルギー JA日産日石エネルギー 東洋橋ホープ	駒ヶ根市北町31-15	ガソリン 軽油	28,500/仮間 19,000/仮間	可：移動タンク	非常電源	7:00~19:00(月~土) 7:30~19:00(日・祝)	フルサービス
433	駒ヶ根店	駒ヶ根市北町14-13	ガソリン 軽油	38,000/仮間 9,600/仮間	不可	給油不可	7:30~20:00	セルフ
434	イタクニ(株) 駒ヶ根ハイパス店	駒ヶ根市飯坂1-16	ガソリン 軽油	30,000/仮間 10,000/仮間	可：移動タンク	非常電源	7:00~22:00	両方
435	北原産業(株) エスエスVル駒ヶ根SS	駒ヶ根市赤穂4479-2	ガソリン 軽油	40,000/仮間 10,000/仮間	可：移動タンク	給油不可	7:00~20:00(月~土) 7:30~19:00(日・祝)	フルサービス
436	駒ヶ根自動車産業(株) JA日産日石エネルギー 駒ヶ根南町SS	駒ヶ根市赤穂10770	ガソリン 軽油	30,000/仮間 10,000/仮間	可：移動タンク	非常電源	7:30~19:00	フルサービス
437	株式会社コーポレーション スーパーセルフルネッササ赤穂店	駒ヶ根市下市場37-1	ガソリン 軽油	58,000/仮間 10,000/仮間	不可	給油不可	7:00~00:00	セルフ
438	今井自動車店	駒ヶ根市東伊那2325	ガソリン 軽油	13,000/仮間 7,000/仮間	可：移動タンク	給油不可	7:00~19:30	フルサービス

上伊那広域消防本部

439	㈱ヨコヤ 新川岸給油所	駒ヶ根市中沢12160-1	ガソリン 軽油	30,000 昼間0265-82-6408 20,000 夜間	可：移動タンク	給油不可	7:00~19:00	セルフ
440	(有) 田中燃料店	駒ヶ根市中央12-14	ガソリン 軽油	13,400 昼間0265-83-4165 5,700 夜間	可：移動タンク	給油不可	7:00~18:30	フルサービス
441	昭和シェル石油 (有)伊那石油 宮田店SS	宮田7437-1	ガソリン 軽油	30,000 昼間0265-85-2225 10,000 夜間	可：移動タンク	給油不可	7:00~19:00(月~土) 7:30~20:00(月~土) 9:00~19:00(日・祝)	フルサービス
442	寺平(株)セルフ宮田	宮田88-3	ガソリン 軽油	30,000 昼間0265-85-3010 10,000 夜間	可：移動タンク	給油不可	6:00~20:00	セルフ
443	(株)西日本石油 佐美中部支店 153号上伊那給油所	宮田681-1	ガソリン 軽油	40,000 昼間0265-85-6050 30,000 夜間	可：移動タンク	給油不可	7:00~19:30(月~土) 8:30~17:30(日・祝)	セルフ
444	JA上伊那 七久保給油所	飯島町七久保781-1	ガソリン 軽油	25,200 昼間0265-86-3208 9,750 夜間	可：移動タンク	非常電源	7:00~19:30(月~土) 8:30~17:30(日・祝)	セルフ
445	JA 飯島SS	飯島町飯島1793-1	ガソリン 軽油	30,000 昼間0265-86-8081 8,000 夜間	不可	非常電源	7:00~19:30(月~土) 8:30~17:30(日・祝)	セルフ
446	JA 片橋SS	中川村片橋3382-1	ガソリン 軽油	20,000 昼間0265-88-2525 10,000 夜間	可：移動タンク	非常電源	7:00~19:30(月~土) 8:30~17:30(日・祝)	フルサービス
447	南向給油所	中川村大草4074	ガソリン 軽油	10,600 昼間0265-88-2995 5,000 夜間	不可	給油不可	7:00~19:30(月~土) 8:30~17:30(日・祝)	フルサービス
448	天竜石油(株)	中川村片橋7115	ガソリン 軽油	27,600 昼間0265-88-2116 9,500 夜間	可：移動タンク	給油不可	7:30~19:00	フルサービス
449	(株)立石コーポレーション ルネッサ伊那福島SS	伊那市福島150-1	ガソリン 軽油	60,000 昼間0265-76-7022 10,000 夜間	可：移動タンク	給油不可	6:00~22:00	セルフ
450	(株)立石コーポレーション ルネッサ伊那福島ハイパス店	箕輪町三日町918-1	ガソリン 軽油	58,000 昼間0265-71-1114 10,000 夜間	可：移動タンク	非常電源	6:00~23:00	セルフ
451	(株)アルズ石油 伊那店SS	伊那市西春近5514	ガソリン 軽油	50,000 昼間0265-96-7216 15,000 夜間	不可	給油不可	24時間	セルフ
452	(有)入口高麗 坂下SS	伊那市坂下3364	ガソリン 軽油	10,000 昼間0265-72-2477 4,800 夜間	不可	給油不可	7:00~20:00(月~土) 8:00~19:00(祝)	フルサービス
453	JA上伊那 中沢SS	駒ヶ根市下平2425	ガソリン 軽油	23,300 昼間0265-83-7032 15,500 夜間	可：移動タンク	給油不可	7:00~19:30(月~土) 8:30~17:30(日・祝)	フルサービス
454	JA上伊那 グリーンロード手良SS	伊那市手良野口215	ガソリン 軽油	10,000 昼間0265-72-2750 10,000 夜間	可：移動タンク	給油不可	9:00~11:00 (月・水・土のみ)	フルサービス
455	(株)オートバックス伊那北都SS	辰野町大平伊那富281-1	ガソリン 軽油	40,000 昼間0266-43-3481 20,000 夜間	可：移動タンク	給油不可	7:00~19:00(月~土) 8:00~17:00(日・祝)	フルサービス

上伊那広域消防本部

航空小隊燃料保管場所

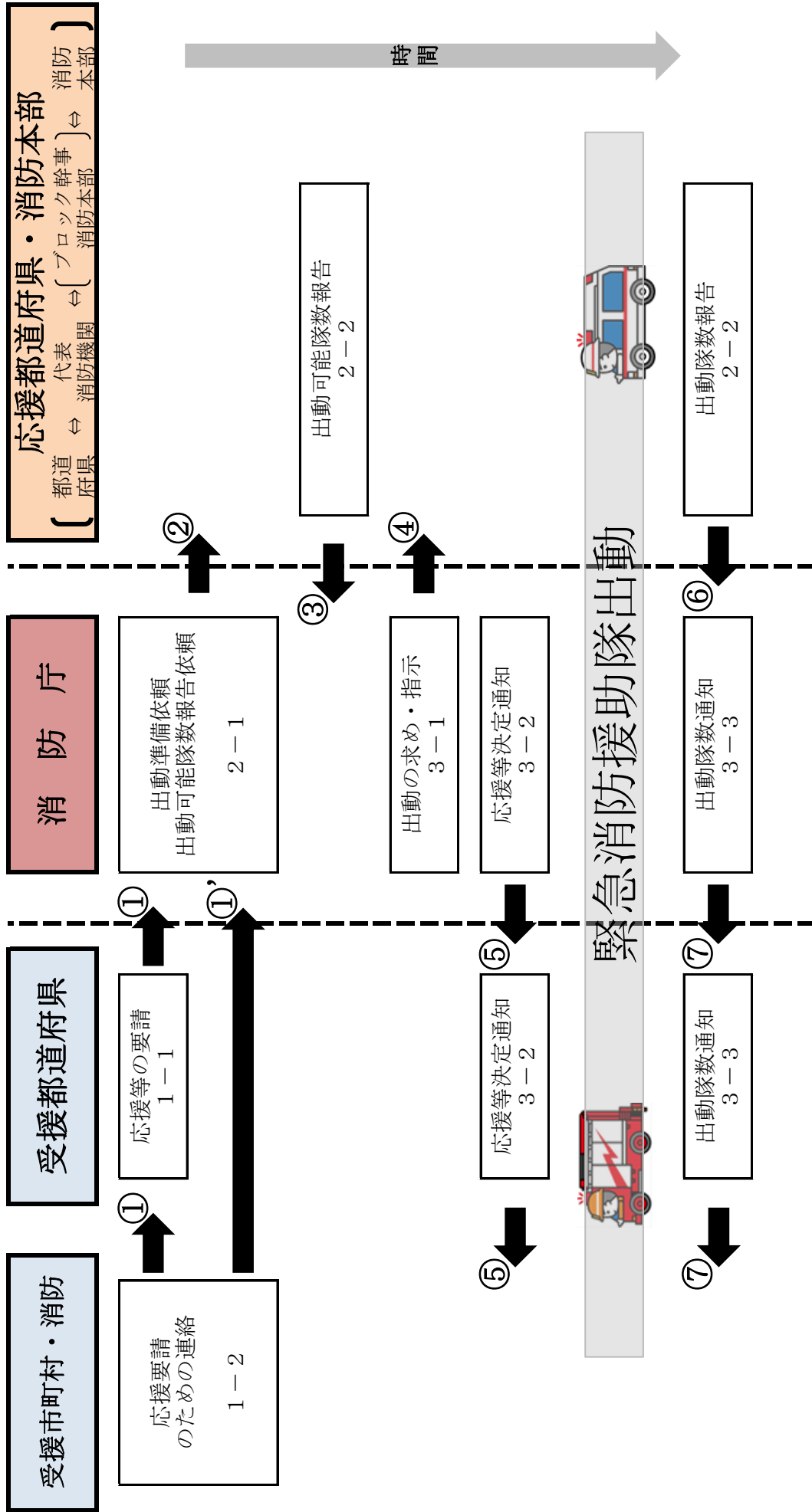
備蓄保管場所	名称	貯蔵量	所在地	座標(世界測地)		貯蔵場所以外への調達の可・否又は方法	連絡先(昼間・夜間)		
				北緯	東経		電話番号	F	A
1	長野県消防防災航空センター	ドラム5~10本 1,000~2,000L	松本市空港真9030	36.09.58	137.55.38	航空隊2トトラック	昼夜	0263-85-5511	0263-85-5513
2	岳北消防本部	ドラム3本 600L	飯山市大字飯山3690-1	36.51.34	138.22.35	調達可能 ただし、岳北消防本部と調整を要する。	昼夜	0269-62-0119	0269-62-3347
3	北信合同庁舎(地域政策課)	ドラム4本 800L	中野市大字壁田955	36.47.22	138.21.08	調達可能 ただし、岳南広域消防本部と調整を要する。	昼間 夜間 夜間 夜間	0269-22-3111 同上(警備員) 同上(警備員)	0269-23-0256 同上(警備員) 同上(警備員)
4	長野県消防学校	ドラム4本 800L	長野市篠ノ井東福寺2375-1	36.34.18	138.10.25	航空隊2トトラック又は、県消防学校職員と調整する。	夜間 ※連絡不能時(県消防課 026-235-7182)	同上	026-292-2580 026-292-4654
5	北部消防署前 北アルプス広域消防本部・北部消防署 ※1	ドラム3本 600L	白鳥村大字北城9715-16	36.42.22	137.51.55	航空隊2トトラック	昼夜	0261-72-0119	0261-72-5576
6	木曾広域消防本部 木曾消防署	ドラム4本 800L	木曾町福島3737	36.49.20	137.40.51	調達可能 ただし、木曾広域消防本部と調整を要する。	昼夜	0264-22-0119	0264-22-2929
7	上田地域広域連合消防本部 上田東北消防署	ドラム3本 600L	上田市芳田1515-1	36.23.31	138.18.07	調達可能 ただし、上田地域広域連合消防本部と調整を要する。	昼夜	0268-36-0119	0268-36-0341
8	佐久広域連合消防本部 北部消防署	ドラム3本 600L	佐久市下小田切544-1	36.11.18	138.28.49	調達可能 ただし、佐久広域連合消防本部と調整を要する。	昼夜	0267-82-0119	0267-82-3870
9	飯田市立病院 ※2	ドラム4本 800L	飯田市八幡町438	36.29.57	137.50.15	調達可能 ただし、飯田広域消防本部と調整を要する。	昼間 夜間	0265-21-1255 同上：内線2226	0265-21-1266
10	赤砂崎ヘリポート 下諏訪町役場建設課	ドラム3本 600L	下諏訪町赤砂崎	36.03.36	138.04.47	調達可能 ただし、諏訪広域消防本部と調整を要する。	昼間 夜間	0266-27-1111 同上(警備員)	0266-28-8783 同上(警備員)

◆連絡先については燃料保管管理者とし、昼間・夜間を記載。

※1 備蓄保管場所のキーは北アルプス広域消防本部・北部消防署で管理しています。

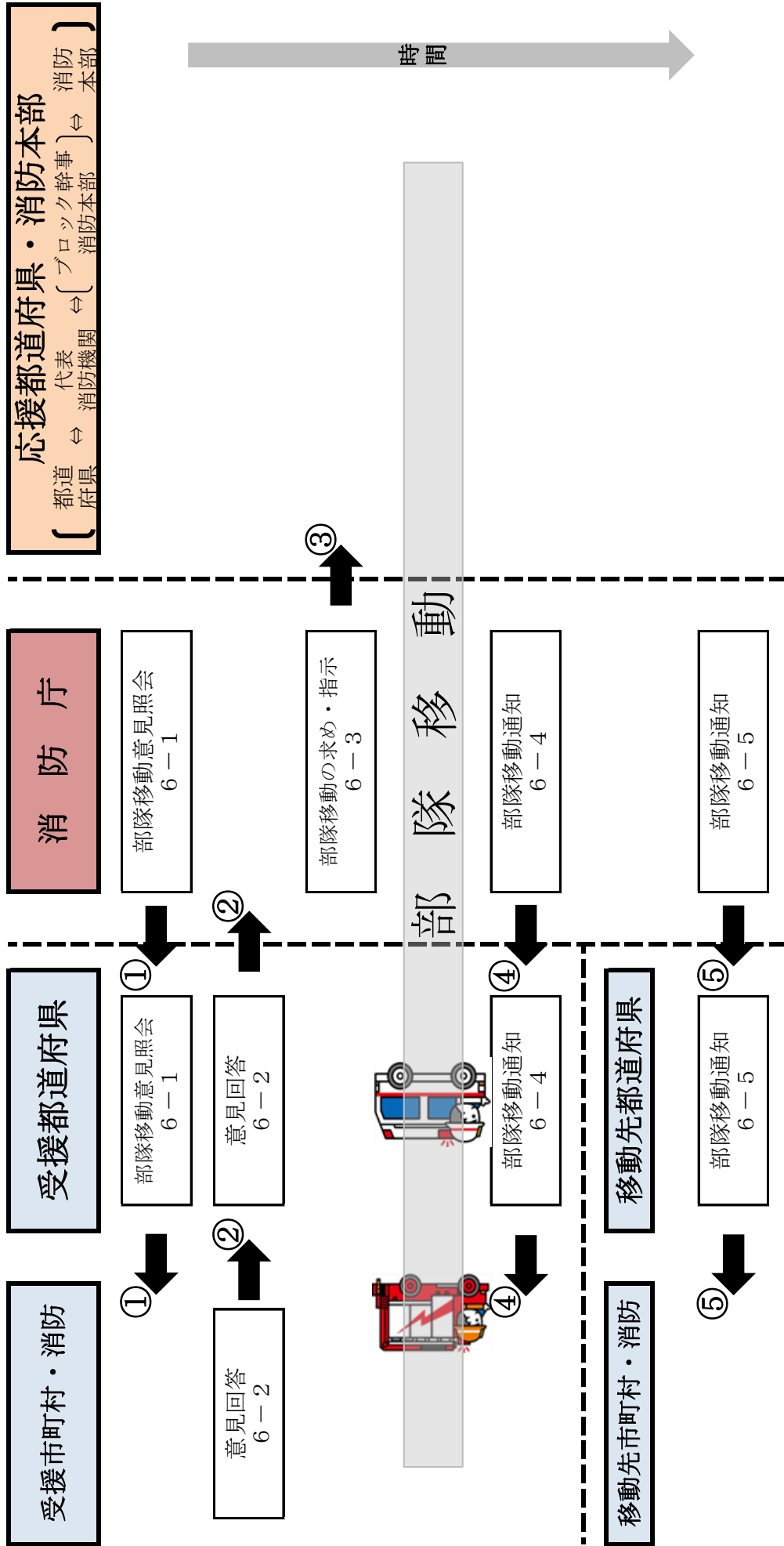
※2 飯田市立病院の担当は庶務課施設係(大規模災害時の対応は、飯田広域消防本部の支援が必要)

緊急消防援助隊 応援要請系統図



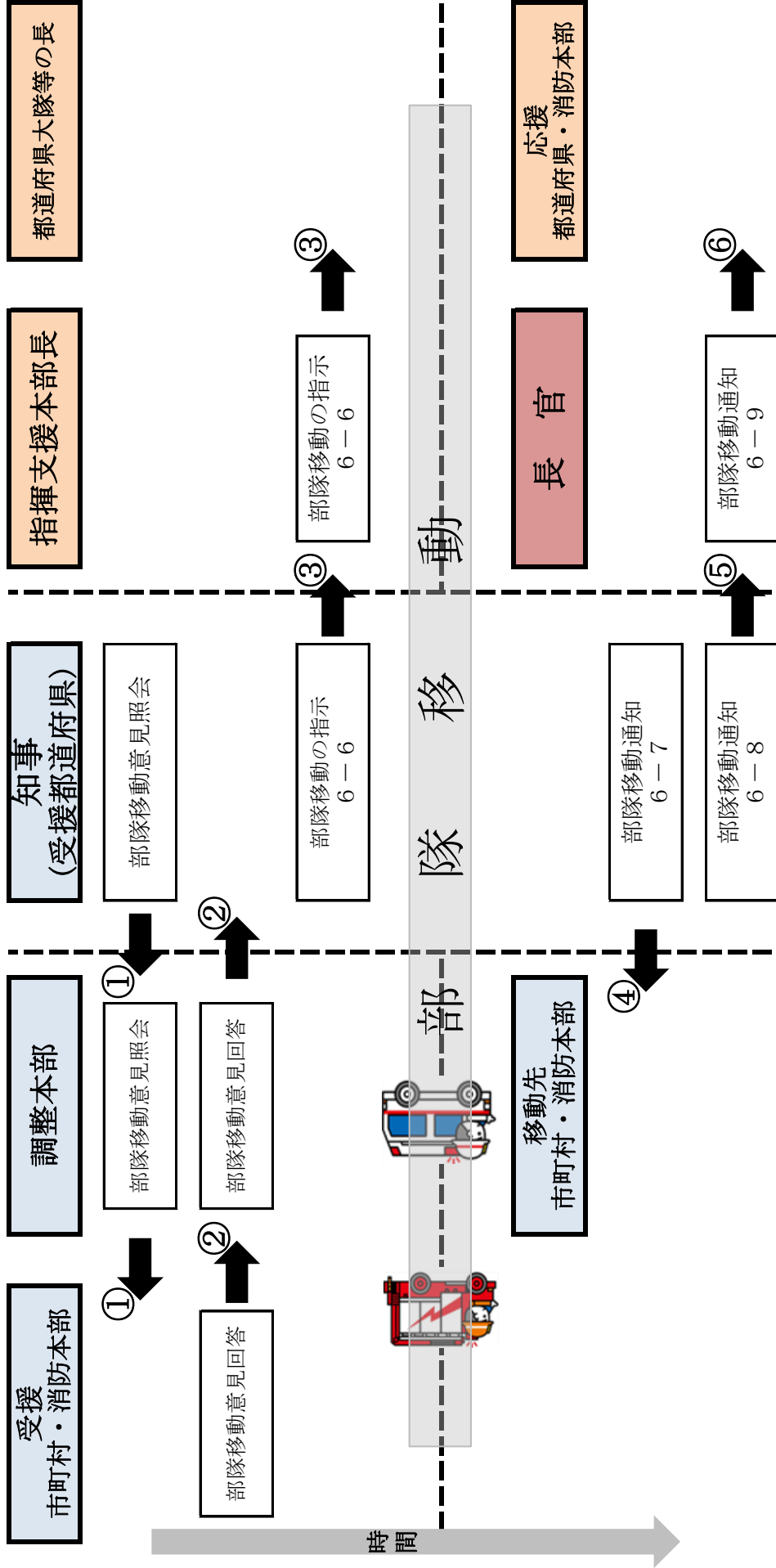
※図中「1-1」等の番号：要請要綱の別記様式番号

緊急消防援助隊 部隊移動系統図（長官による部隊移動の求め又は指示） ※都道府県を越える部隊移動



※図中「6-1」等の番号：要請要綱の別記様式番号

緊急消防援助隊 部隊移動系統図 (受援都道府県知事による部隊移動の指示) ※都道府県内の部隊移動



※図中「6-6」等の番号：要請要綱の別記様式番号

調整本部の運営に係るチェックリスト

I 緊急消防援助隊の応援要請の検討		チェック欄																																
1	各市町村（各消防本部管内）の被害状況を確認したか？連絡のとれない消防本部はないか？	<input type="checkbox"/>																																
2	自都道府県の消防防災ヘリに対して、必要に応じて被害状況の収集のための出動を指示したか？また、ヘリテレ等での映像伝送を確認したか？	<input type="checkbox"/>																																
3	消防の応援等（都道府県内応援隊・緊急消防援助隊）を必要とする市町村（消防本部）を確認したか？	<input type="checkbox"/>																																
4	代表消防機関及び消防庁の担当者とのホットライン（直通の連絡先、連絡手段）を確保したか？	<input type="checkbox"/>																																
5	応援等を必要とする市町村（消防本部）の災害に対して、都道府県内応援隊のみで対応を行うか、緊急消防援助隊を要請するか判断したか？ 判断に迷う場合は、代表消防機関又は消防庁に意見を聴いたか？	<input type="checkbox"/>																																
6	自衛隊の災害派遣要請の検討を行ったか？	<input type="checkbox"/>																																
7	緊急消防援助隊の応援等を必要とする市町村（消防本部）に対して、詳細な災害の状況及び必要な隊の種別・規模を確認したか？これらを消防庁に連絡したか？	<input type="checkbox"/>																																
II 調整本部の設置		チェック欄																																
1	緊急消防援助隊の要請時刻を確認したか？ 令和 年 月 日() : _____	<input type="checkbox"/>																																
2	調整本部の設置時刻を確認したか？ 令和 年 月 日() : _____	<input type="checkbox"/>																																
3	都道府県災害対策本部及び消防庁に対し、調整本部設置の連絡をしたか？	<input type="checkbox"/>																																
4	代表消防機関及び被災地の市町村（消防本部）に対して、緊急消防援助隊の要請及び調整本部の設置について連絡したか？	<input type="checkbox"/>																																
5	調整本部員の派遣について、調整本部員の派遣元機関に要請したか？	<input type="checkbox"/>																																
6	調整本部の本部員を確認したか？	<input type="checkbox"/>																																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">本部員</th> <th style="width: 20%;">所 属</th> <th style="width: 20%;">職</th> <th style="width: 40%;">氏 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部長</td> <td>〇〇県</td> <td>知事</td> <td>〇〇 〇〇</td> </tr> <tr> <td>副本部長</td> <td>〇〇課</td> <td>〇〇</td> <td>〇〇 〇〇</td> </tr> <tr> <td>副本部長</td> <td>緊急消防援助隊 (消防局)</td> <td>指揮支援部隊長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>部内の職員</td> <td>〇〇課</td> <td>〇〇</td> <td>〇〇 〇〇</td> </tr> <tr> <td>代表消防機関</td> <td>〇〇消防局</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>被災地消防本部</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>防災航空隊</td> <td>県防災航空隊</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			本部員	所 属	職	氏 名	本部長	〇〇県	知事	〇〇 〇〇	副本部長	〇〇課	〇〇	〇〇 〇〇	副本部長	緊急消防援助隊 (消防局)	指揮支援部隊長		部内の職員	〇〇課	〇〇	〇〇 〇〇	代表消防機関	〇〇消防局			被災地消防本部				防災航空隊	県防災航空隊		
本部員	所 属	職	氏 名																															
本部長	〇〇県	知事	〇〇 〇〇																															
副本部長	〇〇課	〇〇	〇〇 〇〇																															
副本部長	緊急消防援助隊 (消防局)	指揮支援部隊長																																
部内の職員	〇〇課	〇〇	〇〇 〇〇																															
代表消防機関	〇〇消防局																																	
被災地消防本部																																		
防災航空隊	県防災航空隊																																	
7	自衛隊、警察、海上保安庁、DMATの連絡員の責任者を確認したか？	<input type="checkbox"/>																																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">機関名</th> <th style="width: 20%;">所 属</th> <th style="width: 20%;">職</th> <th style="width: 40%;">氏 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自衛隊</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>警察</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>海上保安庁</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>DMAT</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			機関名	所 属	職	氏 名	自衛隊				警察				海上保安庁				DMAT															
機関名	所 属	職	氏 名																															
自衛隊																																		
警察																																		
海上保安庁																																		
DMAT																																		

Ⅲ 緊急消防援助隊の受入れ		チェック欄																				
1	統括指揮支援隊の受入れに関して、様式 2 により確認したか？ 【確認用様式】様式 2 指揮支援部隊 受入れ管理表	<input type="checkbox"/>																				
2	指揮支援部隊長へ被害状況、応援隊の要請状況等を報告したか？	<input type="checkbox"/>																				
3	指揮支援部隊長から各指揮本部へ、指揮支援本部を設置する旨の連絡をしたか？また、指揮支援本部長を指名したか？	<input type="checkbox"/>																				
4	指揮支援隊の受入れに関して、様式 2 により確認したか？各指揮本部に連絡したか？ 【確認用様式】様式 2 指揮支援部隊 受入れ管理表	<input type="checkbox"/>																				
5	ヘリベース指揮者と活動拠点ヘリベースの設置場所について調整したか？	<input type="checkbox"/>																				
6	指揮支援部隊長からヘリベース指揮者へ、航空指揮支援本部を設置する旨の連絡をしたか？また、航空指揮支援本部長を指名したか？	<input type="checkbox"/>																				
7	航空指揮支援隊の受入れに関して、様式 2 により確認したか？航空指揮本部に連絡したか？ 【確認用様式】様式 2 指揮支援部隊 受入れ管理表	<input type="checkbox"/>																				
8	緊急消防援助隊の受入れ体制の構築状況について、各指揮本部へ確認したか？受入れ体制が整わないと報告があった場合、受入れ業務の支援について代表消防機関と調整したか？	<input type="checkbox"/>																				
9	緊急消防援助隊の都道府県大隊等の出動状況に関して、様式 3、様式 4 により確認したか？ 【確認用様式】様式 3 都道府県大隊・各部隊 受入れ管理表 【確認用様式】様式 4 都道府県大隊・各部隊 隊種別管理表 ・ 隊の種類、規模の確認 ※確認資料：消防庁からの出動隊数通知（別記様式 3-3） ・ 進出拠点、進出拠点連絡員の調整 ※調整相手：消防庁、被災地消防本部等 ・ 宿営場所、宿営場所連絡調整員の調整 ※調整相手：消防庁、被災地消防本部等	<input type="checkbox"/>																				
10	消防庁から提供された緊急消防援助隊連絡体制（要請要綱別記様式 7）について共有しているか？	<input type="checkbox"/>																				
11	主要幹線道路（特に高速道路・自動車専用道路）に通行不能区間はあるか？ <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">道路名称</th> <th style="width: 25%;">通行不能区間</th> <th style="width: 25%;">通行不能理由</th> <th style="width: 25%;">緊急車両の通行可否</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>～</td> <td></td> <td>可・不可</td> </tr> <tr> <td></td> <td>～</td> <td></td> <td>可・不可</td> </tr> <tr> <td></td> <td>～</td> <td></td> <td>可・不可</td> </tr> <tr> <td></td> <td>～</td> <td></td> <td>可・不可</td> </tr> </tbody> </table>	道路名称	通行不能区間	通行不能理由	緊急車両の通行可否		～		可・不可		～		可・不可		～		可・不可		～		可・不可	<input type="checkbox"/>
道路名称	通行不能区間	通行不能理由	緊急車両の通行可否																			
	～		可・不可																			
	～		可・不可																			
	～		可・不可																			
	～		可・不可																			
12	緊急消防援助隊の先導等について必要に応じて地元警察に依頼したか？	<input type="checkbox"/>																				
13	都道府県内応援隊の編成状況及び活動状況について確認したか？ （応援実施状況について取りまとめているか？）	<input type="checkbox"/>																				
14	燃料補給体制について被災地消防本部に確認したか？必要に応じて手配したか？	<input type="checkbox"/>																				
15	重機派遣の必要性について被災地消防本部に確認したか？必要に応じて手配したか？	<input type="checkbox"/>																				

IV 活動中		チェック欄
1	被災地の被害状況を定期的に収集し、整理しているか？	<input type="checkbox"/>
2	都道府県災害対策本部と被害状況等の情報を共有しているか？	<input type="checkbox"/>
3	災害対策本部において、必要に応じて関係機関との活動調整会議を開催したか？	<input type="checkbox"/>
4	活動中の安全管理（降雨・気温等の情報提供、活動の中止基準に関する助言等）に配慮しているか？	<input type="checkbox"/>
5	都道府県内応援隊及び緊急消防援助隊の配置は適切か？	<input type="checkbox"/>
6	緊急消防援助隊の増隊要請（部隊規模や特殊車両の観点から）の要否について検討したか？	<input type="checkbox"/>
7	活動場所等において、食糧等の物資は足りているか？トイレは不足していないか？	<input type="checkbox"/>
8	緊急消防援助隊動態情報システム及び支援情報共有ツールを使用し、必要な情報提供をしているか？	<input type="checkbox"/>
9	消防庁から提供された緊急消防援助隊連絡体制（要請要綱別記様式7）を必要に応じて変更し、共有しているか？	<input type="checkbox"/>
10	都道府県内応援隊及び緊急消防援助隊の活動状況の取りまとめについて、指揮支援隊長（指揮支援本部）に指示したか？	<input type="checkbox"/>
V 引揚げの検討		チェック欄
1	緊急消防援助隊の引揚げについて、次の機関（職員）と調整したか。 <ul style="list-style-type: none"> ・被災地の市町村長（指揮者） ・知事 ・政府現地対策本部 ・消防庁 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

指揮支援部隊 受入れ管理表

統括指揮支援隊

指揮支援部隊長 所属消防本部・氏名・連絡先	統括指揮 支援隊人数	移動方法					調整本部 到着時刻
		手段	受入れ ヘリポート	ヘリポート 着陸予定時刻	送迎担当者 (ヘリポート→調整本部)	移動経路	
(消防本部) (氏名) (連絡先) -- --	名	ヘリコプター (県・市ヘリ) ● 自動車	県庁HP ()	：		※調整本部等の職員	：

指揮支援隊

指揮支援隊長 所属消防本部・氏名・連絡先	指揮支援隊 人数	受援市町村 (消防本部)	移動方法					指揮本部 到着時刻
			手段	受入れ ヘリポート	ヘリポート 着陸予定時刻	送迎担当者 (ヘリポート→指揮本部)	移動経路	
(消防本部) (氏名) (連絡先) -- --	名		ヘリコプター (県・市ヘリ) ● 自動車	：			：	
(消防本部) (氏名) (連絡先) -- --	名		ヘリコプター (県・市ヘリ) ● 自動車	：			：	
(消防本部) (氏名) (連絡先) -- --	名		ヘリコプター (県・市ヘリ) ● 自動車	：			：	

464

航空指揮支援隊

航空指揮支援隊長 所属航空隊・氏名・連絡先	航空指揮 支援隊人数	移動方法			活動拠点ヘリベース 到着時刻
		手段	受入れ ヘリポート	移動経路	
(所属) (氏名) (連絡先) -- --	名	ヘリコプター (県・市ヘリ) ● 自動車	HB ()	：	：

都道府県大隊・各部隊 受入れ管理表（指揮支援部隊、航空部隊を除く）

応援 都道府県	隊の種類	隊の規模	隊の代表者 所属消防本部・氏名・連絡先	受援市町村 (消防本部)	進出拠点				宿営場所		
					名称	到着時刻	出発時刻	連絡員の派遣元消防本部 担当者・連絡先	名称	到着予定 時刻	連絡調整員の派遣元消防本部 担当者・連絡先
465	大隊・統合 エネ産・NBC 土砂風水害	隊名	(消防本部) (代表者名) (連絡先) - -					(消防本部) (担当者) (連絡先) - -			(消防本部) (担当者) (連絡先) - -
	大隊・統合 エネ産・NBC 土砂風水害	隊名	(消防本部) (代表者名) (連絡先) - -					(消防本部) (担当者) (連絡先) - -			(消防本部) (担当者) (連絡先) - -
	大隊・統合 エネ産・NBC 土砂風水害	隊名	(消防本部) (代表者名) (連絡先) - -					(消防本部) (担当者) (連絡先) - -			(消防本部) (担当者) (連絡先) - -
	大隊・統合 エネ産・NBC 土砂風水害	隊名	(消防本部) (代表者名) (連絡先) - -					(消防本部) (担当者) (連絡先) - -			(消防本部) (担当者) (連絡先) - -
	大隊・統合 エネ産・NBC 土砂風水害	隊名	(消防本部) (代表者名) (連絡先) - -					(消防本部) (担当者) (連絡先) - -			(消防本部) (担当者) (連絡先) - -
	大隊・統合 エネ産・NBC 土砂風水害	隊名	(消防本部) (代表者名) (連絡先) - -					(消防本部) (担当者) (連絡先) - -			(消防本部) (担当者) (連絡先) - -
	大隊・統合 エネ産・NBC 土砂風水害	隊名	(消防本部) (代表者名) (連絡先) - -					(消防本部) (担当者) (連絡先) - -			(消防本部) (担当者) (連絡先) - -
	大隊・統合 エネ産・NBC 土砂風水害	隊名	(消防本部) (代表者名) (連絡先) - -					(消防本部) (担当者) (連絡先) - -			(消防本部) (担当者) (連絡先) - -
	大隊・統合 エネ産・NBC 土砂風水害	隊名	(消防本部) (代表者名) (連絡先) - -					(消防本部) (担当者) (連絡先) - -			(消防本部) (担当者) (連絡先) - -

都道府県大隊・各部隊 隊種別管理表

月 日 : 現在

応援都道府県	隊の種類		指揮隊	消火小隊	救助小隊	救急小隊	後方支援小隊	通信支援小隊	水上小隊	特殊災害(毒劇物等対応小隊)	特殊災害(大規模危険物火災等対応小隊)	特殊災害(密閉空間火災等対応小隊)	特殊災害(遠距離大量送水小隊)	特殊装備(震災対応特殊車両小隊)	特殊装備(水難救助小隊)	特殊装備(消防活動二輪小隊)	特殊装備(その他の特殊装備小隊)	合計	備考(特殊車両の有無)			受援市町村(消防本部)
																			中型水陸両用車	水陸両用バギー	重機	
	大隊・統合	(隊数)																				
	エネ産・NBC 土砂風水害	(人数)																				
	大隊・統合	(隊数)																				
	エネ産・NBC 土砂風水害	(人数)																				
	大隊・統合	(隊数)																				
	エネ産・NBC 土砂風水害	(人数)																				
	大隊・統合	(隊数)																				
	エネ産・NBC 土砂風水害	(人数)																				
	大隊・統合	(隊数)																				
	エネ産・NBC 土砂風水害	(人数)																				
	大隊・統合	(隊数)																				
	エネ産・NBC 土砂風水害	(人数)																				
	大隊・統合	(隊数)																				
	エネ産・NBC 土砂風水害	(人数)																				
	大隊・統合	(隊数)																				
	エネ産・NBC 土砂風水害	(人数)																				

※応援等の要請は電話により直ちに行うこと。また、本様式による要請は、下記事項を把握した段階で速やかに行うこと。

別記様式 1 - 1

緊急消防援助隊の応援等要請

第	報
〇〇 年 月 日 時 分	

(消防庁長官) 殿

(都道府県知事)

消防組織法第44条第1項の規定に基づき、〇〇年 月 日 時 分に電話により行った緊急消防援助隊の応援等の要請について、詳細の災害の状況等を報告します。

災害発生日時	〇〇 年 月 日 時 分頃	
災害発生場所	都道 市区 府県 町村	
応援等要請日時	〇〇 年 月 日 時 分	
出動を希望する区域・活動内容		
災害の状況		
	原子力施設等	被害
	石油コンビナート等	被害

・ **必要な応援都道府県大隊** ※必要な隊に○を付ける。必要隊数が分かる場合は、隊数を記入。

出動可能な全隊			
指揮隊	後方支援小隊	特 殊 装 備 小 隊	遠距離大量送水小隊
消火小隊	通信支援小隊		消防活動二輪小隊
救助小隊	毒劇物等対応小隊		震災対応特殊車両小隊
救急小隊	大規模危険物火災対応小隊		水難救助小隊
水上小隊	密閉空間火災等対応小隊		その他 ()
その他参考となるべき事項 (必要資機材等)			

・ **必要な応援部隊** ※必要な隊 (部隊) に○を付ける。必要 (部) 隊数が分かる場合は、隊数を記入。

指 揮 支 援 部 隊	統括指揮支援隊	エネルギー・産業基盤災害即応部隊
	指揮支援隊	N B C 災害即応部隊
	航空指揮支援隊	土砂・風水害機動支援部隊
航 空 部 隊	航空小隊	
	航空後方支援小隊	
その他参考となるべき事項 (必要資機材等)		

< 連絡責任者 >

担当課室		氏 名	
NTT回線電話		NTT回線 F A X	
地域衛星電話		地域衛星 F A X	

※応援等の要請は電話により直ちに行うこと。また、本様式による要請は、下記事項を把握した段階で速やかに行うこと。

別記様式 1 - 2

応援等要請のための連絡事項

第	報
〇〇 年 月 日 時 分	

(消防庁長官又は都道府県知事) 殿

(市町村長)

緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱第 4 条の規定に基づき、次のとおり詳細な災害の状況及び大規模な消防の応援等に関する事項を連絡します。

災 害 発 生 日 時	〇〇 年 月 日	時 分	頃
災 害 発 生 場 所	都道 府県	市区 町村	
応 援 等 要 請 日 時	〇〇 年 月 日	時 分	
出動を希望する区域・活動内容			
災 害 の 状 況	原子力施設等		被 害
	石油コンビナート等		被 害

・ **必要な応援都道府県大隊** ※必要な隊に○を付ける。必要隊数が分かる場合は、隊数を記入。

出動可能な全隊			
指揮隊	後方支援小隊	特 殊 装 備 小 隊	遠距離大量送水小隊
消火小隊	通信支援小隊		消防活動二輪小隊
救助小隊	毒劇物等対応小隊		震災対応特殊車両小隊
救急小隊	大規模危険物火災対応小隊		水難救助小隊
水上小隊	密閉空間火災等対応小隊		その他 ()
その他参考となるべき事項 (必要資機材等)			

・ **必要な応援部隊** ※必要な隊 (部隊) に○を付ける。必要 (部) 隊数が分かる場合は、隊数を記入。

指 揮 支 援 部 隊	統括指揮支援隊	エネルギー・産業基盤災害即応部隊
	指揮支援隊	N B C 災害即応部隊
	航空指揮支援隊	土砂・風水害機動支援部隊
航 空 部 隊	航空小隊	
	航空後方支援小隊	
その他参考となるべき事項 (必要資機材等)		

< 連絡責任者 >

担当課室	氏 名	
NTT回線電話	NTT回線 F A X	
地域衛星電話	地域衛星 F A X	

緊急消防援助隊の応援等決定通知

〇〇 年 月 日 時 分

都道府県知事 } 殿
市町村長 }

消防庁長官

次のとおり緊急消防援助隊の出動を求め又は指示しましたので、連絡します。

災 害 名	
出 動 区 分	求め ・ 指示 （消防組織法第44条第 項）
迅 速 出 動	適用 （ - 区分 ） ・ 非適用
アクションプラン又は運用計画	適用 （ ） ・ 非適用
求め又は指示日時	〇〇 年 月 日 時 分
求め又は指示した隊	別添（別記様式 3 - 1 又は 3 - 4）のとおりに
連 絡 事 項	

貴都道府県内における被災地消防本部に対してこの旨連絡し、連携して受援体制を整えてください。

[受援体制チェックシート]

チェック欄

- ① 消防応援活動調整本部の設置時間、設置場所、本部長の職・氏名、本部員の構成、担当者の職・氏名、連絡先（直通）を確認し、消防庁に報告したか。
- ② 統括指揮支援隊及び指揮支援隊を受け入れるヘリコプター離着陸場、当該離着陸場から消防応援活動調整本部、指揮支援本部までの移手段等について、消防庁と調整したか。
- ③ 緊急消防援助隊の隊数や進出方向等を踏まえ、進出拠点（候補地）を確認し、消防庁と調整したか。また、当該拠点へ職員派遣等について対応したか。
- ④ 緊急消防援助隊の隊数や活動場所等を踏まえ、宿営場所（候補地）を確認し、消防庁と調整したか。また、当該拠点へ職員の派遣等について対応したか。

問い合わせ先	消防庁災害対策本部	広域応援班	
NTT回線電話	0 3 - 5 2 5 3 - 7 5 2 7	NTT回線 F A X	0 3 - 5 2 5 3 - 7 5 5 2
地域衛星電話	0 4 8 - 5 0 0 - 9 0 - 4 9 0 1 3	地域衛星 F A X	0 4 8 - 5 0 0 - 9 0 - 4 9 0 3 6

緊急消防援助隊の出動隊数通知

〇〇 年 月 日 時 分

都道府県消防防災主管部長 } 殿
消防長

消防庁広域応援室長

次のとおり緊急消防援助隊が出動しましたので、連絡します。

災 害 名	
出 動 区 分	求め ・ 指示 （消防組織法第44条第 項）
迅 速 出 動	適用 （ - 区分 ） ・ 非適用
アクションプラン又は運用計画	適用 （ ） ・ 非適用
求め又は指示日時	〇〇 年 月 日 時 分
出 動 し た 隊	別添（別記様式 2 - 2）のとお
連 絡 事 項	

貴都道府県内における被災地消防本部に対してこの旨連絡し、連携して受援体制を整えてください。

[受援体制チェックシート]

チェック欄

- ① 消防応援活動調整本部の設置時間、設置場所、本部長の職・氏名、本部員の構成、担当者の職・氏名、連絡先（直通）を確認し、消防庁に報告したか。
- ② 統括指揮支援隊及び指揮支援隊を受け入れるヘリコプター離着陸場、当該離着陸場から消防応援活動調整本部、指揮支援本部までの移動手段等について、消防庁と調整したか。
- ③ 緊急消防援助隊の隊数や進出方向等を踏まえ、進出拠点（候補地）を確認し、消防庁と調整したか。また、当該拠点へ職員派遣等について対応したか。
- ④ 緊急消防援助隊の隊数や活動場所等を踏まえ、宿営場所（候補地）を確認し、消防庁と調整したか。また、当該拠点へ職員の派遣等について対応したか。

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	0 3 - 5 2 5 3 - 7 5 2 7	NTT回線 F A X	0 3 - 5 2 5 3 - 7 5 5 2
地域衛星電話	0 4 8 - 5 0 0 - 9 0 - 4 9 0 1 3	地域衛星 F A X	0 4 8 - 5 0 0 - 9 0 - 4 9 0 3 6

緊急消防援助隊の引揚げ決定通知

〇〇 年 月 日 時 分

消防庁長官
市町村長
指揮支援部隊長

} 殿

都道府県知事

次のとおり緊急消防援助隊の引揚げを決定しましたので通知します。

引揚げ決定日時	〇〇	年	月	日	時	分
引揚げ日時	〇〇	年	月	日	時	分
引揚げ決定した隊						
連絡事項						

< 連絡責任者 >

担当課室		氏名	
NTT回線電話		NTT回線FAX	
地域衛星電話		地域衛星FAX	

部隊移動に関する意見（照会）

〇〇	年	月	日	時	分
----	---	---	---	---	---

都道府県知事 市 町 村 長	}	殿
-------------------	---	---

消 防 庁 長 官

貴都道府県内で活動している緊急消防援助隊の部隊移動について、消防組織法第44条第8項の規定に基づき、意見を求めます。

現 在 の 出 動 先	都道 府県	市区 町村
部 隊 移 動 先	都道 府県	市区 町村

・ 部隊移動を求め又は指示する都道府県大隊

・ 都道府県大隊名
・ 連絡事項

・ 部隊移動を求め又は指示する部隊

・ 部隊名
・ 連絡事項

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

部隊移動に関する意見（回答）

〇〇 年 月 日 時 分

消 防 庁 長 官 殿

（都道府県知事 又は 市町村長）

消防組織法第44条第8項の規定に基づき求められた部隊移動に関する意見について、
次のとおり回答します。

了承します。

その他

部隊移動に関する意見	

<連絡責任者>

担当課室		氏 名	
N T T 回線電話		N T T 回線 F A X	
地域衛星電話		地域衛星 F A X	

緊急消防援助隊の部隊移動通知

〇〇	年	月	日	時	分
----	---	---	---	---	---

緊急消防援助隊行動市町村長 殿
 (緊急消防援助隊行動都道府県知事 経由)

消防庁長官

貴都道府県内又は貴市町村内で活動している緊急消防援助隊について、次のとおり部隊移動を求め又は指示しましたので通知します。

部 隊 移 動 区 分	求 め ・ 指 示 (消防組織法第44条第__項)
求め又は指示日時	〇〇 年 月 日 時 分
求め又は指示した隊	別添(別記様式6-3)のとおり
連 絡 事 項	

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

緊急消防援助隊の部隊移動通知

〇〇 年 月 日 時 分

都道府県知事
市町村長 } 殿

消 防 庁 長 官

〇〇都道府県内で活動している緊急消防援助隊について、次のとおり部隊移動を求め
又は指示しましたので通知します。

部 隊 移 動 区 分	求 め ・ 指 示 （消防組織法第44条第__項）
求め又は指示日時	〇〇 年 月 日 時 分
求め又は指示した隊	別添（別記様式6-3）のとおり
連絡事項	

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

緊急消防援助隊の部隊移動の指示

〇〇 年 月 日 時 分

都道府県大隊長又は各部隊長
(指揮支援本部長 経由)

(都道府県知事)

次のとおり部隊移動を指示します。

部 隊 移 動 区 分	指 示 (消防組織法第44条の3第1項)
指 示 日 時	〇〇 年 月 日 時 分
現 在 の 出 動 先	都道 市区 府県 町村
部 隊 移 動 先	都道 市区 府県 町村

・ 部隊移動を指示する都道府県大隊

・ 都道府県大隊名
・ 連絡事項

・ 部隊移動を指示する部隊

・ 部隊名
・ 連絡事項

< 連絡責任者 >

担当課室		氏 名	
NTT回線電話		NTT回線FAX	
地域衛星電話		地域衛星FAX	

緊急消防援助隊の部隊移動通知

〇〇 年 月 日 時 分

〇〇市町村長 殿

(都道府県知事)

本都道府県内で活動している緊急消防援助隊について、次のとおり〇〇〇〇〇〇市へ部隊移動を指示しましたので通知します。

部 隊 移 動 区 分	指 示 (消防組織法第44条の3第1項)
指 示 日 時	〇〇 年 月 日 時 分
指 示 し た 隊	別添 (別記様式 6 - 6) のとおり
連 絡 事 項	

<連絡責任者>

担当課室		氏 名	
N T T 回線電話		N T T 回線 F A X	
地域衛星電話		地域衛星 F A X	

緊急消防援助隊の部隊移動通知

〇〇	年	月	日	時	分
----	---	---	---	---	---

消防庁長官 殿

(都道府県知事)

本都道府県内で活動している緊急消防援助隊について、次のとおり部隊移動を指示しましたので通知します。

部 隊 移 動 区 分	指 示 (消防組織法第44条の3第1項)
指 示 日 時	〇〇 年 月 日 時 分
指 示 し た 隊	別添 (別記様式 6 - 6) のとおり
連 絡 事 項	

<連絡責任者>

担当課室		氏 名	
N T T 回線電話		N T T 回線 F A X	
地域衛星電話		地域衛星 F A X	

〇〇都道府県 〇〇災害に係る緊急消防援助隊連絡体制

〇〇年 〇月 〇日 時 分 現在

消防庁

災害対策本部(広域応援班 陸上・航空)

NTT回線	TEL 03-5253-7527	FAX 03-5253-7552
消防防災無線	TEL 90-49013	FAX 90-49036
地域衛星回線	TEL 048-500-90-49013	FAX 048-500-90-49036
メールアドレス	kinental0119@soumu.go.jp	

現地派遣職員

派遣場所	職・氏名	TEL

〇〇都道府県

災害対策本部

設置場所：			
NTT回線	TEL	FAX	
消防防災無線	TEL	FAX	
地域衛星回線	TEL	FAX	
メールアドレス	氏名	TEL	
本部長	所屬	職・氏名	
航空運用調整班	TEL	FAX	

〇〇市町村

災害対策本部

設置場所：			
NTT回線	TEL	FAX	
消防防災無線	TEL	FAX	
地域衛星回線	TEL	FAX	
メールアドレス	氏名	TEL	
本部長			

緊急消防援助隊

陸上

〇〇都道府県大隊

大隊長	所屬	TEL
	氏名	
統合機動部隊長	所屬	TEL
	氏名	
後方支援本部	所屬	FAX
	TEL	
	メールアドレス	

〇〇都道府県大隊

大隊長	所屬	TEL
	氏名	
統合機動部隊長	所屬	TEL
	氏名	
後方支援本部	所屬	FAX
	TEL	
	メールアドレス	

調整本部

設置場所：			
NTT回線	TEL	FAX	
消防防災無線	TEL	FAX	
地域衛星回線	TEL	FAX	
メールアドレス	氏名	TEL	
本部長	所屬	TEL	
統括指揮支援隊長	氏名		

指揮本部

設置場所：			
NTT回線	TEL	FAX	
消防防災無線	TEL	FAX	
地域衛星回線	TEL	FAX	
メールアドレス	氏名	TEL	
本部長			

政府現地対策本部

設置場所：			
NTT回線	TEL	FAX	
消防防災無線	TEL	FAX	
地域衛星回線	TEL	FAX	
メールアドレス	職・氏名	TEL	
本部長			

指揮支援本部

設置場所：			
NTT回線	TEL	FAX	
消防防災無線	TEL	FAX	
地域衛星回線	TEL	FAX	
メールアドレス	所屬	TEL	
指揮支援本部長	氏名		
(指揮支援隊長)			

航空

ヘリベース(HB)

設置場所：			
NTT回線	TEL	FAX	
消防防災無線	TEL	FAX	
地域衛星回線	TEL	FAX	
メールアドレス	所屬	TEL	
HB指揮者	職・氏名		
航空指揮支援本部長	所屬	TEL	
(航空指揮支援隊長)	氏名		
航空後方支援隊長	所屬	TEL	
	氏名		

フォワードベース(FB)

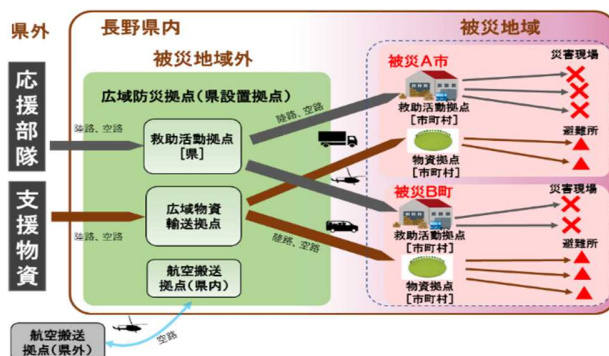
設置場所：			
FB指揮者	所屬	TEL	
	職・氏名		
	所屬	TEL	
	氏名		

資料05-22 広域防災拠点計画

大規模災害発生時に国及び他県等から広域的な人的、物的応援を円滑に受け入れ、被災市町村に迅速に届けるために、後方支援を行う広域防災拠点の配置や受援業務の明確化など具体的な受援体制を構築する目的とし、平成31年3月に長野県広域受援計画を策定。

(1) 広域防災拠点の機能

広域防災拠点は、概ね被災地域外に設置し、広域応援部隊の受け入れや物資の配分などを行う後方支援を行う拠点。



(2) 広域防災拠点の配置ゾーンの設定

県内においていかなる災害に対しても対応できるように広域防災拠点施設を配置する地域（ゾーン）を、5地域（長野、松本、上田・佐久、諏訪、伊那・飯田）設定。

※配置の考え方は以下のとおり

- ①想定災害に対し複数のゾーンを確保
- ②県外各方面から集結しやすい高速道路、空港の交通アクセスの良い地域
- ③被災地域で十分な災害対応の活動時間が確保できる地域

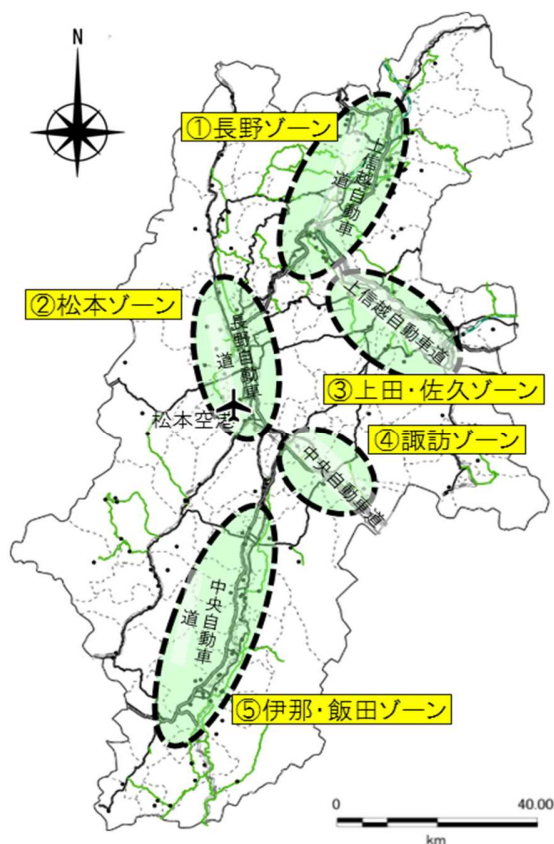


図1 配置ゾーン

(3) 広域防災拠点施設の選定

主な広域防災拠点一覧表

(平成31年3月31日時点)

救助活動拠点		
配置ゾーン	施設名	管理者名
長野	南長野運動公園	長野市
	長野運動公園	長野市
	臥竜公園等	須坂市
	北信濃ふるさと森文化公園	中野市
	道の駅「オアシスおぶせ」	小布施町
	飯綱町民会館	飯綱町
	川中島古戦場史跡公園	長野市
篠ノ井中央公園	長野市	
松本	長野県松本平広域公園	長野県
	道の駅「小坂田公園」	塩尻市
	豊科南部総合公園	安曇野市
上田・佐久	東御中央公園	東御市
	駒場公園	佐久市
	乙女湖公園	小諸市
	上田市自然運動公園	上田市
	雪窓公園	御代田町
諏訪	茅野市運動公園	茅野市
	赤砂崎公園	下諏訪町
	鳥居平やまびこ公園	岡谷市
	岡谷湖畔公園	岡谷市
伊那・飯田	長野県飯田運動公園	長野県
	伊那市防災コミュニティセンター等	伊那市
	伊那公園	伊那市
	大芝公園	南箕輪村
全24箇所(県2箇所、市町村22箇所)		

広域物資輸送拠点		
配置ゾーン	施設名	管理者名
長野	エムウェーブ	長野市
	ホワイトリング	長野市
	ビッグハット	長野市
	豊野体育館	長野市
	戸倉体育館一帯	千曲市
	飯綱町民会館	飯綱町
松本	松本市防災物資ターミナル	松本市
	やまびこドーム(松本平広域公園)	長野県
	梓川体育館	松本市
	山形村農業者トレーニングセンター	山形村
上田・佐久	県立武道館	長野県
	東御中央公園	東御市
	佐久創造館	長野県
	雪窓公園	御代田町
	上田市自然運動公園	上田市
	立科体育センター	立科町
諏訪	岡谷市民総合体育館	岡谷市
	茅野市運動公園	茅野市
伊那・飯田	サンアリーナ	中川村
	伊那市民体育館	伊那市
	大芝公園	南箕輪村
全21箇所(県3箇所、市町村18箇所)		

航空搬送拠点		
配置ゾーン	施設名称	管理者名
長野	犀川第2緑地	長野市
	中野市営球場	中野市
松本	県営松本空港	長野県
	豊科南部総合公園	安曇野市
上田・佐久	千曲川スポーツ交流広場	佐久市
	上田古戦場公園	上田市
諏訪	赤砂崎公園	下諏訪町
	茅野市運動公園	茅野市
伊那・飯田	大芝公園	南箕輪村
	長野県飯田運動公園	長野県
全10箇所(県2箇所、市町村8箇所)		

市町村別施設数
長野市: 9箇所、須坂市: 1箇所、中野市: 2箇所、千曲市: 1箇所、小布施町: 1箇所、飯綱町: 1箇所
松本市: 2箇所、塩尻市: 1箇所、安曇野市: 1箇所、山形村: 1箇所
東御市: 1箇所、佐久市: 2箇所、小諸市: 1箇所、上田市: 2箇所、御代田町: 1箇所、立科町: 1箇所
茅野市: 1箇所、岡谷市: 3箇所、下諏訪町: 1箇所
伊那市: 3箇所、中川村: 1箇所、南箕輪村: 1箇所
22市町村: 38箇所
長野県: 5箇所
実数 全43箇所
延べ 全55箇所